

# 文京区地域防災計画

(平成30年度修正)

【本編】



文京区防災会議



# 文京区地域防災計画

(平成30年度修正)

【本編】



文京区防災会議



## 目次

### **第1編 総 則**

<b>平成30年度修正の概要等</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画修正の経緯 .....	1
第2節 対策の視点 .....	1
<b>第1章 計画方針</b> .....	<b>4</b>
第1節 計画の目的 .....	4
第2節 計画の性格及び範囲 .....	4
第3節 計画の目標 .....	4
第4節 計画の修正 .....	4
第5節 他の法令に基づく計画との関係 .....	4
第6節 計画の習熟 .....	4
<b>第2章 防災関係機関の業務大綱</b> .....	<b>5</b>
第1節 区 .....	5
第2節 都関係機関等 .....	13
第3節 自衛隊 .....	14
第4節 指定地方行政機関 .....	14
第5節 指定公共機関 .....	15
第6節 指定地方公共機関等 .....	15
第7節 公共的団体 .....	16
<b>第3章 区・区民・事業者の基本的責務</b> .....	<b>17</b>
<b>第4章 文京区の概要</b> .....	<b>20</b>
第1節 地形 .....	20
第2節 面積・人口 .....	20
<b>第5章 計画の前提</b> .....	<b>21</b>
第1節 震災 .....	21
第2節 風水害 .....	23
<b>第6章 減災目標</b> .....	<b>26</b>
第1節 目標設定の趣旨 .....	26
第2節 目標年次 .....	26
第3節 減災目標と対策 .....	26

## 第2編 震災対策

### 第1部 震災予防計画

<b>第1章 地震に強い防災まちづくり（区・都）</b>	<b>31</b>
第1節 計画方針	31
第2節 防災まちづくりの推進	31
<b>第2章 公共施設及び交通施設の安全化（区・都・首都高速道路・東京地下鉄）</b>	<b>32</b>
第1節 計画方針	32
第2節 道路の整備	32
第3節 橋梁の整備	33
第4節 公園・緑地の整備	34
第5節 首都高速道路	34
第6節 都営地下鉄	35
第7節 東京地下鉄	36
<b>第3章 建築物等の安全化（区・都・消防署）</b>	<b>38</b>
第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進	38
第2節 高層建築物の安全化	40
第3節 エレベーター対策	41
第4節 窓ガラス等の落下防止	42
第5節 家具類の転倒・落下・移動防止対策	43
第6節 屋外広告物等に対する規制	44
第7節 アスベスト飛散防止対策	45
第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修	45
第9節 文化財の防災対策	46
第10節 危険物施設等の保安	47
<b>第4章 出火・延焼等の防止（区・消防署）</b>	<b>50</b>
第1節 基本方針	50
第2節 出火の防止	50
第3節 初期消火体制の強化	52
第4節 火災の拡大防止	54
<b>第5章 ライフライン施設の安全化 （東京電力パワーグリッド・東京ガス・都水道局・都下水道局・東日本電信電話）</b>	<b>58</b>
第1節 基本方針	58
第2節 電気施設	58
第3節 ガス施設	59
第4節 上水道施設	60
第5節 下水道施設	62
第6節 通信施設	63

<b>第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）</b>	<b>64</b>
第1節 基本方針	64
第2節 区民の防災意識の啓発	64
第3節 事業所の防災意識の啓発	67
第4節 区民防災組織等の育成強化	68
第5節 事業所における防災体制の育成強化	69
第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理	71
第7節 総合防災訓練の実施	73
第8節 地域防災訓練の実施	74
<b>第7章 物資の備蓄等（区・都）</b>	<b>76</b>
第1節 基本方針	76
第2節 飲料水、生活用水の確保	76
第3節 食糧の確保	78
第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	79
<b>第8章 事業継続計画の策定（区）</b>	<b>81</b>
第1節 基本方針	81
第2節 事業計画	81

## **第2編 震災対策**

### **第2部 震災応急・復旧対策計画**

<b>第1章 応急対策の活動態勢（区）</b>	<b>83</b>
第1節 区の災害対策本部の活動態勢	83
第2節 区の臨時災害対策本部の活動態勢	85
第3節 災害対策本部員の配置及び服務	87
第4節 動員態勢の強化	88
第5節 防災会議の招集	89
<b>第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）</b>	<b>90</b>
第1節 基本方針	90
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制	90
第3節 消防署の通信連絡体制	94
第4節 警察署の通信連絡体制	95
<b>第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）</b>	<b>96</b>
第1節 防災関係機関との協力	96
第2節 自衛隊への災害派遣要請	99
第3節 民間団体等との協力	101

<b>第4章</b>	<b>災害広報・広聴計画（区・防災関係機関）</b>	<b>103</b>
第1節	区の広報・広聴	103
第2節	消防署の広報・広聴	105
<b>第5章</b>	<b>警備・交通規制（警察署）</b>	<b>106</b>
第1節	警備	106
第2節	交通規制	106
<b>第6章</b>	<b>輸送計画（区・都財務局・都建設局・国関東地方整備局）</b>	<b>109</b>
第1節	輸送車両等の確保	109
第2節	道路障害物除去	112
<b>第7章</b>	<b>震災消防活動態勢（消防署）</b>	<b>114</b>
第1節	消火活動	114
第2節	情報の把握・伝達	115
第3節	被害状況等の調査・収集	116
第4節	救助・救急活動態勢	116
第5節	危険物施設等の応急措置	117
第6節	放射性物質対策	119
<b>第8章</b>	<b>避難計画（区・警察署・消防署）</b>	<b>120</b>
第1節	避難態勢	120
第2節	避難所の開設・運営等	125
第3節	緊急避難場所	130
第4節	福祉避難所	131
第5節	妊産婦・乳児救護所	133
<b>第9章</b>	<b>救援及び救護に関する計画（防災関係機関）</b>	<b>135</b>
第1節	給水（区・都水道局・都都市整備局）	135
第2節	食品の給与（区・都福祉保健局）	136
第3節	生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）	138
第4節	救助・救急活動（消防署・警察署）	139
第5節	医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）	140
第6節	保健（区・都福祉保健局）	144
第7節	防疫（区・都福祉保健局）	145
第8節	動物愛護（区・都福祉保健局）	146
<b>第10章</b>	<b>応急生活確保に関する計画（区・都・消防署）</b>	<b>148</b>
第1節	建物の応急危険度判定	148
第2節	被災宅地の危険度判定	151
第3節	応急住宅対策	151
第4節	罹災証明書発行要領	153
第5節	義援金品の配分等	154
第6節	災害弔慰金の支給等	156



第7節	生活確保のための緊急措置	158
第8節	融資・融資あっ旋・支援金	160
<b>第11章</b>	<b>要配慮者及び避難行動要支援者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）</b>	<b>163</b>
第1節	避難行動要支援者の安全確保	163
<b>第12章</b>	<b>帰宅困難者対策（区・都）</b>	<b>172</b>
第1節	帰宅困難者の考え方	172
第2節	帰宅困難者対策の推進	172
<b>第13章</b>	<b>ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）</b>	<b>178</b>
第1節	ボランティア・NPO	178
第2節	労働力の確保	180
<b>第14章</b>	<b>公共施設等の応急対策（防災関係機関）</b>	<b>182</b>
第1節	区施設	182
第2節	電気施設	182
第3節	ガス施設	183
第4節	上水道施設	183
第5節	下水道施設	185
第6節	都営地下鉄	186
第7節	東京地下鉄	187
第8節	首都高速道路	188
第9節	通信施設	188
第10節	日本郵便株式会社施設	190
<b>第15章</b>	<b>応急教育（区・都教育委員会）</b>	<b>192</b>
第1節	応急教育方法	192
第2節	学用品の調達及び支給	194
<b>第16章</b>	<b>ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）</b>	<b>195</b>
第1節	ごみ処理	195
第2節	し尿処理	196
第3節	がれき処理	197
第4節	土石、竹木等の除去	198
<b>第17章</b>	<b>遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）</b>	<b>199</b>
第1節	遺体の捜索・収容等	199
第2節	検視・検案等	200
第3節	火葬等	200
<b>第18章</b>	<b>災害救助法の適用（区・都）</b>	<b>203</b>
第1節	活動方針	203
第2節	活動内容	203

第3節	災害救助法適用手続き	204
<b>第19章</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画（区）</b>	<b>205</b>
第1節	激甚災害指定の手続き	205
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	206
第3節	特別財政援助の交付手続き	206
<b>第2編 震災対策</b>		
<b>第3部 震災復興計画</b>		
<b>第1章</b>	<b>震災復興本部の設置</b>	<b>207</b>
第1節	計画方針	207
第2節	活動内容	207
<b>第2章</b>	<b>復興計画</b>	<b>209</b>
第1節	復興の基本的考え方	209
第2節	復興計画策定の取り組み	209
<b>第3編 風水害対策</b>		
<b>第1部 風水害予防計画</b>		
<b>第1章</b>	<b>風水害に強い防災まちづくり（区・都）</b>	<b>211</b>
第1節	計画方針	211
第2節	河川等の施設整備	211
第3節	土砂災害に関する対策	212
第4節	浸水対策	214
第5節	窓ガラス等の落下防止	215
第6節	屋外広告物等に対する規制	215
<b>第2章</b>	<b>公共施設及び交通施設の安全化（区・都・首都高速道路・都交通局・東京地下鉄）</b>	<b>216</b>
第1節	計画方針	216
第2節	道路の整備	216
第3節	橋梁の整備	216
第4節	首都高速道路	216
第5節	都営地下鉄	216
第6節	東京地下鉄	216
<b>第3章</b>	<b>ライフライン施設の安全化 （東京電力パワーグリッド・東京ガス・都水道局・都下水道局・東日本電信電話）</b>	<b>217</b>
第1節	基本方針	217

第2節	電気施設	217
第3節	ガス施設	217
第4節	上水道施設	217
第5節	下水道施設	217
第6節	通信施設	217
<b>第4章</b>	<b>区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）</b>	<b>218</b>
第1節	基本方針	218
第2節	区民の防災意識の啓発	218
第3節	事業所の防災意識の啓発	218
第4節	区民防災組織等の育成強化	218
第5節	事業所における防災体制の育成強化	218
第6節	区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理	218
第7節	水防訓練の実施	218
第8節	水害ハザードマップ	219
第9節	土砂災害ハザードマップ	220
<b>第5章</b>	<b>気象情報等の把握（区）</b>	<b>221</b>
第1節	基本方針	221
第2節	気象情報の収集	221
第3節	気象情報の伝達	222
<b>第6章</b>	<b>物資の備蓄等（区）</b>	<b>224</b>
第1節	基本方針	224
第2節	飲料水、生活用水の確保	224
第3節	食糧の確保	224
第4節	生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	224
第5節	区の水防応急対策用物資の備蓄	224

## **第3編 風水害対策**

### **第2部 風水害応急・復旧対策計画**

<b>第1章</b>	<b>応急対策の活動態勢（区）</b>	<b>225</b>
第1節	区の災害対策本部の活動態勢	225
第2節	水害即応態勢の活動態勢	225
第3節	区の臨時水害対策本部の活動態勢	226
第4節	災害対策本部員の配置及び服務	226
第5節	動員態勢の強化	227
第6節	監視及び警戒	227
第7節	区の水防活動	228
第8節	消防機関の応急対策の活動	228
第9節	防災会議の招集	230

<b>第2章</b>	<b>情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）</b>	<b>231</b>
第1節	基本方針	231
第2節	区と防災関係機関等との通信連絡体制	231
第3節	消防署の通信連絡体制	233
第4節	警察署の通信連絡体制	233
<b>第3章</b>	<b>防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）</b>	<b>234</b>
第1節	防災関係機関との協力	234
第2節	自衛隊への災害派遣要請	234
第3節	民間団体等との協力	235
<b>第4章</b>	<b>災害広報・広聴計画（区・消防署）</b>	<b>236</b>
第1節	区の広報・広聴	236
第2節	消防署の広報・広聴	236
<b>第5章</b>	<b>警備・交通規制（警察署）</b>	<b>236</b>
第1節	警備	236
第2節	交通規制	236
<b>第6章</b>	<b>避難計画（区・警察署・消防署）</b>	<b>237</b>
第1節	避難態勢	237
第2節	避難勧告等の発令・伝達	239
第3節	避難所の開設・運営等	243
<b>第7章</b>	<b>救援及び救護に関する計画（防災関係機関）</b>	<b>245</b>
第1節	給水（区・都水道局・都都市整備局）	245
第2節	食品の給与（区・都福祉保健局）	245
第3節	生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）	245
第4節	救助・救急活動（消防署・警察署）	245
第5節	医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）	245
第6節	保健（区・都福祉保健局）	245
第7節	防疫（区・都福祉保健局）	245
第8節	動物愛護（区・都福祉保健局）	245
<b>第8章</b>	<b>応急生活確保に関する計画（区・都）</b>	<b>246</b>
第1節	建物の応急危険度判定	246
第2節	被災宅地の応急危険度判定	246
第3節	罹災証明書発行要領	246
第4節	義援金品の配分等	246
第5節	災害弔慰金の支給等	246
第6節	生活確保のための緊急措置	246
第7節	融資・融資あっ旋計画	246

<b>第9章</b>	<b>要配慮者及び避難行動要支援者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）</b>	<b>247</b>
第1節	避難行動要支援者の安全確保	247
<b>第10章</b>	<b>ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）</b>	<b>247</b>
第1節	ボランティア・NPO	247
第2節	労働力の確保	247
<b>第11章</b>	<b>公共施設等の応急対策（防災関係機関）</b>	<b>248</b>
第1節	区施設	248
第2節	電気施設	248
第3節	ガス施設	248
第4節	上水道施設	248
第5節	下水道施設	248
第6節	都営地下鉄	248
第7節	東京地下鉄	248
第8節	首都高速道路	248
第9節	通信施設	248
第10節	日本郵便株式会社施設	248
<b>第12章</b>	<b>応急教育（区・都教育委員会）</b>	<b>249</b>
第1節	応急教育方法	249
第2節	学用品の調達及び支給	249
<b>第13章</b>	<b>ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）</b>	<b>250</b>
第1節	ごみ処理	250
第2節	し尿処理	250
第3節	がれき処理	250
第4節	土石、竹木等の除去	250
<b>第14章</b>	<b>遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）</b>	<b>251</b>
第1節	遺体の捜索・収容等	251
第2節	検視・検案等	251
<b>第15章</b>	<b>災害救助法の適用（区・都）</b>	<b>251</b>
第1節	活動方針	251
第2節	活動内容	251
第3節	災害救助法適用手続き	251
<b>第16章</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画（区）</b>	<b>251</b>
第1節	激甚災害指定の手続き	251
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	251
第3節	特別財政援助の交付手続き	251

## 付編 警戒宣言に伴う対応措置

<b>第1章 対策の考え方</b> .....	<b>253</b>
第1節 策定の趣旨及び経緯.....	253
第2節 基本的考え方.....	253
第3節 前提条件.....	254
第4節 今後の課題.....	254
<b>第2章 事前の備え</b> .....	<b>255</b>
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業.....	255
第2節 広報及び教育.....	256
第3節 事業所に対する指導.....	257
第4節 防災訓練.....	258
<b>第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置</b> .....	<b>261</b>
第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応.....	261
第2節 東海地震注意情報発表時の対応.....	261
第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報.....	265
第4節 混乱防止措置.....	265
<b>第4章 警戒宣言時の対応措置</b> .....	<b>267</b>
第1節 活動態勢.....	267
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達.....	270
第3節 消防・危険物対策.....	272
第4節 警備・交通対策.....	276
第5節 公共輸送対策.....	279
第6節 学校（園）・福祉施設等.....	279
第7節 電話・電報対策.....	289
第8節 電気・ガス・上下水道対策.....	289
第9節 生活物資対策.....	291
第10節 金融対策.....	291
第11節 避難対策.....	292
第12節 救援・救護対策.....	292
<b>第5章 区民のとりべき措置</b> .....	<b>294</b>
第1節 区民のとりべき措置.....	294
第2節 区民防災組織のとりべき措置.....	296
第3節 事業所のとりべき措置.....	296

# 第 1 編 総 則

平成30年度修正の概要等

第 1 章 計画方針

第 2 章 防災関係機関の業務大綱

第 3 章 区・区民・事業者の基本的責務

第 4 章 文京区の概要

第 5 章 計画の前提

第 6 章 減災目標





## 平成30年度修正の概要等

### 第1節 計画修正の経緯

文京区防災会議では、平成27年度に「文京区地域防災計画（平成24年度修正）」以降の災害対策基本法の改正や「東京都地域防災計画（平成26年度修正）」などの改定に対応するため、「文京区地域防災計画【平成27年度修正（平成24年度修正追補版）】」を策定し、災害対策の充実に取り組んできた。

その後、平成28年4月16日に発生した「熊本地震」では、最大震度7を2度記録し、公共施設を含む多くの建物に甚大な被害が発生した。区では、被災地に派遣した職員の報告等を参考に、本区の災害対策の現状を踏まえ、平成30年3月に「熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化に向けた検討〈最終報告書〉」を取りまとめ、災害対応力の向上に取り組んできた。

一方、風水害対策については、水防法や土砂災害防止法等の改正に伴い、区では水害ハザードマップの改定や土砂災害ハザードマップの作成など、新たな防災対策に取り組んでいる。

このような状況の下、平成27年度修正後に発生した災害の教訓等を文京区地域防災計画に反映させることで、より現実に即した実効性の高い災害対策を構築するために文京区地域防災計画の修正を行う。

### 第2節 対策の視点

災害対策では、これまでの地域防災計画の修正及び過去の災害の教訓を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれ持てる能力を発揮し、連携を強化することにより、「自助」「共助」「公助」による取組みを充実していくことが重要である。そのためには、建物の耐震化などにより災害に強いまちづくりを進めるとともに、家庭や職場で災害時の備えを強化することにより、避難しなくてもよい環境整備を進めていくことが重要である。さらに、区による区民防災組織、避難所運営協議会への支援などを通じて、自らの安全は自ら守り、地域の防災対応力の向上を図っていくことが求められている。

また、避難行動要支援者対策の強化、他自治体、事業者との協定締結等による広域的かつ多様な連携などを通じて、区としての災害対応力を強化しなければならない。

区では、日本周辺における観測史上最大規模の地震である東日本大震災における課題への適切な対応力を確保し、大規模地震等による被害の最小化、拡大防止を実現するため、区を取り巻く環境、東日本大震災の課題・教訓、防災基本計画、都の被害想定を踏まえ、「今後発生が予想される災害から区民の生命を守り、災害時における区民の生活を支援すること」に焦点を当て、区、防災関係機関、区民、事業者等が相互に連携しながら、以下の3つの視点の下、災害対応力の充実に取り組んでいる。

### 視点1：人的被害の減少

東京都の被害想定では、ゆれ等の建物被害を原因とする人的被害が現行計画の被害想定と比べ大幅に増加すると予想されており、建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、東日本大震災では多数の避難行動要支援者が犠牲になるなど、今後、高齢化の進行による避難行動要支援者の増加に伴い、避難行動要支援者に対する予防対策及び応急対策の充実強化が喫緊の課題となっている。

建造物等の安全化及び避難行動要支援者対策等を推進し、災害に伴う人的被害を最小限にとどめるための対策を推進していく。

#### 《主な取り組み》

- 建造物等の安全化
  - ・ 建築物の耐震化・不燃化の推進（第2編 第1部 第3章）
  - ・ 高層建築物の安全化（第2編 第1部 第3章）
  - ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策（第2編 第1部 第3章）
- 要配慮者及び避難行動要支援者の支援
  - ・ 避難所の開設・運営等、福祉避難所、妊産婦・乳児救護所（第2編 第2部 第8章）
  - ・ 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保（第2編 第2部 第11章）

### 視点2：自助・共助の強化

ゆれや火災等による被害から区民の生命、身体及び財産を守るために、「自助」、「共助」を強化し、初動期における地域の防災行動力をより一層向上させる必要がある。

そのために、区民、区民防災組織、事業者等に対する防災意識の更なる啓発を図るとともに、区、防災関係機関、区民等が連携を図りながら、訓練、防災資機材配備、防災教室等を通じて地域における防災行動力の強化を図る。

#### 《主な取り組み》

- 自助の備えの強化
  - ・ 食糧の確保、生活必需品等の確保（第2編 第1部 第7章）
- 共助の備えの強化
  - ・ 区民の防災意識の啓発（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 区民防災組織等の育成強化（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 事業所の防災意識の啓発（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 総合防災訓練・地域防災訓練の実施（第2編 第1部 第6章）

### 視点3：区の災害対応力の強化

災害時において区民等の混乱を最小限にとどめるために、区の初動態勢を早期に確立し、迅速な応急対策の実施に努めるとともに、災害情報を迅速かつ的確に区民等に伝達するための連絡体制の整備が重要である。

また、大規模災害時における災害対策に万全を期すために、東京都はもとより、他自治体、防災関係機関、事業者、ボランティア等との協力体制を構築し、緊密に連携しながら円滑に災害対応を図る必要がある。

区の応急対策の活動態勢を強化するとともに、広域的かつ多様な連携体制を構築し、迅速かつ的確な災害対応を図る。

《主な取り組み》

- 区の応急対策の活動態勢強化
  - ・ 動員態勢の強化（第2編 第2部 第1章）
  - ・ 区と防災関係機関等との通信連絡体制（第2編 第2部 第2章）
- 広域的かつ多様な連携体制の構築
  - ・ 防災関係機関との協力（第2編 第2部 第3章）
  - ・ 医療及び助産（第2編 第2部 第9章）
  - ・ 帰宅困難者対策の推進（第2編 第2部 第12章）

## 第1章 計画方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、文京区防災会議が策定する計画である。その目的は、区、都及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域において、災害の予防対策、応急・復旧対策、復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「備えと助け合いのある災害に強いまちの実現」を図ることにある。

### 第2節 計画の性格及び範囲

#### 第1 計画の性格

この計画は、文京区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び防災関係機関の処理する事務又は業務を包含する基本的な計画である。

#### 第2 計画の範囲

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

#### 第3 計画の構成

この計画は、総則、震災対策、風水害対策、付編、資料編により構成される。

### 第3節 計画の目標

この計画の目標は、地震、風水害、大規模な火災又は爆発、事故等に対処できる態勢の樹立を図るものである。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。防災関係機関は、関係ある事項について、文京区防災会議が指定する期日までに計画修正案を文京区防災会議に提出しなければならない。また、緊急に修正しなければならないときは、防災会議の会長と協議しなければならない。

### 第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

### 第6節 計画の習熟

区及び防災関係機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため、平素から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

## 第2章 防災関係機関の業務大綱

### 第1節 区

#### 災害時における時系列シフト及び応急復旧対策の主な取り組み

発災期	初動期	中期	後期
発生直後～3時間	3時間～72時間	72時間～1週間	1週間～
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     消火活動、救出救護活動、被害状況の収集                      など人命の救助に重点を置いた活動                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     生活の安定化に                      重点を置いた活動                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     安定化から復興に                      重点を置いた活動                 </div>
<b>【自助・共助の取り組み】</b> 初期消火・救出救護・避難行動要支援者の支援 ●————→ 避難支援・避難所運営支援 ●————→			
<b>【関係機関の取り組み】</b> 消火活動・救出救護・医療救護活動 ●————→			
<b>【区の取り組み】</b> 災害対策本部の設置 ●————→ 災害情報の収集      広報・広聴活動 ●————→ 避難所の開設      避難所の運営 ●————→ 食糧・給水・生活必需品等の調達及び配布 ●————→ 帰宅困難者対策 ●————→ ごみ・し尿・がれき等の処理 ●————→			
			罹災証明書発行 ●————→ 復興支援業務 ●————→

平成30年度  
修正の概要等

第1章 計画方針

第2章 防災関係  
機関の業務大綱

第3章 区・  
基本的事業者の  
責務

第4章  
文京区の概要

第5章 計画の前提

第6章 減災目標

第1 災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動期（3時間～72時間）、中期（72時間～1週間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置、庶務及び統括に関する事。</li> <li>2 災害情報の分析及び対策立案に関する事。</li> <li>3 本部の指示及び要請の発議に関する事。</li> <li>4 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関する事。</li> <li>5 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。</li> <li>6 本部長室の庶務に関する事。</li> <li>7 各部との連絡及び調整に関する事。</li> </ol>
災対情報部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関する事。</li> <li>2 災害情報の集約及び整理に関する事。</li> <li>3 防災行政無線の管理及び統制に関する事。</li> <li>4 本部の指示、要請及び情報の伝達に関する事。</li> <li>5 災害についての広報及び広聴に関する事。</li> <li>6 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。</li> <li>7 報道機関への連絡に関する事。</li> <li>8 災害資料の収集及び記録に関する事。</li> <li>9 災害対策の予算に関する事。</li> <li>10 災害救助法の適用による財政措置に関する事。</li> <li>11 住民情報システムの被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>12 区報臨時号の発行に関する事。</li> </ol>
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員数の把握に関する事。</li> <li>2 職員の服務及び食糧に関する事。</li> <li>3 シビックセンターの防災対策及び被害調査に関する事。</li> <li>4 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。</li> <li>5 現金及び物品の出納及び保管に関する事。</li> <li>6 区有施設の被害調査の統括に関する事。</li> <li>7 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。</li> <li>8 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。</li> <li>9 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>10 他の部に属さないこと。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災対区民部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関する事。</li> <li>2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> <li>3 帰宅困難者の誘導及び支援に関する事。</li> <li>4 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。</li> <li>5 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。</li> <li>6 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。</li> <li>7 食品及び生活用品の配付に関する事。</li> <li>8 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>9 住民登録の管理に関する事。</li> <li>10 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の環境整備に関する事。</li> <li>12 ごみ、し尿等の処理に関する事。</li> <li>13 遺体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>14 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> </ol>
<p>避難所運営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。</li> <li>3 被災者の安否等の情報収集に関する事。</li> <li>4 避難者の誘導及び収容に関する事。</li> <li>5 児童施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>6 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>7 区立図書館の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>8 学校教育施設の再開準備に関する事。</li> </ol>
<p>災対保育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>2 園児等の避難に関する事。</li> <li>3 被災した園児等の救援に関する事。</li> <li>4 保育所等の再開準備に関する事。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産及び応急救護に関すること。</li> <li>2 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。</li> <li>5 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。</li> <li>6 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。</li> <li>7 被災者の健康管理に関すること。</li> <li>8 被災者の栄養管理指導に関すること。</li> <li>9 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>10 被災者の医療相談に関すること。</li> <li>11 防疫及び衛生監視に関すること。</li> <li>12 食品等の衛生に関すること。</li> <li>13 飲み水の検査に関すること。</li> <li>14 避難所の衛生管理に関すること。</li> <li>15 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>16 遺体の身元確認に関すること。</li> </ol>
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。</li> <li>3 被災者の実態調査に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の設置に関すること。</li> <li>5 生活必需品等の支給に関すること。</li> <li>6 社会福祉団体との連絡に関すること。</li> <li>7 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>8 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。</li> </ol>
災対建築部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。</li> <li>2 応急危険度判定に関すること。</li> <li>3 建築被害判定調査に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の設置に関すること。</li> <li>5 建築ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。</li> <li>6 崖及び擁壁の応急対策に関すること。</li> </ol>
災対土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。</li> <li>2 水防に係る業務に関すること。</li> <li>3 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。</li> <li>4 がれきの処理に関すること。</li> <li>5 道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>6 公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>7 飲料水の配送に関すること。</li> <li>8 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。</li> <li>9 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。</li> </ol>

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標



機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対教育部	1 学校教育施設における避難所の開設に当たっての連絡及び調整に関すること。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 児童及び生徒の避難計画に関すること。 4 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 5 被災した児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。 6 教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

第2 後期（1週間後～）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対本部事務局	1 本部の庶務及び統括に関すること。 2 災害情報の分析及び対策立案に関すること。 3 本部の指示及び要請の発議に関すること。 4 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。 5 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。 6 本部長室の庶務に関すること。 7 各部との連絡及び調整に関すること。
災対情報部	1 区内の情報収集に関すること。 2 災害情報の集約及び整理に関すること。 3 防災行政無線の管理及び統制に関すること。 4 本部の指示、要請及び情報の伝達に関すること。 5 災害についての広報及び広聴に関すること。 6 被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。 7 報道機関への連絡に関すること。 8 災害資料の収集及び記録に関すること。 9 災害対策の予算に関すること。 10 災害救助法の適用による財政措置に関すること。 11 住民情報システムの復旧に関すること。 12 災害復旧及び復興計画の立案に関すること。 13 区報臨時号の発行に関すること。
災対総務部	1 職員の動員数の把握に関すること。 2 職員の服務及び食糧に関すること。 3 シビックセンターの復旧及び整備に関すること。 4 現金及び物品の出納及び保管に関すること。 5 区有施設の被害調査の統括に関すること。 6 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。 7 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。 8 男女平等施設の復旧及び整備に関すること。 9 他の部に属さないこと。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 帰宅困難者の支援に関する事。</li> <li>2 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。</li> <li>3 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。</li> <li>4 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。</li> <li>5 食品及び生活用品の配付に関する事。</li> <li>6 商工業関係の融資に関する事。</li> <li>7 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>8 住家被害認定調査に関する事。</li> <li>9 り災証明書の発行に関する事。</li> <li>10 義援金品等の受領に関する事。</li> <li>11 災害り災見舞金の支給に関する事。</li> <li>12 融資等の支援対策に関する事。</li> <li>13 住民登録の管理に関する事。</li> <li>14 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。</li> <li>15 被災地の環境整備に関する事。</li> <li>16 ごみ、し尿等の処理に関する事。</li> <li>17 遺体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>18 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の復旧及び整備に関する事。</li> </ol>
避難所運営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関する事。</li> <li>2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。</li> <li>3 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関する事。</li> <li>4 国民年金保険料の免除に関する事。</li> <li>5 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する事。</li> <li>6 児童施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>7 学校教育施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>8 区立図書館の復旧及び整備に関する事。</li> <li>9 学校教育施設の再開準備に関する事。</li> <li>10 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。</li> </ol>
災対保育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文京区事業継続計画に基づく保育所の運営管理に関する事。</li> <li>2 保育所等の復旧及び整備に関する事。</li> <li>3 保育所等の再開準備に関する事。</li> </ol>

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び助産及び応急救護に関すること。</li> <li>2 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。</li> <li>4 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。</li> <li>5 被災者の健康管理に関すること。</li> <li>6 被災者の栄養管理指導に関すること。</li> <li>7 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>8 被災者の医療相談に関すること。</li> <li>9 防疫及び衛生監視に関すること。</li> <li>10 食品等の衛生に関すること。</li> <li>11 飲み水の検査に関すること。</li> <li>12 避難所の衛生管理に関すること。</li> <li>13 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>14 遺体の身元確認に関すること。</li> </ol>
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の運営管理に関すること。</li> <li>3 被災者の実態調査に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の運営管理に関すること。</li> <li>5 生活困窮者の保護に関すること。</li> <li>6 生活必需品等の支給に関すること。</li> <li>7 義援金品の配分に関すること。</li> <li>8 義援金の配付に関すること。</li> <li>9 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害救助金に関すること。</li> <li>10 社会福祉団体との連絡に関すること。</li> <li>11 福祉部の所管施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>12 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。</li> </ol>
災対復旧部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害街区の復興計画に関すること。</li> <li>2 復興に伴う防災都市づくりに関すること。</li> <li>3 災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関するこ と。</li> <li>4 応急仮設住宅の建設及び運営管理に関すること。</li> <li>5 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。</li> <li>6 倒壊建物の解体及び処理に関すること。</li> <li>7 災害復旧工事に関すること。</li> </ol>

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務の

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物の除去に関する事。</li> <li>2 がれきの処理に関する事。</li> <li>3 道路、橋梁等の復旧計画に関する事。</li> <li>4 道路、橋梁等の復旧及び整備に関する事。</li> <li>5 公園、児童遊園等の復旧及び整備に関する事。</li> <li>6 飲料水の配送に関する事。</li> <li>7 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関する事。</li> <li>8 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。</li> </ol>
災対教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設における避難所の運営管理に当たっての連絡及び調整に関する事。</li> <li>2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関する事。</li> <li>4 教育活動の再開に関する事。</li> <li>5 教育推進部の所管施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>6 文化財の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>7 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関する事。</li> </ol>

〈資料編 第5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第6 文京区災害対策本部条例施行規則 P12〉

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P23〉

### 第3 臨時災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動機（3時間～72時間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
本部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨時災対本部の設置、庶務及び統括に関する事。</li> <li>2 臨時災対本部の指示及び要請に関する事。</li> <li>3 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。</li> <li>5 区内の情報収集に関する事。</li> <li>6 災害情報の集約及び整理に関する事。</li> <li>7 災害情報の分析及び対策立案に関する事。</li> <li>8 防災行政無線の管理及び統制に関する事。</li> <li>9 災害についての広報に関する事。</li> <li>10 報道機関への連絡に関する事。</li> <li>11 職員の動員数の把握に関する事。</li> <li>12 職員のサービス及び食糧に関する事。</li> <li>13 シビックセンターの防災対策及び被害調査に関する事。</li> <li>14 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。</li> <li>15 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。</li> <li>16 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。</li> <li>17 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関する事。</li> <li>18 本部長室の庶務に関する事。</li> <li>19 各班との連絡及び調整に関する事。</li> <li>20 他の班に属さないこと。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> <li>2 医療、助産及び応急救護に関する事。</li> <li>3 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関する事。</li> <li>4 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>5 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関する事。</li> <li>6 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関する事。</li> <li>7 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。</li> <li>8 帰宅困難者の誘導及び支援に関する事。</li> </ol>
地域活動センター班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関する事。</li> <li>2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> </ol>
避難所開設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 被災者の安否等の情報収集に関する事。</li> <li>3 避難者の誘導及び収容に関する事。</li> </ol>

## 第2節 都関係機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
建設局 第六建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、道路及び橋梁の保全に関する事。</li> <li>2 水防について、気象、水象の情報連絡、水防資器材の支援、水防作業の技術援助及び指導に関する事。</li> <li>3 河川及び道路における障害物の除去に関する事。</li> </ol>
建設局 東部公園緑地事務所	都立庭園、公園の保全及び震災時の利用に関する事。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。</li> <li>3 旅客の救護及び避難誘導に関する事。</li> </ol>
水道局 中央支所 文京営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道施設の保全に関する事。(水道局中央支所)</li> <li>2 応急給水に関する事。</li> </ol>
下水道局 北部下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の保全に関する事。</li> <li>2 仮設トイレのし尿の受入れ及び処理に関する事。</li> </ol>
警視庁 第五方面本部 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。</li> <li>2 交通規制に関する事。</li> <li>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</li> <li>4 行方不明者の捜索及び調査に関する事。</li> <li>5 死体の見分及び検視に関する事。</li> <li>6 公共の安全と秩序の維持に関する事</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京消防庁 第五消防方面 本部 小石川消防署 本郷消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。</li> <li>2 救急及び救助に関すること。</li> <li>3 危険物等の措置に関すること。</li> <li>4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。</li> </ol>
小石川消防団 本郷消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。</li> <li>2 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。</li> <li>3 人命の救出及び応急救護に関すること。</li> <li>4 区民の防災知識及び防災行動力の向上に関すること。</li> </ol>

### 第3節 自衛隊

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
第一師団 第一普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成及び地域防災計画への意見提出</li> <li>(3) 防災に関係する訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊の実施する訓練</li> <li>イ 文京区地域防災計画に基づく</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。</li> </ol> </li> </ol>

### 第4節 指定地方行政機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。</li> <li>2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定又は指導、豪雪害の予防に関すること。</li> <li>3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。</li> </ol>

### 第5節 指定公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本郵便株式会社 小石川郵便局 本郷郵便局	1 郵便事業及び東日本電信電話株式会社等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び授護対策に関すること。 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
東日本電信電話株式会社	1 電信・電話施設の建設及び保全に関すること。 2 災害時における通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社	1 電力供給施設の保全に関すること。 2 災害時における応急・復旧対策に関すること。
東京ガス株式会社東部支店	1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本赤十字社 東京都支部文京区地区	1 災害時における応急救助、災害時の復旧被災者の更生援護に関すること。 2 避難所の収容に関すること。 3 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

### 第6節 指定地方公共機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 東京都トラック協会文京支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救急物資の協力に関すること。
一般社団法人 小石川医師会 文京区医師会	災害時における医療活動の協力に関すること。

第1編 総則  
第2章 防災関係機関の業務大綱

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
一般社団法人 東京都文京区小 石川歯科医師会 東京都文京区歯 科医師会	災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
一般社団法人 文京区薬剤師会	災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関すること。
東京都柔道整復 師会文京支部	災害時における応急救護活動の協力に関すること。

第7節 公共的団体

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
区民防災組織 (町会・自治会)	1 避難誘導、避難所内の世話、業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関すること。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関するこ と。
避難所運営協議会	1 避難所の運営管理に関すること。 2 避難所に関する行政及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
機関の業務大綱  
防災関係

第3章  
基本的責務  
区民・事業者の

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標



## 第3章 区・区民・事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）のが防災の基本であり、区民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを自主的に心がけることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や要配慮者等への救援活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら災害対策活動に努めることが求められる。

また、事業者においても、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域の災害対策活動への協力、事業活動の継続など企業の果たす社会的責任を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等地域と連携して防災活動の推進に努めるものとする。

区・区民・事業者が、災害対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

### 1 区の基本的責務

- (1) 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。
- (2) 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第4条より)
- (3) 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。  
(文京区防災対策条例第38条第2項より)

### 2 区民の基本的責務

- (1) 区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。  
(災害対策基本法第7条第2項より)
- (2) 区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。  
(東京都震災対策条例第8条第1項より)
- (3) 区民、事業者又は区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助の役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成16年12月文京区条例第32号）の協働・協治の考え方に基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。  
(文京区防災対策条例第3条より)
- (4) 区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第7条第1項より)
- (5) 区民は、三日分の飲料水及び食料並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第7条第2項より)

(6) 区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業に自発的に参加し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第7条第3項より)

(7) 区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第7条第4項より)

(8) 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項より)

### 3 事業者の基本的責務

(1) 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

(文京区防災対策条例第3条より)

(2) 事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第1項より)

(3) 事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実を努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第2項より)

(4) 事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第3項より)

(5) 事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第4項より)

(6) 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項より)

(7) 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び施設の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第4条第1項より)

(8) 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第7条第1項より)

(9) 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項より)

〈資料編 第1	文京区防災対策条例	P 1〉
〈資料編 第14	東京都震災対策条例	P 43〉
〈資料編 第15	東京都震災対策条例施行規則	P 53〉
〈資料編 第16	東京都帰宅困難者対策条例	P 61〉

## 第4章 文京区の概要

### 第1節 地形

当区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

### 第2節 面積・人口

#### 第1 面積

11.29km<sup>2</sup>

#### 第2 世帯と人口

（平成30年10月1日現在）

	世帯数	人 口		
		総数	男	女
住民基本台帳人口	120,550 世帯	220,462 人	104,894 人	115,568 人
うち外国人住民	7,295 世帯	10,484 人	5,089 人	5,395 人

（注）「うち外国人住民」の世帯数は、外国人住民のみで構成される世帯数。

#### 第3 昼・夜間人口

（平成27年国勢調査）

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口
219,724人	346,132人	192,370人	65,962人

（注）夜間人口及び昼間人口には、労働力状態「不詳」を含む。  
昼間人口には、従業地・通学地「不詳」で、文京区に常住している者を含む。  
15歳未満通学者を含む。

## 第5章 計画の前提

### 第1節 震災

#### 第1 前提条件

東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直し、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

本計画では、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、「東京湾北部地震」を基に、文京区での被害が最大となる地震を本計画の前提とする。

なお、東京都は平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表したが、南海トラフ地震による区の最大震度等は、「東京湾北部地震」よりも小さいため、引き続き「東京湾北部地震」を本計画の前提条件とする。

区 分	東京湾北部地震
震 源 地	東京湾北部
規 模	マグニチュード7.3
震 源 の 深 さ	約20～35km
季 節 ・ 時 刻	冬の夕方（午後6時）
気 象 条 件	風速8 m/秒
想 定 さ れ る 被 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留する。</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>

〈資料編 第78 気象庁震度階級関連解説表 P323〉

#### 第2 首都直下地震による被害想定

東京湾北部地震（冬の夕方午後6時、風速8 m/秒）による文京区の被害想定は、次のとおりである。

〈資料編 第25 「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定 P81〉

〈資料編 第26 「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定 P98〉

区分		被害想定
震度別面積率	震 度 5 弱 以 下	0.0%
	震 度 5 強	0.0%
	震 度 6 弱	11.9%
	震 度 6 強	88.1%
	震 度 7	0.0%
建 物 被 害 ( 全 壊 )	建 物 全 壊	3,602棟
	ゆ れ	3,543棟
	木 造	3,141棟
	非 木 造	402棟
	液 状 化	5 棟
	急 傾 斜 地 崩 壊	54棟
火 災	火 災 件 数	22件
	焼 失 棟 数 ( 全 壊 建 物 含 む )	2,443棟
	焼 失 棟 数 ( 全 壊 建 物 含 ま ず )	2,259棟
人 的 被 害	死 者	253人
	ゆ れ / 液 状 化 / 建 物 被 害	185人
	急 傾 斜 地 崩 壊	4 人
	火 災	59人
	ブ ロ ッ ク 塀 等	4 人
	落 下 物	0 人
	負 傷 者 ( 内 重 傷 者 )	4,217人 (608人)
	ゆ れ / 液 状 化 / 建 物 被 害	3,815人 (482人)
	急 傾 斜 地 崩 壊	6 人 (3人)
	火 災	232人 (65人)
	ブ ロ ッ ク 塀 等	141人 (55人)
	落 下 物	24人 (3人)
そ の 他	帰 宅 困 難 者	131,632人
	避 難 者 の 発 生	61,865人
	避 難 所 生 活 者	40,213人
	エ レ ベ ー タ ー 停 止 台 数	267台
	避 難 行 動 要 支 援 者 死 者 数	81人
	自 力 脱 出 困 難 者 発 生 数	1,592人
	震 災 廃 棄 物	107万トン

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。

### 第3 地域危険度

都では、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年毎に地震に関する地域危険度測定調査を行っており、都内各地域（都市計画区域の5,177町丁目）における地震に対する危険性を建物、火災及び災害時活動困難度の面から、1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

平成30年2月に東京都が公表した「第8回 地震に関する地域危険度測定調査」の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的

- (1) 地震に強い防災都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

#### 2 調査結果

都内各地域（都市計画区域の5,177町丁目）について、建物倒壊の危険性を示した「建物倒壊危険度」及び火災の発生による延焼の危険性を示した「火災危険度」に、災害時に有効な活動空間の不足率や避難等に有効な道路ネットワークの不足率を示した「災害時活動困難度」を加味して総合化した「総合危険度」として評価した。また、各危険度は1から5までのランクで相対的な地域の地震に対する危険度を示している。

	← 危険度高			危険度低 →		
総合危険度ランク	5	4	3	2	1	計
町丁目数	85	287	820	1,648	2,337	5,177
比率	1.6%	5.6%	15.8%	31.8%	45.2%	100.0%

〈資料編 第27 文京区地域危険度一覧表 P102〉

### 第2節 風水害

区内においては、地面の大部分が建物やアスファルトで覆われており、集中豪雨の際、低地が浸水する都市型水害が発生している。都内では、平成17年9月4日から5日未明にかけて台風14号及び秋雨前線の影響により、23区西部に時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、神田川をはじめとする8河川の溢水により、都内で約6,000棟の浸水被害が発生した。

本計画では、予測しがたい気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、水防法改正に基づく神田川浸水予想区域図の想定雨量を最大値とする。

区	分	被害等の最大値
雨	雨量	690mm
	最大1時間降雨量	153mm
最大瞬間	風速	25m/s

【文京区水害発生状況一覧表】

(平成30年10月1日現在)

発生年月日 和暦	水害原因	降 雨 量 (mm)		浸 水 世 帯			
		総雨量	時間最大降雨量	床上	床下	計	
平成1年8月1日	集中豪雨	225.5	15:00～16:00	44.0	16	299	315
平成3年9月19日	台風18号	230.5	15:00～16:00	45.0	43	581	624
平成4年12月8日	集中豪雨	41.5	21:00～22:00	28.5	7	69	76
平成5年8月27日	台風11号	8/26～27 260.5	12:00～13:00	52.0	119	675	794
平成6年7月18日	集中豪雨	63.0	13:50～14:50	54.0	6	303	309
平成11年8月24日	集中豪雨	66.5	20:00～21:00	37.0	—	28	28
平成11年8月29日	集中豪雨	109.0	19:30～20:30	62.5	1	37	38
平成12年7月4日	集中豪雨	73.5	17:44～18:44	58.0	—	4	4
平成12年8月7日	集中豪雨	39.5	18:00～19:00	36.0	—	5	5
平成15年9月3日	集中豪雨	35.5	18:00～19:00	34.5	13	—	13
平成15年10月13日	集中豪雨	64.0	13:32～14:32	60.5	2	—	2
平成16年10月9日	台風22号	10/8～9 263.0	17:10～16:10	62.0	118	8	126
平成16年10月20日	台風23号	10/19～20 205.5	21:40～22:40	41.5	27	3	30
平成17年9月4日	集中豪雨	9/4～5 91.5	23:00～24:00	62.0	8	8	16
平成20年8月5日	集中豪雨	157.5	12:00～13:00	80.0	22	18	40
平成20年8月29日	集中豪雨	8/29～31 131.0	8/29 22:20～23:20	39.0	2	—	2
平成20年9月20日	台風13号	9/19～20 43.0	9/20 0:20～1:20	11.5	1	—	1
平成21年8月10日	台風9号	115.0	6:34～7:34	73.5	53	40	93
平成21年10月8日	台風18号	10/7～8 138.0	10/8 3:10～4:10	51.5	6	—	6
平成22年9月8日	台風9号	89.0	14:10～15:10	63.0	2	5	7
平成23年8月7日	集中豪雨	17.5	15:40～16:40	17.0	2	—	2
平成23年8月26日	集中豪雨	8/26～27 89.5	8/26 15:00～16:00	71.5	17	1	18
平成25年8月21日	集中豪雨	80.0	21:50～22:50	57.0	63	38	101



発生年月日 和暦	水害原因	降 雨 量 (mm)		浸 水 世 帯			
		総雨量	時間最大降雨量	床上	床下	計	
平成25年9月15日	台風18号	9/15～16 112.0	9/15 6:30～7:30	31.0	1	4	5
平成26年6月29日	集中豪雨	43.0	16:00～17:00	35.0	1	—	1
平成26年9月10日	集中豪雨	65.0	16:20～17:20	60.0	—	12	12
平成26年10月13日	台風19号	10/13～14 69.5	10/14 0:31～1:31	22.5	—	1	1
平成29年7月18日	集中豪雨	18.0	15:00～16:00	18.0	1	—	1

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
業務大綱

第3章  
基本  
責務  
区民・事業者の

第4章  
文京区  
の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

## 第6章 減災目標

### 第1節 目標設定の趣旨

現在の地震予知に対する科学技術では、地震等の自然災害を的確に予知し、未然に十分な防災対策を講じることは極めて困難な状況にある。しかしながら、いつ起こるかわからない地震災害に対して、日常からの十分な備えや、発災直後に初動体制を整えることで、被害を最小限に食い止め、軽減させることは十分に可能である。

減災目標は、阪神・淡路大震災や東日本大震災・熊本地震等の我が国で近年に発生した大規模な地震の教訓を活かし、大規模な地震による災害が発生した場合においても、区民、事業者、行政等の連携・協働により、被害を軽減することを目的としている。また、その実現のための基本的な考え方や具体的な各種施策の方向性を定め、対策を図るものである。

### 第2節 目標年次

この減災目標は、平成25年度を初年度とし、おおむね10年以内に達成する目標とする。

### 第3節 減災目標と対策

東京都地域防災計画（平成24年修正）「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」の内容を踏まえ、文京区の減災目標を設定した。

#### 減災目標1：死傷者の6割減

死者（253人）、負傷者（4,217人）の6割減を目標とする。

#### 目標1-1 住宅等の倒壊による死傷者の6割減

ゆれ等の建物被害による死者（185人）、負傷者（3,815人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の耐震化等

- 住宅建物の耐震化率を、平成32年度末までに95%にする。
- 住宅系建築物の耐震診断に要した費用の助成率を引き上げ、耐震化を促進する。
- 耐震診断・耐震改修等の相談窓口を設置する。
- 耐震化促進地区の耐震化を重点的に促進する。
- 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化を促進する。
- パンフレット等の作成・配付、専門家による相談会の開催などにより、区民意識の啓発に努める。
- ブロック塀等改修工事費助成制度や生垣助成制度を活用し、ブロック塀等の改修を促進する。

##### 2 家具類の転倒防止対策の推進

- 高齢者や障害者世帯等を対象に家具の転倒防止器具取り付け費用の助成を行う。
- 消防署と連携して避難行動要支援者宅を訪問し、設置状況を確認するとともに、未設置の世帯について、普及・啓発を図る。

- 区報への掲載、防災パンフレットの配布、防災訓練や防災教室等の機会を通して、啓発・普及活動を行う。
- 冊子等を活用した防災指導、イベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取り付け講習を実施する。(東京消防庁)

### 3 救出・救護体制の強化

#### (1) 地域防災力の向上

- 区民防災組織、避難所運営協議会の活動を支援し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。
- 防災訓練や救命講習等の実施による救出・救護能力の向上、地域（住民、区民防災組織）と事業所との連携強化を図る。

#### (2) 救出・救護体制の整備

- 負傷者等の医療・搬送体制の充実を図るとともに、警察・消防等との情報連絡体制の強化を図る。
- 避難所への医師等の派遣体制について医療救護活動マニュアルを作成し、災害時における区と関係機関との連携方法を明確にする。

#### 目標 1-2 火災による死傷者の6割減

火災による死者（59人）、負傷者（232人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 建物の不燃化の推進と消防活動困難区域の解消

- 住宅・建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集し、消防活動が困難な区域の解消を目指す。
- 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化に合わせて不燃化を推進し、延焼遮断帯の形成を図る。
- 道路や公園等の整備により、避難路の確保及び火災の延焼防止を図る。

#### 2 消防力の充実・強化

- 多様な方法による消防団への入団促進や装備の充実により、消防団の確保・充足、活動強化を図る。
- 消防水利不足を解消するとともに、消防車両・装備などの充実を図る。

#### 3 区民、区民防災組織、事業者の火災対応力の強化

##### (1) 出火防止対策の推進

- 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防災対策を推進するとともに、感震ブレーカーの普及に努める。

##### (2) 初期消火力の強化

- 街頭と主要道路に消火器を設置する。また、区民防災組織に大型消火器、可搬式動力ポンプ、スタンドパイプを整備し、初期消火力の強化を図る。
- 防災訓練やパンフレット等を活用して、消火器の使用方法や出火防止、初期消火などに関する知識・技術の普及を図る。
- 可搬式動力ポンプ、スタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導を推進する。

#### 4 救出・救護体制の強化

- 減災目標1-1 3の再掲

##### 目標1-3 要配慮者の死者の6割減

要配慮者の死者数（81人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 迅速な安否確認体制の整備

- 避難行動要支援者名簿や障害者手帳の情報など、区が保有する情報を適切に管理し、災害時に活用できるように整備する。
- 安否確認を的確に実施するため、区民、事業者等と連携・協力し、具体的な実施体制を構築する。
- 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練を実施し、安否確認体制の検証及び改善を図る。

##### 2 避難支援体制の整備

- 避難行動要支援者がスムーズに避難できるように、事前に避難支援マニュアルを配布し、周知を図るとともに地域での避難支援体制の整備を図る。
- 避難所において安全・安心に過ごせるよう、要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。
- 避難所で生活することが困難な避難行動要支援者が避難することができるよう、福祉避難所をあらかじめ指定し、物資・器材等を整備する。
- 災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、専用の避難スペースを確保し、支援体制や備蓄物資等を整備する。

※要配慮者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を指します。

##### 減災目標2：避難者の4割減

避難所生活者（40,213人）の4割減を目標とする。

##### 目標2-1 住宅の倒壊や火災による避難者の減

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の耐震化等

- 減災目標1-1 1の再掲

##### 2 建物の不燃化の推進と消防活動困難区域の解消

- 減災目標1-2 1の再掲

##### 3 消防力の充実・強化

- 減災目標1-2 2の再掲

##### 4 区民、区民防災組織、事業者の火災対応力の強化

- 減災目標1-2 3の再掲

## 目標2-2 中高層建築物の安全化による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 中高層建築物の安全化

- 新たに建設する一定規模以上の中高層建築物に防災備蓄倉庫の設置を義務付ける。
- 防災備蓄倉庫を設置したマンション管理組合を対象に、発災時に住民が活用できる救助資器材の購入経費を助成する。
- 中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成し啓発活動を行う。
- 中高層住宅のエレベーター閉じ込め対策用備蓄物資の購入経費を助成する。

## 目標2-3 自助の強化による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 区民の防災意識の啓発

- 「最低3日間、推奨1週間分」の飲料水、生活用水、食糧、生活必需品等を家庭で備蓄するよう啓発活動を行う。
- ローリングストック法の活用により、賞味期限切れの無駄なく、常に災害に備えるように周知していく。  
(ローリングストック法：普段食べる米やレトルト食品などを多めに買って置き、消費したらその分を補充することで常に一定量の食糧を家に備蓄する方法)
- 災害情報の収集方法について、区民に広く周知する。

## 目標2-4 ライフライン等の早期復旧による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 ライフラインの早期復旧

- 被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させる。  
電力7日、通信14日、ガス60日、上下水道30日を目標とする。
- ライフライン事業者は施設や設備等の耐震化を進め、早期の機能回復に努める。

#### 2 エレベーターの早期復旧

- エレベーターの復旧優先順位について啓発行動を行う。
- エレベーターの復旧「1ビル1台」ルールを徹底する。

#### 3 応急危険度判定の迅速化

- 応急危険度判定を12日以内に完了させるため、応急危険度判定員の確保を図る。

## 減災目標3：帰宅困難者の安全確保

東京都と連携し、帰宅困難者（131,632人）の安全を確保する。

### 目標3-1 帰宅困難者の安全確保

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 帰宅困難者対策の普及啓発

- 事業者・大学等に施設内待機及び一斉帰宅抑制や3日分の飲料水・食糧等の確保に努めるよう啓発を行う。

##### 2 帰宅困難者の支援体制構築

- 帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- 徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。
- 区施設利用者や区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。

## 第2編 震災対策

### 第1部 震災予防計画

- 第1章 地震に強い防災まちづくり
- 第2章 公共施設及び交通施設の安全化
- 第3章 建造物等の安全化
- 第4章 出火・延焼等の防止
- 第5章 ライフライン施設の安全化
- 第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上
- 第7章 物資の備蓄等
- 第8章 事業継続計画の策定





## 第1章 地震に強い防災まちづくり（区・都）

### 第1節 計画方針

内陸で発生し都市直下型となった阪神・淡路大震災では、最大震度7を記録し、死者・行方不明者6,437人、負傷者43,792人、最多避難者数約32万人、全半壊建物24万9千棟、火災発生件数293件（平成18年5月19日消防庁確定報）を記録する激甚災害となった。死亡者の89%以上が住宅等の倒壊による圧死及び窒息死であったことから、住宅等の耐震性が問題となった。また、延焼火災の多くが木造家屋密集地域で発生したことから、市街地環境の整備の問題、更には、火災に対する避難空間や延焼遮断帯となるオープンスペースの不足、住宅等の倒壊による避難路の通行問題等、災害に対する都市構造上の問題点が指摘された。

一方、海溝型地震となった東日本大震災では、M9.0、最大震度7を記録し、この地震に伴う津波によって岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など三陸海岸から関東地方沿岸の集落では壊滅的な被害が発生した。死者・行方不明者22,199人、負傷者6,230人、全半壊建物402,743棟（平成30年3月5日現在）を記録する激甚災害で、戦後最悪の災害となった。この地震による被害は津波によるところが大きかったものの、地震の揺れによる被害は、新耐震基準の建築物よりも旧耐震基準の建築物の方が大きかった。

文京区が「安全で快適な魅力あふれるまち」でありつづけるためには、東日本大震災をはじめとする過去の震災における教訓を踏まえた施策の展開が求められる。都市の防災性を向上させ、地震による被害を最小限にとどめるため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策を推進し、地震災害に強いまちの形成を図る。

### 第2節 防災まちづくりの推進

#### 第1 良好な市街地環境の形成

道路や広場等の地区施設の未整備や建築物の老朽化等によって、防災上問題のある地域において、区民と協働で地域特性に応じたまちづくりを推進することにより、建築物の耐震化・不燃化を図り、オープンスペースの創出、道路の拡幅、防災施設の整備等を行い、地震災害に強いまちづくりを進める。

#### 第2 木造住宅密集地域の環境改善

老朽木造住宅が密集している地域においては、建物の倒壊による人的被害や避難路の遮断及び同時多発火災が発生する危険性が高く、延焼による火災の被害が拡大する恐れもある。また、細街路も多く、緊急車両が進入できる道路が不足しているため、救助・消防活動が困難となっている。

このような地域においては、住宅等の倒壊や火災による被害の半減に向けて、区民と協働で、住宅等の耐震化を促進し、あわせて不燃化と細街路の拡幅整備を進める。また、地域の防災力の向上を図るために、地域の課題解決に向けた協働・協治のまちづくりを区民とともに検討し、地域環境の改善を目指す。

#### 第3 延焼遮断帯の整備

平成3年度から平成20年度まで、都市防災不燃化促進事業により不忍通り沿道における不燃化率の向上を図った。引き続き、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化・耐震化を促進することにより、避難路の安全の確保を図るとともに延焼遮断帯の形成を目指す。

## 第2章 公共施設及び交通施設の安全化

(区・都・首都高速道路・東京地下鉄)

### 第1節 計画方針

道路、公園等の公共施設は、都市活動を支えるのみならず、防災上も重要な役割を果たすものであることから、避難路、物資輸送路、緊急車両の通行や避難場所又は延焼防止空間として常に機能できるよう整備する。

また、鉄道事業に係る車両・施設・設備については、地震による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、都・区及び防災関係機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命の安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

### 第2節 道路の整備

#### 第1 道路の現況

##### 【道路の現況】

(平成30年4月1日現在)

区分	延長	面積	道路率
国道	8,173m	202.203㎡	1.79%
都道	26,100m	651.361㎡	5.77%
区道	170,893m	1,042.229㎡	9.21%
総計	205,167m	1,895.833㎡	16.76%

#### 第2 道路整備計画

避難路や延焼防止機能を確保するため、歩車道の分離や、拡幅及び崖崩れによる危険防止等の対策を講じていく。

また、細街路事業の意義と重要性について関係権利者の理解と協力を得るため、多様な広報媒体と機会を利用して、区民に周知を図っていくとともに、区有施設に接する細街路の未整備箇所については、計画的に整備していくものとする。

道路の側溝、ガードレールその他の道路付属物については、安全な状態を保つよう維持に努め、老朽化又は破損しているものは、逐次整備するとともに、必要箇所への設置促進を図っていくものとする。

更に、安心・安全かつ円滑な通行を確保することを目的に路面下空洞調査を実施する。

なお、対象路線は、緊急輸送道路、路線バス運行路線、幹線道路を中心に実施する。

### 第3節 橋梁の整備

#### 第1 橋梁等の現況

##### 【河川の現況】

(平成30年10月1日現在)

河川名	延長	流域面積	文京区内延長	文京区内流域面積
神田川	25,480m	105,000,000 m <sup>2</sup>	4,700m	10,300,000m <sup>2</sup>

##### 【橋梁の現況】

(平成30年10月1日現在)

管理区分	橋梁数	延長
東京都	2	48.40m
文京区	9	207.00m
計	11	255.40m

##### 【横断歩道橋の現況】

(平成30年10月1日現在)

区分	橋梁数	延長
国道	1	25.20m
都道	11	718.10m
区道	2	60.00m
計	14	803.30m

#### 第2 橋梁等整備計画

神田川については、現在も護岸整備を進めている。これに合わせて計画高水位より低い橋梁9橋の拡幅架替工事を行う。

(平成30年10月1日現在)

未整備		整備済			
名称	管理	名称	管理	名称	管理
白鳥橋	東京都	華水橋	文京区	石切橋	新宿区
隆慶橋	新宿区	掃部橋		西江戸川橋	
		古川橋		小桜橋	
				中之橋	

## 第4節 公園・緑地の整備

### 第1 公園・緑地の現況

#### 【公園・緑地の現況】

(平成30年10月1日現在)

区 分	公 園			児童遊園	総 計
	都 立	区 立	小 計		
園 数	2	45	47	67	114
面 積	158,656.58㎡	209,494.35㎡	368,150.93㎡	21,816.30㎡	389,967.23㎡

### 第2 公園・緑地の整備計画

#### 1 避難場所等の機能確保

区内に多く分布する公園や児童遊園は、火災の延焼防止及び遅延効果が期待されるだけでなく、震災後、避難場所等多様に活用できるスペースとなるため、整備拡充を図っていく。

#### 2 擁壁等危険箇所の改修

災害時の倒壊等により、被害の拡大や消防・救援活動に支障をきたすことを防止するため、老朽化した擁壁等危険箇所の改修を推進する。

#### 3 緑化の促進

緑は火災時の延焼防止効果を有するため、公園等の緑化を促進する。

## 第5節 首都高速道路

### 第1 現 況

#### 1 道路の現況

名 称	区内延長	入口	出口	非 常 電 話	非 常 口 (高速上扉)
高速5号池袋線 (都道首都高速5号線)	2,300m	[上り] 護国寺	[上り] 飯田橋 [下り] 護国寺 早稲田	上り 4か所 下り 4か所	上り 1か所 下り なし
計	2,300m	—	—	—	—

## 2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、阪神・淡路大震災規模を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、上部工耐震補強を平成8年度から実施し、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を完了している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者等は、これらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

### 第2 事業計画

#### 1 事業計画の概要

- (1) 首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、阪神・淡路大震災級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送道路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。そのほか、利用者等の安全対策など、地震防災対策のより一層の充実強化を図ることとする。
- (2) 災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。

#### 2 実施計画の内容

- (1) 高架橋の安全性の強化  
緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を、引き続き実施していく。
- (2) 道路構造物、管理施設等の定期点検
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検
- (4) 利用者等の安全確保  
利用者等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。
  - ア 利用者等への情報伝達の充実
  - イ 避難・誘導施設の整備

## 第6節 都営地下鉄

### 第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、利用者の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性や情報連絡体制の整備に努める必要がある。

### 第2 現況

#### 1 路線の延長等

区内の都営地下鉄の設置路線は約4,900mであり、駅舎が6駅ある。

#### 2 線路等の耐震・耐火等

地上建築物、ずい道、レール及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅には、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等の防災設備を設置している。車両は、火災に対して安全性の高い材料を使用している。

#### 3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

#### 4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

#### 5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けている。万一に備えて駅には、蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池による照明を設置している。

#### 6 その他

- (1) 各駅における災害対応訓練の実施  
各種災害に対する訓練を実施している。
- (2) 地下鉄利用者に対する災害対策の案内  
地下鉄利用者に対して、ホームページに「災害対策」欄を設け、地下鉄災害に関する疑問に回答している。また、各駅に防災施設や車両・駅からの避難方法について解説したポスターを掲出している。

### 第3 事業計画

#### 1 保守点検の実施

環境条件の変化等によって生ずる危険箇所を発見するため、定期又は必要に応じて点検を実施していく。

#### 2 施設の補修、補強

線路構造物、電気施設、車両等の補修、補強を推進し、耐震性、耐火性の維持、向上に努める。

#### 3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 情報伝達訓練
- (3) 救出救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 浸水防止訓練
- (6) その他必要な訓練

## 第7節 東京地下鉄

### 第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性を高めるとともに利用者の避難誘導等の安全性を確保する必要がある。

### 第2 現況

#### 1 路線の延長等

区内の東京地下鉄の設置路線は約14,000mであり、駅舎が13駅ある。

## 2 施設・設備の現況

線路等の耐震・耐火等地上建築物、トンネル、電車線路及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅舎は、変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等が設置されている。車両は、火災に対して安全性の高い材料の使用に努めている。

## 3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

## 4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

## 5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けており、万一に備えて蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池で照明できる灯具を設置している。

## 6 列車火災対策及び構内火災対策についての対応

（「異常時取扱マニュアル」及び「内規」の定めによる。）

- (1) 点検について  
指定業者が定期的に設備を点検し所轄消防署に届け出る。  
用具・器具の点検（月2回）、非常食品点検（月1回）
- (2) 訓練について  
各種運動期間中、マニュアルに沿った訓練を実施している。  
「地域防災ネットワーク」を活用した訓練を実施している。
- (3) 啓発宣伝について  
「メトロニュース」に防災時に対する案内を提出している。

## 第3 事業計画

### 1 保守点検の実施

環境条件の変化によって生ずる危険箇所等を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していく。

### 2 施設の補修、補強

路線構造物、電気施設、車両等の補修・補強を促進し、耐震性、耐火性の維持、向上に努める。

### 3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 情報伝達訓練
- (3) 救出救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 災害想定訓練（大地震）
- (6) その他必要な訓練

## 第3章 建造物等の安全化（区・都・消防署）

### 第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進

#### 第1 計画方針

建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とする。

建物所有者は、地震による建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。

区は、区民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的な支援を行う。また、公共的な観点から必要がある場合については、財政的な支援を行う。

また、耐震診断・耐震改修を促進させるため、都及び関係団体と連携して取り組むものとする。

#### 第2 区有建築物

平成7年度において実施した耐震調査の結果に基づき、三次診断又は補強方法等の検討を行った上、施設整備との整合性を図りながら、危険度の高い施設、避難所などの防災拠点等について優先順位を付けて耐震補強工事を計画的に実施してきた。その結果、特に、避難所となる学校施設は、耐震化が完了した（教育委員会施設台帳ベース）。

また、防災上重要な公共建築物についても、耐震化が完了しており、区立小中学校等の避難所については、バリアフリー化の推進を図る。

さらに、区有建築物については、従来どおり用途係数を採用した耐震設計により、保有水平耐力の割り増しを行うこととする。

なお、大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を踏まえ、区の対応方針として、「区有施設のブロック塀等については、原則として撤去し、順次改修を行う。」こととした。

〈資料編 第64 避難所における耐震補強工事進捗状況 P 303〉

#### 第3 民間建築物

文京区耐震改修促進計画[平成27年度末時点度の進捗状況検証（平成29年2月）]において、住宅の耐震化率は81.8%（棟数による推計）又は88.8%（戸数による推計）、民間特定建築物の耐震化率は90.4%（棟数による推計）となっており、これらを平成32年度までに95%に引き上げることを目標としている。

##### 1 民間特定建築物

民間特定建築物については、関係団体等と連携しながら耐震化を促進するとともに、各所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、助言等を行う。

民間建築物のうち、東京都震災対策条例第17条に定める防災上特に重要な建築物、ホテル・旅館など不特定多数の人が利用する民間建築物について、重点的に耐震化を促進する。



## 2 耐震化促進地区の耐震化

住宅の耐震化については、文京区全域を対象とするが、耐震化促進地区（木造住宅密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度が高い地域）については重点的に耐震化を促進する。

## 3 沿道建築物の耐震化

(1) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。

ア 都が定める災害時に閉塞を防ぐべき道路として指定された道路

イ 区が指定する防災上重要な道路

〈資料編 第77 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P321〉

(2) 指定した道路の沿道の対象建築物に対しては、耐震改修促進法に基づく指導、助言を積極的に行う。

(3) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路のうち、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特に重要なものが特定緊急輸送道路として指定されている。区は、都と連携して、対象建築物の所有者に耐震化の意識啓発及び助成制度等の普及啓発を図る。

## 4 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修だけでなく震災対策全般にわたる相談窓口を設置し、区民からの問い合わせに適切に対応できるように相談体制の充実を図る。

## 5 普及啓発の促進

耐震診断・耐震改修を区民の身近なものとするため、マニュアル等の作成・配布をするとともに、専門家による耐震改修・建替え相談会の開催などにより、区民意識の啓発に努める。

## 6 耐震診断助成事業の充実

文京区耐震改修促進計画に基づく住宅系建築物の耐震化率95%の目標を達成するため、耐震診断に要した費用の一部を助成し、耐震化を促進する。

## 7 耐震改修促進税制の普及

平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税額の減免措置を受けられるようになった。区では、耐震改修促進事業の普及を図るために、耐震改修に係る助成を行うとともに、所得税の特別控除や固定資産税額の減免措置に必要な取り組みを行う。

〈資料編 第35 耐震改修促進税制の内容 P115〉

## 8 木造住宅密集地域のまちづくり

木造住宅密集地域は、地域危険度が高く、都の被害想定では首都直下地震により大きな被害が予想されている。大塚五・六丁目地区においては、文京区不燃化推進特定整備事業を展開している。

## 9 ブロック塀等の改修促進

大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊事故を踏まえ、現行のブロック塀等改修工事費及び生垣造成補助の制度拡充を行った。

## 第2節 高層建築物の安全化

高層建築物は、耐震性及び防火施設等について一定の配慮はあるものの、地震時には、長周期地震動による家具の転倒、落下、移動等が発生するとともに、揺れが長く続くことからパニックに陥りやすくなり、火災発生時の初期消火や避難誘導においても困難が予想される。

このため、消防署においては、関係事業所、管理組合及びマンション住民等に対して次の対策を指導していく。

### 第1 建築物の防火安全対策

- (1) 高層建築物の防火安全対策
- (2) 乾式工法を用いた防火区画等の漏えい防止対策（100メートル以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- (3) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- (4) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- (5) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

### 第2 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用場所の環境設備及び可燃性物品の転倒防止措置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
- (5) 防災物品の推進

### 第3 避難対策（混乱防止対策）

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) ショーケース、看板等の転倒、落下、移動の防止
- (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
- (7) 建設事業者は、災害時の情報を迅速かつ的確に伝達させるために、区と協議を行い、防災行政無線の設置及び管理に努める。
- (8) 中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、啓発活動を行う。
- (9) 新たに建設する一定規模以上の中高層建築物に対し、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、防災備蓄倉庫の設置を義務付ける。

### 第4 防火・防災管理対策

- (1) 従業員に対する消防計画の周知徹底
- (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (4) 救命講習の受講促進など救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備

- (5) 防火・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施

## 第5 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

### 第3節 エレベーター対策

#### 第1 計画方針

震災時には、不特定多数の人々が集まる劇場、駅等、またマンションや事務所ビルなどにおいては、エレベーター停止に伴う、被害、混乱が生じる恐れがある。

このことから、災害時においてエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出や高層マンションなどでの避難住民の減少や避難期間の短縮などを図るエレベーターの早期復旧に関する対策を講じる。

#### 第2 事業計画

##### 1 エレベーターの改修促進

震災時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、エレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

また、区所有の施設については、エレベーター閉じ込め防止装置の設置を都の施設の対策に準じて進める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

##### 2 救出体制の整備

都が、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定した一般社団法人日本エレベーター協会と連携しながら、救出要員の増員や保守管理会社との連絡強化を図り、エレベーターへの閉じ込めがあった場合の救出体制の整備に努める。

##### 3 閉じ込め対策の支援

震災時には、多くの中高層住宅においてエレベーター閉じ込めが発生することが予想されるため、中高層住宅に対して、エレベーター閉じ込め対策（トイレ、飲料水等）の購入経費を助成する。

#### 4 エレベーター復旧の優先順位

災害時におけるエレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物、要配慮者の利用する建物等に配慮し、次表の復旧優先順が想定される。

大規模地震等において、複数の建物での閉じ込めが想定され、閉じ込め救出が最優先となるため、停止しているエレベーターの復旧は、閉じ込め救出後となる場合がある。

優先順位	対応内容	建物種別
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、要配慮者が利用する建物
3		公共性の高い建物
4		高層住宅(概ね高さ60m以上)
5		一般の建物

参考：一般社団法人日本エレベーター協会発行「大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関するご協力のお願ひ」

#### 5 復旧ルールの周知

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターの保守要員は限られている。このため、「1ビルにつき1台」のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要であり、復旧ルールの徹底などをあらかじめ周知する。

#### 6 事業者への周知

エレベーターの改修に関する相談窓口を設置するとともに、閉じ込め防止装置の普及などについて、事業者、マンション管理者向けにリーフレットを作成し、周知・PRに努める。

### 第4節 窓ガラス等の落下防止

#### 第1 計画方針

窓ガラス、ビル外装材などの剥離、落下があった場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるため、建築防災パトロールを強化し、落下の恐れのある建築物の把握に努める。

また、避難の際の危険物となり得るので、窓ガラス等の落下防止に努める。

#### 第2 現況

区では、都と協力して、窓ガラスの落下防止対策等に関して、以下のような実態調査と改善指導を実施している。

時 期	実施の内容
昭和53年	建築基準法施行令に基づく告示が改正され、窓ガラスを固定するシーリング材に硬化性のものを使用することを原則禁止
昭和55年以降	硬化性シーリング材を使用する窓ガラスの実態調査及び改善指導
平成17年3月	はめ殺し窓の窓ガラスの実態調査を行い、改善指導等を実施

### 第3 事業計画

#### 1 区有建築物

施設利用者や職員の安全を確保するため、上記実態調査に基づき、窓ガラス等の飛散防止対策を計画的に進捗していくものとする。

また、今後新たに設置する施設については、窓ガラス等の飛散防止対策を組み入れていくものとする。

#### 2 民間建築物の改修促進

未改修のものについては、引き続き改修相談の充実や指導の強化を図ることにより、改修を促進するとともに、今後とも必要に応じて、都と協力して調査・指導を行うなど、歩行者の安全性確保に向けた取り組みを行う。

また、落下の恐れのある大規模空間の天井材や外壁タイル等についても、建築基準法に基づく定期報告制度や建築物防災週間を活用して、建築物の所有者等に対し改善指導等を行っていく。

### 第5節 家具類の転倒・落下・移動防止対策

#### 第1 計画方針

過去の地震において、建物内では家具等の転倒により、下敷きとなって多くの死傷者を出している。震災時の被害の軽減を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及に努める。

#### 第2 現況

##### 1 啓発・普及活動

防災訓練、説明会等において、区民及び事業者に対する啓発・普及活動を行っている。

##### 2 補助制度、器具の取り付け事業

震災時の家具転倒等による自力脱出困難者数を最小限に抑えることを目的に、高齢者や障害者で構成される世帯等に対して家具転倒防止対策事業（文京区マイルームセイフティ事業）の促進を図る。

###### (1) 助成対象

- ア 区の区域内に在住する65歳以上の方のみで構成される世帯
- イ 区の区域内に在住する障害者のみで構成される世帯
- ウ 区の区域内に在住する65歳以上の方及び障害者で構成される世帯
- エ 区の区域内に在住し、避難行動要支援者名簿の提供を受けている方の世帯
- オ 区の区域内に在住し、避難行動要支援者に登録されている方の世帯

###### (2) 助成金額（平成30年10月1日現在）

- ア 文京区（1）ア～エ転倒防止器具設置にかかる費用の2分の1（上限7,500円）  
（1）オ 転倒防止器具設置にかかる費用の4分の3（上限11,250円）
- イ 社会福祉協議会 転倒防止器具設置にかかる費用の4分の1（上限3,750円）

### 第3 事業計画

#### 1 区有施設の実施状況調査

区有施設におけるオフィス家具の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、その結果を基に事業所における家具類転倒・落下防止対策を検討する。

#### 2 啓発・普及活動の推進

高齢者・障害者世帯における転倒防止器具設置への助成、防災訓練等における指導・PRの強化などを進める。

また、消防署では、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

- (1) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、区民や事業所に対する防災指導に活用する。
- (2) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付指導を実施する。
- (3) 関係機関、関係団体等と連携した周知を実施する。
- (4) 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く区民や事業者にも周知する。

#### 3 実施状況の把握

家具類の転倒防止対策の実施状況について、訓練や防災講話等の機会を活用し、実施状況の把握に努める。

#### 4 事業所への啓発

事業所における家具・事務機器の転倒を防止するため、事務所向けに「家具類転倒防止対策リーフレット」を作成し、啓発を図る。

#### 5 安価で信頼できる工法・装置の普及促進

住宅の耐震補強工事が困難な方などが、1階で就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊した時に、安全な空間を確保するために作られた防災ベッドや簡易シェルター等の防災グッズの普及促進を図る。

## 第6節 屋外広告物等に対する規制

### 第1 計画方針

ビルの屋上や壁面に設置されている広告塔、看板等の屋外広告物については、地震等により脱落した場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるので、屋外広告物に対する指導を強化する。

また、沿道に設置された自動販売機についても、歩行者の安全確保の観点から転倒防止等の指導を推進する。

### 第2 現況

広告塔、広告板、装飾灯の設置は、東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、許可申請時に維持管理の指導を行っている。

【区で設置許可している広告塔、広告板、装飾灯数】

(平成30年10月1日現在)

広告塔	広告板	装飾灯
41	1,209	345

第7節 アスベスト飛散防止対策

第1 計画方針

建築物等の被災に伴い、露出したアスベストが風等の影響によって飛散する恐れがあるため、アスベスト含有建築物等の所有者が、被災に伴う応急の飛散防止措置がとれるよう、アスベスト飛散防止対策の周知・啓発に努める。

第2 現況

1 法令に基づく飛散防止対策

大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について審査・指導を行っている。

2 区独自のアスベスト飛散防止対策

「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」（平成17年11月1日施行）の規定に基づく、標識設置報告書の提出時に飛散性アスベストの使用確認と適正処理について指導を行っている。

3 事業者等への周知

届出等に必要な情報は、区報、ホームページ、パンフレットで周知に努めている。

第3 事業計画

災害時のアスベスト飛散による被害を防止するため、建築物所有者向けのリーフレット等を活用し、啓発を行う。

第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修

第1 計画方針

過去の地震において、ブロック塀等の倒壊により多くの被害が出ている。震災時の被害の軽減を図るため、危険箇所を整備する。

第2 現況

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の指導を行っている。

また、傾斜度30度以上かつ、高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地崩壊危険箇所とし、都が調査を実施している。

平成30年10月1日現在、区内の急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面12か所、人工斜面36か所の計48か所である。

〈資料編 第29 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 P105〉

### 第3 事業計画

がけ・擁壁・ブロック塀は、所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

#### 1 ブロック塀の倒壊防止

避難道路や通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進めるとともに、技術基準を満たしていないなど、危険性の高いものに対し、必要な補強等を行うよう改善指導を行っており、今後とも必要に応じて、調査指導を行う。

#### 2 擁壁・がけの調査

区内のがけ・擁壁の実態調査を都と連携して進めるとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について啓発する。

#### 3 改修への助成、指導

区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、がけ整備資金助成制度、又はブロック塀等改修工事助成、生垣助成制度の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進める。

また、耐震化に配慮したブロック塀の適正な設置について、区民へ周知徹底を図るとともに、生垣への転換等を誘導する。

急傾斜地崩壊危険箇所については、都が危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止事業を行っている。

## 第9節 文化財の防災対策

### 第1 計画方針

(1) 文化財の防災は、文化財保護関係法令及び震災の予防に関する法令等の規定に基づき、適切に対処する。

(2) 区内に存在する文化財の防火対策は、文化財の種類、規模、性質等に応じ、被害の程度、態様等を十分予想して取り組むものとする。

### 第2 現況

#### 【区内の文化財数】

(平成30年10月1日現在)

国指定文化財	国登録文化財	都指定文化財	区指定文化財
155	53	32	83

### 第3 事業計画

#### 1 普及啓発事業

文化財愛護週間や文化財防火デー（毎年1月26日）等を中心に、文化財管理者や区民に対して、区報等を通じて防災面からの文化財保護について意識啓発する。

また、適宜彫刻等の転倒防止や絵画等の落下防止策について指導助言に努める。



## 2 震災に係わる文化財の保護に関する事業

文化財の管理、修理その他の保存行為及び保護活動を奨励するため、補助金等を交付する事業の一環として、文化財の防災施設の整備事業に対し、一定の補助金を交付する事業を継続する。

## 3 防災関係機関等との協力

防災関係機関の防災に関する事業、活動等を奨励するとともに、防災関係機関との積極的な連携及び協力を行う。

- (1) 東京都教育委員会の「文化財防火デー（毎年1月26日）」の事業保護計画に積極的に協力する。
- (2) 文化財の防火のため、消防法に基づく消防用設備を設置し充実を図る。
- (3) 文化庁作成の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」に基づき、文化財の防災に努めていくものとする。

## 4 文化財施設の安全対策

管内の文化財施設の所有者に対し次の対策を指導する。

- (1) 文化財周辺の整備・点検
  - ア 文化財の定期的な見回り
  - イ 文化財周辺環境の整備・整頓
- (2) 防災体制の整備
  - ア 防災計画の作成
  - イ 巡視規則や要領の作成等
- (3) 防災知識の啓発
  - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
  - イ ポスターの掲示、防災訓練の参加の呼びかけ
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
  - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- (6) 緊急時の体制整備
  - 消防機関への円滑な通信体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

## 第10節 危険物施設等の保安

### 第1 計画方針

危険物施設等が被災し危険物等が地域に流出した場合は、少量の流出でも人命に致命的な被害をもたらす危険がある。また、通常の消火活動では、危険物施設等の被災は広域的な大災害になる恐れがある。このため、危険物施設等の安全性の確保を徹底することが必要である。

### 第2 現況

#### 1 危険物施設等の施設数

区内には、関係法令に規定された危険物、火薬類、放射性物質、毒物劇物等の貯蔵所、取扱所等が下記のとおりある。

(1) 危険物施設数

(平成30年10月1日現在)

消防署管内	危険物貯蔵施設数	危険物取扱施設数	計
小石川消防署	50	34	84
本郷消防署	58	39	97
合計	108	73	181

(2) 区内の危険物施設

区内の危険物施設については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第36 危険物製造所等一覧表 P116〉

(3) 放射性物質関係施設

区内の放射線物質関係施設については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第37 放射性物質関係施設 P116〉

(4) 毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）

区内の毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第38 毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表 P116〉

## 2 危険物施設に対する規制等

(1) 消防法令に基づく規制

危険物施設は、貯蔵又は取り扱う危険物の種類、数量及び施設の態様により、消防法令に基づき、位置、構造、消防設備等の設備に関する規制と、危険物の貯蔵、取扱い、運搬等の管理に関する規制が行われている。

(2) 立入検査の実施

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、附属設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

(3) 消防訓練の実施

危険物施設等の関係者は消防関係法令に基づき、当該事業所に自衛消防組織を設置し、消防訓練を実施することとなっている。

(4) 防災意識の啓発

危険物施設の立入検査等の機会などをとらえ、随時、関係者に防災意識の啓発を図っている。

(5) 消防法令の改正

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災での教訓を踏まえて、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年4月26日法律第30号）が行われている。

## 第3 事業計画

### 1 関係法令に基づく届出の指導の強化

危険物施設等の現状の把握と立入検査等を円滑に進めるため、危険物施設等管理者の関係法令に基づく届出の指導を強化する。

## 2 立入検査の推進

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、付属消防設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

## 3 防災訓練の実施

危険物施設等管理者による自主保安体制の確立を図るために、法令に基づく消防計画の作成や防災訓練の実施を指導する。

## 4 危険物施設管理者等に対する防災予防意識の啓発等

危険物施設等管理者などに対し、長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を指導するなど、防災意識の啓発と取扱技術等の向上に努める。

また、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正に伴い、予防規程を定めなければならない危険物施設に対し、帰宅困難者対策に関する事項を予防規程に追加するよう指導する。

## 第4章 出火・延焼等の防止（区・消防署）

### 第1節 基本方針

阪神・淡路大震災では、家屋等の被害が639,686棟（全壊104,906棟）、火災293件、死者6,434人、負傷者43,792人に及んでいる（平成18年5月19日、消防庁確定報）。

地震による被害は、家屋の倒壊等に加えて、火災等の被害も甚大になると考えられている。したがって人命の安全を確保するための対策を重点として、出火防止、初期消火、火災の拡大防止の各対策を基本とし、総合的に推進し被害の軽減・防止に対処していくものとする。

### 第2節 出火の防止

#### 第1 計画方針

地震による複雑な出火機構と火気使用設備・器具及び危険物、化学薬品等の膨大な出火要因から判断して、相当数の出火が予想される。

このような状況において、あらゆる方策を講じて出火の危険性につながる要因を個々に分析・検討して、順次その対応策について技術的な安全化又は規制の強化による安全対策を進めるとともに、区民に対する防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、震災時における出火をできる限り防止する。

#### 第2 現況

現在、区内では膨大な数の火気使用設備・器具等が使用されており、平成3年9月に都が公表した「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」の被害想定によれば、文京区で発生する火災の18件のうち、消防隊等による消火件数は11件、延焼不拡大件数6件、延焼火災1件となる。

また、平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によれば、文京区で焼失する家屋は2,443棟である。

#### 第3 事業計画

##### 1 火気使用設備・器具等の安全化

地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火災予防条例に基づく「対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底」、「火気使用設備の固定等、その他各種の安全対策の推進」の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備についての指導の徹底を図る。

##### 2 石油等危険物施設の安全化

区内の法令等に定める危険物施設（少量危険物貯蔵取扱所を含む）が470（小石川消防署管内：239、本郷消防署管内：231）か所ある。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。このため、従来から、査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたところである。

今後とも、危険物施設の安全対策の推進について、事業所防災計画作成の指導、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。

### 3 化学薬品、電気設備等の安全化

#### (1) 化学薬品の安全化

化学薬品の安全化については、昭和62年3月に火災予防審議会が答申した、「地震における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的具体的な安全対策を指導し、保管の適正化を促進している。

主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 化学薬品容器の転倒落下防止措置</li> <li>2 化学薬品収納棚の転倒防止措置</li> <li>3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置</li> <li>4 化学薬品等収納場所の整理整頓</li> <li>5 初期消火資器材の整備</li> </ol>
--------	---

#### (2) 電気設備の安全化

電気設備の安全化については、火災予防条例に定める出火、延焼防止の規則や熟練者による維持管理の義務付け等により推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導する。また、電機器具や配線からの出火を防止するため、感震機能付分電盤等の普及促進等の安全対策、停電復旧時の通電火災防止対策等信頼性の高い安全装置の設置を推進する。

### 4 高圧ガス・有毒物資等の安全化

#### (1) 高圧ガス保管施設

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

#### (2) 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

#### (3) 放射性物質の貯蔵取扱施設

放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

### 5 危険物等輸送の安全化

(1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。

(2) 危険物輸送運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

(3) 「危険物の輸送又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

### 6 出火防止のための査察指導

(1) 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下鉄、飲食店、百貨店、病院等及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、災害時の従業員の対応要領等を指導する。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業継続計画の策定

その他の事業所及び一般住宅等についても立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

- (2) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取り扱い及び、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

更に、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

## 7 区民指導の強化

各家庭において平素から出火や拡大防止策を図るため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震時の出火防止等の徹底を図るため出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育の推進、実践的防災訓練による防災行動力の向上を推進する。

- (1) 出火防止に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及
- イ 消火器の設置、風呂の水の汲み置きやバケツの備えなどの消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテンなどの防災製品の普及
- キ 灯油など危険物の安全管理の徹底
- ク 防災訓練への参加

- (2) 出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推奨
- イ 受傷事故防止のため、揺れの大小に関わらず、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ウ 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてず火の始末をする。出火した時は、落ち着いて消火する。
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止措置の徹底
- オ ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底

## 第3節 初期消火体制の強化

### 第1 計画方針

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の防止を図るとともに初期消火が出火元で行われることが重要である。このため、家庭・事業所及び地域における自主消火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により区民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

### 第2 現況

- (1) 区は、震災時における火災防止対策の一環として、初期消火体制の強化を図るため、街頭と主要道路に消火器を設置している。

【消火器の設置状況】

(平成30年10月1日現在)

種 類	型 式	数 量
車両用消火器（昭和53年度開始）	10型	762本
街頭用消火器（昭和47年度開始）	10型	2,195本
大型消火器（昭和60年度開始）	50型	374本
合 計		3,331本

(2) 家庭や事業所をはじめ、地域や区民一人ひとりの防災行動力を高めるため、各種防災訓練等を実施して、消火器の使用手法や出火防止、初期消火、応急救護などに関する知識、技術の普及を図っている。

第3 事業計画

1 消防用設備等の適正指導

消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう耐震措置の実施について指導を進めるとともに、特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

2 大型消火器の配備

道路狹隘等により円滑な消火活動が困難な地域等については、消防署や区民防災組織と協議のうえ、大型消火器を配備している。

3 可搬式動力ポンプの貸与

同時多発的な火災に対する初期消火活動体制の強化を図るため、消防署や区民防災組織と協議し、区民防災組織に対して可搬式動力ポンプを貸与する。

なお、貸与に当たっては、道路狹隘等により円滑な消火活動が困難な地域、操作隊の編成や訓練体制、設置場所の確保等を考慮するものとする。

4 スタンドパイプの整備

区は、木造密集地域等における初期消火活動態勢を強化するために、消火栓に直接取り付け放水が可能で、軽量のスタンドパイプを区民防災組織へ整備するとともに保守・点検を行う。また、定期的に訓練等を行い、取扱い技術の向上を図る。

5 町会・自治会に設置されている簡易水道消火装置及び支給している可搬式動力ポンプ・スタンドパイプ数

(平成30年10月1日現在)

消防署管内	簡易水道消火装置	可搬式動力ポンプ (C級)	可搬式動力ポンプ (D級)	スタンドパイプ (区支給)	スタンドパイプ (町会・自治会購入等)
小石川消防署	7	1	9	58	30
本郷消防署	16	0	12	57	5

可搬式動力ポンプ(C級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり3500以上の放水が可能(区で貸与)  
可搬式動力ポンプ(D級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり2240以上の放水が可能(区で貸与)  
スタンドパイプ・・・消火栓に直接結合して放水する消火器具

## 6 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに初期消火が重要である。

このため、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うための各種資器材の普及を図る。

## 7 住宅用防災機器等の普及

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

## 8 区民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 区民の防災行動力の向上については、都民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、区民防災組織等を対象とした、高度で実践的な訓練の推進、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化については、全ての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化、事業所相互間の強力体制の強化、区民防災組織等との連携強化、保有資機(器)材を整備した地域との協力体制作りを推進する。

(3) 事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画が義務づけられている。

ア 防火管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配付し、作成を指導する。

イ 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対しては、事業所防災計画の作成を指導する。

ウ ホテル、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防隊の設置が義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。更に、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。

エ 事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

## 第4節 火災の拡大防止

### 第1 計画方針

現在の都市構造においては、様々な出火防止策及び初期消火の徹底を図っても、なお、相当数の延焼火災の発生が予想される。したがって、被害が予想される区域については、人命の安全確保を重点とした消防体制を進めることが重要である。特に、地域における消防活動体制の整備強化、装備資器材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。



## 第2 現況

平常時の防力を震災時においても最大限有効に活用するため、地震被害の様態に応じた計画を樹立し、有事即応体制を図っているが、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するには、資器材等の増強整備が必要である。

## 第3 事業計画

### 1 消防活動体制の整備強化

平常時の消防力は、次の表のとおりである。これらの消防力を、震災時においても最大限有効活用するため、震災被害の様態に即した各種の震災消防計画を策定し、年に1回、東京消防庁管内において総合震災消防訓練を実施するなど有事即応体制の確立を図っている。

また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対処するため、特に配置された救助用資機（器）材を活用し、救助活動を実施することとしている。

#### (1) 消防署

(平成30年10月1日現在)

	署員	ポンプ車	救急車	特殊災害対策車	はしご車	指揮隊車	その他	人員輸送車 情報収集二輪車	合計
小石川消防署	162	5	2	0	1	1	7	4	20
本郷消防署	167	5	2	1	1	1	7	5	22

#### (2) 消防団

(平成30年10月1日現在)

	団員 (定数)	分団 施設	可搬式動力 ポンプ (B級)	可搬式動力 ポンプ (D級)	可搬ポンプ 積載車	合計
小石川消防団	200	11	8	0	3	11
本郷消防団	200	7	7	1	3	11

可搬式動力ポンプ（B級）・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分当たり1,200ℓ以上の放水が可能

可搬式動力ポンプ（D級）・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり224ℓ以上の放水が可能（区で貸与）

可搬ポンプ積載車・・・軽四輪自動車をベースに赤色警光灯及び電子サイレンを装備し、緊急走行を可能とした車両で、4名乗車、後部には可搬式動力ポンプ本体やホース等を積載した機動力のある車両

### 2 装備資器材の整備

地震時において、常備消防力の最大限有効な活用を図るため、震災の様態に対応した装備資器材を整備し、活用するとともに、区民防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

### 3 消防水利の整備

震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応対処するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の設置及び河川等のあらゆる水源を有効活用する施策を進める。

- (1) 民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を活かした耐震性を有する防火水槽の設置を進める。
- (2) 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての耐震性を有する防火水槽等の確保の働きかけ
- (3) 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る。
- (4) 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するためには、消防水利の確保が必要不可欠であり、避難場所には巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を、避難道路には防火水槽を中心とした整備を推進する。
- (5) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- (6) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、区民防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (7) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、区民防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (8) 民間の建築工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

### 4 消防団体制の充実

- (1) 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- (2) 各種資機材を活用した消防隊との連携訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (3) 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (4) 新入団員への入団教育を実施し、災害活動技能の早期習得を図る。
- (5) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- (6) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

### 5 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策を推進する。

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘な道路の広幅員化、U字溝等の暗渠化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関と検討する。
- (2) 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について区・警察署との連携体制を継続する。

### 6 消防活動困難区域への対策

震災時には、道路の狭隘に加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努める。

## 7 地域防災体制の確立

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の区民防災組織と事業所の自衛消防組織等とが相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の区民防災組織等の一員として活動するよう指導する。

地域の防災力を向上させるには消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動並びに区民防災組織及び事業所の自衛消防組織等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

### (1) 区民防災組織等と事業所との連携体制

地震時における火災等の災害から地域社会を守るためには、地域の区民防災組織ばかりではなく、事業所の自衛消防組織等を含めた地域ぐるみの対応が期待される。

事業所の自衛消防組織等は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地域社会とも密接な係わりがある。

したがって、地域防災の充実を図るため、地域の区民防災組織等と事業所の自衛消防組織等とが互いに協力して連携できる体制を整備する。

なお、自衛消防組織等の設置が義務づけられていない小規模事業所については、地域の区民防災組織の一員として活動するよう指導する。

### (2) 要配慮者に関する地域協力体制づくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを区と協力して推進する。

### (3) 地域における安全体制の確保

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会等との間及び施設相互間の防災時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練の充実指導に努める。

## 第5章 ライフライン施設の安全化

(東京電力パワーグリッド・東京ガス・都水道局・都下水道局・東日本電信電話)

### 第1節 基本方針

区民の生活は、電気、ガス、上下水道、情報通信等のシステムに大きく依存しており、一時的、局所的な障害が発生しても、その影響は多方面に及び、被害が連鎖的に拡大する危険性がある。このため、ライフラインの防災性を高め、震災時の被害の規模を最小限にとどめることに努める。

### 第2節 電気施設

#### 第1 計画方針

電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるように万全の予防措置を講ずる。

#### 第2 設備の災害予防措置に関する事項

##### 1 送電設備

###### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

###### (2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

##### 2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

##### 3 配電設備

###### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

###### (2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

#### 第3 事業計画

##### 1 変電設備、送配電設備

設備の更新、新設のときは、耐震性を確保し被害の軽減に努める。

## 2 巡視調査

送配電設備等の巡視点検調査を定期又は必要に応じて随時に行い、不良箇所の発見と需要家への通知及び未改修の需要家の改修促進を図る。

## 3 施設防災訓練

情報連絡訓練、復旧訓練、非常呼集訓練を年1回全社的規模で実施する。

## 4 復旧用資器材の点検整備

復旧用資器材の点検整備は随時実施し、常に使用可能の状態にしておく。

## 5 防災知識の普及

「電気使用安全月間」、地域行事などの機会をとらえて、ポスター、パンフレット等を配付するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等で大地震のときの電気施設及び電気使用者のとるべき措置等について周知する。

# 第3節 ガス施設

## 第1 計画方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

## 第2 現況

### 1 ガス導管

ガス導管を圧力別にブロック化ができるように無線遠隔操作によるしゃ断装置又は感震自動しゃ断装置、手動しゃ断装置等を設置するとともに、区間内ガス放散設備を設置している。

### 2 地震計

主要施設に地震計を設置し、加速度値等をテレメータにより収集するシステムを設備している。

### 3 無線設備

主要施設との相互通信、各種データの電送、遠隔操作のための無線設備を設置している。

### 4 点検整備

ガス施設の点検は、定期又は必要に応じて、随時、実施している。

## 第3 事業計画

### 1 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

## 2 ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

### (1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

### (2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガスしゃ断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震しゃ断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急しゃ断装置の設置を推進する。

### (3) 通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

### (4) その他の安全設備

#### ア コンピュータ設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

#### イ 自家発電設備等

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

#### ウ 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

## 3 ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予測される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

## 4 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

## 5 広報活動

利用者及び他工事関係工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオテープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

## 第4節 上水道施設

### 第1 計画方針

「東京都水道局震災対策事業計画」は、東京都震災対策条例の趣旨に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備すること等により、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保することを目的としている。

## 第2 現況

### 1 給水所等の確保水量

通常の給水が困難な場合でも、次のとおり災害時給水ステーション（給水拠点）に飲料水が確保されている。

災害時給水ステーション （給水拠点）	所在地	水量（m <sup>3</sup> ）
本郷給水所	本郷二丁目7番29号	20,000
教育の森公園内応急給水槽	大塚三丁目29番	1,500

〈資料編 第43 区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表 P120〉

### 2 応急給水用資器材の整備

震災時における応急給水活動を迅速・的確に実施するため、応急給水用資器材の整備を図っている。

給水所	給水タンク 1m <sup>3</sup> （基）	角型容器（個）		応急給水栓 （基）	ホース（本） 5～20m
		3m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>		
本郷給水所	6	2	1	10	10

## 第3 事業計画

### 1 施設の耐震性強化

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

#### （1）水道施設の耐震化の着実な推進

区内の水道水は、東村山、金町、三郷、朝霞、三園の各浄水場から送水されているが、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、これら浄水場等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。

#### （2）耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施

配水管は、区内に約315,300mが埋設されており、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10カ年事業」を実施してきたが、平成25年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化10カ年事業」を推進している。

#### （3）自家発電設備の増強整備による電力の自立化

大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。

なお、区内に供給している東村山及び朝霞浄水場は、既に整備を終えている。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と行動力の向上

第7章 物資の備蓄

第8章 事業継続計画の策定

## 2 飲料水の確保対策

水道施設の耐震性強化を極力図ったとしても、管路破損等による一時的な断水は避けられないと想定されることから、飲料水の確保は不可欠である。

そのため、区民の居住場所から2kmの範囲内に給水拠点を設置することを目標とし、応急給水槽の建設等を実施してきた。また、給水拠点から2km以上離れている避難場所等には、浄水場、給水所等から飲料水を車両輸送し、避難場所等を給水拠点として応急給水を実施することとしている。なお、応急給水槽の建設については、必要な水の確保ができたため、平成16年度計画を持って終了している。

## 第5節 下水道施設

### 第1 計画方針

区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨などの災害に備えた取組を行い、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

### 第2 事業概要

#### 1 施設整備

地震に備え、管渠の新設や既存施設の再構築の際に「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設する。

#### 2 避難所等の対策

避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、平成25年度までに完了し、現在は、災害復旧拠点などに対象を拡大して推進している。

発災時の交通機能を確保するため、避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大し、マンホール浮上抑制を実施している。

#### 3 光ファイバー網の整備

震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

#### 4 ポンプ所の整備

老朽化したポンプ所の再構築を推進する。また、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。

#### 5 し尿の受入れ

震災時に備え、区と覚書を締結して、仮設トイレの設置可能なマンホールや、し尿の受入れ箇所、受入れ方法を取り決めている。

### 第3 下水道局防災訓練

防災訓練は、本庁及び全事業所において毎年実施している。

#### 1 参加機関

本局各部、事業所、防災関係機関等



## 2 訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次災害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、防災関係機関等との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など

## 第6節 通信施設

### 第1 計画方針

通信の途絶は、社会経済活動を混乱させるばかりでなく、災害時の応急対策活動の阻害要因となるので、電信電話施設の耐震性の強化など、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

### 第2 現況

建物は、耐震耐火構造である。各階に消火栓、消火器を設置するなど維持管理に努めている。

### 第3 事業計画

#### 1 耐震性の強化等

耐震、耐火性のある共同溝へのケーブル収容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進する。

#### 2 架空ケーブルの地下化

架空ケーブルは、地震による第二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。

#### 3 ケーブルの安全化

公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルート安全化と回線の分散使用を図る。

#### 4 主要設備の倒壊防止

交換設備、電力設備その他N T Tビルの主要設備の倒壊を防止するための措置を実施する。

#### 5 点検整備

ケーブル等調査を定期又は必要に応じて随時行い不良箇所を発見摘出に努める。

#### 6 応急復旧資器材の整備

ケーブルの損壊等に備えた応急復旧資器材の整備に努める。

#### 7 防災訓練

非常時に的確な対応がとれるよう防災訓練を実施する。

## 第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）

### 第1節 基本方針

災害から区民の生命、身体及び財産を守るために、防災関係機関は各種の防災対策を実施しているが、同時多発的な地震の被害に的確に対処するには、区民一人ひとりの災害に対する生活環境への配慮や防災関係機関と区民・事業所等との連携が欠かせない。

このため、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを防災の基本とし、区民、事業所等の防災意識を啓発するとともに、区と区民、事業所、ボランティア団体等との相互支援・連携を図り、地域防災力の向上に努める。

### 第2節 区民の防災意識の啓発

#### 第1 計画方針

区民一人ひとりが、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、自分の生命や財産を地震から守れるように防災意識を啓発する。

#### 第2 現況

防災広報等を通じて、地震・火災の発生原因やその実態、災害を防ぐための生活環境への配慮、区民防災組織の活動、防災関係機関の活動等について、正しい知識や理解を持っている区民が多くなってきたが、更に防災意識の啓発を図る。

このため、従来から実施している防災教室（地震・煙体験訓練等）に加え、地域に密着した防災訓練の実施、防災パンフレット（地震や都市型水害等の防災対策の掲載）の作成、地元の大学等教育機関と連携した講演会等の開催、インターネット（ホームページ）の活用など、多種多様な方法で、地震や火災、水害等の災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に努めている。

#### 第3 事業計画

##### 1 区

##### (1) 区報や啓発用印刷物による意識啓発

区民、区民防災組織、事業所等に対して、備蓄の推進、家具類の転倒防止、救出・救護活動、災害時の情報連絡体制、家族との連絡方法の取り決め、中高層住宅特有の長周期地震動対策、地域との協力連携等を促すため、区報やパンフレット等により周知を図る。

##### (2) 防災教育用機材等の貸出し

地震体験車、煙体験ハウス、防災教育用のビデオテープ・DVDを区民へ貸出し、防災知識の向上を図る。

##### (3) 防災訓練や防災教室の実施

初期消火、応急救護、避難行動要支援者支援等の訓練の実施及び防災教室により、実践的な震災対策や過去の災害から得られた教訓を伝承し、自助による防災行動力の向上を図る。

- (4) 区主催の各種イベント等及び地域行事での防災意識の啓発  
多くの区民が集う各種イベント及び地域行事等の会場において、地震体験車等の活用及び積極的な防災広報により防災意識を啓発する。
- (5) 中高層住宅に対する防災意識の啓発  
物資の備蓄推進、長周期地震動のリスク、地域との協力連携等、中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害発生時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、中高層住宅への啓発活動を行う。また、地域における区民防災組織等との協力体制を構築するために、区民防災組織が実施する地域防災訓練等への参加を促すなどして地域とのコミュニケーション強化を支援する。
- (6) 外国人への防災知識の普及啓発  
地震体験車等を活用した防災教室の開催、外国語パンフレットの配布等により、外国人への防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していくとともに、各種ハザードマップの多言語化に取り組んでいく。
- (7) 新たな災害情報伝達体制の啓発  
緊急地震速報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、ツイッター、防災アプリ、「Yahoo!防災速報」等新たな情報伝達体制について、訓練や防災教室、パンフレットの配布などあらゆる機会を通じ、周知する。

## 2 消防署

- (1) 防災知識の普及啓発  
「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント（P170）」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導を実施し、防災意識の啓発を図る。  
ア 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進  
イ 町会、自治会等を単位とした講演会の開催による防災意識の啓発  
ウ 防火防災診断（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施による防災意識の啓発  
エ 事業所における応急手当ての指導者（従業員）養成及び自主救護能力の向上  
オ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語等の募集  
カ 要配慮者については、「地震から命を守る7つの問いかけ」を活用した意識啓発
- (2) 防災教育・防火防災訓練の充実  
ア 町会、自治会等に対する基礎訓練のほか、街区を活用した実践的な訓練の実施  
イ 学校で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施  
ウ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推進  
エ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進  
オ 消防団と連携した防災教育・防火防災訓練の実施
- (3) 応急救護知識及び技術の普及  
消防団、災害時支援ボランティア等との協働で、区民や事業所を対象として、救命講習等の応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護力の向上を図る。
- (4) 地域住民を対象とした組織の育成  
区民防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業継続計画の策定

(5) 事業所防災意識の高揚

事業所における被害の軽減を図るためには管理権原者や防火・防災管理者に対し、その重要性を認識させる必要があり、防火・防災管理講習や消防計画作成時の機会及び実務講習会等を通して防災意識の高揚を図る。

(6) 地域との連携及び都民防災教育センターの活動推進

地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携を一層推進するとともに、都民防災教育センター等を拠点として地域の防災教育を広める。

(7) 小石川消防ボランティア、本郷消防ボランティアの育成及び活動

小石川消防署、本郷消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして、「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。

平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害まで拡大し、災害対応の強化を図った。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元当庁職員の登録者を積極的に活用し、小石川、本郷災害時支援消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また、小石川、本郷災害時支援消防ボランティア用救助資機(器)材を整備し、震災時の消防と連携した活動能力向上を図る。

【業務内容】

災害時支援消防ボランティアは東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した小石川、本郷消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

(8) 各種広報活動の推進

区民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。

ア 広報内容

- (ア) 地震のメカニズム
- (イ) 地震時の行動（地震その時10のポイント）
- (ウ) 地震の備え（地震に対する10の備え）
- (エ) 出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識
- (オ) 事務所の地震対策（事業所防災計画）

イ 広報手段

- (ア) 印刷物による普及
- (イ) 外国人の安全対策の推進

外国語のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。

- (ウ) 講習会、防災イベント、防災のつどい等における広報
- (エ) 常設展示における広報
- (オ) 広報媒体における広報

CATV、ホームページ、SNS等による広報

### 3 警察署

#### (1) 地域との連携強化

地域防災組織、事業者等との災害時における連携強化を図るとともに、自助（「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則の考え方をいう。）及び共助（「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域における助け合いの考え方をいう。）の精神の醸成に努めるものとする。

#### ア 防災組織の育成及び連携

次により防災組織の育成及び連携に努めるものとする。

##### (ア) 地域防災組織

地域防災組織の活動計画及び訓練計画の策定について、必要な指導及び助言を行うとともに、積極的に合同訓練を実施する。

##### (イ) 事業者

事業者の責任者に対し、地域の一員として、地域の救出活動及び事業の継続を通じて、社会的責任を果たす重要性を認識させるとともに、近隣事業者等と相互に連携した防災組織の構築について、必要な指導及び助言を行い、積極的に合同訓練を実施する。

## 第3節 事業所の防災意識の啓発

### 第1 計画方針

事業者は、「自らの生命は自らが守る」という自助、「地域での助け合いによって自分たちのまちを守る」という共助の役割を踏まえ、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、従業員に対して、防災意識の啓発を図る。

### 第2 事業計画

#### 1 事業所のとるべき措置

事業所は、各種法令を遵守するとともに、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、次のような対策を図っておくものとする。

- (1) 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに、社屋内外の安全化確保、防災資器材や食糧等の備蓄など従業員や顧客の安全確保に努める。
- (2) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧・復興につながることから、事業継続活動（BCP）など、事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備しておく。
- (3) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや区民防災組織等との協力など、地域社会の安全性向上対策に努める。
- (4) 文京区防災対策条例（平成18年4月1日施行）及び東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月1日施行）に伴い、事業者に対して従業員の一斉帰宅抑制や3日分の食糧等の備蓄、従業員との連絡手段の確保等の啓発活動を実施する。

〈資料編 第1 文京区防災対策条例 P1〉

〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P61〉

## 2 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者、防災管理者、危険物取扱者が、実効性のある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けておくことが必要である。

## 3 事業所と地域の連携

区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と区民防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを支援する。

また、区民防災組織等と地元事業者間において協定を締結した事例紹介などにより、地域と事業者間の新たな関係を構築するための働きかけ等を行う。

## 第4節 区民防災組織等の育成強化

### 第1 計画方針

区民防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、要配慮者の救助・救援、住民の避難誘導、炊き出し等があげられるが、特に初動期における応急活動への期待は大きい。

地震により同時多発的な災害が発生した場合は、防災関係機関の災害対策活動と区民の組織的な災害対策活動の連携が欠かせない。このため、地域住民の連帯意識に基づき結成された区民の防災組織を育成し、自助・共助による地域の防災行動力の強化を図る。

### 第2 現況

区内の全町会及び自治会において、区民防災組織が結成されており、自主的な訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練等への参加など、地域住民の防災意識の啓発や防災行動力の向上に努めている。

### 第3 事業計画

#### 1 区民防災組織への活動支援

区民防災組織の地域における防災活動を支援するため、区は消火器及び防災資器材格納庫を貸与し、保守・整備に努めている。また、都が公表する「地震に関する地域危険度測定結果」に基づき、火災危険度判定または建物火災危険度判定におけるランクが4又は5に指定された地域で可搬式動力ポンプの配置を希望する区民防災組織に対して整備するとともに警察署、消防署及び消防団等と連携し、定期的な訓練を実施し、防災行動力の向上を図る。

さらに、地域特性を踏まえ、意欲的な防災活動を継続している「東京防災隣組認定団体」と緊密に連携し、区民防災組織の活性化を図る。

#### 2 区民防災組織等への活動助成

防災意識の啓発と防災行動力の充実を図るため、区民防災組織・幼稚園・小学校・中学校のPTA、文京区青少年健全育成会及びマンション管理組合等が自主的に行う防災訓練について、訓練支援、防災教室、地震体験車や、煙体験ハウス貸出等の支援及び助成を継続する。また、助成の対象及び内容について検証し、より一層の防災意識の向上を図る。

### 3 避難所運営協議会への活動支援

大規模災害時において、避難所運営等を区などと協働して行う避難所運営協議会を各避難所に設立し、避難所運営の検討及び訓練等の活動に対して支援を行う。また、平常時における協議会活動を活性化させるために、地域活動センターと防災課が緊密に連携して活動支援を行う。地域活動センターは避難所運営協議会との会議開催日時等の調整を行い、防災課は協議会運営や訓練計画等をサポートする。

### 4 避難所運営協議会への活動助成

避難所としての防災行動力を向上させるために、避難所運営協議会が行う会議や訓練等について継続して助成を行うとともに、助成内容について検証し、きめ細やかな支援を行う。

### 5 地域のリーダーとなる人材の育成

避難所運営協議会及び区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーが必要である。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代のリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する。

### 6 区民防災組織主催の防災訓練

区民防災組織が自主的に主催する街角等で行う防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるので、防災関係機関は区民防災組織の自主的な訓練に積極的に協力し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。

### 7 「東京防災隣組」を活用した区民防災組織の活性化

都は、地域において意欲的な防災活動を継続している区民防災組織等を「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取り組みに関して積極的に普及活動を展開することにより周辺地域への波及を図る。

### 8 地区防災計画の作成等の支援

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、区の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

本制度は、区の判断で地区防災計画を地域防災計画に規定することができるほか、地区居住者等が、区防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めている。

区は、地区居住者等からの地区防災計画の作成や訓練等の相談に対して支援を行う。

## 第5節 事業所における防災体制の育成強化

### 第1 計画方針

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、災害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災行動力の向上に寄与する。

### 第2 事業計画

#### 1 事業所による自助・共助の強化

(1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化

- (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上
- (3) 事業所防災計画の作成指導
- (4) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施
- (5) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布
- (6) 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

## 2 事業所における自衛消防隊の活動能力の向上

- (1) 防火管理者の選任を要する事業所  
消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。  
これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練を実施し、活動能力の向上を図る。
- (2) 事業所における応急対策の実施
  - ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
  - イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
  - ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
  - エ 施設の安全を確保した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
  - オ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
  - カ 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は速やかに避難する。
  - キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。
- (3) 自衛消防組織の設置義務のある事業所  
消防法第8条の2の5により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。これらの規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう、組織行動力の育成を図る。
- (4) 防災管理者の選任を要する事業所  
消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう組織行動力の育成を図る。
- (5) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事務所  
ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務づけられている。  
震災に備えて、これら一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練を実施し、活動能力の向上を図る。  
自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時に有効なバール等の救出器具、応急手当用具を配置する。
- (6) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所  
火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動できるよう訓練を実施し、活動能力の向上を図る。



## 第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理

### 第1 計画方針

- (1) 区内の幼児、児童・生徒に火災や地震等における災害から、自らの生命を守るのに必要な事柄についての理解を深めさせるとともに、安全な行動ができるような態度や能力を身につけさせる。
- (2) 地震等により被害を生ずる恐れのある学校環境や災害発生時に必要な消防、避難並びに救助のための施設設備について、整備並びに適切な管理を行う。

### 第2 区立学校における現況

#### 1 防災計画の立案と実施

文京区学校防災計画検討委員会報告書に規定している「文京区立学校防災計画の基準」を東日本大震災での教訓を踏まえて改訂し、平成23年12月、次の4項目を柱とする新たな基準に従って学校防災計画を整備したところであるが、平成25年3月に文京区地域防災計画の修正が行われたことから、本基準にその修正を反映させ、改定した。

- (1) 学校避難所運営計画を作成し、災害の被害を最小限にするための「大震災に備えて」
- (2) 児童・生徒等の安全確保を最優先に対処する「災害発生時の対応」
- (3) 児童・生徒等の被害状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全等の確認後による「教育活動の再開に向けて」
- (4) 学校に避難所が開設された場合の「避難所としての対応」

また、安全管理体制を整え、安全管理の計画を作成するとともに安全指導及び避難訓練を教育課程の中に位置付けている。

#### 2 安全管理

学校（園）長は、各学校（園）において、安全指導担当（生活指導）を分掌として設置し、計画的に安全管理を実施している。

#### 3 災害発生時の幼児・児童・生徒の安全確保

震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する幼児・児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、電話、学校・幼稚園情報配信システム（フェアキャスト）、ツイッター、災害用伝言ダイヤル等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

#### 4 安全指導

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づく「学校安全計画」として、各学校（園）において、安全教育に関する全体的な計画、年間指導計画を作成し、その内容として「災害時における安全」について指導を計画的に行っている。

## 5 避難訓練

消防法第8条並びに都の「非常災害における児童・生徒の安全確保について」〔教指管発第457号（昭和40年12月4日）〕、「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について（通知）」〔49教指管発第559号（昭和50年3月8日）〕に基づき、避難訓練を年間を通じて教育課程の中に位置づけて計画的に実施している。各学校（園）において、原則として月1回以上実施している。また「学校における震災等に対する避難訓練等の改善について」〔23文教教第820号（平成23年7月20日付）〕に基づき、授業中、休憩時間中、清掃中等多様な実施時間や停電により校内放送が使用できない場合、事前に想定した避難経路が被災して使用できない場合等、様々な事態を想定し、各学校（園）の実態を考慮に入れるとともに、発達段階に応じて指導の充実に努めている。

## 第3 区立学校における事業計画

### 1 学校の防災計画の充実

平成9年に示された「文京区立学校防災計画検討委員会報告書」を見直し、平成26年に改訂した「文京区立学校防災計画の基準」に基づき、各学校（園）の防災計画の充実を図るとともに、区教育委員会は、区・防災関係機関・区民防災組織等との連携を図れるよう企画・連絡・調整に努める。また、災害時における避難所運営協議会との連携について、学校の防災計画と避難所運営マニュアルとの整合を図る。

### 2 学校の防災計画の周知

学校の防災計画について、教職員への周知・徹底するとともに、必要な事項に関しては幼児・児童・生徒等に十分理解させ、保護者や地域の人々に対し連絡を密にする。特に、幼児・児童・生徒等の避難場所、保護者等への引き渡しの方法などを明らかにする。

### 3 学校施設・設備の安全管理の充実

校舎内外の施設・設備の安全点検を実施する。戸棚、靴箱、体育用具等の転倒防止、掲示板、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等を行う。特に、薬品類や火気の管理に格段の配慮をする。また、緊急地震速報を活用して、地震被害の防止・軽減を図る。

### 4 避難訓練等の安全指導の充実

年間を通じて教育課程の中に適切に位置づけ、計画的に実施するとともに、多様な場面・事態を想定して指導の充実に努める。また、形式的、表面的な避難訓練にならないよう、予告なしでの実施、屋内消火栓や消火器等防災用具の活用、緊急地震速報のチャイム音を用いるなど、緊迫感、臨場感をもたせるような方法を工夫する。これらを通して、幼児・児童・生徒が自ら命の安全確保のために適切な行動がとれるよう指導する。

### 5 教職員の研修の充実と、安全管理・指導体制の強化

災害から幼児児童生徒の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、教職員の防災に関する自らの意識や対応能力、指導力を一層高めるよう研修や訓練を充実させ、組織的かつ的確な活動体制の強化を図る。

### 6 地域と連携し、他者や社会の安全に貢献できる防災教育

都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」「地震と安全」「3.11を忘れない」等を活用し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。

また、児童・生徒の学年に応じた初期消火活動、救出活動、応急手当、避難生活での補助等、災害ボランティア活動について普及啓発を推進する。

さらに、災害発生時には自分の命を守るとともに、身近な人を助け、さらに地域の安全に貢献できる人間を育てることを目的に、学校防災宿泊体験を実施する。

## 第7節 総合防災訓練の実施

### 第1 計画方針

区民、事業所等に対する防災意識の更なる啓発を図るとともに、区、区民防災組織及び防災関係機関が連携した災害対策活動が円滑にできるよう、総合的で実践的な防災訓練を実施し、地域防災行動力の向上を図る。

また、女性・乳幼児のいる家庭、妊婦、性自認及び性的指向に関する対応を踏まえた訓練を実施する。

### 第2 現況

平成26年度から、従来の訓練内容を見直し、年4回の避難所総合訓練と年1回の防災フェスタを実施している。

### 第3 事業計画

区は、区民、区民防災組織、事業所、学校、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、公共機関、災害時応援協定事業所等、できるだけ多くの防災関係機関等の参加を促進し、実効性のある総合的な訓練を実施する。これにより、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の内容の充実と防災意識の高揚を図る。

なお、総合防災訓練は、毎年度、次に掲げる事項について実施要領を定めて実施する。

#### 1 実施時期

避難所総合訓練：文京区内を4ブロックに分割し、各ブロック内で一つの避難所を指定し地域住民が参加する訓練を、春夏秋冬に実施する。（各回300人規模）  
8年間で33避難所全てが避難所総合訓練を実施することができる。

防災フェスタ：原則として8月の最終日曜日に実施するが、訓練内容及び気象状況を勘案し変更することもある。

#### 2 実施場所

避難所総合訓練：区内を、向丘・湯島地域活動センター管内、大塚・音羽地域活動センター管内、根津・汐見・駒込地域活動センター管内、礪川・大原地域活動センター管内の4ブロックに編成し、各ブロック内から避難所を1か所選定し、訓練会場とする。以後、ブロック内から輪番で訓練会場を選定する。

防災フェスタ：教育の森公園

#### 3 参加機関

避難所総合訓練：消防、警察、医師会等

防災フェスタ：区、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、災害時応急協定事業所等が連携して参加する。

#### 4 訓練内容

避難所総合訓練：各ブロックで気候や地域等の特性をテーマに設定して、区民、区民防災組織が主体となり、テーマに沿った実践的な訓練を実施している。防災対策上必要な事項等は、その都度、防災関係機関と協議しながら定める。

防災フェスタ：

- (1) 一斉防災（危険回避）訓練
- (2) 観覧型訓練
- (3) 体験型訓練
- (4) 展示及び相談コーナー
- (5) 協定を締結した団体の活動内容の展示

### 第8節 地域防災訓練の実施

#### 第1 計画方針

地域の実情に応じた防災訓練等を実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を促進する。

#### 第2 現況

区内の各地域における区民の防災意識と防災行動力の向上のために、地域の実情に応じた防災訓練が、区民防災組織や防災関係機関の主催により実施されている。

#### 第3 事業計画

##### 1 防災関係機関の防災訓練

地域の実情に応じた防災訓練等を今後も継続して実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図る必要がある。防災訓練の実施に際しては、防災に関心の高い区民に加え、様々な区民が参加できるよう、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、区民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

##### 2 区民防災組織等主催の防災訓練

- (1) 区民防災組織が自主的に自己区域で主催する防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるため、防災関係機関は積極的に訓練を支援し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。また、可搬式動力ポンプやスタンドパイプを整備した区民防災組織に対する訓練を積極的に支援し、消火活動の向上を図る。
- (2) 避難所運営協議会が定期的かつ継続的に避難所運営訓練を実施するため、区及び防災関係機関は積極的に訓練を支援し、避難所運営能力の向上を図る。
- (3) 防災意識の啓発（消防署）
  - ア 防災教育・防災訓練を推進する。
  - イ 可搬式動力ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、区民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。
  - ウ 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、区民防災組織等への指導に反映させる。
  - エ 区民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等を開催する。

### 3 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者、防災管理者や危険物取扱者が、実効性ある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けておくことが必要である。

### 4 避難行動要配慮者訓練

区職員、民生委員・児童委員、区民防災組織、関係機関が連携して、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練を実施し、安否確認体制の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。

第1章  
地震に強  
い防災ま  
ちづくり

第2章  
公共施設  
及び交通  
施設の安  
全化

第3章  
建造  
物の安  
全化

第4章  
出火・  
延焼等  
の防止

第5章  
ライフ  
ライン  
の安  
全化

第6章  
区民の  
防災意  
識の啓  
発と  
防災行  
動力の  
向上

第7章  
物資  
の備  
蓄等

第8章  
事業  
継続計  
画の策  
定

## 第7章 物資の備蓄等（区・都）

### 第1節 基本方針

建物の倒壊、焼失又はライフラインに障害が発生した場合は、水や食糧等の調達が困難になる恐れがある。被災者の生命維持と人心の安定を図るため、震災直後の生活物資等の確保と整備に努める。また、東日本大震災での被災地での検証結果を踏まえ、避難所生活における女性や要配慮者のニーズに配慮した生活用品等を備蓄する。

### 第2節 飲料水、生活水の確保

#### 第1 計画方針

災害時に上水道施設の被害が生じた場合は、飲料水や生活水の確保が困難になる恐れがある。このため、飲料水の給水基準を1人1日当たり3ℓとして、被災者の飲料用の水を確保するとともに、トイレや洗顔、洗濯等に必要となる生活用の水についても確保を行う。

（関連：第5章／第4節 60ページ参照）

#### 第2 現況

##### 1 水の確保

(1) 水道局等の災害時給水ステーション（給水拠点）による水の確保

〈資料編 第43 区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表 P120〉

(2) 区の備蓄倉庫でのペットボトルによる水の確保

(3) 区設貯水槽（容量350<sup>m</sup>の貯水槽1か所・容量100<sup>m</sup>の貯水槽1か所・容量40<sup>m</sup>の貯水槽31か所・容量20<sup>m</sup>の貯水槽1か所）による水の確保

〈資料編 第39 区設貯水槽一覧表 P117〉

(4) 区の井戸による水の確保

公園等に井戸を16か所設置している。

〈資料編 第40 区有井戸一覧表 P118〉

(5) 民間の井戸所有者との協定による水の確保

区内の98か所の井戸を防災協定井戸として協定を締結している。

〈資料編 第41・第42 協定井戸一覧表 P118、119〉

(6) 区立小・中学校等の高架水槽・受水槽・プール・井戸による水の確保

(7) 消火栓等の活用による水の確保

路上や避難所の消火栓等に接続し応急給水を実施することが可能なスタンドパイプや給水栓などの仮設給水資器材を活用し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。

(8) その他の水の確保

ア 家庭内での自助による備蓄及び汲み置き等

イ 事業所での自助による備蓄及び民間建築物の受水槽

ウ 自動販売機の販売品の無償提供について、飲料水メーカー等の事業所と協定を締結し、飲料水の確保に努める。

## 2 給水活動に使用する給水器材の整備状況

各避難所の備蓄倉庫に備蓄しているろ過機の維持・管理に努めるとともに、給水タンク、給水袋、ポリバケツに加え、拠点備蓄倉庫に配備するエンジン式浄水機の有効活用を図る。さらに、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽及び応急給水栓を活用するなど、給水方法の整備を行う。

## 第3 事業計画

### 1 給水量の確保

都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点の設置を目標とし、浄水場(所)・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が無い空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。

また、給水拠点が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期するとしている。なお、給水拠点(応急給水槽や給水所等)の他にも、給水用車両や消火栓等を使用した災害時給水ステーションを開設する。

### 2 受水槽への給水用蛇口の設置

給水が容易に行えるよう、避難所となる区立小・中学校等の受水槽に給水用の蛇口を設置した。

### 3 水質の維持

貯水槽や井戸の一部には、飲料に適さない水質の水があるので、定期的に貯水槽の清掃等を行うとともに、原則として生活用水として使用する。

### 4 給水器材の点検整備

災害時に給水器材の有効活用が図れるよう、取扱い訓練を推進するとともに、計画的に点検整備を行う。

### 5 防災協定井戸の拡充及び適正管理

身近な水を確保するため、未協定の手動式及び電動式ポンプ井戸の所有者の協力を得て、防災協定井戸の拡大を図るとともに、災害時に有効活用が図れるよう適正な維持管理の機能確保のために修理を支援する。

### 6 区民への周知

- (1) 「最低3日間、推奨1週間分」の水の備蓄や、家庭における風呂水の汲み置き等を区民、事業者等に促すため、防災訓練、防災教室、パンフレット、ホームページ等を利用して周知を行う。
- (2) 消火栓等からの応急給水、仮設給水器材の整備等多様な応急給水への取り組みを積極的に周知する。

## 第3節 食糧の確保

### 第1 計画方針

災害時における食品の確保の考え方は、次のとおりである。

- (1) 拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携して、発災後3日分の食糧の確保に努める。
- (2) 区は、道路の障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、都と協力し、原則として米飯による炊き出し等を実施するとともに、食品確保の方策の一つとして、弁当、パン等の調達体制についても整えていくものとする。
- (3) 震災の被害により食糧の調達が困難になる恐れがあることから、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達体制の確保に努める。

### 第2 現況

#### 1 食品の備蓄等の状況

区は、主食及び副食等を拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に分散して備蓄するとともに、備蓄食品の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行っている。

〈資料編 第47 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 P127〉

〈資料編 第48 学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P134〉

〈資料編 第49 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P154〉

#### 2 区内調達が困難なときの要請先

- (1) 米穀 東京都福祉保健局
- (2) 副食品 東京都福祉保健局
- (3) 乳児粉ミルク 東京都福祉保健局

### 第3 事業計画

#### 1 非常食の備蓄

- (1) 区として、現在の想定避難所生活者数（40,213人）の3食分（主食及び副食）を最低基準として備蓄する。

ア 主食 クラッカー・アルファ米

イ 副食 シチュー

- (2) 区施設利用者、職員、区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。

#### 2 非常食の点検整備

備蓄食品の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行う。また、備蓄食品の入れ替え時期、方法の検討を行い、数量の平準化を図る。

#### 3 必要物資・資器材のデータ管理

災害時に必要な食品、資器材について、あらかじめ品目、数量を電子データ化し、備蓄の適正管理に努めるものとする。



また、災害発生時において、備蓄品のみでは、十分でない場合には、そのリストを活用し、必要物資の迅速な確保に努めるとともに、速やかな受入れと供給できる体制の整備を図る。

#### 4 備蓄倉庫の充実・整備

災害時における備蓄の充実を図るため、平成28年4月には区民センターに、平成30年10月には丸山町遊び場に新たな備蓄倉庫を設置した。

#### 5 地域活動センターの防災機能の充実・整備

災害時の一時的避難所として、食糧備蓄の充実を図る。

#### 6 区民等への周知

区民等に対して、「最低3日間、推奨1週間分」の食糧の備蓄を促すとともに、区の備蓄状況等について、防災訓練、パンフレット及びホームページ等を利用して周知する。

#### 7 事業者等との協定の締結

食糧品の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルート確保に努める。

### 第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保

#### 第1 計画方針

建物の倒壊や火災のため、一時的に避難所で被災者が生活する場合や災害復旧作業等に備えて、生活必需品、応急対策用資器材等を確保する。

#### 第2 現況

##### 1 生活必需品の備蓄状況

拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携して、「最低3日間、推奨1週間分」の物資の確保に努めるとともに、小中学校等の備蓄倉庫の棚卸し整備により非常食や資機材の点検、整備を進め、避難所の備蓄物資の充実を図る。

〈資料編 第47 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 P127〉

〈資料編 第48 学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P134〉

〈資料編 第49 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P154〉

〈資料編 第50 妊産婦・乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P158〉

##### 2 応急対策用資器材の備蓄状況

(1) 警察署の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

〈資料編 第51 警察・消防資器材備蓄保有状況 P161〉

##### 3 救護資器材、医療品・医療資器材等の備蓄状況

(1) 区の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

〈資料編 第52 消防非常用救護資器材（小石川・本郷）備蓄保有状況 P161〉

### 第3 事業計画

#### 1 生活用品等の分散備蓄及び点検整備

区は、道路障害物除去が整い都からの調達品がくるまでの間、被災者の避難生活を維持するための生活用品等を避難所及び備蓄倉庫に分散備蓄するとともに、生活用品等がいつでも使用可能となるよう点検整備を行う。

#### 2 必要物資・資器材とその数量のリスト化

災害時に必要な生活用品、資器材及び医薬品等について、あらかじめ品目、数量のリストを作成し、その備蓄に努めるものとする。

また、災害発生時において、備蓄品のみでは十分でない場合には、そのリストを活用し、必要物資の迅速な確保に努めるとともに、速やかな受入れと供給できる体制の整備を図る。

#### 3 災害用トイレの整備

避難所に備蓄している簡易トイレ、組立式トイレ等に加え衛生面に優れた自動ラップ式トイレを活用する。また、公園や新規に開設する施設等のオープンスペースを利用してマンホール直結型トイレの整備を促進する。

#### 4 女性、要配慮者の生活用品の充実

着替え・授乳用プライベートテント、下着など女性の視点に配慮した生活用品を備蓄する。また、避難所における要配慮者の対応として、エアマットとともに機能性の高い敷きマットを配備している。今後も、段ボールベッドや多目的テント等を配備し、避難所生活の快適性の向上を図る。

#### 5 地域活動センターの防災機能の充実・整備

災害時の管内における情報収集・情報発信機能を強化するため、情報通信機器及び発電設備の充実を図る。

#### 6 区民への周知等

区民等に対して、「最低3日間、推奨1週間分」の携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活用品を備蓄するように促すとともに、区的生活用品等の備蓄状況等について、防災訓練、パンフレット、ホームページ等を利用して周知する。

#### 7 福祉用物資の備蓄

文京福祉センター施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置した。

これまでに整備を行った福祉施設に加え、区内の福祉施設に対して福祉避難所の指定及び備蓄倉庫の設置について協議を行う。

また、今後新たに特別養護老人ホーム等の福祉施設が建築される際は、福祉避難所として指定されることを前提に運営法人と協議し、施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置する。

## 第8章 事業継続計画の策定（区）

### 第1節 基本方針

事業継続計画（BCP）とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく計画である。

災害時においても文京区及び東京の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める必要がある。その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

### 第2節 事業計画

#### 第1 区のBCPの見直し

災害等が発生した際に、区民の生命、生活及び財産を守るとともに社会経済活動を維持し、優先して実施すべき行政サービスを効果的に行うために、平成23年6月に文京区事業継続計画【震災編】（Ver.1）を策定したが、東日本大震災での経験、危機管理対応訓練の検証を踏まえ、災害発生時に優先して行うべき業務の再選定やその際の職員体制を構築するなど、より現実に対応した計画となるよう見直しを行い、平成26年3月に文京区事業継続計画【震災編】（Ver.2）に改定した。今後も、災害の教訓や訓練等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### 第2 事業者のBCPの策定

事業者は、事業活動への被害の最小化と事業継続を図るためにも、BCPを策定する必要があるため、事業者団体等を通じて、策定への働きかけを行う。

#### 第3 中小事業所におけるBCP策定の支援

自前によるBCP策定が困難な区内中小事業所を対象に、BCP策定講座の開催や経営改善専門家派遣事業の活用等を通して、策定の支援を行う。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業継続計画の策定

## 第2編 震災対策

### 第2部 震災応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 輸送計画
- 第7章 震災消防活動態勢
- 第8章 避難計画
- 第9章 救援及び救護に関する計画
- 第10章 応急生活確保に関する計画
- 第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 第12章 帰宅困難者対策
- 第13章 ボランティア等との連携・協働
- 第14章 公共施設等の応急対策
- 第15章 応急教育
- 第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第17章 遺体の取り扱い
- 第18章 災害救助法の適用
- 第19章 激甚災害の指定に関する計画



## 第1章 応急対策の活動態勢（区）

### 第1節 区の災害対策本部の活動態勢

#### 第1 活動方針

区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、区の地域並びに区民の生命、財産を災害から保護するため、区は、防災関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び住民等の協力を得て、必要な態勢を確立し災害対策の実施に努める。

#### 第2 活動内容

##### 1 災害対策本部の設置

区長は、平日午前8時30分から午後5時15分までに区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は発生する恐れのある場合は速やかに区長を本部長とする災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。また、区長は、災害救助法の基準に達する程度の災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。さらに、本部の部員（以下「本部員」という。）の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、区長にその設置を進言することができる。

##### 2 本部の設置の通知

本部長は、本部を設置したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認められた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

##### 3 本部の掲示

本部を設置した場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区災害対策本部」の掲示を行う。

##### 4 本部の廃止

本部長は、区の地域において、災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

本部の廃止等の通知は、上記2に準じて処理する。

〈資料編 第5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第6 文京区災害対策本部条例施行規則 P12〉

〈資料編 第10 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱 P31〉

### 第3 本部の組織及び運営

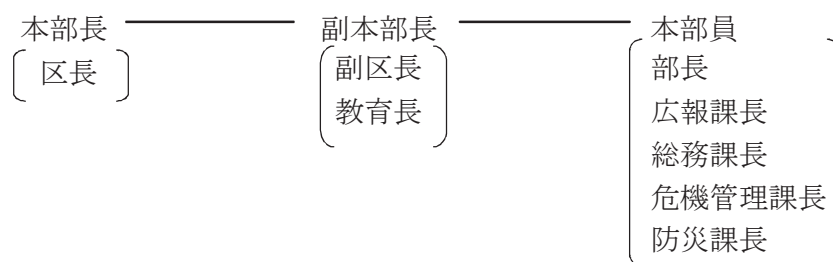
#### 1 本部の組織

- (1) 本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- (2) 本部の組織編成及び部の業務分掌

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P23〉

#### 2 本部長室の組織及び運営

- (1) 本部長室の組織  
構成は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。



- (2) 本部長等の職務
  - ア 本部長（区長）  
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
  - イ 副本部長（副区長、教育長）  
本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - ウ 部長（部長）  
本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
  - エ 本部員（本部を構成する部長等）  
本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- (3) 本部長の代理  
本部長に事故のあるとき、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育長の順とする。
- (4) 本部長室の運営  
本部長室は、次の事項について災害対策本部の基本方針を審議策定する。
  - ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
  - イ 水防その他の応急措置に関すること。
  - ウ 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
  - エ 警報の伝達及び警告に関すること。
  - オ 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
  - カ 避難の勧告又は指示に関すること。
  - キ 教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
  - ク 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用の申請に関すること。
  - ケ 警戒区域の設定の要請に関すること。
  - コ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
  - サ 東京都知事に関する応援等の要請に関すること。
  - シ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。

- ス 被災者の救出に関すること。
- セ 応急公用負担等に関すること。
- ソ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- タ 部長会議の招集に関すること。
- チ 持続可能な職員体制の構築に関すること。
- ツ 災害対策従事職員の健康管理に関すること。
- テ 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

### 3 災害対策本部の組織編成の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めた場合は、組織の変更及び各部の人員を増減することができる。

### 4 災害対策本部運営の継続

不測の事態によってシビックセンターが一時的に使用できない場合に備え、スポーツセンター内に必要な機材及び設備等を整備し、災害対策本部の運営を継続する。

また、災害対策本部機能の代替・補完場所の確保として、シビックセンター5階に必要な機材及び設備等を整備する。

## 第2節 区の臨時災害対策本部の活動態勢

### 第1 活動方針

夜間、休日その他職員の勤務時間外に大地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合で、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため文京区臨時災害対策本部要領に基づき、文京区臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）を設置する。

〈資料編 第11 文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程 P37〉

### 第2 活動内容

#### 1 臨時災対本部の設置

臨時災害対策本部長〔区長〕（以下「本部長」という。）は、夜間、休日その他職員の勤務時間外に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合は、初期における事態に迅速に対処するため、臨時災対本部を設置する。

〈資料編 第8 文京区臨時災害対策本部要領 P25〉

#### 2 臨時災対本部の設置の通知

本部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

#### 3 臨時災対本部の掲示

臨時災対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区臨時災害対策本部」を掲示する。



#### 4 臨時災对本部の組織及び運営

##### (1) 臨時災对本部の組織編成及び班の業務分掌

臨時災对本部は、本部長室並びに本部班、救護班、地域活動センター班、避難所開設班をもって構成する。

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P23〉

##### (2) 臨時災害対策本部長室の組織及び運営

###### ア 臨時災害対策本部長室の組織

本部長室は、本部長、副本部長及び本部長（班長・副班長）をもって構成する。

###### イ 臨時災对本部長等の職務

###### (ア) 本部長（区長）

臨時災对本部の事務を総括し、臨時災对本部の編成員を指揮監督する。

###### (イ) 副本部長（区長があらかじめ指定する管理職）

本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

###### (ウ) 班長

本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

###### (エ) 副班長

班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

###### ウ 臨時災害対策本部長室の運営

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針について審議策定する。

###### (ア) 本部班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定する。

###### (イ) 応急対策方針に基づき、各班に指示を行うこと。

###### (ウ) 上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の他の班に属しないこと。

#### 5 臨時災对本部の編成員

##### (1) 編成員の指定

区長は、文京区臨時災害対策本部要領に基づき、次に掲げる職員を本部の編成員としてあらかじめ指定する。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員は除く。

###### ア 本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員

イ 上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めたときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

##### (2) 編成員の配備

編成員は、夜間・休日等において、次に掲げる事態が生じたときは、家族の安全を確認の上、速やかにあらかじめ指定した場所に直接参集して臨時災对本部の職務に従事しなければならない。

###### ア 文京区で震度5弱以上の地震が発生したとき。

###### イ 文京区で特別警報が発表されたとき。

ウ 上記に掲げるもののほか、文京区で災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、臨時災害対策本部長室から登庁の指示があったとき。

##### (3) 編成員以外の職員の配備

編成員以外の職員は、夜間・休日等において、次に掲げるいずれかの事態に該当するときは家族の安全を確認のうえ速やかに登庁し、文京区災害対策本部が設置されるまでの間、臨時災对本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

- ア 文京区で震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 文京区で特別警報が発表されたとき。
- ウ 文京区で災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、臨時災対本部から参集の指示があったとき。

## 6 臨時災対本部の廃止

- (1) 本部長が被害状況等を勘案のうえ、臨時災対本部の設置を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

## 第3節 災害対策本部員の配置及び服務

### 第1 職員の配置等

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で、本部を設置したときは、非常配備の命令を発し、災害対策に従事する職員を配備する。
- 2 部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、非常事態に対する本部の事務に従事すべき職員の名簿を備えておかなければならない。
- 3 部長は、非常配備の命令を受けたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。
  - (1) 各部の分掌事務に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
  - (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
  - (3) その他非常事態に应付するために必要な職員配置の措置等を講ずること。
- 4 災害対策業務を遂行するため、流動的な職員配置が必要な場合は、災対本部事務局長が職員の割当を発議し、災害対策本部が決定する。災対総務部長は、その決定に基づき職員の配置を行う。
- 5 本部連絡員は、災害対策本部長が部所属の課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を行うものとする。

### 第2 発災初期における応急対策活動

発災からおおむね72時間までは、救出・救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

### 第3 職員の服務

- 1 職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
  - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
  - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の命令があるまで退庁しないこと。
  - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡をとること。
  - (5) 地震、大雨、洪水等の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合においては、「文京区臨時災害対策本部要領」に基づき、参集しなければならない。
- 2 職員は、自らの言動によって、区民に不安を与え、区民の誤解を招き、本部の活動に支障をきたすような行為は厳に慎まなければならない。

## 第4節 動員態勢の強化

### 第1 区職員の動員態勢強化

#### 1 態勢の明確化・周知

組織改正が行われた場合等により、初動期の活動内容に変更が生じた場合は、職員防災行動マニュアルの見直しを行い、常に職員の活動内容等の明確化に努める。

また、発災時間に関わらず、迅速に職員初動態勢を構築し、円滑に災害対応を図るために、勤務時間内、勤務時間外それぞれの発災期及び初動期に従事する職員と応援職員をあらかじめ指定しておく。

さらに、その内容を職員一人ひとりに周知徹底するため、発災後の職員の行動についてまとめた職員防災行動ハンドブックを配付し研修を実施するなど、災害発生時における初動態勢の強化を図る。

#### 2 訓練等を通じた職員防災対応力の向上

災害時に職員が迅速かつ適切に応急対策業務を遂行できるよう、災害対策本部の運用、無線通信、避難所の開設等の危機管理対応訓練を実施するとともに、職員が所属する各班に求められる専門知識や技能を習得するために班別訓練を実施する。

また、職員防災研修を定期的実施し、区の災害対策や災害時の行動など防災に係る知識や普通救命講習による人命救助の技術等の習得を図る。

#### 3 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために防災用職員住宅を設置している。

また、防災職員住宅入居者の業務及び必要人員は次のとおりとする。

(1) 臨時災害対策編成員本部班 17名

防災センターにおける情報収集業務及び避難所開設班のサポート

(2) 臨時災害対策編成員避難所開設班 37名

各避難所等における避難所開設業務及び避難所運営協議会への出席

#### 4 地域活動センターの活用

地域活動センターは、災害時には災害対策本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努めるとともに、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等の情報提供を行い、地域における情報拠点とする。

#### 5 災害対策本部事務局における職員体制の強化

区の災害対応力を強化するため、総務部防災課での勤務経験を有する職員について、災害対策本部事務局に編成員として指定することができる。

#### 6 職員勤務体制の整備

職員の勤務ローテーション、初動期の帰宅ルールの整理、就寝スペース等の確保、健康相談体制の整備などを検討し、持続可能な職員体制を構築する。

#### 7 災害対策本部編成員の参集状況の把握

勤務時間外に発災した場合、参集の可否を把握するためにICTを活用した配信システム等を導入する。

## 第2 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

### 1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、平成23年4月に公益財団法人文京アカデミーとの間に協定を締結している。(災害時集積所等に指定)

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

### 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、平成27年4月にボランティアに関する業務を行っている文京区社会福祉協議会との間に締結した協定の見直しを行っている。

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

## 第5節 防災会議の招集

防災会議の会長は、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議や、災害発生後の災害復旧対策等に関し、防災関係機関等相互の連絡調整を図る必要があると認めたときは、防災会議を招集する。また、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

〈資料編 第2 文京区防災会議条例 P7〉

〈資料編 第3 文京区防災会議運営規程 P9〉

〈資料編 第4 文京区防災会議委員名簿 P10〉

## 第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

### 第1節 基本方針

防災関係機関等がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、防災関係機関等が緊密に連携し、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、被災者等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するには、被災者等に対する的確な情報の提供や連絡が不可欠である。このため、迅速正確な情報の収集、分析、伝達ができるように防災関係機関等の通信連絡体制の整備に努める必要がある。

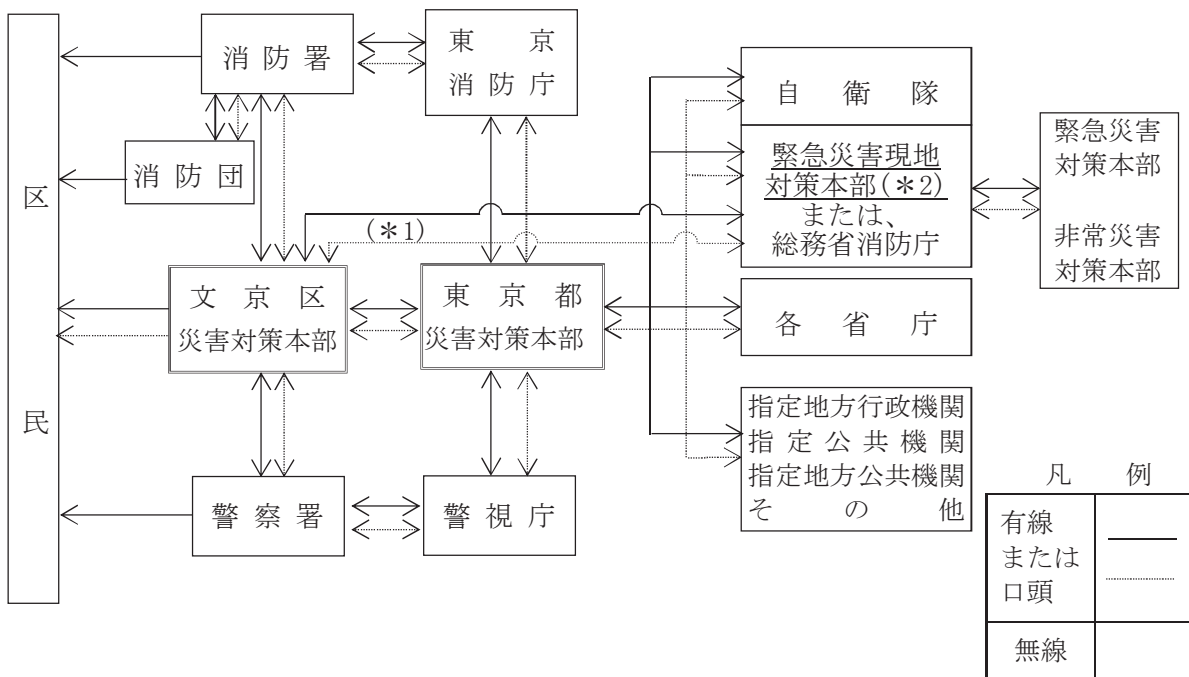
### 第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

#### 第1 計画方針

区は防災関係機関等の情報連絡体制の拠点として、シビックセンター15階の防災センターを中心とした情報連絡体制を整備する。

#### 第2 現況

##### 1 通信連絡系統図



\* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合

\* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

## 2 情報の収集伝達機器の整備

通常のNTT回線のほかにNTT優先電話、携帯電話、優先携帯電話、東京都防災行政無線、文京区防災行政無線(地域系防災行政無線、移動系防災行政無線、固定系防災行政無線)、屋上高所カメラ、地震計等の機器を整備している。

また、平成24年度に保育園及び幼稚園へ内線を延長し、情報伝達機器を整備している。

さらに、防災行政無線のふくそう時等における情報伝達手段として、避難所や地域活動センター等に導入した衛星携帯電話、PHSを活用する。

## 3 災害情報システムの整備

災害対策活動を円滑に実施するため、平成6年10月より運用している災害情報システムの更新を平成19年度に行った。庁内LANやモバイルパソコン、GPS付カメラ、携帯電話等を活用し、区職員による災害発生時の被害状況、避難所の開設・運営状況、備蓄物資の状況等、各種情報の効率的収集及び共有を図る。

## 4 固定系防災行政無線の整備

防災行政無線設置の難聴エリアを解消するために、新たに建設する一定規模以上の中高層建築物への防災行政無線設置の協力を求めるとともに、屋外スピーカーの増設・移設、中高層建築物・商店街等へ戸別受信機の設置を図る。

なお、防災行政無線で24時間以内に伝達した内容を確認できる電話応答システムを導入している。

## 5 固定系防災行政無線の子局の設置場所

- (1) 区民に災害情報等を広域的に伝達する目的で設置している。
- (2) シビックセンター内に設置している計測震度計の測定値(震度5弱以上)に基づき、自動放送システムで地震の発生を区民に周知する。

(平成30年10月1日現在)

設置形態	設置数	設置場所
屋外スピーカー	97か所	公園、児童遊園、学校、地域活動センター等
戸別受信機	470か所	町会、自治会、医師会、消防署、警察署、学校等

(資料編 第56 屋外スピーカー設置場所一覧表 P165)

## 6 地域系防災行政無線の整備

災害時に災害情報等を相互に連絡するため、避難所及び防災関係機関等施設に対し、地域系防災行政無線の整備を行っている。今後、新たに設置が必要となる施設(福祉避難所等)については、検討の上、早期の導入を図る。

## 7 地域系防災行政無線の子局の設置場所

区と防災関係機関とが相互に災害情報等を連絡する目的で設置している。

なお、避難所となる区立小・中学校等に、平成25年度から福祉避難所と妊産婦・乳児救護所にも設置している。

(平成30年10月1日現在)

設置形態	設置数	設 置 場 所
半固定型	72台	地域活動センター、区立小・中学校等、福祉避難所、妊産婦・乳児救護所、消防署、警察署、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社等
携帯型	52台	区役所（23台）、地域活動センター（27台）、防災職員住宅（2台）
車載型	20台	区所有車

〈資料編 第57 区災害対策本部を中心とする無線系統図 P166〉

## 8 地震計ネットワーク・震度分布即時把握システムの活用

都は、都内の各区市町村に計測震度計を設置し、「地震計ネットワーク・震度分布即時把握システム」を構築している。これにより、地震発生直後の広域的な地震被害の分布状況を即時に把握し、激甚な被害地を特定して、防災関係機関の迅速な対応の確立を図っている。

また、東京消防庁設置の計測震度計が計測したデータについても、東京消防庁で集計後、東京都防災センターに送信され、地震計ネットワークシステムに取り込まれている。

文京区は平成30年9月、文京スポーツセンターに設置してある計測震度計を更新し、ケーブル配線によりシビックセンター15階防災センターの処理部と接続するとともに、通信回線(防災行政無線・NTT回線)を介して、東京都防災センターへ震度情報の提供を行っている。また、大地震(震度5弱以上)発生時に、文京区固定系防災行政無線により、「地震発生・警報放送」を自動的に一斉放送する。

## 9 Lアラートの活用

各自治体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ネット等の多様なメディアを通じて一括配信するシステムである。各家庭のテレビから災害関連情報を伝達できるため、特に避難勧告等の重要情報の発信とともに広く周知を行う。

## 10 情報伝達手段の充実及び新たな手段の導入

区民等に対して緊急情報を伝達するために、東日本大震災を契機に導入した緊急速報メール(エリアメール)やSNS等の情報伝達手段及びJ-ALERT(全国瞬時警報システム)と防災行政無線を連動させることにより、瞬時に重要情報を伝達する仕組みを活用する。

また、災害時において、区ホームページへのアクセス集中に伴い閲覧しにくい状況を解消するため、事業者との協定を締結し、民間のポータルサイトの活用を図る。

さらに、防災関係施設の電話番号、一時滞在施設の情報、平常時の備えや災害時の行動等の情報を掲載した防災アプリを導入し、帰宅困難者の支援体制の構築を図る。

## 11 臨時災害FM放送局の開設準備

区では、潜在電界調査及び避難所総合訓練における試験放送の結果等を踏まえ、平成30年4月から臨時災害FM放送局の運用ができるよう放送設備機器を整備した。災害発生後1週間以内を目標に開設し、生活関連情報、避難所情報及び地域情報等の情報伝達手段として活用する。

### 第3 事業計画

#### 1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、災害対策本部とする。

#### 2 災害情報システムの整備と活用

災害情報システムを活用して、被害状況、避難所の開設・運営状況、備蓄物資の状況等、各種情報を一元的に管理する。また、収集した被害状況や避難状況等を区民、防災関係機関に公開し、情報の共有化を図る。

##### (1) 防災センター

初動期は、防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し共有する。また、被災現場においてスマートフォン等を有効活用し、ネットワークしゃ断時に情報を収集する。

また、インターネット活用可能時は、収集した被害状況、安否確認情報等を区民、防災関係機関に公開し、相互に情報の共有化を図る。

##### (2) 避難所（区立小・中学校等）

避難所では、避難してきた区民等の名簿(避難者名簿)を作成する。それらの情報を、小・中学校(避難所)に設置してある事務用パソコンにより、安否確認システムへ登録する。その際、安否情報の公開可否を選択してもらい、公開可能なものについてはインターネット上で検索できるようにする。

また、食糧等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線及び衛星携帯電話等を利用して、各避難所から区災害対策本部に対して行う。

さらに、SNS等を活用して、避難所から情報を発信する仕組みづくりについて検討を進める。

##### (3) 地域活動センター

地域活動センター班の職員は、区災害対策本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努め、災害情報システム、地域系防災行政無線及び衛星携帯電話等を利用して、区災害対策本部へ連絡する。

また、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等の情報提供を行い、地域の情報拠点とする。

#### 3 災害情報システムの更新

本システムは、災害発生時に確実・的確な運用が求められるものである。このため、平常時から、システム障害が発生した場合に迅速な復旧ができるよう、保守体制を整備する必要がある。また、災害対策業務の追加、見直し等が発生した場合、速やかに改修を行う必要がある。更に、情報技術の進展を見据えながら、システム更新後5年を目途に、再更新について検討する。

#### 4 地震計ネットワーク等の活用

文京スポーツセンターに設置した計測震度計（地震発生前に推定震度、揺れ具合、地震到達時間等を計測する。）を活用し、区内の状況を早期に把握する。



## 5 東京都災害情報システムの活用

区は、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を東京都災害情報システム（D I S）端末機により情報を得ている。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

## 6 通信機器の習熟

- (1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成し、関係職員による運用方法を研修している。
- (2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう、機器操作及び運用マニュアルの作成及び見直しを行う。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。
- (3) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やN T T等と協議していくものとする。
- (4) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

## 7 防災ホームページの運用

防災ホームページにより、地域防災計画や各種ハザードマップ、防災対策事業等の周知を図るとともに、防災気象情報や河川・雨量の観測データを区民、防災関係機関等と共有している。また、災害時には被害情報等を公開し、情報の共有化を図る。

## 8 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害用伝言板」等の普及・啓発を図る。

## 9 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、「Y a h o o ! 防災速報」等の活用促進を図る。

## 10 要配慮者に対する情報伝達

災害時において適時に情報を収集することが困難な要配慮者（障害者、外国人等）に対して、「文の京」安心・防災メールやS N S等を活用するとともに、緊急速報メール（エリアメール）や「Y a h o o ! 防災速報」等の活用促進を図っていく。

## 第3節 消防署の通信連絡体制

### 第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための連絡体制の充実を図る。

## 第2 現況

消防救急デジタル無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、方面本部、消防団及び区役所と情報連絡を行う。

## 第3 事業計画

### 1 (署所) 端末装置等の活用

各種端末装置、携帯無線機及び受令機を活用し、迅速な情報収集を実施する。

### 2 情報収集ネットワークの構築

無線機の活用、情報収集伝達に関する教育訓練を推進し、消防団情報連絡体制の強化を図るとともに、区民防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティア等を含めた情報収集ネットワークを構築する。

## 第4節 警察署の通信連絡体制

### 第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための体制の充実を図る。

### 第2 現況

大震災発生時には、最高警備本部（警視庁本部）、方面警備本部（方面本部）、現場警備本部（警察署）が設置されることになっており、情報収集と伝達体制も無線通信を主体として系統的に行われる。

警察署にあっては、警ら用無線自動車の車載無線機、携帯無線機、無線受令機を主体として、これに有線電話を手段として情報の伝達をする。

### 第3 事業計画

#### 1 各種無線機の整備

情報収集伝達並びに現場活動に必要な各種無線の整備を図る。

#### 2 有線、無線以外の伝達手段の確保

#### 3 電源の確保

通常の送電が停止した場合に備えて、自家発電を維持し機器の増強を図る。

## 第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

### 第1節 防災関係機関との協力

#### 第1 活動方針

阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の際、被災自治体では行政機能が著しく低下し、他の自治体や公共的な団体、民間団体等からの人的・物的支援の受入れにまで手が回らず、適切な支援を受けるまでに時間を要した。

災害時においては、防災関係機関がそれぞれの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。

このため、都や協定自治体などから人的・物的支援を円滑に受入れる体制（受援体制）を構築するため、平時から受援に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入れ手順等のルール化などを明確にしておく必要がある。

また、首都圏を震源とする震災被害が及びにくい自治体、公共的な団体、防災関係機関、新たな事業者等との協定を締結し、多様な協力体制の構築を図る。

なお、人的・物的支援を円滑に受入れる体制を構築するとともに、被災地への応援体制を構築するため、受援・応援計画を策定する。

※ 公共的な団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、文京区赤十字婦人奉仕団、商工会議所、町会連合会、商店街連合会、生活協同組合等をいう。

#### 第2 活動内容

##### 1 防災関係機関等の相互情報交換

###### (1) 資料の提供及び交換

区、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

###### (2) 協力態勢の確立

防災関係機関等は、平素から法令やこの計画の定めるところに従って協議を行うとともに、災害時において、地域系防災行政無線や災害時優先電話による情報連絡のほか、防災関係機関相互の職員派遣等により情報の共有化に努め、他機関との円滑な協力態勢を確立するものとする。

##### 2 受援体制の構築

応援自治体からの人的、物的支援を円滑に受入れ、支援業務に移行するため、受援に関する総合調整機能を担う体制を整備した。

###### (1) 人的支援の受入体制

災害対策本部事務局内に受援班を設置し、総合的な調整機能を担う体制を整備する。受援班の主な業務は以下のとおりとする。

ア 職員の参集状況の把握

イ 災对各部職員の不足人員の集約、応援必要人員の算出、災对各部の受援担当との調整

ウ 応援要請の必要性の検討

エ 応援職員等の受入れ、災对各部への派遣・紹介

オ 応援職員への支援等

(2) 災対各部における応援職員の受入体制

災対各部に受援担当を設置し、応援職員の受入れや活動環境の整備等を担う体制を整備する。災対各部における受援担当の主な業務は以下のとおりとする。

ア 業務における人的・物的資源のニーズと受入状況の把握

イ 人的・物的資源のニーズと受入状況の把握を参考に資源の過不足の整理

ウ 業務実施状況を踏まえ、今後の必要資源の整理及び災害対策本部事務局への応援要請

エ 区職員と応援職員を含めた業務実施計画の作成

オ 業務従事者による定例ミーティングの実施等

(3) 物的支援の受入体制

物資集積拠点に救援物資担当を設置し、東京都トラック協会文京支部から派遣される物流コーディネーターの支援の下、支援物資の総括的な管理を担う体制を整備する。救援物資担当の主な業務は以下のとおりとする

ア 物資輸送拠点内の支援物資の受入れ及び管理

イ 物資輸送拠点から避難所への物資配分計画作成

ウ 避難所ごとの支援物資在庫数の集約

エ 避難所ごとの不足物資の集約、必要物資の算出

オ 避難所への支援物資の輸送等

### 3 人的支援に向けた要請手続き

都災害対策本部への要請に基づく人的受援は、カウンターパート方式（対向支援）とこれを補完する全国スキーム（全国知事会、9都県市など）が中心となる。

(1) カウンターパート団体決定前の手続き

ア 参集人員の確認及び不足人員の集約、応援必要人の算出

イ 都災害対策本部への応援要請

以下の内容について、「応援要請シート」で都災害対策本部（人員調整部門）へ応援を要請する。

(ア) 要請人数

(イ) 派遣期間

(ウ) 集合場所

(エ) 活動内容

(オ) 活動場所

(カ) 応援職員に求める要件（職種、資格、経験）

(キ) 必要な資機材等

ウ 都災害対策本部からの応援要請結果の報告、応援職員の派遣

エ 応援職員の受入れ、災対各部への派遣、都災害対策本部への報告

オ 応援職員の態勢整備及び活動実施

(2) カウンターパート団体決定後の手続き

ア 支援担当自治体の決定、都災害対策本部による区への応援要請結果の報告

イ 応援職員の受入れ、災対各部への派遣、都災害対策本部への報告

ウ 応援職員の態勢整備及び活動実施

エ 受援終了の判断・報告の取りまとめ

オ 応援者への費用の支払い手続き

※ 今後、受援計画を策定し、具体的な対応を検討していく。

#### 4 特別区間の相互支援協力体制

##### (1) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

平成26年3月14日に締結した「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、大規模な地震等の災害に対して、23区が連携して効果的な協力・支援活動を実施していくものとする。

##### (2) 防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書

平成27年3月19日に締結した「防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書」に基づき、火災及び地震等の災害が発生し、被害状況の確認等に当たって必要が生じた場合に、各区に設置している高所カメラ映像を閲覧し、情報収集を図る。

#### 5 他自治体との相互応援協力体制の強化

発災時に必要となる物資及び人的資源の迅速な確保と提供ができるよう、他自治体との相互応援協力体制の強化を図っていく。

平成30年10月1日までに協定等を締結した自治体は以下のとおりである。

##### (1) 茨城県石岡市との災害時における相互応援に関する協定

平成8年8月8日に締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

##### (2) 新潟県魚沼市との災害時における相互応援に関する協定

平成16年12月14日に魚沼市と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

##### (3) 岩手県盛岡市との災害時における相互応援に関する協定

平成23年11月10日に盛岡市と締結した「『石川啄木ゆかりの地』災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

##### (4) 島根県津和野町との災害時における相互応援に関する協定

平成24年10月1日に津和野町と締結した「津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定」に基づき大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。

##### (5) 熊本県・熊本市・新宿区との包括連携に関する覚書

平成27年10月1日に熊本県・熊本市・新宿区と締結した「文化と歴史を縁とした包括連携に関する覚書」に基づき、相互に連携協力する。

##### (6) 山梨県甲州市との相互協力に関する協定

平成27年10月28日に甲州市と締結した「甲州市と文京区との相互協力に関する協定」に基づき、大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。

##### (7) 熊本県上天草市との相互協力に関する協定

平成29年2月17日に上天草市と締結した「上天草市と文京区との相互協力に関する協定」に基づき、大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。

##### (8) 広島県福山市との相互協力に関する協定

平成30年3月20日に福山市と締結した「福山市と文京区との相互協力に関する協定」に基づき、大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

## 6 避難所等に関する新たな協定の締結

- (1) 避難所の確保を図るため、区内都立中等教育学校・高等学校（4校）、大学等を避難所として利用する協定締結を促進する。また、区内には私立中学校・高校が多く、施設内に危険物が少ないことから、安全な避難環境を確保できる可能性があるため、私立中学校・高校との協定締結を推進する。さらに、二次避難所対策としてホテル等との協定、医薬品調達に関する卸売販売業者、製薬会社等との協定などを検討する。
- (2) 特別養護老人ホームをはじめとした福祉施設について、避難所で生活することが困難な避難行動要支援者が避難することができるよう、運営事業者と協定を締結し、必要な物資・器材等を区が整備の上、福祉避難所として指定する。
- (3) 避難生活が長期化する場合を想定し、要配慮者向けの避難施設として寺院や旅館等との協定締結を進める。
- (4) 災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、区内の大学等との協定を締結し、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、支援態勢や備蓄物資等について充実を図る。

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

## 7 指定地方公共機関等との協力

災害時において、医師会等他機関の円滑な協力が得られるよう、協定の締結等により協力体制の確立に努めるものとする。

〈資料編 第74 災害時医療救護機関 P317〉

## 8 防災関係機関相互の協力

防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

平成24年8月に災害時における区内4警察署の応急対策活動を支援するため、警察署が所有する救出救助資器材等が使用不能もしくは不足する場合に備えて、避難所の備蓄倉庫に保守管理されている救出救助資器材等の使用に関する協定を締結した。

## 9 事業者等との新たな協定の締結

災害時において、事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

## 10 派遣職員の待遇及び経費の負担

災害応急対策及び災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて文京区に派遣された職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び文京区職員の給与に関する条例第28条の2の定めるところによる。

## 第2節 自衛隊への災害派遣要請

### 第1 活動方針

区長は、地震等により災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときで、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を都知事に要求するものとする。（自衛隊法第83条）

### 第2 災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣手続きは、次のとおりである。

## 1 要請先

都知事

## 2 要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、区が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼するものとする。

- (1) 災害状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
- (4) 派遣を希望する区域、活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

## 3 緊急の場合の通報

緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に対して派遣要請をするいとまが無い場合は、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

### 【連絡先及び担任部隊】

陸上自衛隊練馬駐屯地 住所 練馬区北町4-1-1

部隊名称 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	課業時間内	課業時間外
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令

## 4 災害派遣部隊の受入体制

区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保するなどして、可能な限り必要な設備に配慮するものとする。

## 5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消 火 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

### 第3節 民間団体等との協力

#### 第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めている。

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

##### 2 公共的な団体、区民防災組織及び事業者等との協力

区は、災害時における応急活動を迅速かつ適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。



また、区民の共助の精神に基づく区民防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように、事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次にのようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火防止及び初期消火に協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

## 第4章 災害広報・広聴計画（区・防災関係機関）

### 第1節 区の広報・広聴

#### 第1 活動方針

地震発生時には、被災者等に対し、災害や生活に関する情報を提供することが重要である。このため、区は、防災関係機関等と緊密な連絡を保ち、適切かつ速やかな情報提供等の広報活動を行う。また、被災者等からのさまざまな相談等に応じることは、無用の混乱を防止し、適切な判断による行動につながることから、広聴・相談活動を行う。

#### 第2 活動内容

##### 1 区の広報活動

区内に災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図り、時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

##### (1) 広報内容と手段

##### ア 災害発生直後に行う広報

災害発生直後は、区広報媒体や報道機関を活用し、迅速かつ広範囲に広報を行う。

広報内容	手段
1 被害・避難等の情報 (1) 発生した災害の情報 (2) ライフライン、交通等の情報 (3) 救助活動情報 (4) 二次被害防止情報 (5) 避難に関する情報（自宅に待機してもらおうケースを含む） (6) デマ情報への注意	1 防災行政無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）及び「Yahoo!防災速報」による広報 3 ホームページやSNSを活用した広報 4 CATVを活用したデータ放送等による広報
2 生存関連情報 (1) 医療情報 (2) 水、食糧等の物資情報	5 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報 6 災害広報紙の避難所への掲示及び避難者への配布
3 帰宅困難者向け情報	7 庁有車による広報 8 臨時災害FM放送による広報

イ 生活の復旧時期に行う広報

生活の復旧の程度にはさまざまな段階があることから、各段階で提供する情報を各種の広報手段と組み合わせて、きめ細かい広報を行う。

広報内容	手段
1 第1段階（復旧当初） (1) 生活関連情報 ア ライフライン復旧情報 イ 交通及び道路情報 ウ 生活に関する基礎情報 (商店及び風呂等) エ 医療情報 オ 教育関連情報 カ 各種相談窓口情報 (2) 区災害対策関連情報 2 第2段階（復旧途上～収束） (1) 避難所や仮設住宅等の被災者向け情報 (2) 通常生活に復旧した区民向けの情報	1 防災行政無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）及び「Yahoo!防災速報」による広報 3 ホームページやSNSを活用した広報 4 CATVを活用したデータ放送等による広報 5 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報 6 広報紙の拠点配布 7 庁有車による広報 8 臨時災害FM放送による広報

※ 上記の広報活動において、必要な情報を受け取ることが困難な一部の区民（障害者や外国人等）には、ホームページの自動翻訳機能の活用や特別の手段（ケーブルテレビ番組における文字情報・手話通訳、都が設置する「外国人災害時情報センター」やその他の関係機関・ボランティア団体との連携等）を講じる。

※ 東京ケーブルネットワーク株式会社と締結した「災害に係る情報発信等に関する協定（平成30年1月17日締結）」に基づき、災害情報の発信態勢充実を図る。

※ 報道機関の対応については、「報道機関対応指針」を参照し、混乱が生じないように配慮する。また、文京区内において大規模な災害が発生した場合は、必要に応じてシビックセンター内に記者会見場を開設する。

(2) その他

被災場所や避難所の様子などを写真及び映像に収め、復旧対策や広報活動の資料として活用する。

2 広聴・相談活動

(1) 地域活動センターを活用し、広聴活動を展開することにより、被害状況や区民ニーズの収集・分析にあたる。

(2) 災害後の生活や被災者支援等に関する相談窓口を設置し、区民相談に応じるとともに、担当各課等との円滑な連携により問題の解決に努める。

(3) 文京法曹会と連携し、専門家による生活の再建のための相談業務を実施する。

(4) 女性からの相談など、多岐にわたる相談に対応するため、専門家による巡回相談等の体制を整備する。

3 安否情報の提供

(1) 区は、被災者の親族等から安否情報の照会があった場合には、必要な範囲において適切に情報提供を行う。

- (2) 安否情報の提供に当たっては、被災者本人及び第三者等の利益を不当に侵害することのないよう配慮する。
- (3) 区は、警察署・消防署・医療機関等の防災関係機関において得られた安否情報を適切に収集・集約するために、区と防災関係各機関との情報共有体制の構築に努める。

## 第2節 消防署の広報・広聴

### 第1 広報内容

- 1 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- 2 火災及び水災に関する情報
- 3 避難勧告又は指示に関する情報
- 4 救急告示医療機関等の診療情報
- 5 その他区民が必要としている情報

### 第2 広報手段

- 1 消防署、消防団及び町会・自治会の掲示板等への掲示
- 2 テレビ、ラジオ等報道機関への提示
- 3 ホームページ等による情報提供
- 4 消防団員、災害時支援ボランティア、区民防災組織を介しての情報提供
- 5 消防車両による広報

### 第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

また、住民等からの電子メールによる問合せに対応する。

## 第5章 警備・交通規制（警察署）

### 第1節 警備

#### 第1 活動方針

大震災（震度6弱以上の地震により、多数の人的被害が生じた災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、迅速かつ的確な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

#### 第2 活動内容

##### 1 大震災が発生した場合の警察の任務

- (1) 被害の実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び調査
- (5) 遺体の調査等及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

##### 2 警備態勢

- (1) 警備本部の設置  
大震災が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、方面本部、警察署にそれぞれ警備本部を設置して、指揮態勢を確立する。
- (2) 警備要員の措置  
警備要員は、都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自主参集する。
  - ア 当務員の参集  
署外勤務中の警備要員は、速やかに自所属に参集する。ただし、交番等勤務員、交通配置の勤務員その他所属長からあらかじめ指定された警備要員は、参集することなく、直ちに所定の任務に就く。
  - イ 非番員の参集  
原則として、速やかに自所属に参集する。

### 第2節 交通規制

#### 第1 交通規制の実施等

##### 1 第一次交通規制

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施するものとする。

- (1) 環状7号線における都心方向への流入禁止  
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- (2) 環状7号線内側の通行禁止  
都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

- (3) 環状8号線から都心方向への流入抑制  
環状8号線から都心方向へ流入するを抑制する。
- (4) 緊急自動車専用路における通行禁止  
指定7路線に掲げる路線を、緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止する。
- (5) 被害状況等による交通規制の変更  
被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、(1)から(4)までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施すること。

## 2 第二次交通規制

- (1) 被災状況に応じた交通規制  
原則として第一次交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小するものとする。
- (2) 緊急交通路の指定  
第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止すること。

〈資料編 第75 震災時における交通規制 P318〉

## 第2 被害状況及び道路交通状況の実態把握

緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路における被害状況及び道路交通状況の的確な把握に努めるとともに、把握した被害状況及び道路交通状況について関係防災機関への情報提供を行い、情報の共有化を図るものとする。

## 第3 交通規制の方法等

### 1 主要交差点への要員の配置

警察署長は、緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路の主要交差点に要員を配置して、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止及び緊急自動車専用路又は緊急交通路における車両の通行禁止の交通規制を実施するとともに、滞留車両の都心部からの流出を促すことにより、都内全域の交通の混乱の解消に当たるものとする。

### 2 装備資器（機）材の効果的な活用

警察署長は、交通規制の実施に当たっては、サインカー、誘導標識等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用し、受傷事故防止及び配備員の負担軽減を図るものとする。

### 3 警備業者、ボランティア等の活用

警察署長は、交通規制の実施に当たっては、交差点等に配置する要因が不足することを考慮し、警備業者、ボランティア等の活用が図られるよう配慮するものとする。

## 第4 緊急通行車両の確認事務

### 1 交通検問所における確認事務

警察署長及び交通機動隊長は、交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行車両の確認事務を行うとともに、警察署及び隊本部においても緊急通行車両の確認事務を行うものとする。

## 第5 広報活動

### 1 報道機関への放送要請等

報道機関に対して、次の事項について放送要請及び報道要請を行うものとする。

- (1) 交通規制の実施状況及び交通規制に対する協力の呼び掛け
- (2) 車両利用の抑制
- (3) 車両の運転者及び使用者のとるべき措置

### 2 運転者に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により広報を行うものとする。

- (1) 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- (2) 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- (3) 首都高速道路及び高速自動車国道を通行している車両の運転手は次の原則を守ること。
  - ア 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通路として空けること。）、エンジンを止める。
  - イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
  - ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
  - エ カーラジオ、交通情報版等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- (4) やむを得ず車両を道路上において避難する場合は、次の原則を守ること。
  - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
  - イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
  - ウ 窓を閉め、ドアはロックしない。
  - エ 貴重品を車内に残さない。

## 第6章 輸送計画（区・都財務局・都建設局・国関東地方整備局）

### 第1節 輸送車両等の確保

#### 第1 活動方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。この計画は、区が災害応急対策活動を実施するに際して必要とする輸送車両等の調達、配車及びヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定について定める。

#### 第2 活動内容

##### 1 車両の調達

###### (1) 庁有車

区所有の車両については、災対土木部が統括し、有効活用を図る。

また、区が所有する電気自動車については、搭載するバッテリーを災害時の非常用電源として利用することが可能であるため、活用方法等を検討する。

〈資料編 第76 庁有車車種別配置一覧表 P319〉

###### (2) 乗用車・貨物自動車

区所有の車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、「災害時における物流業務に関する協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部から車両を調達する。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結しており、車両の確保を図っている。

なお、所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

##### 2 配車

###### (1) 配車方針

配車に当たっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

〔優先順位の考え方〕

- ア 情報収集・救出救護人員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療人員や応急医療用資器材の輸送
- イ 避難所開設人員の輸送、道路障害物除去作業要員の巡回輸送
- ウ 要配慮者の移送、備蓄物資・救援物資の輸送

###### (2) 配車手続き

各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時を明記の上、災対土木部に請求する。

###### (3) 車両の待機

ア 災害の発生の恐れのあるとき、災対土木部は、東京都トラック協会文京支部との協定に基づき、その状況に応じ、対応可能な範囲内で、東京都トラック協会文京支部所属の会社に待機させることができる。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部においても、協定に基づき、その状況に応じ、32台の範囲内で赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部所属の会社等に待機させることができる。



イ 各部において、待機車両を必要とするときは、災対土木部に請求し、当該部用として待機させ、又は確保することができる。

ウ 雇上げ料金

乗用車・貨物自動車の使用料は、平常時の契約料金を準用する。

#### (4) 人員及び救助物資等の輸送計画

ア 人員輸送

事前に避難勧告等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、都交通局の協力を得て、緊急輸送を行う。

イ 避難行動要支援者の搬送

避難行動要支援者を福祉避難所等に搬送するために、新たな輸送手段の確保について検討する。

ウ 救助物資等の輸送

(ア) 食品・生活必需品は、災対土木部が輸送する。

(イ) その他応急対策用物資・資器材は、各部の業務に従い、現地まで輸送する。

#### (5) 物資集積拠点の運営

物資集積拠点には、救援物資担当を配置し、国や都から搬入される緊急支援物資の管理を適切に行うため、あらかじめ物資集積拠点のレイアウトを決定しておく。また、緊急支援物資の搬入・搬出に当たっては、東京都トラック協会文京支部の支援により、物流コーディネーターの派遣を受け、避難所への支援物資を円滑に配送する態勢を構築する。

#### (6) 物資輸送ルートの設定

物資集積拠点から避難所への支援物資輸送については、あらかじめ輸送ルートを設定し、東京都トラック協会文京支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に輸送を依頼する。

### 3 燃料の確保

災害時における緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる石油類（ガソリン、軽油、灯油等）の更なる確保のため、事業者との新たな協定を締結する。

### 4 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

(1) 災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されるので、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮し、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地について周辺状況等を勘案の上選定し、防災関係機関との調整を図るものとする。

(2) 区内の災害時臨時離着陸場候補地一覧

(平成30年10月1日現在)

施設名	所在地	候補地 面積(m <sup>2</sup> )	候補地 有効面積 (m <sup>2</sup> )	避難 場所指定
教育の森公園	大塚3-29	3,200	3,500	○
目白台運動公園	目白台1-20-2	5,000	16,000	○
東京大学サッカーグラウンド	本郷7-3-1	4,000	9,800	○
東京大学農学部グラウンド	弥生1-1	3,200	4,000	○
順天堂大学病院ヘリポート	本郷3-1-3	—	—	×
東京医科歯科大学病院ヘリポート	湯島1-5-45	—	—	×

災害時臨時離着陸場とは災害が発生した時に必要な警戒車両を配置して使用する離着陸場である。

(3) 区内のヘリコプター緊急離発着場等設置対象物一覧表(消防署)

緊急離発着場とは、必要な設備、資器材等が設備されており、常に使用できる離発着場である。その中でも、屋上の表示が「H」(緊急離発着場)の場合はヘリコプターが、直接着陸できる。「R」(緊急救助スペース)の場合は、ヘリコプターが、着陸できないのでホバリングにより救助する。

ア 緊急離発着場

(平成30年10月1日現在)

施設名	所在地
文京シビックセンター	春日一丁目16番21号
順天堂大学附属順天堂医院1号館	本郷三丁目1番3号
東京大学医学部附属病院入院棟A	本郷七丁目3番1号
東京医科歯科大学医学部附属病院	湯島一丁目5番45号
日本医科大学付属病院	千駄木一丁目1番5号

イ 緊急救助スペース

(平成30年10月1日現在)

施設名	所在地
東京ドームホテル	後楽一丁目3番61号
コートレジデントタワー	後楽一丁目4番11号
住宅金融支援機構ビル	後楽一丁目4番10号
後楽森ビル	後楽一丁目4番14号
ラ・トゥール飯田橋	後楽二丁目6番1号
住友不動産後楽園ビル	小石川一丁目4番1号
アトラスタワー小石川	小石川一丁目9番14号
エルアージュ小石川	小石川一丁目17番1号
東洋大学新2.3号事務・研究棟	白山五丁目28番20号
日火江戸川橋ビル第1	関口一丁目45番15号
ホテル椿山荘東京	関口二丁目10番8号

第1章 応急  
第2章 情報  
第3章 防災  
第4章 災害  
第5章 交通  
第6章 輸送計画  
第7章 震災  
第8章 避難計画  
第9章 救援及び  
第10章 応急生活

施設名	所在地
講談社新社屋	音羽二丁目12番21号
日本サッカー協会ビル	本郷三丁目10番15号
東京医科歯科大学医歯学総合研究棟Ⅱ期 (M&Dタワー)	湯島一丁目5番45号
湯島メディアタワー	湯島三丁目15番2号
ビュータワー本駒込B棟	本駒込二丁目28番1号
文京グリーンコート	本駒込二丁目28番8号

## 5 避難所のヘリサイン表示

区内のヘリコプター災害時臨時離着陸場及び緊急離発着場に加え、上空から避難所屋上に緊急物資等を投下できるよう、避難所屋上における避難所名の表示施工を進める。

## 6 水上輸送

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸と同様に、あらかじめ災害時に河川を利用した緊急物資の輸送や区民の避難等の機能を果たすため、神田川市兵衛河岸（後楽一丁目：水道橋上流左岸）を防災船着場として使用する。

## 第2節 道路障害物除去

### 第1 活動方針

災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これら道路の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施する。

### 第2 活動計画

#### 1 緊急道路障害物除去路線の選定

##### (1) 都

##### 【選定基準】

- ア 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ 緊急輸送道路ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ウ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ 上記ア～ウは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

〈資料編 第77 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P321〉

##### (2) 区

##### ア 選定基準

国道及び都の選定路線に連結した道路で、備蓄倉庫、避難所、給水拠点、救急病院、妊産婦・乳児救護所等を結ぶ路線

##### イ 選定路線

38路線 8,740m

〈資料編 第77 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P321〉

#### 2 緊急道路障害物除去作業の内容

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、上下各1車線分の走行帯を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、上下各1車線分の走行帯を確保する。

(3) 放置車両については、災害対策基本法に基づき措置を行う。

### 第3 緊急道路障害物除去態勢

都の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

区の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、文京舗装協会が道路上の障害物の除去等を実施する。

#### 1 機関別分担路線

(平成30年10月1日現在)

実施主体	路線区分	路線数	延長(m)
国	国道	2	8,170
都	都道(一部隣接区含む)	25	29,300
区	区道等	38	8,740
首都高速道路株式会社	都道(首都高速道路)	1	2,300

#### 2 作業の分担

各実施機関は、緊急道路障害物除去作業に当たっては、連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を決め、作業の効率化を図るものとする。

- (1) 都は、震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集を、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。障害物除去用資機材については、協力業者が災害時に使用できる建築機械等の把握を行うなど、平素からの資機材の確保に努める。
- (2) 区は、緊急道路のうち区が障害物除去作業を担当する区道のほか、区が協力して作業を実施する必要があると認められる道路について被害調査を実施し、迅速な障害物除去作業に努める。

障害物除去作業に必要な資機材は、文京舗装協会保有の建設機械、資機材及び区が備蓄する資機材を使用する。

区は、災害時における緊急道路障害物除去作業について、連絡調整会議を年1回開催し、作業マニュアル、連絡体制、建設機械・資機材等の確認を行う。

- (3) 首都高速道路株式会社は、残置車両や道路上の障害物の状況の調査を行い、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

## 第7章 震災消防活動態勢（消防署）

### 第1節 消火活動

#### 第1 活動方針

消防署は、地震等による火災、その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、消防署の有する全機能をあげて、火災の拡大防止及び災害による被災者の救出救護等にあたる。

#### 第2 活動内容

##### 1 地震発生時の活動態勢

震災時消防活動態勢の確立については、常設している警防本部、方面隊本部、署隊本部がそれぞれ、震災時には機能を十分に発揮し活動する。

##### 2 配備動員態勢

項目	活動態勢
震災配備態勢	1 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき 3 前1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により、警防本部長が必要と認めたとき。
震災非常配備態勢	1 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。 3 前1の地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。
非常招集	1 震災配備態勢が発令されたときは、震災に関する情報収集及び震災活動の準備、活動体制の強化を図るために、所要の人員を確保する。 2 震災非常配備態勢が発令されたときは、全消防職員ならびに全消防団員が、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。
部隊編成	1 震災配備態勢発令時には、管轄区域内の情報収集、出火防止等の広報等及び部隊の増強を図る。 2 震災非常配備態勢発令時には、前1ほか、特殊車隊の編成、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

### 3 消防活動

	内 容
活動の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。</li> <li>2 震災消防活動態勢が確立した場合は、消火活動と並行して救助、救急活動を行う。</li> <li>3 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主眼に活動する。</li> </ol>
部隊の運用等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。</li> <li>2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動対策システムを参考に、効率的な部隊運用を図る。</li> </ol>
情報収集等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 署隊本部は、所定の計画に基づき119番情報、参集職（団）員情報など積極的な情報収集を行う。</li> <li>2 震災消防対策システム等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。</li> <li>3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。</li> </ol>
消防団の活動	<p>消防団は、地域に密着した防災関係機関として区民に対して、出火防止、初期消火、救出救護及び応急救護の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消火活動等に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火防止 発災と同時に付近の区民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。</li> <li>2 情報活動 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。</li> <li>3 消防活動 建物等の消火活動あるいは救出救護活動を、消防団独自若しくは消防署隊と協力して行う。</li> <li>4 消防署隊への応援 消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。</li> <li>5 救出救護 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</li> <li>6 避難場所の防護等 避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、防災関係機関との連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</li> </ol>

## 第2節 情報の把握・伝達

### 第1 計画方針

地震に起因した水防に関する警報及び注意報について、東京消防庁、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防出張所に一斉通報し、消防車両による広報及び看板等により住民に周知を図る。

災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等と情報連絡を行う。

### 1 津波等の情報及び伝達

警防本部からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに区民に周知する。

### 2 水防に関する通報及び伝達

地震に起因した水防に関する情報を収集した場合は、これを関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

## 第3節 被害状況等の調査・収集

### 第1 被害状況等の調査報告

災害発生後、各消防署、消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを区に通報するとともに、相互に情報交換し情報の共有化を図る。

なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- 1 災害発生状況及び消防活動の状況
- 2 要救護情報及び医療活動情報
- 3 その他災害活動上必要ある事項

### 第2 被害状況及び消防活動状況の早期収集

災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各消防活動の状況等について次の手段により、取りまとめて区に通報するとともに、警視庁等の関係機関との相互の情報交換を図る。

- 1 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物崩壊状況等の把握
- 2 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握
- 3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握
- 4 消防職員団員の参集者が収集した被害状況の把握

### 第3 主な被害状況の把握

- 1 火災発生状況及び消防活動状況
- 2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
- 3 避難道路及び橋梁の被害状況
- 4 住民の避難状況
- 5 火災の拡大状況
- 6 電気・水道・ガス・通信施設の状況
- 7 その他

## 第4節 救助・救急活動態勢

### 第1 活動方針

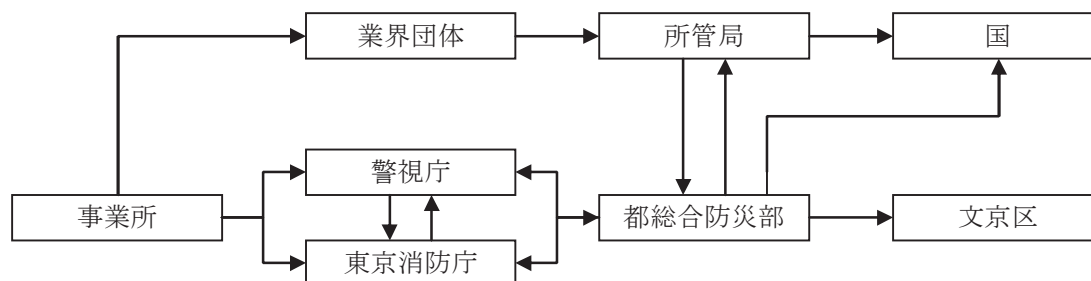
災害時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、防災関係機関との連絡・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

## 第2 活動内容

- 1 救助・救急活動はポンプ隊等及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助を行う。  
通常消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を行う。
- 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関、消防団員、災害時支援消防ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 4 被災直後（初動期）の救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMATチームと連携して行う。  
(1) 東京DMAT連携隊を編成し、救命措置等を実施する。  
(2) 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。
- 5 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- 6 警視庁、自衛隊、区民防災組織等と連携し、救助・救急の万全を期する。

## 第5節 危険物施設等の応急措置

### <一般的な事故報告等の流れ>



### 第1 危険物施設の応急措置

- 1 危険物の流出、拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報交換を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

### 第2 高圧ガス保安施設の応急措置

- 1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。



### 第3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- 1 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

### 第4 危険物輸送車両等の応急対策

- 1 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 2 災害応急対策は、「第1節 消火活動」により対処する。

### 第5 流出油の応急対策

- 1 流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布
- 2 初期消火及び延焼防止措置
- 3 警戒及び立入制限
- 4 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送
- 5 関係機関に対する船艇の動員要請
- 6 その他の応急処置

### 第6 石油等危険物施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

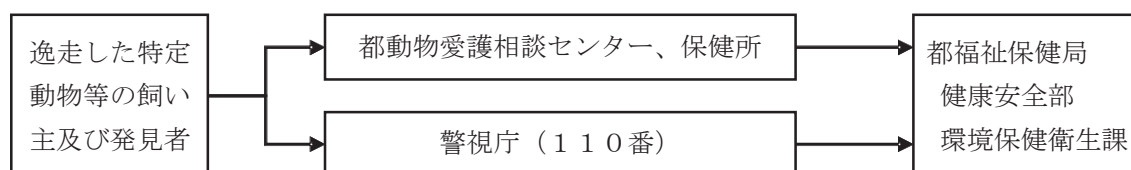
- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び指定公共機関との連携活動

### 第7 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走の通報があった場合、必要に応じて次の措置を行う。

- 1 区民に対する避難の勧告又は指示
- 2 区民の避難誘導
- 3 避難者の保護
- 4 情報提供
- 5 関係機関との連絡

#### <危険動物の逸走に関する情報の流れ>



第1章 応急  
 第2章 情報  
 第3章 防災  
 第4章 災害  
 第5章 交通  
 第6章 輸送計画  
 第7章 震災  
 第8章 避難計画  
 第9章 救援及び  
 第10章 応急生活

## 第6節 放射性物質対策

### 第1 放射線使用施設の応急措置

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、「第1節 消火活動」によ罹災害応急活動を行う。

- 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

### 第2 放射性物質対策

区は、区内において放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、関係機関と連携を図りながら初動体制の確立及び情報連絡体制の整備を行い、区民の不安の払拭と安全の確保を図る。

- 1 放射線等使用施設等における事故時には必要に応じ、関係機関と連携を図りながら、避難勧告又は指示、避難誘導、避難所の開設等の措置を行う。
- 2 区内において放射性物質等による影響が懸念される場合には、健康相談に関する窓口の設置、放射線量等の測定など必要な対策を実施するとともに、ホームページ等を活用して公表する。
- 3 放射性物質等による影響が生じた際に、放射性物質による環境汚染に関する国や都の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第1章 応急  
の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の  
整備

第3章 防災  
の係機  
の相互  
協力

第4章 災害  
・広聴  
計画

第5章 警備  
規制

第6章 輸送  
計画

第7章 震災  
消防活動  
態勢

第8章 避難  
計画

第9章 救援  
及び  
救護に  
関する  
計画

第10章 応急  
生活  
確保に  
関する  
計画

## 第8章 避難計画（区・警察署・消防署）

### 第1節 避難態勢

#### 第1 活動方針

災害時において、被災者の生命、身体等の安全を確保し、人的被害を最小限にするため、区と防災関係機関等が連携し、避難に必要な態勢等の整備を図るものとする。

また、災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、避難者の一時的な生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。区長は、それぞれの基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定する。

なお、緊急避難場所の定義は、次のとおりとする。

##### 1 緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいう。

〈資料編 第65 避難場所及び地区割当 P304〉

〈資料編 第66 避難場所の町会別割当 P305〉

##### 2 避難所

災害の発生により避難した区民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設をいう。

〈資料編 第68 避難所に充てる学校施設等一覧表 P309〉

##### 3 福祉避難所

災害により家に戻れなくなった区民等のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を一時的に滞在させるため、必要に応じて開設する二次避難所施設をいう。

##### 4 妊産婦・乳児救護所

災害の発生により避難した妊産婦及び乳児を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった妊産婦及び乳児とその母親を一時的に滞在させるための施設をいう。

#### <緊急避難場所>

緊急避難場所	施設・場所名	所在地
緊急避難場所（地震に伴う大規模な火災） 計 7か所	六義園	本駒込
	東京大学	本郷、弥生
	後樂園一带	春日、後樂園
	お茶の水女子大学一带・教育の森公園一带	大塚
	護国寺一带	大塚
	小石川植物園	白山
	目白台運動公園付近一带	関口、目白台

<避難所>

避難所	施設名	所在地
避難所（地震） 計 33か所	礪川小学校	小石川 2-13-2
	柳町小学校	小石川 1-23-16
	指ヶ谷小学校	白山 2-28-4
	林町小学校	千石 2-36-3
	明化小学校	千石 1-13-9
	青柳小学校	大塚 5-40-18
	関口台町小学校	関口 2-6-1
	小日向台町小学校	小日向 2-3-8
	金富小学校	春日 2-6-15
	窪町小学校	大塚 3-2-3
	大塚小学校	大塚 4-1-7
	湯島小学校	湯島 2-28-14
	誠之小学校	西片 2-14-6
	根津小学校	根津 1-14-3
	千駄木小学校	千駄木 5-44-2
	汐見小学校	千駄木 2-19-23
	昭和小学校	本駒込 2-28-31
	駒本小学校	向丘 2-37-5
	駕籠町小学校	本駒込 2-29-6
	本郷小学校	本郷 4-5-15
	旧元町小学校	本郷 1-1-19
	第一中学校	小石川 5-8-9
	第三中学校	春日 1-9-31
	第六中学校	向丘 1-2-2
	第八中学校	千駄木 2-19-22
	第九中学校	本駒込 3-28-9
	第十中学校	千石 2-40-17
	文林中学校	千駄木 5-25-10
	茗台中学校	春日 2-9-5
	本郷台中学校	本郷 2-38-23
	音羽中学校	大塚 1-9-24
	文京江戸川橋体育館	小日向 1-7-4
	教育センター	湯島 4-7-10

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災  
との係機関等  
相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

避難所	施設名	所在地
福祉避難所（高齢者） 計 12か所	特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1
	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1
	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3
	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2
	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10
	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21
	短期入所生活介護あけぼし	小石川5-11-8
	文京湯島高齢者在宅サービス センター	湯島2-28-14
	文京向丘高齢者在宅サービス センター	向丘2-22-9
	文京昭和高齢者在宅サービス センター	本駒込2-28-31
	文京本郷高齢者在宅サービス センター	本郷4-21-2
福祉避難所（障害者） 計 3か所	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14
	大塚福祉作業所	大塚4-50-1
	小石川福祉作業所	小石川3-30-6
妊産婦・乳児救護所 計 4か所	障害者支援施設リアン文京	小日向2-16-15
	跡見学園女子大学	大塚1-5-2
	貞静学園短期大学	小日向1-26-13
	東洋学園大学	本郷1-26-3
	日本女子大学	目白台2-8-1

## 第2 活動内容

### 1 避難の勧告及び指示

#### (1) 避難勧告及び指示の基準

地震により同時多発の火災が延焼拡大した場合などにおいて、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

このため、避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成し、迅速な判断と区民への情報伝達を行う。

#### (2) 勧告又は指示の発令

##### ア 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、避難対象地域及び避難先を定めて、避難の勧告又は指示をする。この場合、区長は直ちに都本部に報告するものとする。

イ 警察署

火災の発生時の危機が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が住民等に避難の指示を行う。

この場合、ただちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方法及び避難先等を通知する。

ウ 消防署

消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民等に避難の勧告又は指示をする。この場合には、直ちにその旨区長に通報するものとする。

2 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会、自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿及び個別計画や日頃の情報に基づいて、伝達・誘導に努める。

また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

(1) 防災関係機関の分担

ア 区

(ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所運営協議会、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。

(イ) 保育園は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在園する園児等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、園児を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、情報配信システム等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

(ウ) 児童館・育成室は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在館（室）する児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、児童館・育成室職員を中心として、在館する児童・生徒を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、情報配信システム等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

イ 区教育委員会

学校（園）は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、学校安全システム、SNS等の手段を活用して、保護者との連絡に努める。

ウ 指定管理者導入施設

指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行った後、利用者等へ避難所等の情報提供を行うとともに利用者の希望があれば、一定時間当該施設内で保護する。

エ 警察署

(ア) 要支援者を優先して避難させる。

(イ) 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。

(ウ) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

オ 消防署

(ア) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報

(イ) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び区へのその内容の通報

(ウ) 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報

(エ) 避難勧告又は指示の伝達

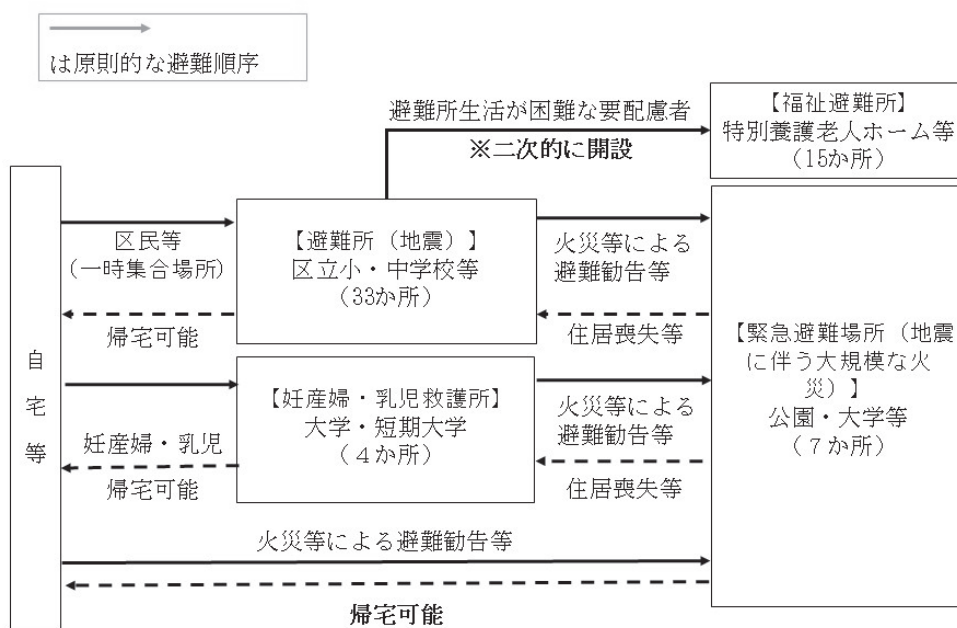
### 3 避難方式

震災時における避難方式は、住民の避難行動実態にあった実効性のある方式にする必要がある。

このため、地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときは、原則として、近隣住民、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に避難所となる最寄りの区立小・中学校等へ避難する。

その後、延焼拡大等により当該避難所が危険になったときは、緊急避難場所又は他の避難所へ移動する。

#### 《基本的な避難パターン》



なお、文京区における避難方式は、前記の「基本的な避難パターン」を原則とするが、地域の実情や発災時の状況に応じて、緊急避難場所へ直接避難し、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図るなどの避難の方法も想定しておく。

## 第2節 避難所の開設・運営等

### 第1 活動方針

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に收容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療・健康相談などを行う。

避難所は、原則として、区立小・中学校等に設置し、地域住民主体による避難所の運営体制を確立するため、避難所毎に避難所運営協議会を設立し、避難所機能の充実強化を図っている。また、被害の状況によっては避難者数が増加することも予想されるため、区有施設の活用及び区内都立中等教育学校・高等学校（4校）、協定を締結している区内大学へ協力を求めるとともに、今後、ホテル等と協定を締結し、避難所確保に努める。更に、被害状況等必要に応じて、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、都からの資器材の調達等により目白台運動公園等の野外に受入れ施設を開設する。

### 第2 活動内容

#### 1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 避難所は、原則として町会を単位として設置する。
  - イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。
  - ウ 避難所の收容基準  
3.3㎡当たり 2人
- (2) 避難所毎の町会割当  
避難所毎に收容する町会を定め、災害時の混乱を防止する。
- (3) 新たに整備する区有施設の活用  
平成27年4月に開設した教育センターに防災備蓄倉庫や災害用トイレ等の避難所機能を整備し、災害時における避難所として活用する。
- (4) 避難所機能の向上  
区立小・中学校等避難所の出入り口、トイレなどにおいて、バリアフリー整備を促進し、避難者の施設内における安全を図る。また、避難所となる区立小・中学校のうち、洋式トイレが未設置のトイレについて、洋式トイレを設置し、避難所の機能強化を図る。
- (5) 避難所における通信手段の多様化  
災害時に電話がつながりにくい状況でも、メール、インターネット、SNS等を活用して情報収集や情報発信ができるように、避難所となる全ての小・中学校等に公衆無線LAN（Wi-Fi）設備を設置した。
- (6) 避難所の非構造部材の耐震化  
避難所となる区立小・中学校の体育館の非構造部材（天井・照明等）の耐震性能の点検・調査を行い、対応が必要な場合には改修を行っている。
- (7) 避難所誘導ソーラー灯の設置  
災害に伴う停電等に備え、避難所となる区立小・中学校等に避難所誘導ソーラー灯を設置し、停電時や夜間における避難所の視認性を高める。
- (8) 受水槽への給水用蛇口の設置  
容易に給水が行えるよう、避難所となる区立小・中学校等の受水槽に給水用の蛇口を設置した。



(9) 避難所表示板の多言語対応

避難所の出入口に設置している避難所表示板を更新し、必要な情報を簡潔にかつわかりやすく伝えられるようピクトグラムを活用するなど記載内容を見直すとともに、日本語・英語・中国語・韓国語表記の4か国語対応の多言語化を図る。

(10) 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認

指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて指導を行う。

(11) 緊急避難場所等の水利整備

緊急避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

## 2 避難所の開設

(1) 震度5弱の対応

ア 避難所の開設の決定は、文京区内に震度5弱の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。避難所の開設は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が行う。

イ 避難所は、上記アの決定があった後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整える。避難所は、数日間の範囲内の運営を想定しているため、原則として区による運営とする。なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）及び学校教職員それぞれが、独自に先行して被災者を受入れることができる。

ウ 災害対策本部から避難所閉鎖指示が出された時点で区民等が避難している場合は、被災状況等を踏まえ、災害対策本部の指示により、地域活動センター内に一時的避難所を開設し、当該区民等の支援を行う。

(2) 震度5強以上の対応

ア 避難所の開設の決定は、文京区内に震度5強以上の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。避難所の開設は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が避難所運営協議会と協働して行う。

イ 避難所は、上記アの決定があった後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、避難所運営協議会と協働して、被災者の受入れ体制を整える。

なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）、学校教職員及び避難所運営協議会それぞれが、独自に先行して被災者を受入れることができる。

ウ 避難所の開設においては、各避難所の備蓄倉庫や主事室に配置している避難所開設キット（平成30年度導入）を活用し避難所開設を行う。

この避難所開設キットは、発災から3時間程度の開設までの行動が「誰もが、躊躇なく、実動できる」行動手順書が在中されており、迅速かつ適切に避難所開設ができるように有効活用を図るとともに、日常から訓練等で使い方を熟練していく。

(3) 震度5弱以上共通

ア 区は発災に備えて、避難所運営協議会及びあらかじめ直接避難所に参集指定されている職員に、避難所となる学校の開門方法等を周知しておく。

イ 区及び避難所運営協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受入れ体制（待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等）を、あらかじめ協議検討し、整えておく。

ウ 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区長は都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

オ 避難所運営協議会及び参集職員からの避難所状況報告を受けた区災害対策本部は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じて、地域活動センター、地域アカデミー、交流館及び区民会館等を二次的な避難所として開設する。また、公共施設を二次的な避難所として開設したあとにさらに被災者を収容する場合には、避難所に関する災害時協定を締結している大学や高校などに開設を依頼する。

〈資料編 第69 二次的な避難所の候補施設一覧 P311〉

カ 今後、二次的な避難所の開設時に行う安全点検の方法や避難所への移送手段や支援助物資の搬送についての検討を進めていく。また、指定管理者により管理運営する施設を使用する場合には指定管理者に依頼する業務をあらかじめ協議のうえ決定する必要性があり、業務内容について検討を図っていく。

キ 避難所に当てる施設については、区立の小・中学校を基本に、幼児等の二次的な避難所として、区立の幼稚園、児童館等を活用する。また、女性・子どもの二次的な避難所等として、男女平等センターを活用する。

〈資料編 第69 二次的な避難所の候補施設一覧 P311〉

ク 区は、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を支援するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

ケ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、都からの資器材の調達等により目白台運動公園等の野外に受入れ施設を開設する。なお、野外の受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

コ 大規模災害時における避難スペースの不足に備え、大学等と協定を締結し、新たな避難スペースの確保に努める。また、避難生活が長期化する場合を想定し、要配慮者向けの避難施設として寺院や旅館等との協定締結を進める。

(4) 避難所運営協議会

文京区避難所運営協議会設置要綱（19文総防第14号平成19年4月2日区長決定）に基づき、避難所毎に設置し、震災時における避難所の円滑な運営を進めるため、避難所を開設・運営するための様々なルール等を平常時に検討するとともに、避難所運営に係る訓練を実施し、地域の連携及び地域防災力の向上を図る。

避難所運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

ア 地域住民委員

(ア) 区民防災組織役員

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 当該避難所を設置している学校のPTA役員

(エ) 防災リーダー・防災士

イ 学校委員

(ア) 当該避難所を設置している学校の校長

(イ) 当該避難所を設置している学校の副校長

ウ 区職員

エ 協議会に会長及び副会長を置く。

(ア) 会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。

(イ) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(ウ) 副会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。

(エ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者
- (2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

### 4 避難所の運営

〈資料編 第73 避難所運営本部組織図 P316〉

区は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインを作成し、避難所の運営基準や運営方法等について定めた。避難所運営協議会は、ガイドラインに基づき、避難所ごとの特徴や構造を踏まえた避難所運営管理マニュアルを作成する。

#### (1) 震度5弱の対応

ア 職員の勤務時間内に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が運営する。

イ 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、臨時災害対策本部編成員及び非常配備態勢により参集した学校長、学校教職員が運営する。

ウ 避難所は、数日間の運営を想定しているため、原則として区（区職員及び学校長）による運営とする。

#### (2) 震度5強以上の対応

ア 職員の勤務時間内に震度5強以上の地震が発生した場合には、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を運営する。

イ 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員、非常配備体制により参集した学校長、学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を開設する。

ウ 避難所を開設した後、区職員、学校長及び避難所運営協議会は協働して避難所運営本部を設置する。

エ 避難所に多数の避難者が避難し、避難所運営本部だけでは対応が難しい場合、避難者に対して、積極的に避難所運営に参加協力をしてもらえるように要請を行う。

(3) 震度5弱以上共通

- ア 区は、文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所運営協議会と連携し、効果的な活動を展開する。
- イ 区は、避難所における衛生状況を確保するために、住環境の施設点検や室内空気環境測定等により、避難所の住環境改善を図る。また、避難者等の衛生状態の維持及び心身の疲労軽減を図るため、民間事業者と協定を締結するなど、災害時における入浴施設の確保に努める。
- ウ 区は、乳幼児のいる家庭・妊婦・女性等を対象に、プライバシー確保などの対応や物資の備蓄を行う。
- エ 区は、「性自認及び性的指向に関する対応指針」を踏まえ、誰もが安心して避難所生活を送れるように、プライバシー確保などの対応や物資の備蓄を行う他、トイレ、入浴、防災対策等に配慮した環境づくりを行う。
- オ 避難所運営本部は、要配慮者に対して、民生委員・児童委員とともに、文京区避難行動要支援者支援プランに基づく個別計画等を基に、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努める。
- カ 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- キ 学校長は、施設管理者として、区及び区教育委員会と協議の上、避難所が開設された場合の施設利用計画をあらかじめ作成するとともに、避難所における教職員等の役割分担や初動態勢等についても定めておく。
- ク 避難所運営においては、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難者の生活環境上必要な物品の確保、避難者間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法などを留意する。
- ケ 避難所運営においては、要配慮者に配慮した運営を推進するために、トイレ・入浴時の配慮、視覚・聴覚障害者への丁寧な情報伝達、介護を必要とする高齢者や生活支援が必要な障害者の優先的な避難スペースである要配慮者専用スペースの確保等、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境づくりを行う。
- コ 避難所運営においては、女性の視点に配慮した避難所運営を推進するために、女性専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場の設置等、女性の視点を積極的に避難所運営に取り入れるとともに、女性の声が届きやすい環境づくりを行う。

5 避難所外避難者

区長は、被災者が避難所以外の場所（自宅等）で生活する場合、町会やボランティア等と協力し、生活している場所、その状況及び要望等を把握する。特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、体調等が急変する危険性もあるため、健康管理等への啓発を行う。

(1) 避難所外避難者への対応

ア 情報収集の方法

避難所外避難者については、町会・自治会、民生委員、ボランティア等を通じて、避難所運営部が収集し、災害対策本部に報告する。

イ 支援内容

避難所では、避難所外避難者の支援として、避難行動要支援者の把握とニーズの収集、食糧・飲料水の提供、生活必需品の配給、被災者生活再建情報の提供、要望の収集等の業務を実施する。

#### ウ 情報収集の内容

所在地、人数、性別、年齢構成、生活環境（ライフラインの損傷程度やトイレの衛生状況等）、食糧、飲料水、生活必需品等の有無、要望等を収集する。

#### エ 収集内容の伝達及び活動方法

避難所で収集した情報は、災害対策本部から災対区民部・医療救護部などの関係各部に伝達し、現地を確認の上、各避難所において、食糧・飲料水の提供や生活必需品の配給などの支援につなげていく。

### (2) 避難所外避難者の健康管理の支援

#### ア 情報収集の方法

地域の状況については、災対区民部の地域活動センター一班が現地に赴き、情報を収集する。また、避難所運営部が指定避難所で収集した避難所外避難者の情報についても、地域活動センター一班が現地を訪問し、状況を確認する。

#### イ 情報収集の内容

地域活動センター一班は、避難所外避難者の避難場所、人数、生活状況、健康状態等を調査する。

#### ウ 巡回態勢の構築

避難所外避難者への巡回については、収集した情報に基づき、避難所の巡回に準じて実施する。

#### エ 健康指導の内容

避難所外避難者への健康指導については、感染症、エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防に重点を置き、被災者一人ひとりの健康チェックを行うとともに、健康体操等のチラシなどを配付することで、健康への注意喚起を行う。

また、必要に応じて、医療機関や専門医療チームに引き継ぐなど、被災者の健康管理に取り組む。

## 6 被災者の他地区への移送

(1) 区長は、避難所に被災者を受入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

(2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。

(3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

## 第3節 緊急避難場所

### 第1 活動方針

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための緊急避難場所を区長が指定する。

都は東京都震災対策条例に基づき、大地震火災時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を避難場所として指定している。区は、都が指定する避難場所を、地震に伴う大規模な火災時における区の緊急避難場所として指定する。

緊急避難場所の運営については、原則として緊急避難場所所在の区が行うが、二以上の区の避難者が利用する緊急避難場所の運営については、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、共同の現地本部の設置等により対処するものとする。

〈資料編 第65 避難場所及び地区割当 P304〉

## 第2 活動内容

### 1 緊急避難場所の地区割当等

#### (1) 緊急避難場所の指定の考え方

- ア 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、緊急避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 収容人員に対して、緊急避難場所内の建物、道路、池などを除き、更に周辺市街地からの大震火災時のふく射熱に対して安全性を考慮した避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

#### (2) 緊急避難場所の地区割当

区内には7か所の緊急避難場所を指定しており、緊急避難場所ごとに避難する町会を割り当てている。ただし、地域の実情や災害の状況に応じて、安全な緊急避難場所に避難するものとする。

### 2 緊急避難場所の運営

緊急避難場所の運営については、次のとおりである。

緊急避難場所では、避難者の安全を保持し、人心の安定を図るため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 区長は、警察署、消防署等と協力して、情報収集伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、応急救護活動を行う。
- (2) 食事等の提供については、乳幼児のミルク等緊急に給食の必要があるものを除いて、原則として、避難所において行うものとする。  
ただし、緊急避難場所での避難がある程度長期間にわたる場合には、緊急避難場所近接の避難所や備蓄倉庫から食糧等を調達し配付する。又は、避難者を延焼の恐れのない避難所へ誘導し、食糧等の提供を行うものとする。
- (3) 区は仮設トイレ等の確保や組み立て式トイレ等の備蓄により、避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

## 第4節 福祉避難所

### 第1 活動方針

福祉避難所は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を一時的に受入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行う。

福祉避難所は、特別養護老人ホーム等の福祉施設に設置する。

なお、被害の状況によっては避難者数が増加することも予想されるため、福祉施設との協定締結を進め、福祉避難所の確保に努めるとともに、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等との協力体制の構築についても検討する。

## 第2 活動内容

### 1 福祉避難所の指定等

#### (1) 福祉避難所の指定基準

福祉避難所は、原則、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を指定する。

#### (2) 福祉避難所の収容基準

2人（うち1人は介助者）当たり3.3㎡以上とする。

#### (3) 福祉避難所の情報連絡体制の確立

区は、相互協力協定を締結した施設との災害時における情報連絡体制を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機、衛星電話を設置する。

#### (4) 福祉避難所の備蓄物資

区は、相互協力協定を締結した施設へ、福祉避難所の運営に必要な物資を備蓄する。

〈資料編 第70 福祉避難所所在地一覧 P313〉

### 2 福祉避難所の開設

災害時において、原則、要配慮者は、避難所において支援等を行うが、避難所生活を続けることが困難となった要配慮者について、災害対策本部が避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、福祉避難所を開設し、被災者の救援、救護活動を実施する。

### 3 収容対象者

(1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受けた者、又は被害の恐れのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその介助者。

(2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその介助者。

### 4 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者が運営する。

(2) 運営は、福祉避難所の避難者の介助者やボランティア、地域における企業や住民、施設スタッフや福祉事業者等からの応援スタッフの協力を得ながら行う。

(3) その他運営に関しては別途「福祉避難所設置・運営マニュアル」において定める。

### 5 被災者の他地区への移送

(1) 区長は、福祉避難所に被災者を受入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

(2) 各福祉避難所から、被災者の他地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては、引率者を添乗させることを原則とする。

(3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに福祉避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の福祉避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

## 第5節 妊産婦・乳児救護所

### 第1 活動方針

妊産婦・乳児救護所は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者のうち、妊婦、乳児（0歳児）及びその母親等を一時的に受入れ、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療、健康相談などを行う。

妊産婦・乳児救護所は、原則として、跡見学園女子大学、貞静学園短期大学、東洋学園大学、日本女子大学に設置する。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

### 第2 活動内容

#### 1 妊産婦・乳児救護所の指定等

(1) 妊産婦・乳児救護所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 妊産婦・乳児救護所は、原則、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を利用する。

イ 救護所の収容基準は、2人当たり3.3㎡以上とする。区画については、事前に確定及び明示をする。

(2) 妊産婦・乳児救護所の情報連絡体制の確立を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機、衛星携帯電話を設置する。

(3) 区は、妊産婦・乳児救護所の運営に必要な物資を備蓄する。

(4) 妊産婦・乳児救護所は、次の箇所に設置する。

ア 跡見学園女子大学

イ 貞静学園短期大学

ウ 東洋学園大学

エ 日本女子大学（新泉山館）

〈資料編 第71 妊産婦・乳児救護所所在地一覧 P314〉

#### 2 妊産婦・乳児救護所の開設

妊産婦・乳児救護所の開設の決定は、文京区内に震度5弱以上の地震が発生したとき、災害対策本部の決定に基づき行うものとする。

#### 3 収容対象者

下記(1)、(2)を原則とする。

(1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受けた者、又は被害の恐れのある者は、日常起居する居住の場所を失った者のうち、妊婦、乳児（0才児）及びその母親。

(2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、妊婦、乳児（0才児）及びその母親。



#### 4 妊産婦・乳児救護所の運営

(1) 運営者及び協力者

災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者、助産師及び主任児童委員等が運営する。また避難者、ボランティア及び最寄りの町会等の協力を得ながら行う。

(2) 情報機器の設置等

自治体の災害対策本部からの情報を提供・受信できるための戸別受信機その他の通信機器を設置する。なお、平時に妊産婦あてに送っているメールマガジンを活用して、災害時には可能な限り、災害情報や妊産婦・乳児救護所に係る情報提供を行う。

(3) 助産師の役割等

- ア 妊産婦・乳児救護所等の巡回又は管理もしくは運営
- イ 妊産婦等に対する心身のケア
- ウ 助産院又は後方医療施設等への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

(4) 備蓄物資

お産セットその他妊産婦・乳児に特に必要な物資（例えばアレルギー対応ミルク等）・資材等の備蓄を行う。

(5) その他運営

- ア その他運営に関しては別途妊産婦・乳児救護所運営マニュアルを定める。
- イ 上記救護所を円滑に設営及び運営するため、協定締結団体連絡協議会を開催するとともに連携による訓練を行う。

#### 5 後方支援体制

(1) 助産院

東京都助産師会館（八千代助産院）に受入要請を行う。

(2) 医師会

文京区医師会及び小石川医師会に対し、妊産婦・乳児救護所への医師派遣・巡回を依頼する。

(3) 大学病院

順天堂大学附属病院に受入れ要請を行うとともに必要に応じて救護所への医師派遣の要請を行う。

#### 6 その他支援団体との協定

母乳支援団体等との協定等支援団体との協定を進める。

#### 7 被災者の他地区への移送

(1) 区長は、避難所に被災者を受入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

(2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。

(3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

## 第9章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

### 第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

#### 第1 活動方針

災害時の応急給水は、災害時給水ステーション（給水拠点）で行うこととするが、発災後数日の緊急、混乱時の給水状況については、道路障害物除去作業の進捗状況等の関係で水の運搬が困難な場合が想定されるため、避難所となる学校等にある水を可能な限り使用する。また、避難所においては水の制限利用やろ過機の使用による水の確保に努める。

#### 第2 活動内容

##### 1 情報の収集

区及び水道局等の防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う給水施設等の被害、断水地域等の把握に努める。

##### 2 都区の役割分担

給水は、都区の役割分担に基づき、次のとおり行う。

- (1) 本郷給水所における給水については、都が、応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。  
※敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を都の到着を待たずに区が解錠し、あらかじめ設置された蛇口等から区が給水を行う。
- (2) 教育の森公園内応急給水槽の応急給水槽における給水については、「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」に基づき、都が給水施設の維持管理を行い、区が応急給水に必要な資器材の設営及び被災者への応急給水活動を行う。
- (3) 病院、福祉施設及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上に必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合は、都が仮設給水栓を設置し、都と区が協力して応急給水を行う。
- (4) 都は、後方医療体制に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。
- (5) 都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか区・区民防災組織等と実施手法について協議し、多様な応急給水への取り組みを行う。
- (6) 都は、区民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。
- (7) 区設貯水槽等からの給水は、区が行う。また、区は、区施設の水の確保策について検討を行うものとする。

##### 3 給水基準

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1人1日当たり3ℓとするが、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

##### 4 給水方法

- (1) 給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。

- (2) 給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。
- (3) 給水場所は原則として、区内の災害時給水ステーション（給水拠点）である本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽、避難所となる学校とする。また、被災状況等により区内の災害時給水ステーション（給水拠点）での給水が困難な場合は、新宿区立鶴巻南公園（応急給水槽）、東京都立上野恩賜公園（応急給水槽）等の給水拠点を活用する。
- (4) 被災状況等により、きめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援体制等給水体制の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることを検討する。
- (5) 給水態勢は、本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽での給水活動及び車両による給水班のほか交替要員を含めて、給水活動の拡充を図る。また、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽等の活用を検証し給水方法の整備を行う。
- (6) 本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽などから避難所となる学校等への道路障害物除去が確保される必要がある。道路障害物除去及び組織体制の確立がなされるまでの間、又は給水対象、給水予定量等が増加した場合は適宜班編成を調整する。
- (7) 備蓄倉庫にある給水袋等を活用し、避難所となる区立小・中学校等の受水槽から給水を実施する。
- (8) 避難所周辺の水道が断水していない場合は、給水用スタンドパイプ、給水栓などの仮設給水資器材を路上の消火栓等に接続し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。
- (9) 拠点となる備蓄倉庫に分散してペットボトルを備蓄し、避難所となる区立小・中学校等や緊急避難場所の飲料水需要状況を鑑みて配布する。
- (10) 給水に当たっては、他区や他都市の応援職員、区民防災組織、ボランティア等の協力を得ていく。
- (11) 区設貯水槽及び防災協定井戸、公立学校に設置されている井戸などには、飲料に適さない水質のものがあるので、原則として生活用水とする。ただし、適切な水質管理を行っている施設、煮沸やろ過により飲料水として使用可能なものはその旨表示する。
- (12) 道路障害物除去が遅れ、輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過機によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

## 第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

災害の発生によって、食品流通機構は一時的に麻痺状態をきたすことが予想されるので、日常の食糧を欠くに至った被災者に対して、速やかに食糧の配付ができるよう、平時から、災害用食糧を備蓄するほか、緊急に食糧を調達し得る措置を講じておき、食糧の確保に万全を期するよう計画する。

また、食品給与における都区の役割分担は、下記第2の2のとおりとする。

### 第2 活動内容

#### 1 情報の収集

区及び防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う建物の倒壊や火災の被害状況、緊急避難場所に避難した人数、避難所に収容した人数等の把握に努める。

## 2 都区の役割分担

- (1) 区は、都と連携して発災後3日分の食糧の確保に努める。
- (2) 道路障害物除去が本格化する4日目以降は原則として米飯による炊き出しを実施する。  
なお、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。
- (3) 区と都は、被災乳幼児（2歳未満）用の調製粉乳等をおおむね7日分を確保する。

## 3 調達方法

- (1) 区は、災害時において区が実施する被災者に対する食品の給与のための調達（備蓄を含む）体制を整備しておくものとする。
- (2) 調達が必要な食品・資器材については、あらかじめ作成したリストに基づき、必要量を調達する。
- (3) 調達について、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の数量や調達先その他必要な措置を講じておくものとする。
- (4) 区は、災害救助法適用後、炊き出し等の食品の給与の必要が生じたとき、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、区が現地調達する。
- (5) 4日目以降の食品の給与が間に合わない場合は、区が事業者や他自治体等と締結している協定内容に基づき食品等の調達に努める。
- (6) 区は、避難所生活が長期化すると、避難所での配布食料では食物アレルギーのある乳幼児等健康への重大な影響が発生するため、食物アレルギー対応食品の備蓄又は確保に努める。

## 4 食品給与の配布基準

- (1) 1食分をわかめごはん、2食分をシチューとクラッカーとする。
- (2) かゆは、乳幼児、高齢者、病弱者用とする。
- (3) 乳児粉ミルクは、乳児1人1日150gとする。
- (4) 水のペットボトルは、乳児粉ミルク用（1.5ℓ）、飲料水用（500ml）とする。

## 5 食品配布方法

- (1) 食品の給与は、区が実施する。
- (2) 食品の配布は、原則として、避難所において実施する。
- (3) 食品を必要とする避難所以外の場所（自宅等）で生活している被災者等についても、指定避難所において配布する。
- (4) 避難所における食料の配布は、一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者等を優先し、避難所運営本部が公平かつ円滑に実施する。
- (5) 炊き出しについては、文京区赤十字婦人奉仕団、区民防災組織、ボランティア、避難者の協力を求め実施する。
- (6) 区において、被災者に対する炊き出しその他、食品等の配布が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。
- (7) 災害時において、栄養に配慮した食品を可能な限り提供できるよう支援するため、「災害時における栄養・食生活支援活動マニュアル」（平成24年3月特別区栄養指導業務連絡会作成）を活用する。

## 6 災害時における食品の集積地

文京区は、災害地における食品給与の円滑を期するため、次の施設を食品集積地に指定する。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 文京シビックセンター | 文京区春日一丁目16番21号 |
| (2) 文京スポーツセンター | 文京区大塚三丁目29番2号  |
| (3) 文京総合体育館    | 文京区本郷七丁目1番2号   |

## 7 食品の輸送

食品の輸送に関しては、「第6章 輸送計画（109ページ）」に基づき実施する。

### 第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

#### 第1 活動方針

拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携して、発災後3日分の物資を備蓄し、区民に対して供給する。

#### 第2 活動内容

##### 1 調達品目

- (1) 肌着（備蓄）
- (2) 毛布（備蓄）
- (3) ゴザ又はマット（備蓄）

その他、必要に応じて、日用品、食器、光熱材料等を供給する。

##### 2 調達方法

- (1) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- (2) 調達計画は被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (3) 災害救助法適用後生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

##### 3 生活必需品の配布基準

被災世帯に対する生活必需品の配布は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるためのものである。

生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によりこの基準によりがたい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

##### 4 生活必需品の配布

配布計画は、次の事項を考慮し、事前に定めておく。

- (1) 配布対象者
- (2) 配布方法

- (3) 配布に際しての民間協力
- (4) 配布場所
- (5) 関係書類（給与簿・交付申請書・交付通知書・受領書）

## 5 災害時における生活必需品の集積地

食品給与の集積地と同じく、次の施設を集積地に指定する。

- (1) 文京シビックセンター 文京区春日一丁目16番21号
- (2) 文京スポーツセンター 文京区大塚三丁目29番2号
- (3) 文京総合体育館 文京区本郷七丁目1番2号

## 6 生活必需品の輸送

生活必需品の輸送に関しては、「第6章 輸送計画（109ページ）」に基づき実施する。

# 第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

## 第1 活動方針

地震等の災害により多数の傷病者が発生した場合、消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区・災対医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、救助・救急活動の万全を図る。

## 第2 活動内容

項目	対応措置
救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 活動の原則 救助・救急活動は、救急処置を要する重症者を最優先とする。</li> <li>2 出場の原則 救助・救急を伴う場合は、つとめて救急隊と他隊が連携して出場し、救助の伴わない場合は救急隊のみ出動する。</li> <li>3 現場と都、区、医療機関、警察その他関係者との連絡を図り傷病者の効率的な救護等にあたる。</li> </ul>
救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。</li> <li>2 救護所、仮設病院等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の基に行う。</li> </ul>
多数傷病者発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置する。 救助隊と医療救護班とが密接な連携を図り、効果的な救護活動を行うものとする。</li> <li>2 救護能力が不足する場合は、消防団、区民防災組織等に医療機関へ自主的な搬送協力を求めるなど連携し効率的な活動を行う。</li> </ul>

## 第3 区民の自主救出・救助活動能力の向上

### 1 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、多数の建物の倒壊が予想され、地域住民による救出活動も必要となる。このため、区民防災組織の救出・救護班及び一般区民に対する救出活動に関する知識や技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

## 2 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の傷病者に対応するためには、区民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、区民に対し応急救護知識及び技術を防災訓練等で普及することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

## 3 情報連絡体制の充実強化

救助・救急体制の強化を図るためには、警察・消防との連携体制の強化が必要であるため、情報連絡体制の強化を図る。

## 第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）

### 第1 活動方針

震災時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおいても、迅速適切な医療、助産救護を行い、併せて保健衛生対策の事務処理方を強化し、被災救護の万全を図るものとする。

### 第2 活動内容

#### 1 被害情報等の収集・伝達

区は、区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班との連絡体制を確立し、災害時には小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会及び東京都柔道整復師会文京支部（以下、「柔道整復師会」という。）の協力を得て、人的被害及び医療機関（病院（災害拠点病院、都立病院及び救急告示医療機関を除く）、診療所、歯科診療所及び医院の他、保険薬局等）の被害状況等について把握し、広報車やCATV、防災行政無線、掲示板等を活用して区民に周知する。同時に被害状況に応じて都福祉保健局に報告する。

#### 2 区災害医療コーディネーターの設置

区の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターが、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

また、平常時より、東京都地域災害医療コーディネーターとの連携を図り、災害時の連絡体制の構築に努める。

#### 3 医療救護所等の設置

医療救護所は、原則として避難所となる区立小・中学校等に設置し、保健室等を活用する。災害現場や緊急避難場所などにおける救護所については、被災状況や避難状況に応じて設置する。

また、発災直後においては、被災者が災害拠点病院等に集中することが想定されるため、医師会等と連携し必要に応じて、災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置する。

#### 4 医療救護班等の編成

区は、「災害時の医療救護活動についての協定」（医師会）「災害時の歯科医療救護活動についての協定」（歯科医師会）、「災害時における救護活動についての協定」（薬剤師会）、「災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定」（柔道整復師会）に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の協力を得て医療救護班等を編成し、避難所等に設置する医療救護所に派遣する。

また、区において医療救護活動が困難な場合には、都福祉保健局に対し医療救護の派遣の要請を行い、後方支援態勢の確立を依頼する。更に、区は、他自治体からの医療応援者の受入れ・調整は災対医療救護部が行うとともに、医療ボランティアの受入れ・調整については、災対医療救護部がボランティア担当部門と協力し実施する。

#### 5 医療救護活動の体制

(1) 災害時における医療救護活動については、区と関係機関の連携体制を明確にし、発災時に迅速かつ適切な対応を行うため「災害時における医療救護活動マニュアル」を作成している。当該マニュアルでは、区と関係機関との情報連絡体制や避難所に設置される医療救護所の運営、活動内容等について具体的に定めている。

(2) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、小石川・文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

なお、災害の状況から多数傷病者が発生し、消防署が緊急に医療救護班を災害現場等に派遣する必要があると判断した場合には、直接、小石川・文京区医師会及び柔道整復師会に連絡し、出動を要請することができる。ただし、この場合には直ちに消防署から区へ連絡する。

(3) 区より要請を受けた小石川・文京区医師会は、医療救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。ただし、救護班を出動させるとまがないなど、やむを得ない事情があるときは、診療所等において医療救護活動を実施することができる。

(4) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時における柔道整復師会の協力に関する協定」に基づき、柔道整復師会に速やかに連絡し出動を要請する。区より要請を受けた柔道整復師会は応急救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護班の指示の下、救護活動を実施する。

(5) 災害により歯科医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づき小石川・文京区歯科医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた小石川・文京区歯科医師会は、歯科医療救護班を編成し医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施する。

(6) 医療救護所等における調剤、服薬指導及び医療品管理等の医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、区は「災害時における救護活動についての協定」に基づき、文京区薬剤師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた文京区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、医療救護所等において、救護活動を実施する。

(7) 医療ボランティアは、医療救護所等において、被災者に対する医療救護活動を行う。医療救護部は、避難所の状況を把握し、医療救護所等に対して、適切に医療ボランティアを配置する。

〈資料編 第74 災害時医療救護機関 P317〉



## 6 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班
  - ア 傷病者に対する応急措置
  - イ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
  - ウ 転送の困難な患者、軽症患者等に対する医療
  - エ 助産救護
  - オ 死亡の確認
  - カ 以上の他、状況に応じた遺体の検案に関する協力
- (2) 歯科医療救護班
  - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
  - イ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
  - ウ 転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科医療、衛生指導
  - エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (3) 薬剤師班
  - ア 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
  - イ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
  - ウ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
  - エ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
- (4) 柔道整復師応急救護班
  - ア 医療救護班の指示による医療救護所における傷病者に対する応急救護

## 7 避難所等における医療救護の活動

震災直後から超急性期（発災から72時間）においては、主に外傷の対応とし、急性期（72時間～1週間）以降においては、主に内科系、慢性疾患、精神科等の対応とする。

## 8 助産救護活動

- (1) 災害時における助産救護活動は、原則として、妊産婦・乳児救護所において対応するが、必要があると認めるときは、区は小石川・文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。
- (2) 両医師会は、区より助産救護の要請を受けたときは、医療救護班を編成派遣し、医療救護部と連絡をとり、助産救護を実施する。
- (3) 助産救護の内容は、次のとおりとする。
  - ア 分娩の介助
  - イ 分娩前後の処置
  - ウ 衛生材料の支給

## 9 医療資器材等の備蓄及び調達

- (1) 医療資器材等の備蓄は、医療救護の活動に対応したものとする。
- (2) 文京区薬剤師会及び商工組合日本医療機器協会との協定に基づき、連携・協力体制を整備する。
- (3) 医療救護活動及び助産救護活動においては、現有資器材等を優先的に使用するものとし、不足が生じる場合は、状況に応じて、都又は商工組合日本医療機器協会等に供給を要請する。

- (4) 医療・助産救護活動に際して、血液が必要な場合、区は都福祉保健局に要請する。都は日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団との密接な連絡の下に供給を実施する。

〈資料編 第53 災害用医療資器材の保有状況 P162〉

## 10 医薬品の備蓄及び調達

- (1) 文京区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結し、関係機関との連携・協力体制を整備する。さらに、必要な品目のリスト化を図るとともに、卸売販売業者との間に締結した「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づいて医薬品の調達を行う。
- (2) 小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会及び柔道整復師会と連携して医療救護所や避難所等で緊急時に使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。災害薬事センターを設置し、医療救護部は文京区薬剤師会と連携して医療救護所等へ医薬品等の供給活動を行う。医療救護所、避難所等で必要になる医薬品等は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者へ発注する。卸売販売業者は医療救護所へ直接納品し、薬剤師が服薬指導したうえで避難所の住民（患者）に対し、配布する。

なお、災害薬事センター長は災害薬事コーディネーターから選任する。

- (3) 医療救護所や避難所等において、発災直後は区が備蓄する医薬品等を使用する。不足する場合は、文京区薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、卸売販売業者へ発注または都の備蓄を供出するよう協力を要請する。また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が生じた場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給する。

## 11 医療スタッフの搬送

区は、派遣する医療救護班等の医療スタッフについて医師会等と協議し、搬送体制を確立するよう努める。

## 12 傷病者の搬送

- (1) 救護所等の責任者は、医療及び助産の介助を行った者のうち病院又は診療所、医院に収容する必要があると認めるときは、次により処置する。
- ア 東京消防庁救急隊（119番）に搬送を要請する。
- イ 医療救護班が使用している自動車により搬送する。
- ウ 救護所等の責任者は、搬送及び収容に万全を期し難いと認めたとき、区に配車を要請する。
- (2) 区は、上記（1）ウにより配車の要請を受けたときは、災対土木部の中から緊急輸送班を編成し、派遣する。
- (3) 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

## 第6節 保健（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

避難所や被災した家屋等での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。このため、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア等を実施する。

### 第2 活動内容

#### 1 保健活動

##### (1) 保健活動班の編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

また、区だけでは保健活動が困難な場合には、都災害対策本部（福祉保健局）を通じて他自治体に保健師等の派遣を要請する。他自治体からの応援者の受入れ・調整は、区の災対医療救護部が行う。

##### (2) 保健活動班の活動内容

- ア 被災住民の健康管理
- イ 避難所における健康相談
- ウ 地域における巡回健康相談
- エ その他必要な保健活動

#### 2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。そのため、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制の整備を図り、被災の状況に即して活動する。

このため、区は必要に応じて電話や来所による相談窓口を設置する。

#### 3 医療依存度の高い者への対応

在宅療養難病患者等については、できる限り在宅療養が継続できるよう救護体制の支援に努める。

また、在宅人工呼吸器使用者には、災害時に備え、具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進め、発災時には、患者及び家族に対して必要な情報を提供していく。

人工透析患者については、区は都を通じて日本透析医会災害時情報ネットワークへ情報提供を行い、発災時に、患者から区への問い合わせがあった場合は、受診可能な医療機関を把握している同ネットワーク連絡先を紹介する。

在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

## 第7節 防疫（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

被災地における感染症の発生及び蔓延を防止するため、被災住民への衛生指導、家屋内外の消毒及び感染症の媒体となるねずみ、昆虫の駆除を行い、あわせて災害時における飲食物や調理器具等に起因する危害発生の阻止に努め、衛生確保を図る。

### 第2 活動内容

#### 1 防疫活動

##### (1) 防疫班の編成

区は、避難所設置の通報を受けたとき、若しくは災害の状況により防疫活動が必要と認められた場合は、防疫班を編成する。

また、防疫活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

##### (2) 防疫班の業務

区の防疫班は、次の業務を実施する。

- ア 健康調査及び健康相談
- イ 感染症予防のための広報及び健康指導
- ウ 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- エ 感染症患者発生時の消毒の実施及び指導
- オ 消毒薬の配布及び消毒の適正実施の確認

##### (3) 防疫班の活動

ア 防疫班は、医療救護班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査及び健康相談を行い、患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

##### イ 感染症予防のための広報及び感染症対策

避難所内の被災住民及びその他一般被災住民に対し、手洗いの励行や、台所、便所等の衛生管理並びに消毒等の感染症発生予防のための広報及び健康指導を行う。

##### ウ 感染症発生時の対応

避難所等において感染症の発生が確認された際には、消毒の適正実施指導を行うほか、感染症の流行状況を踏まえた予防接種を行う。また、必要に応じて保健所や都、その他防災関係機関と密接に連携し、感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

#### 2 衛生活動

##### (1) 食品衛生指導班の編成

区は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。

また、衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

##### (2) 食品衛生指導班の活動

区の食品衛生指導班は、都と連携して次の活動を行う。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保

ウ 避難所の食品衛生指導

- (ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- (イ) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- (ウ) 手洗いの励行
- (エ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- (オ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- (カ) 情報提供
- (キ) 殺菌、消毒剤の調整
- (ク) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

エ 仮設店舗等の衛生指導

- オ その他食品に起因する危害発生の防止
- カ 食中毒発生時の対応

(3) 環境衛生指導班の編成

区は、必要に応じて環境衛生指導班を編成し、避難所及び仮設住宅等の環境衛生面の助言・指導等を行い、環境衛生の維持・向上に努める。

また、衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分ではないと認める場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

(4) 環境衛生指導班の活動

区の環境衛生指導班は、次の活動を行う。

- ア 飲料水の衛生確保
- イ 仮設トイレ、飲料水タンクなどの配置計画指導
- ウ 避難所内の空気環境の調査・指導
- エ 避難所内の過密状況や衛生状態を調査・指導
- オ 寝具の乾燥、清掃等の指導
- カ 地下水・雨水等生活用水の衛生確保
- キ 仮設浴場・仮設シャワー等の衛生確保
- ク その他、避難所及び仮設住宅等の環境衛生面に関すること。

**3 防疫・衛生活動に必要な資材の整備等**

- (1) 防疫活動に必要な資器材は、区（保健衛生部）の現有する資材、薬品等を優先的に使用するものとする。
- (2) 区の保有する薬品等が不足したときは、医療救護部において都との役割分担を明確にした上で補給する。

**4 衛生確保の支援**

区は、保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ、避難者に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

**第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）**

**第1 活動方針**

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や防災関係機関・関係団体と連携し、協力体制を整備する。

## 第2 活動内容

### 1 被災地域における動物の保護

区は、都や東京都獣医師会文京支部等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷した動物に対する応急処置、動物の死亡の確認、放し飼い状態の動物等の保護を行う。また、東京都獣医師会文京支部との協定に基づき、発災時の動物救護活動について協力体制を整備する。

### 2 避難所における動物の適正な飼養

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組みを行い、適正飼養を指導する。

- (1) 避難所におけるペット受入れ等についてのルール策定（飼養場所等の確保等）及びその啓発、適正飼養の指導
- (2) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、都・関係団体への情報提供、獣医師の派遣等
- (3) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (4) 他区市への連絡調整及び要請

### 3 避難所における動物飼養場所確保用物資の備蓄

区は、動物の飼養場所確保のために必要なペットゲージ等を避難所に備蓄する。

## 第10章 応急生活確保に関する計画（区・都・消防署）

### 第1節 建物の応急危険度判定

#### 第1 活動方針

大規模な地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できるだけ早く調査体制を確立するとともに、短期間で被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否について判定する。

#### 第2 活動計画

##### 1 応急危険度判定体制の整備

大規模な地震による被災建築物の安全性を確認するためには、被災地の行政職員のみで対応することは不可能であり、他の自治体や民間建築士等の専門家の協力を得ながら確認作業を行うための応急危険度判定実施本部を設置する。なお、都は、平成7年度から、建築士等を対象に応急危険度判定を行う防災ボランティアの養成及び登録制度を設けている。

〈資料編 第20 応急危険度判定実施本部組織図 P68〉

##### 2 応急危険度判定員の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している応急危険度判定員の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請、区職員の研修の充実など応急危険度判定が円滑に実施できるよう判定員の確保を図る。

##### 3 応急危険度判定の対象建築物と判定実施主体

区は、都、他自治体及び防災ボランティア等と協力して、区災害対策本部が災害の状況に応じて決定した要判定地区内の被害を受けた建築物の応急危険度判定を実施する。

	判定対象建築物	判定実施主体
①	防災上特に重要な建築物 (消防署、警察署、病院、学校等) 〔東京都震災対策条例第17条 重要建築物〕	都区市町村の責任で実施
②	公共の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施
③	民間の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
④	民間の戸建て住宅 〔東京都震災対策条例第15条 一般建築物〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
⑤	民間の事業所 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施

##### 4 応急危険度判定の実施期間

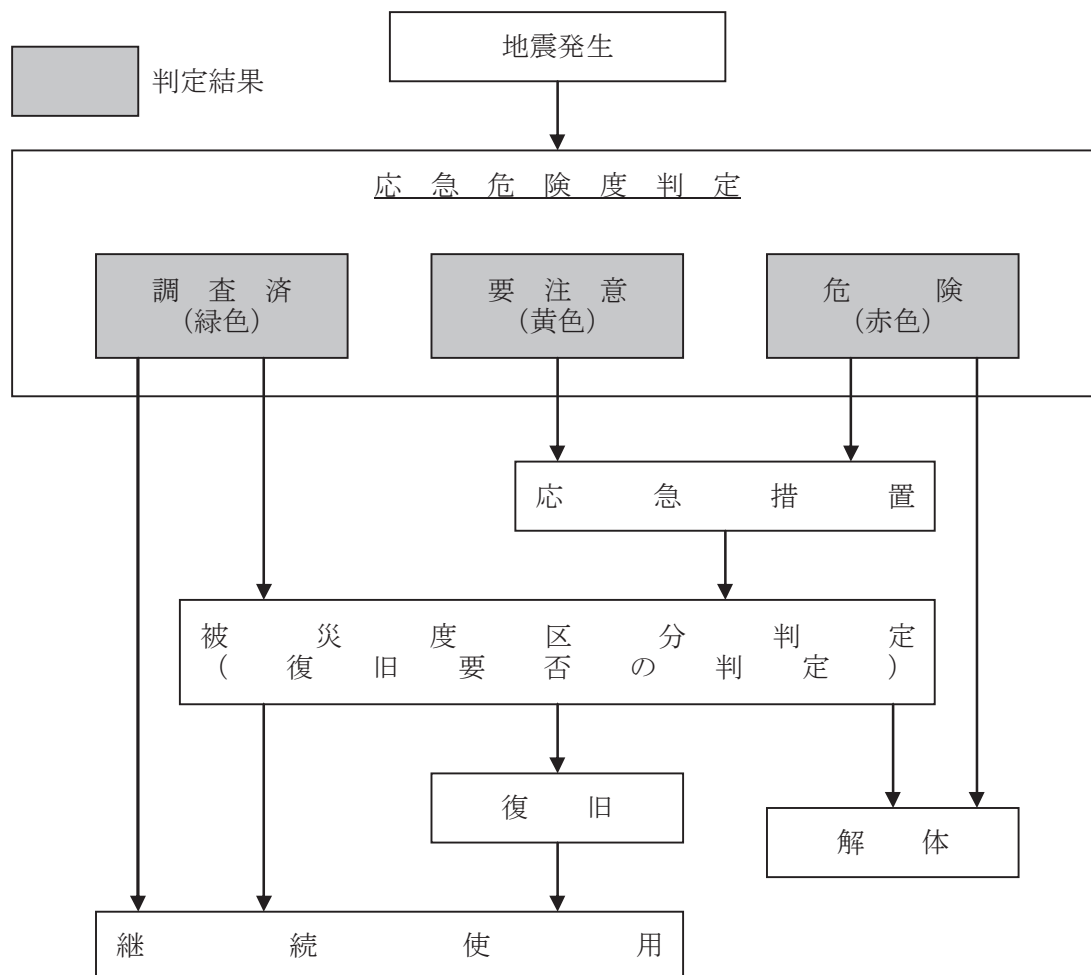
地震発生後12日以内に終了することを目標とする。

##### 5 応急危険度判定の結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

## 6 建築物の被災度判定フロー

(東京都防災ボランティア制度に基づく「被災建築物応急危険度判定員養成講習会テキスト」参照)



(注)

〈応急危険度判定〉

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の建築物の当面の使用の可否について判定する。

判定は判定基準に基づき、「危険」、「要注意」、又は「調査済」に区分される。

この応急危険度判定が、応急危険度判定員の行う業務である。

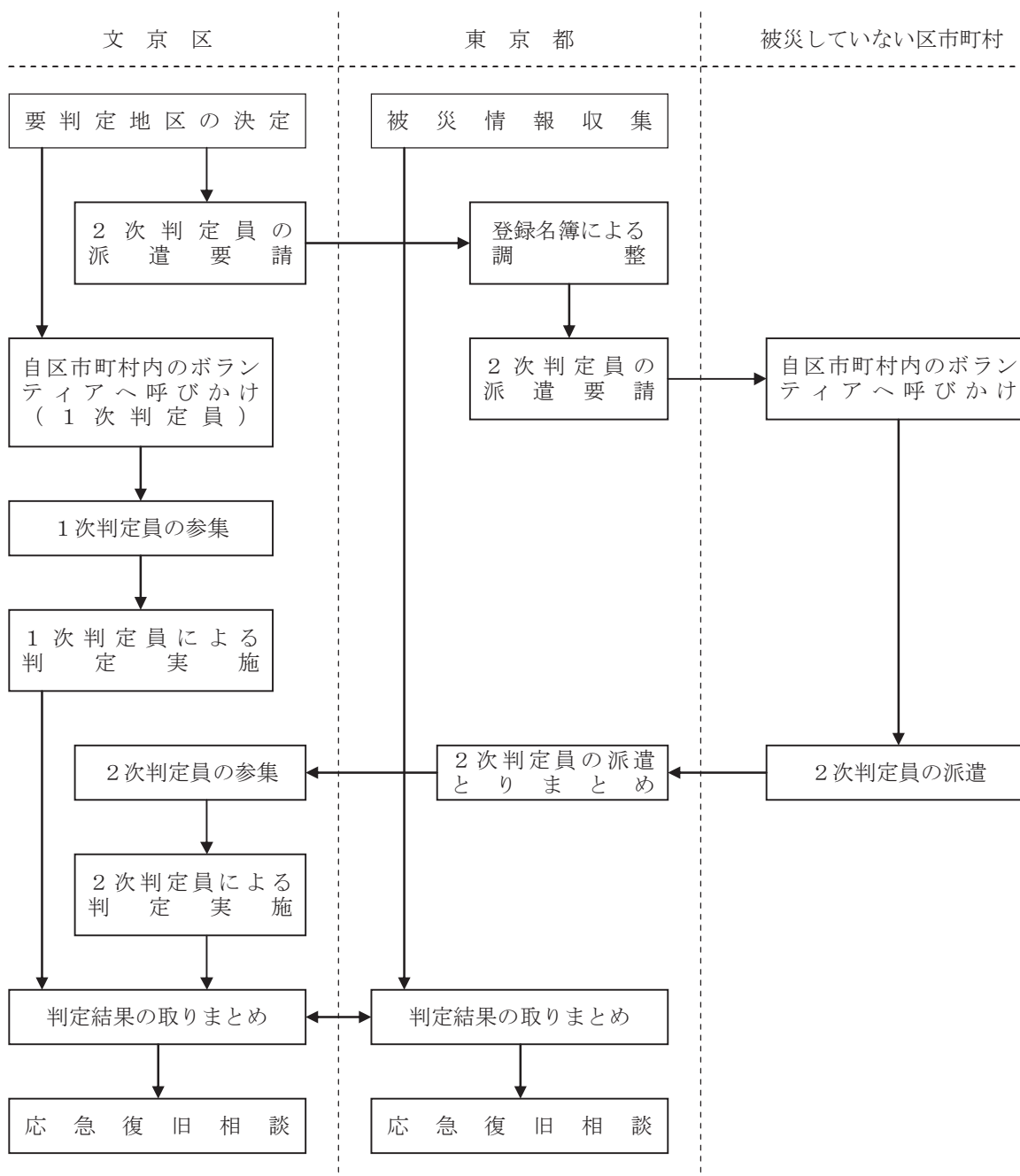
〈被災度区分判定〉

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の要否を判定する。

この調査には、建築構造に関する専門的知識が求められるため、判定は原則として建築技術者が行う。



### 7 防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順



(注)

- ・ 1次判定員 被災した区市町村内に在住又は在勤の判定員で活動可能な者
- ・ 2次判定員 都の要請により被災していない区市町村から出動する判定員

第1章 応急  
 第2章 情報  
 第3章 防災  
 第4章 災害  
 第5章 交通  
 第6章 輸送  
 第7章 震災  
 第8章 避難  
 第9章 救援  
 第10章 応急生活

## 第2節 被災宅地の危険度判定

### 第1 活動方針

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度を判定することによって、二次災害を防止し住民の安全確保を図る。

### 第2 活動計画

#### 1 被災宅地危険度判定の実施

区は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災した宅地について調査・判定を実施する。

区は、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行うなど、協力を依頼する。また、調査結果を取りまとめる。

#### 2 被災宅地危険度判定士の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請、区職員の研修の充実などを行い、被災宅地危険度判定が円滑に実施できるよう判定士の確保を図る。

#### 3 被災宅地危険度判定の結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 応急住宅対策

### 第1 活動方針

応急仮設住宅の建設による一時的な住宅の供給、公営住宅の空き家や民間賃貸住宅の借り上げ等による既存住宅のストック活用、被害住宅の応急修理、入居者の選考等について必要な計画を樹立し、あわせて建設予定地をあらかじめ選定しておく。

### 第2 活動内容

#### 1 応急仮設住宅の建設・管理

災害のため住宅が滅失又は破損し、避難所閉鎖後も、居住する住家を得られない者を收容するため、応急仮設住宅を設置する。

##### (1) 建設主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

##### (2) 建設地の選定

区はあらかじめ次の点を考慮の上、応急仮設住宅の建設予定地を定めておく。

ア 接道及び用地の整備状況

イ ライフラインの状況

ウ 避難所・緊急避難場所としての利用の有無

都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設地の選定に当たっては、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間で融通を行う。

区は、常に最新の建設予定地の状況を把握し、年1回都に報告する。

### (3) 応急仮設住宅の建設

ア 災害救助法適用後は区長が必要であると認めた場合、直ちに都知事に要請する。

イ 設置開始時期及び戸数は、災害の状況に応じてその都度定める。

ウ 建物の型式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

### (4) 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区市町村に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として区内に建設した住宅を区に割り当てるが、それだけでは所要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村間で融通を行う。住宅の割り当てを受けた場合、区は被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定基準は、都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。

### (5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として、区が行うものとし、入居者管理等も区が行う。

また、入居期間は施工の日から原則として2年以内とする。

区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

## 2 応急仮設住宅の供給

都では、応急仮設住宅の建設予定地には限りがあるため、都営住宅、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求める他、民間賃貸住宅を確保し、応急仮設住宅として、区に割り当てることとしている。

### (1) 応急仮設住宅の供給可能量の算出

区は、区営住宅等のうち、応急仮設住宅として供給可能な量を算出し、都に報告する。

### (2) 応急仮設住宅入居者の募集、選定

区は、都から割り当てられた応急仮設住宅について、入居者募集、選定、入居手続を行う。

## 3 一般被災住宅の応急修理

### (1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合、都は区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都はこの協力をする。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において実施する。

### (2) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

### (3) 対象者の調査・選定及び戸数

区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定事務を行う。

修理対象戸数は、都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で都知事が決定する。

(4) 修理の方法

災害救助法適用後、区長が必要であると認めた場合は、直ちに都知事に実施を要請する。都が社団法人東京建設業協会のある旋する建設者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(5) 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(6) 専門的な技能者の確保

被災住宅の応急修理に必要な大工などの専門的な技能者の確保を図るため、各種業界団体等との協定などを検討する。

(災害救助法が適用された場合は、一般社団法人東京建設業協会から協定により提出された協力業者を都が提示し、区が工事店を指定する。)

#### 4 被災者の生活確保

地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所等を設置し、各種相談、案内及び区民からの電子メールによる問い合わせの対応に当たる。

また、出火による罹災証明の発行については、区の行う罹災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

(1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

(2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

(3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

(4) 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

### 第4節 罹災証明書発行要領

地震、風水害等により、被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合、当該災害によって被災したという証明が必要であるので、区においては、被災世帯に対して罹災証明書を発行する。

災対区民部は、罹災証明書の発行に当たり、被災住宅を対象とした住家被害認定調査を実施する。

#### 第1 住家被害認定調査の実施

住家被害認定調査に当たっては、調査に必要な人員や物資を調達する方法など、災害規模に応じた調査計画を作成した上で、調査を実施する。

#### 第2 罹災証明書の発行

##### 1 発行所管

(1) 火災

各消防署

(2) 火災以外の災害

災対区民部

## 2 発行窓口

災対区民部と各消防署が協議した場所において、合同で窓口を開設する。

## 3 発行方針

災対区民部は、区内の罹災者名簿を備え付け、その名簿（名簿により確認できない者は、申請者の立証資料）等によって、被災者の申請により発行する。

また、消防署長は、区と調整し、火災による被害状況調査を実施し、焼損状況の調査結果等並びに災対区民部の保有する罹災者及び、罹災建物等に関する情報に基づき、火災による罹災証明を発行する。

## 4 証明手数料

免除

### 第3 証明の範囲

1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造物の被害

- ア 全壊（焼）
- イ 流失
- ウ 半壊（焼）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水
- カ 水損

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

2 被害程度の判定基準については、資料編による。ただし、消防署長が発行する火災による罹災証明書の様式は東京消防庁が定める。

〈資料編 第81 被災世帯（事業所）調査票 P329〉

### 第4 「被災者生活再建支援システム」の導入

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、区は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成することができることとなった。

区では、罹災証明書の発行等の各種手続きを公平かつ迅速に行うとともに、被災者台帳の作成及び被害状況・支援実施状況等の情報を一括で管理するために、都との連携を図りながら被災者生活再建支援システムを平成31年1月に導入した。

### 第5節 義援金品の配分等

#### 第1 活動方針

区民、都民、他道府県民及び企業等から区に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、東京都等で構成する義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管等について総合的な計画を定める。

## 第2 活動内容

### 1 義援金配分委員会

- (1) 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - ア 被災者への義援金の配分計画の策定
  - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
  - ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
  - ア 東京都
  - イ 区市町村
  - ウ 日本赤十字社
  - エ その他防災関係機関
- (4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

### 2 義援金品の受付・募集

- (1) 義援金品の受付・募集については、次のとおりとする。

義援金品については、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。なお、義援品を募集する場合は、備蓄物資の状況等を勘案した上で、品目を指定して募集する。

  - ア 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
  - イ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記アの口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書に代えることができるものとする。
  - ウ 受領した義援金品の受付状況について、委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は委員会に送金するものとする。ただし、寄託者により用途が特定されている義援金の取り扱いについては、別途協議する。

### 3 義援金品の保管及び配分

- (1) 義援金
  - ア 寄託者より受領した義援金については、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
  - イ 区は、委員会から送金された義援金を、委員会で定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
  - ウ 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。
- (2) 義援品

直接受領した義援品及び都、日本赤十字社等から送付された義援品については、区で定める配分計画に基づき被災者に配分する。

## 第6節 災害弔慰金の支給等

### 第1 基本方針

文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、地震等の災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給するとともに、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行うことにより、区民の福祉及び生活の安定に資することとする。

### 第2 災害弔慰金の支給

#### 1 対象となる災害（平成25年10月1日 内閣府告示第230号）

- (1) 1つの区市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 都道府県内において5世帯以上の住居が滅失した市町村が3つ以上ある場合
- (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市長村が1以上ある場合
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合

#### 2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

#### 3 経費負担

国 2分の1      都 4分の1      区 4分の1

#### 4 支給対象

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計を同じくしていた者に限る。）

#### 5 支給額

- (1) 死亡者1人につき主たる生計者の場合      500万円
- (2) その以外の場合      250万円
- (3) 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金からその災害障害見舞金の額を控除する。

### 第3 災害障害見舞金の支給

#### 1 対象となる災害

「第2 災害弔慰金の支給 1 対象となる災害」と同様である。

#### 2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

#### 3 経費負担

国 2分の1      都 4分の1      区 4分の1

#### 4 見舞金額

- (1) 障害者1人につき主たる生計者の場合      250万円
- (2) それ以外の場合      125万円

## 第4 災害援護資金の貸付

### 1 貸付対象となる災害

- (1) 区内において災害救助法が適用された場合。
- (2) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合。

### 2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

### 3 経費負担

国 3分の2 都 3分の1

### 4 貸付対象

災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。

- (1) 1人世帯 220万円
- (2) 2人世帯 430万円
- (3) 3人世帯 620万円
- (4) 4人世帯 730万円
- (5) 5人以上世帯 730万円に1人増す毎に30万円を加算した額

(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和

### 5 貸付金額

#### (1) 国制度

- ア 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円
- イ 家財等の損害
  - (ア) 家財の3分の1以上の損害 150万円
  - (イ) 住居の半壊 170万円（250万円）
  - (ウ) 住居の全壊 250万円（350万円）
  - (エ) 住居の全体が滅失又は流失 350万円
- ウ 前記 アとイの重複の場合
  - (ア) ア+ イの（ア）の重複 250万円
  - (イ) ア+ イの（イ）の重複 270万円（350万円）
  - (ウ) ア+ イの（ウ）の重複 350万円

[ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（ ）内の額]

#### (2) 都制度

国制度による限度額を超えてなお貸付金を必要とする場合

### 6 据置期間、償還、利率等

#### (1) 償還期間

10年〔据置期間はそのうち3年（特別の事情がある場合は5年）〕

#### (2) 償還方法

年賦又は半年賦

#### (3) 貸付利率

延滞の場合を除き、年3%（据置期間中は無利子）



(4) 東日本大震災の特例

償還期間 13年〔据置期間はのうち6年（特別の事情がある場合は8年）

貸付利率 延滞の場合を除き、年1.5%（保証人を立てる場合は年0%）（据置期間中は無利子）

## 第7節 生活確保のための緊急措置

### 第1 租税等の徴収猶予及び減免に関する計画

#### 1 基本方針

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずるものとする。

#### 2 期限の延長

災害により納税義務者が、期限内に申告その他書類の提出又は区税の納付若しくは納入することができないと認められる時は、次の方法により当該期限を延長する。

(1) 災害が広範囲にわたる場合。

区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。

(2) その他の場合。

災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者の申請により、区長が期日を指定する。

#### 3 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

#### 4 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等、被害を受けた場合は滞納処分の執行の停止、換価の猶予等、適切な措置を講ずる。

#### 5 減免等

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、申請に基づき減免を行う。

(1) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

### 第2 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

#### 1 減免

災害により財産に一定以上の損害を受け、介護保険料を納付すること又は介護サービス費の本人負担金額を支払うことが困難と認められるときは、被保険者の申請に基づき6か月を限度として本人負担額の減免を行う。

## 2 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者が、介護保険料を一時に納付することができないと認められるときは、被保険者の申請に基づき6か月を限度として徴収を猶予する。

## 第3 障害福祉サービス等利用料の減免

災害により財産に著しい損害を受け、障害福祉サービス費等の本人負担金を支払うことが困難と認められる時は、支給決定障害者等の申請に基づき減免を行う。

## 第4 国民健康保険料、一部負担金の減免等

### 1 減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、世帯主の申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

### 2 徴収猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、世帯主の申請により、6か月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

## 第5 後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免等

### 1 減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、被保険者の申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

### 2 徴収猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、被保険者の申請により、6ヶ月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

## 第6 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、被保険者の申請に基づき申請書等を年金事務所に送付し、日本年金機構において審査を行う。

## 第7 区営住宅等使用料の減免等

災害等により著しい被害を受けたときは、使用者の申請に基づき、使用料の減免又は使用料の徴収を猶予する。

## 第8 保育所徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、「文京区保育の実施に関する条例」に基づき、その損失の程度に応じて減額する。

## 第8節 融資・融資あっ旋・支援金

### 第1 緊急小口資金（文京区社会福祉協議会）

所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする。

#### 1 対象者（以下のような状況がすべて該当する世帯）

以下のような状況がすべて該当する世帯

- (1) 低所得世帯でこれまで定期的な収入により生計を維持してきた世帯
- (2) 緊急かつ一時的に生活維持が困難な状況であること
- (3) 返済の見通しが立つこと

上記の(1)～(3)に該当する世帯が火災等の被災によって生活費が必要なとき等の貸付対象理由に該当するとき

#### 2 貸付限度額

貸付額は、10万円以内の必要額

#### 3 貸付条件

- (1) 据置期間 2ヶ月
- (2) 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内
- (3) 利子 無利子
- (4) 連帯保証人 不要

#### 4 償還方法

月賦

#### 5 申込方法

文京区社会福祉協議会に申請する。

### 第2 生活福祉資金貸付（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

#### （文京区社会福祉協議会）

災害を受けた世帯等に対して、資金の貸付と相談支援を行うことにより、災害を受けたことによる困窮からの自立更生を図ることを目的とする。

#### 1 貸付限度

貸付額は、150万円以内の必要額

#### 2 貸付条件

- (1) 据置期間 6ヶ月以内
- (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (3) 利子 保証人有なら無利子、無なら年1.5%
- (4) 連帯保証人 原則必要だが、無しでも可

65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人

※現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借りている方及びその世帯員は、連帯保証人になることはできない。また、同資金で既に連帯保証人になっている方及びその世帯員は、原則として新たに連帯保証人になることはできない。

#### 3 償還方法

月賦

#### 4 申込方法

文京区社会福祉協議会へ申請する。(その後官公署の発行する被災証明及び資金使途の見積書の提出、民生委員の面接有)

#### 第3 非常災害向け緊急事業資金融資(平成30年4月1日現在)(区民部)

中小企業者のうち区内の一定地域における広範囲な非常災害を受けた者、または防水板の設置及び関連工事を行おうとする者が、事業活動の正常化を図るための資金融資である。

- 1 限度額 500万円
- 2 利子 契約利率 年1.7%、本人負担 年0.4%、区負担 年1.3%

#### 第4 被災者生活再建支援金(平成30年10月1日現在)(福祉部)

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。

##### 1 根拠法令

被災者生活再建支援法

##### 2 実施主体

都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行う。)

##### 3 対象となる自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害)

対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害をいう。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)
- (6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口5万人未満に限る)

##### 4 制度の対象となる被災世帯

3の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

##### 5 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 4（1）に該当	解体 4（2）に該当	長期避難 4（3）に該当	大規模半壊 4（4）に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公共住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

第1章 応急  
 対策の活動態勢

第2章 情報  
 連絡体制の整備

第3章 防災  
 関係機関  
 の相互協力

第4章 災害  
 広報・広聴計画

第5章 警備  
 交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
 消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
 救護に関する計画

第10章 応急生活  
 確保に関する計画

## 第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

(区・都福祉保健局・警察署・消防署)

### 第1節 避難行動要支援者の安全確保

#### 第1 活動方針

災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。

しかし、災害発生時に自らの身を守ることや円滑かつ迅速に避難することが困難で、支援を必要とする者にとって、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではないことから、災害時における安否確認手段を確保するとともに、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図ることにより、要配慮者の人的被害を最小限にとどめる必要がある。

#### 第2 活動内容

避難行動要支援者名簿をはじめとした、様々な情報を集約のうえ、安否確認を実施し、適切に避難誘導、搬送等の支援につなげるとともに、個々の状況に応じた、きめ細かな支援を速やかに行えるよう、地域全体の支え合いによる支援体制を確立するため、「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（平成28年3月策定）に基づき、全体計画に掲載されている各施策について実施している。

#### 第3 事業計画

##### 1 避難行動要支援者に関する情報の管理

###### (1) 避難行動要支援者名簿の整備

区は、平常時から登録希望者を対象とした避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に備える。

###### ア 関係機関共有方式名簿

区が定めた避難行動要支援者及び一定の条件の下、名簿掲載を希望した者が掲載された名簿。

###### イ 同意方式名簿

関係機関共有方式名簿に掲載された者のうち、平常時から区民防災組織等に情報提供することに同意した者のみ掲載された名簿。

###### (2) 避難行動要支援者名簿の配付

区は、作成した避難行動要支援者名簿のうち同意方式名簿を、避難支援等関係者へ提供する。なお、災害時にあっては、関係機関共有方式名簿を避難支援等関係者へ提供することができる。

###### (3) 個別計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、同意を得た避難行動要支援者一人ひとりについて、個別に避難支援計画「個別計画」の作成に努める。

第11章  
要配慮  
者及び  
避難行  
動要支  
援者対  
策

第12章  
避難者  
対策  
帰宅

第13章  
テイヤ  
等  
協働の  
ポラン

第14章  
設等の  
応急  
公共  
対策

第15章  
応急  
教育

第16章  
処し理  
が計  
れざ  
きみ  
画等

第17章  
取  
り  
章  
扱  
遺  
い  
体

第18章  
救  
助  
法  
章  
の  
適  
災  
用  
害

第19章  
関災  
す  
の  
指  
計  
定  
激  
画に  
基

## 2 避難支援等関係者となる者

区における避難支援等関係者は、以下の範囲とし、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進する。

- (1) 区民防災組織（町会・自治会）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 消防署・警察署
- (4) 文京区社会福祉協議会
- (5) 福祉サービス事業者（居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者）
- (6) 安否確認者

なお、マンションにおいて自発的な防災活動を行う管理組合等も、区民防災組織として位置付けることが有効であることから、今後、避難支援等関係者の範囲についても、検討を進める。

## 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区における避難行動要支援者は、以下の範囲とする。

- (1) 要介護者  
要介護 3～5
- (2) 障害者（児）
  - ア 身体障害者手帳 上肢1～2級、下肢1～2級、体幹1～3級、視覚障害1～2級、聴覚2級
  - イ 愛の手帳 1～3度
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1級
- (3) 難病患者  
難病医療費受給者（日常生活全介助者）
- (4) 以下のいずれかに該当する者で、名簿掲載を希望する者（上記で指定された者以外）
  - ア 65歳以上の単身世帯
  - イ 65歳以上の高齢者のみ世帯
  - ウ 要介護・要支援認定者
  - エ 身体障害者手帳、愛の手帳所持者、又は精神障害者保健福祉手帳所持者
  - オ 難病医療費受給者
- (5) その他、区長が必要と認めた者

※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、対象者の所在が明らかであり災害発生後についても、当該施設内にて対応を図ることから、対象範囲から除く。

※ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲については、災害が発生した場合の避難行動の状況や関係者等の意見を参考にしながら、継続的に見直していく。

#### 4 名簿作成に必要な個人情報及びその収集方法

名簿に掲載される個人情報は、下表のとおり収集する。

個人情報の項目	収集方法
<input type="radio"/> 氏名 <input type="radio"/> 生年月日 <input type="radio"/> 性別 <input type="radio"/> 住所又は居所 <input type="radio"/> 住所地の避難所 <input type="radio"/> 避難支援等を必要とする理由 <input type="radio"/> 町会・自治会名 <input type="radio"/> 民生・児童委員名	区で管理している情報を集約する。
<input type="radio"/> 本人連絡先 <input type="radio"/> 情報提供についての同意の有無及び個別計画の有無 <input type="radio"/> 利用している福祉サービス事業者 <input type="radio"/> 安否確認者の連絡先	区から名簿掲載対象者等に対して送付する「避難行動要支援者情報の外部提供同意書」に、対象者本人（若しくはその家族等）が記入した情報を利用する。

#### 5 名簿の管理及び更新に関する事項

##### (1) 区が保有する名簿の管理と更新

###### ア 管理

区は災害発生時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。

紙媒体の管理は、施錠のできる書庫等で管理し、電子データの管理は、あらかじめ所属長が指定した職員のみが、データの管理、更新等を行い、パスワード等により厳正な管理を行う。

なお、電子データは災害情報システムにおいて管理し、避難所別、町会・自治会別、民生委員・児童委員の地区別、避難行動要支援者の住所地別に検索できるようにし、災害時のバックアップ体制を確保する。

###### イ 更新

区は名簿情報の更新を年1回行う。

更新の際には、情報提供の同意を得られなかった者に対して、継続的に同意の意思確認を行い、地域における避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿から削除する。

##### (2) 避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新

###### ア 管理

避難支援等関係者は、紙媒体で名簿を管理する。

名簿は厳正に管理を行い、名簿の複製及び複写は認めない。また、提供先が団体である場合は、取扱う者をあらかじめ限定する。

###### イ 更新

区は名簿情報の更新（年1回）に併せて、避難支援等関係者へ名簿を提供し、古い名簿を回収する。また、避難支援等関係者が名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう、区は個人情報保護対策を講じる。

第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策  
第12章 帰宅困難者対策  
第13章 ティア等との連携  
第14章 公共施設等の応急対策  
第15章 応急教育  
第16章 尿処理・がれきみ画等  
第17章 取り扱った被災者の救済  
第18章 法の適用  
第19章 災害指定制に甚



## 6 個人情報の取り扱いについて

名簿及び個別計画は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれる。

よって、名簿及び個別計画の提供を受ける避難支援等関係者についても、その取り扱いに注意を要するため、区では以下の個人情報保護対策を講じる。

### (1) 受領書の徴収

名簿及び個別計画の提供を受けた避難支援等関係者は、受領書兼誓約書を提出し、個人情報の適正管理を行う。

＜遵守事項＞

- ・ 秘密の保持を厳守すること
- ・ 名簿及び個別計画の紛失等がないよう適正に管理すること
- ・ 個人情報を目的以外に使用しないこと
- ・ 第三者へ情報提供しないこと
- ・ 災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供すること
- ・ 名簿及び個別計画の複製及び複写の禁止
- ・ 上記に反する事態が生じたとき、速やかに区へ報告すること
- ・ 登録情報の変更等の連絡を受けた場合、速やかに区へ通知すること

### (2) 説明会の実施

名簿及び個別計画を提供した避難支援等関係者について、個人情報の取扱に関する説明会を必要に応じて実施する。

### (3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置

#### ア 提供の形態

名簿及び個別計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、提供、共有の範囲は必要最小限度とし、一地区の避難支援等関係者に対して区内全体の名簿及び個別計画を提供することはしない。

#### イ 守秘義務

災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人にも守秘義務が課されていることを十分に説明する。

#### ウ 名簿及び個別計画の管理

施錠可能な場所等への保管を指導し、提供先が団体である場合は、その団体内部で取扱う者を限定する。また、名簿及び個別計画の複製及び複写は禁止する。

## 7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において、避難支援等関係者（安否確認者等）は、まず自分自身と自身の家族の安全確保が最優先となる。

避難行動要支援者と避難支援等関係者（安否確認者等）の間で、個別計画を作る際に、双方が安全確保についてのルールを理解し、災害発生時の状況によっては、直ちに支援に來られない場合もあることを、互いに理解していることが必要である。

## 8 防災知識の普及・啓発

### (1) 家具転倒防止器具の設置

震災時の家具転倒による要配慮者の人的被害を最小限に抑えることを目的に、高齢者・障害者世帯等及び避難行動要支援者名簿に登録されている世帯に対して区が費用の一部助成をおこなうことにより家具転倒防止器具の設置促進を図る。また、未設置の世帯について普及・啓発を図る。

### (2) 感震ブレーカーの普及・設置

震災時の電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災の被害を最小限に抑えることを目的に、避難行動要支援者名簿に掲載されている木造密集地域に居住する希望世帯を対象に、感震ブレーカーの配付を行う。

### (3) 避難行動要支援者訓練の実施

区は、避難支援関係者等が連携して、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等を実施し、安否確認態勢の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。

## 9 災害時における対策

災害時において、火災の同時多発や交通機関の混乱等により、応急対策活動は著しく困難な場合や制約を伴うことが予想される。

このため、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

### (1) 避難行動要支援者の情報の収集把握の体制

災害発生時、区は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を元に、避難行動要支援者の安否確認、福祉需要等への対応のために必要な情報を一元管理できる体制の整備を図る。区は、収集した情報を、必要に応じて警察署・消防署へ提供し、安否確認、救助・救出活動等を依頼する。

また、おおむね65歳以上で身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にある一人暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムを継続して実施する。

### (2) 安否確認や介護等の体制整備

ア 安否確認を的確に実施するため、避難支援等関係者と連携・協力し、具体的な実施体制を構築するとともに安否情報の集約方法を明確化する。また、集約した情報について、適切に共有化を図り、支援に反映させていく。

イ 聴覚障害や視覚障害等、障害福祉団体等に対して、災害時における会員同士の安否確認方法等を平常時より組織的に検討するよう要請する。

ウ 福祉ボランティア（手話通訳者、介護ヘルパー、点訳・要約筆記者、ガイドヘルパー等）の確保

(ア) 平常時から、社会福祉協議会と協力して、区内の福祉関係ボランティアグループとの間での災害時における福祉活動について検討を行う。

(イ) 平常時から福祉ボランティアを確保するため、社会福祉協議会と協力して、区民、学生等に呼びかけを推進する。

(ウ) 福祉、医療等の専門的な知識や技能を有する人材をあらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度等の充実を図る。

(3) 避難体制の構築

避難行動要支援者を避難所、福祉避難所等に搬送する際の優先度を判定するためにトリアージ（優先度判定）の基準、搬送の方法、役割分担について整備を図る。

(4) 避難所における支援の充実

避難所において、要配慮者が安全・安心に過ごせるよう、バリアフリー化の推進、洋式トイレの設置推進、要配慮者向け専用スペースの設置、情報伝達手段の確保、生活用品等の充実化など要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。

(5) 自宅等で生活する要配慮者の支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する要配慮者を支援するために、その状況及び要望等を把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動など必要な支援を行う。

(6) 福祉避難所の活用

介護が必要な要介護認定者や障害者等のうち、避難所の要配慮者専用スペースでの避難生活が困難な者については、区内に設置される福祉避難所（二次避難所）にて避難生活を支援する。

また、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、それに基づいた訓練を実施する。さらに災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会において、福祉避難所に関する様々な課題について検討を行うとともに、マニュアルの改善を行っていく。

なお、個別計画を作成する際は、要配慮者の状態に応じて、福祉避難所へ直接避難するケースも含めて検討する。

(7) 医療依存度の高い在宅療養者への支援

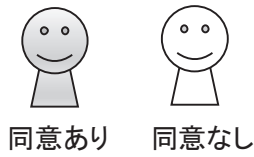
自宅外への避難が困難な在宅療養者（人工呼吸器や吸引器等利用者）の非常用電源として、各避難所における発電機を、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整える。

(8) 妊産婦等への支援

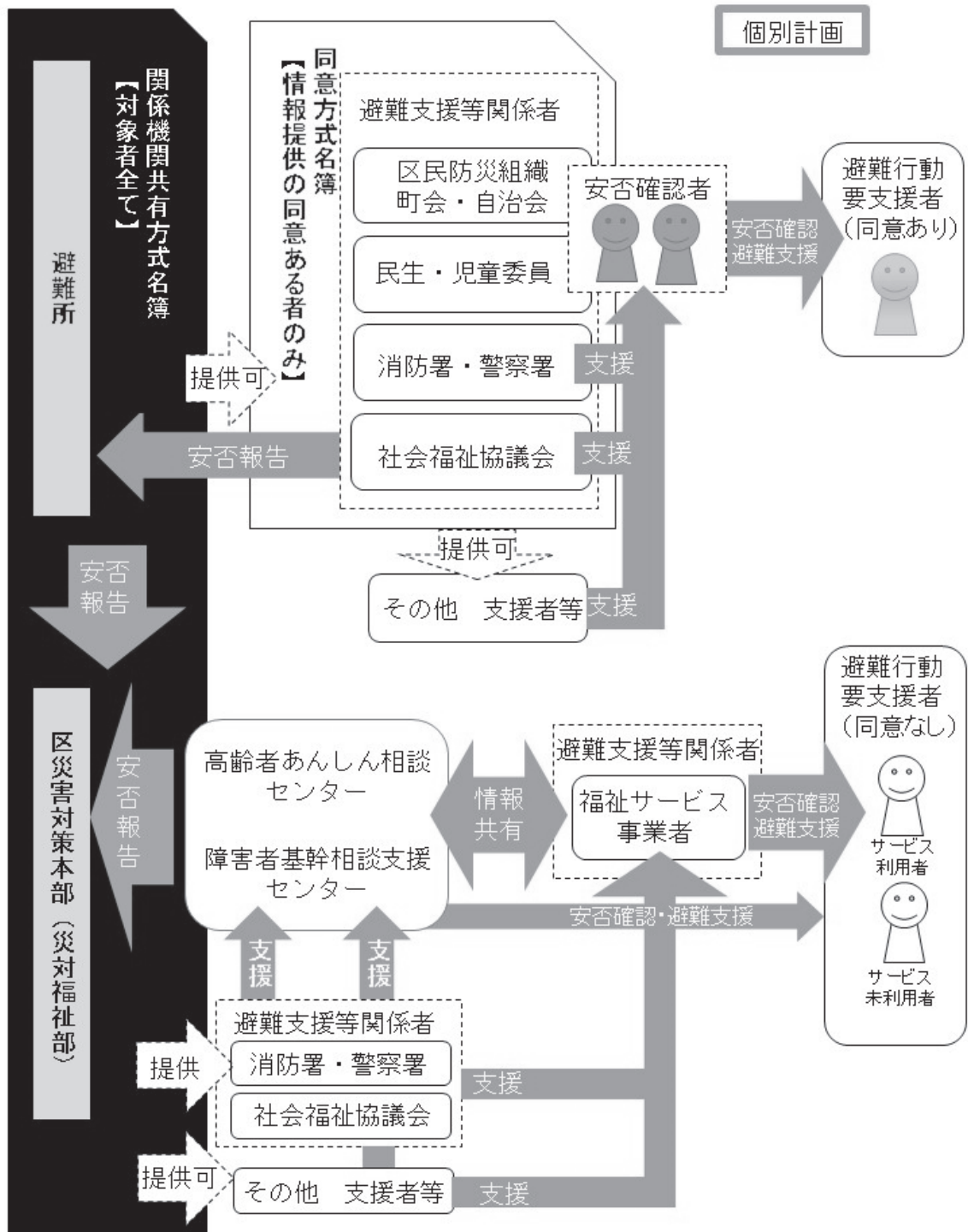
災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

<避難行動要支援者の安否確認から避難までの流れ>



個別計画を活用し、安否確認者による安否確認や避難支援、情報伝達等を行う。また、緊急時においては、同意の有無に関わらず、必要な限度で名簿情報を支援者へ提供できることとし、安否確認、避難支援を行う。



第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策  
第12章 避難者対策  
第13章 帰宅困難者対策  
第14章 ティア等の連携・協働  
第15章 ボランの設等の応急対策  
第16章 公共施設  
第17章 応急教育  
第18章 処し尿がれごみ計画等  
第19章 の取り扱い  
第20章 救済法の適用  
第21章 災害の適用  
第22章 災害の適用  
第23章 災害の適用  
第24章 災害の適用  
第25章 災害の適用  
第26章 災害の適用  
第27章 災害の適用  
第28章 災害の適用  
第29章 災害の適用  
第30章 災害の適用  
第31章 災害の適用  
第32章 災害の適用  
第33章 災害の適用  
第34章 災害の適用  
第35章 災害の適用  
第36章 災害の適用  
第37章 災害の適用  
第38章 災害の適用  
第39章 災害の適用  
第40章 災害の適用  
第41章 災害の適用  
第42章 災害の適用  
第43章 災害の適用  
第44章 災害の適用  
第45章 災害の適用  
第46章 災害の適用  
第47章 災害の適用  
第48章 災害の適用  
第49章 災害の適用  
第50章 災害の適用  
第51章 災害の適用  
第52章 災害の適用  
第53章 災害の適用  
第54章 災害の適用  
第55章 災害の適用  
第56章 災害の適用  
第57章 災害の適用  
第58章 災害の適用  
第59章 災害の適用  
第60章 災害の適用  
第61章 災害の適用  
第62章 災害の適用  
第63章 災害の適用  
第64章 災害の適用  
第65章 災害の適用  
第66章 災害の適用  
第67章 災害の適用  
第68章 災害の適用  
第69章 災害の適用  
第70章 災害の適用  
第71章 災害の適用  
第72章 災害の適用  
第73章 災害の適用  
第74章 災害の適用  
第75章 災害の適用  
第76章 災害の適用  
第77章 災害の適用  
第78章 災害の適用  
第79章 災害の適用  
第80章 災害の適用  
第81章 災害の適用  
第82章 災害の適用  
第83章 災害の適用  
第84章 災害の適用  
第85章 災害の適用  
第86章 災害の適用  
第87章 災害の適用  
第88章 災害の適用  
第89章 災害の適用  
第90章 災害の適用  
第91章 災害の適用  
第92章 災害の適用  
第93章 災害の適用  
第94章 災害の適用  
第95章 災害の適用  
第96章 災害の適用  
第97章 災害の適用  
第98章 災害の適用  
第99章 災害の適用  
第100章 災害の適用

## 10 社会福祉施設等の防災対策

### (1) 災害応援協力協定

社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、特別養護老人ホーム等の福祉施設において、地元町会との災害応援協力協定の締結を推進し、災害が発生した場合の協力体制の整備を図る。

### (2) 食糧等備蓄物資の充実

#### ア 区立福祉施設

通所施設の利用者が、災害時に交通機関や道路状況の混乱によって、家族の引き取りが遅れる場合等を想定し、家族が迎えに来るまでの間の食糧等を備蓄する。

また、文京福祉センター江戸川橋及び湯島においては、区内の高齢者の他、区民が多数、利用する施設であるため、災害時に安全が確保されるまでの間、地域福祉振興施設の利用者が施設に留まることを想定し、残留者に対する食糧等を備蓄する。

#### イ その他、区内の民間福祉施設

入所施設においては、災害時は物資の調達が困難となることが想定されるため、物資の調達が可能となるまでの間の食糧等を備蓄するように促す。

通所施設においては、災害時に区立福祉施設と同様に安全が確保されるまでの間、施設に留まることも想定されるため、食糧等の備蓄をするように促す。

## 11 区立及び私立保育園の防災対策

(1) 区立及び私立保育園では、在籍園児について災害時の安全、健康管理を図る。職員の災害対応能力の向上と園児の発達段階に応じた安全能力の育成のため、計画的に避難訓練を行う。保護者への円滑な引き渡しのため、年1回、通信機器を活用した訓練を行う。

(2) 緊急一時保育等一時的に預かる児童についても、災害時等を想定し、保護者の理解を求め必要な情報を把握し、安全、健康管理を図る。

(3) 各種事業により在宅子育て家庭の親子が来園している場合は、一時的に在園児とともに避難誘導を行う。

(4) 幼児保育課と保育園は、連絡手段を整え、発災後の園の様子や保護者への引き渡し状況の報告体制を整備する。幼児保育課では、区立及び私立保育園の状況を随時把握し、必要に応じ区からの情報伝達及び指示を行う。

(5) 保育園に乳幼児を預けている保護者は、災害時には速やかに園児を引き取りにくることが原則となっているが、交通機関や道路状況の混乱等により引き取りが遅れることも想定されるため、保護者が迎えにくるまでの間、食糧等を備蓄する。

(6) 保育園における行動マニュアルは、必要に応じ、別途定める。

## 12 要配慮者に対する地域協力体制の整備（消防署）

(1) 区と協働して、要配慮者に対する防火防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

(2) 区が整備する緊急通報システム等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。

(3) 要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

ア 区等と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ 社会福祉施設等の被災に備え、区民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

(4) 社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

(5)「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

### 1 地震だ！まず身の安全

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、身の安全を最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見る。

#### 高層階（概ね10階以上）での注意点

- ・高層階では、揺れが数分続くことがある。
- ・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

### 2 落ち着いて 火の元確認 初期消化

- ・火を使っているときは、揺れが収まってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火したときは、落ち着いて消化する。

### 3 あわてた行動 ケガのもと

- ・屋内での転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ・瓦や窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

### 4 窓や戸を開け 出口を確保

- ・揺れが収まったときに、避難ができるよう出口を確保する。

### 5 門や塀には 近寄らない

- ・屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

### 6 火災や津波 確かな避難

- ・地域で大規模な火災の危険が迫り、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。
- ・沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

### 7 正しい情報 確かな行動

- ・ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

### 8 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

- ・わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

### 9 協力し合って 救出・救護

- ・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

### 10 避難の前に 安全確認 電気・ガス

- ・避難が必要なときには、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めて避難する。

出典：東京防災

## 第12章 帰宅困難者対策（区・都）

### 第1節 帰宅困難者の考え方

#### 第1 活動方針

大規模な地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者、買物客等が多数発生し、大きな混乱が予測される。

しかしながら、この帰宅困難者への対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、ひとつの自治体、ひとつの企業、個人での対応には限界がある。

このため、この課題に関連する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身が、その責務と役割を明確にし、おのおのが分担して的確な対策を実施していくものとする。

#### 第2 帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者としており、都全体で最大約517万人が発生すると推計している。文京区においては、約13万2千人の帰宅困難者の発生が想定されている。

#### 第3 活動内容

災害時における帰宅困難者の対策については、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で取り組みを進め、支援体制の構築に努める必要がある。区では、帰宅困難者の発生を抑制するための啓発活動を行うとともに、帰宅困難者向け対応施設の確保及び受入れ方法等の支援体制の構築を図る。

### 第2節 帰宅困難者対策の推進

#### 第1 区における帰宅困難者対策

##### 1 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発

帰宅困難者を保護するために、区内の事業者、大学、駅、集客施設等に対して、従業員、学生、利用者等の事業所及び施設内待機、物資の備蓄等「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携のうえ、啓発活動を行う。

##### 2 帰宅困難者用物資の備蓄

区は、職員及び区施設利用者、帰宅困難者用の備蓄を「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携の上、充実を図る。

##### 3 帰宅困難者の支援態勢の構築

都と連携し、一時滞在施設への誘導方法、情報提供方法、備蓄物資の供出等、帰宅困難者の支援態勢の構築を図る。また、防災アプリ等を活用した新たな情報伝達方法を導入する。

##### 4 安否確認手段の確保

(1) 個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の災害用伝言板等の普及・啓発を図る。

- (2) ラジオ、テレビ、インターネットによる安否情報など放送メディア等の活用促進を図る。

## 5 一時滞在施設の確保、誘導

発災直後は、余震などから二次災害の恐れがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となることから、一時滞在施設の確保を図り、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に誘導する。一時滞在后、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。

- (1) 帰宅困難者受入れの一時滞在施設として、活用することが可能な事業者等との協定締結を推進し、平成31年2月末までに民間事業者6社と協定を締結した。

また、春日・後樂園駅前地区第一種市街地再開発事業により整備される施設建築物内に、帰宅困難者の一時滞在用スペースや防災備蓄倉庫を確保する。

また、民間事業者との一時滞在施設に関する協定締結による確保に努めていく。

- (2) シビックセンターでは、地震発生時における来館者の安全確保を行った後、シビックセンター低層階を帰宅困難者の一時滞在施設として、災害対策本部の判断により順次開放する。

また、区内の帰宅困難者の発生状況を勘案して、スポーツセンターを開放する。

- (3) 指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行う。また、利用者等へ一時滞在施設等の情報提供及び誘導を行うとともに利用者の希望があれば一定時間当該施設内で保護する。

- (4) 区民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。また、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知する。

〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P61〉

〈資料編 第19 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン P67〉

## 6 災害時帰宅支援ステーションにおける支援

区内で営業する事業者と協定を締結し災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

## 7 避難所、地域活動センターにおける支援

帰宅困難者が学校等の避難所に避難を求めてきたときは、学校運営に支障のないエリアで休憩場所の提供及びトイレの提供など一時的な支援を行うとともに、帰宅困難者の一時滞在施設を案内する。

また、地域活動センターでは、避難所の開設状況や帰宅困難者の一時滞在施設等について情報提供を行う。

## 第2 帰宅困難者の帰宅支援

- 1 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 2 徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。



### 第3 救護対策の検討

都及び防災関係機関とともに帰宅途中で救護が必要となった人への救護対策を検討する。

### 第4 駅及び駅周辺の混乱防止

駅周辺に多く滞留者が発生した場合に備え、都と連携し、あらかじめ駅ごとに、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の防災関係機関の役割を定め、混乱を防止する体制づくりを推進する。後樂園駅周辺において、モデル的な検討を行う。

- 1 滞留者の一時滞在場所への誘導方法と役割分担
- 2 誘導場所の選定
- 3 誘導計画、マニュアルの策定
- 4 駅前滞留者対策訓練の実施

〈資料編 第18 大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン P66〉

### 第5 事業者等における帰宅困難者対策

#### 1 事業者等における施設内待機計画の策定

(1) 事業者等は「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。また、テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

〈資料編 第17 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン P65〉

- (2) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために3日分の水、食糧、生活用品等をあらかじめ備蓄しておくとともに円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。
- (3) 施設内に従業員が留まれるように、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止装置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。
- (4) 発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- (5) 帰宅時間が集中しないための対応として、日頃から、従業員等の居住地、家庭の事情、従業員の帰宅する方面などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。また、帰宅状況を把握するために、従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。
- (6) 自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合の改善を行う。

#### 2 集客施設及び駅等の利用者保護

- (1) 事業者は、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させていく。
- (2) 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。また、必要と考えられる備蓄品の確保や提供方法、避難行動要支援者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。

- (3) 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止装置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。また、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じる。
- (4) 施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。
- (5) 訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- (6) 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

### 3 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要因を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に避難行動要支援者の保護等）に努める。

## 第6 九都県市の帰宅困難者対策

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市は、災害が発生した場合、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に推進するため相互に協定を締結している。

- (1) 応援調整本部（都県市）は、九都県市の各災害対策本部と連絡をとり、九都県市内の鉄道等交通機関の状況、道路の通行可否の状況等の情報を収集する。
- (2) 収集した情報を整理し、圏域内の全体情報として九都県市の各災害対策本部に通知し、情報を共有する。

## 第7 都の帰宅困難者対策

### 1 東京都帰宅困難者対策条例の徹底

都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

#### 【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食糧等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P61〉

### 2 帰宅困難者への情報通信体制整備

震災時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。また、都のホームページにおいて帰宅困難者向けポータルサイト等を設置し、情報提供を行う。



【帰宅支援の対象道路（16路線）】

1 第一京浜（日本橋～六郷橋）	9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
3 中原街道（中原口～丸子橋）	11 水戸街道 （本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
4 玉川通り（三宅坂～二子橋）	12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
5 甲州街道（桜田門～八王子）	13 井の頭通り（大原2～関前）
6 青梅街道・新青梅街道 （新宿大ガード西～箱根ヶ崎）	14 五日市街道（関前～福生）
7 川越街道（本郷3～東玉橋）	15 環状7号線
8 中山道（宝町3～戸田橋）	16 環状8号線

要者  
支及  
援び  
者避  
対難  
策行  
動配  
慮

困第  
難12  
者章  
対帰  
策宅

連テ  
携イ  
・ア  
協等  
働の  
の

設第  
等14  
の章  
応公  
対共  
策施

第  
15  
章  
応  
急  
教  
育

処第  
理16  
・章  
計が  
画れ  
等き  
み  
・

の第  
取17  
り章  
扱遺  
い体

救第  
助18  
法章  
の適  
災用  
害

関災  
す害  
る19  
指の  
計章  
定指  
画定  
に激  
甚

## 第13章 ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）

### 第1節 ボランティア・NPO

#### 第1 活動方針

柔軟性・きめ細かさといった特徴を持つボランティアや民間非営利団体（以下「NPO」という。）などの区民活動は、行政とは異なる立場から被災者の救済や被害拡大の防止に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在である。また、ボランティア・NPO活動は、被災者の救援・救護、建築物の応急危険度判定、避難所の管理運営支援、救援物資の保管や運搬、災害時要配慮者の介護等多種多様にあたり、被災者の生活の安定と再建を図る上で、重要な役割を担っている。

今後は、都をはじめとする防災関係機関等と連携協力体制を構築し、効果的な災害応急対策の実施を図っていくものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 ボランティアの受入体制

特別な知識や技術が不要な一般ボランティアの受入れについては、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携し東京都災害ボランティアセンターを開設し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。区では、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し対応することとし、区は連携するとともに必要な支援を行う。

特別な知識や技術が必要な専門ボランティアについては、区担当部署で対応する。

一般ボランティアと専門ボランティアの受入れは次のとおりとして、役割を分担する。

また、区では、文京区社会福祉協議会や都、東京ボランティア・市民活動センター、専門ボランティア、NPO、各団体と発災時のみならず平時から連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制をつくる。

##### (1) 一般ボランティア担当部門の設置

区は災対区民部に担当部門を設置し、都との連絡調整や庁内における一般ボランティアのとりまとめ、文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターとの連携・支援業務を行う。

ア 都との連絡調整

イ 文京区災害ボランティアセンターとの連絡調整

ウ 文京区災害ボランティアセンターへの職員派遣

エ 文京区災害ボランティアセンターへの設置場所の支援

オ 文京区災害ボランティアセンターへの必要物品の支援

カ 文京区災害ボランティアセンターへの財政支援

キ 文京区災害ボランティアセンターに対する避難所や災対各部からの一般ボランティアニーズの収集および振り分け

(2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティア（建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、行政との連携等一元的な管理調整がなじむため、災害対策本部事務局が所管する。専門ボランティアについては、ボランティア事前登録制度等を導入する。なお、医療、福祉、手話、語学の分野については、平成27年8月より登録制度を開始した。今後は、障害者を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

(3) マニュアル等の作成

ボランティアの募集及び受付方法、活動内容等について、マニュアル等を作成する。

## 2 文京区災害ボランティアセンターの開設

文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターは、文京区民センター又はシビックセンター地下2階「区民ひろば」、および「産業とくらしプラザ」に活動拠点を開設することを基本とし、資材の保管や車両の配車拠点等として礪川公園等を利用する。これらの施設が使用できない場合を想定し、屋外施設等を含め、複数の施設の利用について検討を進める。

また、活動拠点における業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) ボランティアの募集及び受付
- (2) ボランティアの派遣等需給調整
- (3) ボランティア（団体）間及び関係機関の連絡調整
- (4) 東京都災害ボランティアセンターからのボランティアコーディネーターや資機材の受入れ、連絡調整
- (5) 区等との連絡調整
- (6) 災害活動に関する情報の収集及び発信に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害時における応急及び復旧支援に関すること

## 3 ボランティアの育成支援・登録

- (1) 一般ボランティアについては、文京区社会福祉協議会が平常時ボランティア意識の啓発やボランティアスタッフの育成等を推進し、区は支援していく。また、ボランティア相互のネットワークを平常時から築き、ボランティア等に関する情報の交換を図り、効果的な連携体制づくりを推進する。
- (2) 専門ボランティア（建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、専門部署において養成や事前登録制度等を行う。なお、平成27年8月より登録制度を開始した医療、福祉、手話、語学の分野については、登録者に対し普通救命講習等の受講を推進する。
- (3) 東京都防災ボランティアは、一定の知識や経験、資格を必要とする分野のボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、建築物の応急危険度判定員や道路等公共土木施設の応急復旧を支援する東京都建設防災ボランティア、そして、被災外国人を支援する語学ボランティアがある。今後、活動対象の種類を拡大していくことに伴い、区としても区民の積極的な活動参加を呼びかけていくものとする。

第11章 要配慮  
第12章 避難者  
第13章 帰宅  
第14章 公共施設  
第15章 応急教育  
第16章 処し  
第17章 取り  
第18章 救  
第19章 指  
第20章 計  
第21章 画

(4) 交通規制支援ボランティアは、大震災等の発生時に交通規制を支援するボランティアである。交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施する。

(5) 東京消防庁災害時支援ボランティアは、地震時における消防隊の現場活動を支援する登録ボランティアである。

消防署は、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動を得るため、事前に消防署に登録した小石川・本郷各消防ボランティアの受入れ態勢を確立するとともに、育成指導を図る。

(6) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た個人、団体などにより構成される。

日本赤十字社東京支部は、日頃から個人を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

(7) 区は、平常時から区内の事業所や大学との連携を図り、ボランティアの事前登録の導入等を検討する。

#### 4 災害支援NPO・NGOとの連携

社会福祉協議会及び全国組織の支援団体と協力し、災害支援を行うNPO・NGO（非政府組織）の支援を受ける体制づくりを行う。

## 第2節 労働力の確保

### 第1 活動方針

災害時においては、膨大な労務が必要となるが、労働力の確保については、区職員及び他団体等との協定・協力のみでは必ずしも十分ではない。労働力の不足を補い、救助作業等の円滑な活動の推進を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）を通じ労働力の確保に努める。

### 第2 活動内容

#### 1 労働力の事前確保

(1) 大学との連携強化

ボランティアとしての人的支援をあらかじめ確保しておくために、大学との協定締結項目にボランティア募集を加える等して、大学生ボランティアの確保に努める。

(2) 専門ボランティアの確保

医療、福祉、語学等、専門的な知識・経験・技能等を有する人材をあらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度等を導入する。なお、医療、福祉、手話、語学の分野については平成27年8月より登録制度を開始した。

また、障害者を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

#### 2 雇用方法

労働者の雇用は、ハローワーク（公共職業安定所）と協力し、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇用する。

### 3 労働者の確保手続

#### (1) 労働者の確保の要請

- ア 区は、所要人員を一括して東京労働局に労務供給(労働者の確保又は求職者の紹介)の要請をする。
- イ 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を經由の上、ハローワーク(公共職業安定所)に連絡する。
- ウ 連絡を受けたハローワーク(公共職業安定所)は、速やかに職業紹介を行い、要請人員を確保し、労働者を所内に待機させる。

#### (2) 労働者の引渡し

区は、労務確保の報告受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、ハローワーク(公共職業安定所)において公共職業安定所職員の立ち会いのもとに、労働者の引渡しを受ける。

また、区は、作業終了後において、労働者をハローワーク(公共職業安定所)又は交通機関までの輸送することについて協力する。

#### (3) 賃金の支払い

賃金は、都に準じて定め、就労現場において作業終了後に直ちに支払うものとする。

第11章  
要  
支  
援  
者  
対  
策

第12章  
困  
難  
者  
対  
策

第13章  
連  
携  
・  
協  
働

第14章  
設  
等  
の  
応  
急  
対  
策

第15章  
応  
急  
教  
育

第16章  
処  
理  
計  
画  
等

第17章  
取  
扱  
遺  
体  
救  
助

第18章  
法  
の  
適  
用

第19章  
関  
す  
る  
計  
画





## 5 復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なになり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

## 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、非常災害対策本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

## 7 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

# 第3節 ガス施設

## 第1 活動方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

## 第2 活動内容

### 1 情報の収集・報告

災害が発生した場合には、気象情報、被害情報（一般家屋・ライフライン・地方自治体・官公庁・報道機関等）、ガス施設等の被害の状況及び復旧状況などの各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

### 2 広報活動

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

### 3 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

### 4 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

# 第4節 上水道施設

## 第1 活動方針

「東京都水道局震災応急対策計画」は、地震の発生により水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合に、応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的に策定したものである。

第11章 要  
支及援者  
者避  
者難  
対行  
策動  
困第  
難12  
者章  
対  
策  
第13章  
連携・協働  
第14章  
等  
の  
第15章  
の  
公  
共  
施  
設  
等  
の  
応  
急  
対  
策  
第16章  
の  
指  
定  
激  
画  
に  
甚  
第17章  
の  
適  
用  
第18章  
の  
適  
用  
第19章  
の  
指  
定  
激  
画  
に  
甚

## 第2 活動内容

### 1 災害時の活動態勢

#### (1) 給水対策本部の設置

地震の発生により被害が発生した場合は、平常の組織体制では応急対策の諸活動を適時適切に遂行することが困難となる。このため、都水道局は、地震発生により水道施設に甚大な被害が生じた場合や都に災害対策本部が設置された場合など、一定の場合に給水対策本部を設置する。

#### (2) 他都市、他団体、関係会社等との協力態勢

発災時の応急対策を適時適切に実施するため、あらかじめ民間事業者や他都市等との協力体制を確立し、地震発生後の応急対策活動態勢の確保に努める。

関係会社等との協力態勢では、請負単価契約会社や指定給水装置工事事業者などに、あらかじめ復旧作業への協力について要請している。

また、大規模な地震等が発生し、被災都県、区市独自では十分に応急対策が実施できないとき、友愛的精神に基づいて施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等が円滑かつ迅速に図れるよう、相互応援について協定などを締結している。

### 2 情報連絡活動

応急対策を効率良く推進するためには、正確な情報を迅速に収集、伝達することが必要であり、このことから情報連絡の手段、時期、内容等をあらかじめ定めている。

情報収集は、水道局震災情報システムを使用するほか、その他の通信手段として一般加入電話が使用できない場合、通信の疎通状況を勘案して水運用専用電話、東京都防災行政無線、業務用移動無線又は衛星携帯電話を用いる。

### 3 復旧活動

首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指し、上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

また、取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協力や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

復旧用材料については被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

### 4 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、施設の復旧に全力を挙げるとともに、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、給水拠点等における給水活動を実施する。

#### (1) 震災時の応急給水の方法

##### ア 給水拠点での応急給水

給水所及び応急給水槽を給水拠点として応急給水を行う。

##### イ 車両輸送による応急給水

給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所、後方医療機関となる医療施設（病院、診療所及び人工透析医療施設）及び福祉施設（重症重度心身障害児（者）施設、特別養護老人ホーム等）等について、区から都災害対策本部を通じ緊急要請があった場合に行う。

#### ウ 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

#### (2) 災害時給水ステーション（給水拠点）での水道局と区の役割分担

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び被災者への応急給水を行う。給水所では、水道局は応急給水に必要な資器材等の設置を、区は被災者への応急給水を行う。

※敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を都の到着を待たずに区が解錠し、あらかじめ設置された蛇口等から区が給水を行う。

#### (3) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1人1日3ℓを基準とする。

#### (4) 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に係わる計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。また、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合は、区において受水槽の水、ろ過器によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

### 5 広報活動

震災発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点を周知させるため、水道局の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

### 6 訓練

応急対策諸活動を円滑に実施するため、平素から職員の災害時の役割等を踏まえた実践的な研修、訓練等を通じて、職員の震災応急対策計画の習熟及び地震災害への対応能力の向上に努める。

## 第5節 下水道施設

### 第1 活動方針

災害時には、東京都災害対策本部の連絡に基づき、直ちに東京都下水道局災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置して災害に対処し、下水の流下機能を確保する。

災害対策本部は東京都下水道局災害対策運営要綱に基づき、あらかじめ定められた態勢により、情報収集、下水道施設の調査及び応急復旧等を指揮命令する。

### 第2 活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき、職員の配備を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

### 第3 活動内容

- 1 災害時には防災関係機関と連絡調整を行い、施設の緊急調査、他都市への支援要請、協力団体への出動要請など迅速な応急対策を実施する。
- 2 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。
  - (1) 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。
  - (2) 水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
  - (3) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い、緊急措置等を行う。
  - (4) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

### 第4 広報活動

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、災害対策本部を通じて報道機関の協力を得て行う。

### 第5 訓練

防災訓練は、本庁及び全事業所において毎年実施している。

#### 1 参加機関

本局各部、事業所、防災関係機関等

#### 2 訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次被害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、情報連絡訓練、防災関係機関等との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など。

## 第6節 都営地下鉄

### 第1 活動方針

地震等による災害に対しては、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧にあたる。

### 第2 活動内容

- 1 5か所（高島平総合庁舎・大島庁舎・高松庁舎・馬込信号扱所・大門庁舎）に設置してある地震計が、震度5弱以上を感知したとき、総合指令所長は直ちに全線に対して運転中止の指令をするとともに、災害情報を収集し、当該課長及び関係所属長へ通報する。

また、平成18年度から、より効率的な施設点検の実施のために、ゾーン地震計を11駅に設置し早期対応、運転再開に努める。

更に、平成19年9月1日から、緊急地震警報システムを導入し、発災前に迅速な対応が

可能となった。

その後の運転再開に当たっては、関係各管理所長と相互の連絡を密にし、管理所長及び保守担当管理所長からの震災箇所点検確認報告に基づき、安全確認後運転規制を解除する。

- 2 全線運転中止の場合は、各駅において列車の出発を見合わせ、旅客を速やかに安全な場所へ誘導する。また、一部運転中止が生じたときは、直ちに運転整理により対応し、旅客輸送に万全を期する。
- 3 ずい道内、特に駅間に列車が停止し運転不能の場合は、直ちに最寄り駅より救援を出し、旅客の避難誘導にあたり安全確保に努める。
- 4 災害施設の復旧については、三田線電気管理所長、大江戸線電気管理所長、志村保線管理所長、木場保線管理所長は早急に被害状況を確認し、交通局災害対策本部に報告するとともに、比較的軽微な損傷については、管轄出張所の保有する維持補修材をもって直ちに復旧に努める。

## 第7節 東京地下鉄

### 第1 活動方針

災害が発生した場合、災害・事故等対策本部規定に定める災害及び事故等の種別により対策本部を設置し、東京地下鉄の全機能を上げて旅客の安全確保に努める。

### 第2 活動内容

#### 1 初動措置

##### (1) 列車の措置

- ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。
- イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

##### (2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。

##### (3) 火災発生の措置

火災が発生した場合には、消防署、警察署へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災発生の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

##### (4) 停電の措置

- ア 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。  
更に、ガスタービン発電機を地下に初めて採用した。
- イ 列車内停電の場合には、自動的に列車車載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

## 2 旅客に対する避難誘導計画

責任者は、正確な情報判断のもと職員を指揮して、旅客の避難誘導に当たる。

### 第8節 首都高速道路

#### 第1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

#### 第2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したとき首都高速道路は、消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に広報する。
- (2) 利用者等の被災状況を速やかに把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

### 第9節 通信施設

#### 第1 活動方針

災害により電気通信設備に被害があった場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、通信の途絶による社会的混乱の発生を防止する。

#### 第2 活動内容

##### 1 震災時の活動態勢

- (1) 災害対策本部の設置

地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集を行い重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、文京区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整を行う。

- (2) 社員の動員計画

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営、応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定め、この計画に従い関連グループ会社等と情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

- ア 災害対策本部要員の非常収集
- イ 社員の非常配置
- ウ 社員の非常収集方法
- エ 事業所相互間の応援

## 2 応急対策

(1) NTTの通信設備が被災し、電話をつなぐ交換機などが被災した場合は、上部機関から配備される非常用交換機と電力を供給する移動電源車により電話回線の復旧に当たる。

また、NTTビル間につなぐケーブルが被災した場合は、上部機関から応急ケーブルや非常用移動電源車などを配備し通信を確保する。

ア 本社等から配備される災害対策機器

- (ア) 非常用交換機
- (イ) 非常用移動無線車
- (ウ) 移動電源車
- (エ) ポータブル衛星車載車
- (オ) ポータブル衛星通信装置
- (カ) 応急ケーブル等

(2) 特設公衆電話の設置、開放

ア 指定された避難所の運用が開始された場合、事前設置した特設公衆電話を避難者の為に開放する。

イ 広域停電時の公衆電話無料化

災害救助法の適用される規模の災害が発生し、かつ、広域停電が発生している場合、被害の状況や通信の著しい輻輳状況等を勘案し公衆電話の無料化を行なう（ただし、国内通話に限る）。

(3) 電気通信設備等の点検

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の設備及び資器材の点検を行う。

ア 電気通信設備の巡回・点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、設備

ウ 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

エ 災害時措置計画及び施設記録等の点検、確認

## 3 復旧対策

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧は、次により実施する。

(1) 災害復旧工事の種類

ア 応急復旧工事

(ア) 設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状回復までの間、維持に必要な補強、設備工事

イ 現状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の形態に復旧する工事

ウ 本復旧工事

(ア) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

(イ) 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

(2) 災害復旧工事の計画、実施

設備の被災の程度及び通信に対する社会的要請等を考慮し、サービス回復を優先する応急復旧工事及び現状復旧工事により通信の回復を図る。



(3) 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位を定めておき、その順位に従って実施する。

#### 4 広報・広聴活動

(1) 通信途絶、利用制限の広報及び復旧時の広報

地震災害等による通信の途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・チラシ・交換機よる知案内（トーキ案内）等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- ア 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況
- イ 通信途絶又は利用制限の状況
- ウ 通信途絶又は利用制限をした理由
- エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ 利用者に協力をお願いする事項
- カ その他必要な事項

(2) 災害時に注意する事項

ア 重要通信が優先となる。

災害が発生すると電話が殺到し、電話がかかりにくくなる。防災関係機関等が行う救助・復旧活動のための皆様の電話電報の利用を制限することがある。

イ 受話器の外れを確かめる。

地震で受話器が外れたままだと、電話をつなぐ交換機はマヒ状態になり、かかってきた電話もお話し中の状態でつながらない。外れている受話器を元に戻す。

また、停電時には、コードレスホンなどの多機能電話は、利用できない場合があるので注意する。

### 第10節 日本郵便株式会社施設

#### 第1 活動方針

##### 1 非常災害応急対策の業務

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常災害応急対策として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況等の情報収集・周知連絡及び広報活動
- (2) 郵便業務運行の確保
- (3) 要員配置・被災社員の援護等
- (4) 応急用事業品の調達、輸送災害応急対策等
- (5) 被災した社屋・設備等の復旧
- (6) その他

##### 2 社員の動向

郵便局長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、所属社員の一部、又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておくものとする。

##### 3 情報連絡等連携の確保

郵便局は、災害時における必要な対応を円滑に遂行するため、「文京区と日本郵便株式会社郵便局との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、文京区との間において情報連絡等緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 第2 活動内容

### 1 基本方針

#### (1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は、早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

#### (2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮社屋施設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

### 2 具体的対応

災害が発生した場合、災害の態様及び区民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

#### (1) 郵便関係

##### ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書筒を無償交付する。

##### イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法が適用された場合、被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

##### ウ 被災地あての救助用郵便物等の料金免除

総務省令の定めるところにより、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用物資を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

##### エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であって、総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄付金を内容とする郵便の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

#### (2) 臨時郵便差出箱の設置

郵便局は、文京区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、避難所等に臨時に郵便差出箱を設置する。

#### (3) 安否確認

郵便局は、災害時における住民の安否については、文京区との情報を密にして、可能な限り対応する。

## 第15章 応急教育（区・都教育委員会）

### 第1節 応急教育方法

#### 第1 活動方針

区立学校（園）（以下「区立学校等」という。）の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全の確保並びに教育活動の継続について万全を期し、学校教育の目標達成を図る。

#### 第2 活動内容

##### 1 事前準備

- (1) 学校（園）長（以下「学校長等」という。）は、学校（園）の立地条件や地域の実情、幼児・児童・生徒の実態等を考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法などについてあらかじめ適正な計画を立てておくものとする。
- (2) 学校長等は、災害に備えて、次のような措置を講じなければならない。
  - ア 学校防災計画の作成・改善、学校災害時対策本部の編成など学校防災体制を整備するため、学校防災委員会を設置する。
  - イ 幼児・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、区が行う防災訓練等に幼児・児童・生徒も参加協力する。
  - ウ 在（園）中や休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者と連絡体制を整備する。
  - エ 学校施設・設備の安全管理、災害用品等の点検を行う。
  - オ 学校が避難所となる場合の運営計画を作成する。
  - カ 登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
  - キ 教育委員会、区、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
  - ク 勤務時間外における教職員の参集・連絡体制、役割分担等について、区、教育委員会等と協議の上、計画を作成する。
  - ケ 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、学校医等の関係機関との連携を図る。

##### 2 災害時の態勢

- (1) 学校長等は、幼児・児童・生徒が在（園）中や、休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、幼児・児童・生徒を校（園）内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、幼児・児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒の安全な引渡しを図る。

なお、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な場合に備え、校（園）舎内残留等の保護と安全確保を図るため、保護計画を作成する。

- (2) 学校長等は、災害の規模、幼児・児童・生徒や職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ連絡するとともに、災害対策に協力、学校の管理維持に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。
- (3) 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した臨時の教育体制をつくるなど応急の指導を行う。また、避難所となっている場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。
- (5) 学校長等は、応急教育の実施に当たって、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (6) 教育委員会は、学校長に災害対策本部長の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

### 3 災害復旧時の態勢

- (1) 教育委員会は、被災学校（園）ごとに職員、指導主事の分担を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (2) 教育委員会及び学校（園）長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (3) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、学校災害時対策本部等の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。
  - ア 幼児・児童・生徒の被災状況と安否確認と健康状態の把握
  - イ 職員の被災状況
  - ウ 教材、教具等の備品の被害状況
  - エ 保健指導
  - オ 生活指導
  - カ 幼児・児童・生徒の訪問指導
  - キ 教育活動の早期正常化への対応
 この結果については、教育委員会教育指導課に報告する。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校（園）へ収容可能な幼児・児童・生徒を収容し、指導する。また、指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに、教育センター教育相談室等と連携し、心のケア対策にも十分留意するよう努めるものとする。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (6) 疎開した幼児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどして、上記（4）に準じた指導を行うよう努める。
- (7) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急の授業の再開に努める。
- (8) 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。その時期については、早急に保護者に連絡する。

第11章  
要  
支  
援  
者  
対  
策

第12章  
困  
難  
者  
対  
策

第13章  
連  
携  
・  
協  
働  
の  
策

第14章  
設  
施  
等  
の  
応  
急  
対  
策

第15章  
応  
急  
教  
育

第16章  
処  
理  
・  
計  
画  
等  
の  
取  
扱  
方  
法

第17章  
遺  
体  
救  
助  
の  
適  
用

第18章  
災  
害  
の  
適  
用

第19章  
関  
連  
計  
画  
に  
関  
する  
指  
定  
激  
刺

## 第2節 学用品の調達及び支給

### 第1 給与の対象

災害等により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合その他区長が特に認めた場合は、区において行う。また、災害救助法が適用された場合は、都が実施し、区はこれに協力するものとする。

### 第2 給与の期間

教科書については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事を通じ内閣総理大臣に協議の上、必要な期間を延長できるようにしている。

### 第3 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区長が校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

### 第4 費用の限度

#### 1 教科書

児童及び生徒に対して支給する教科書（教材を含む）の実費による。

#### 2 文房具及び通学用品

小・中学校児童、生徒一人当たりの金額は、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）の直近の改正で定める額による。

## 第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

### 第1節 ごみ処理

#### 第1 活動方針

災害により排出される、ごみの収集処理を速やかに行い、区内の環境保全と住民生活の環境衛生浄化の早期達成を図るものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 活動体制

文京清掃事務所は、本郷分室及び播磨坂清掃事業所を統括する。また、リサイクル清掃課は、ごみ処理計画の策定や機材の調達、支援要請について担当する。

##### 2 ごみ処理

- (1) 区は、事前の想定を基に策定する「ごみ処理計画」に基づき、廃棄物の処理を行う。
- (2) 文京清掃事務所は避難所に設置する「臨時集積所」の設置状況及び既存の集積所の被災状況を確認し、収集体制が整い次第収集作業を行う。なお、避難所の収容者数の減少に応じ臨時集積所での収集は減少し、平常作業との統合を検討する。
- (3) 搬入先は、原則的に稼働の確認が取れた清掃一組の所管する中間処理施設とする。
- (4) 清掃工場等への搬入が困難な場合、環境保全に支障の無い範囲内で、公有地等に一時的に積み置きする。なお、その場合には、環境衛生の確保を図るため、区が消毒作業を行う。
- (5) 被害が大きく、現有能力ではその処理に長期間を要すると判断した場合は、防災関係機関と調整の上、臨時車両、人員、器材の応援を受け処理する。
- (6) 災害時におけるごみについても、分別の徹底を図るため平常時から周知していく。
- (7) 災害時におけるごみの収集体制等の情報提供を防災行政無線等を活用して効果的に広報する。

#### 【文京清掃事務所現有体制】

(平成30年10月1日現在)

職員数		車両台数	
事務	10人	小型プレス車	18台
技能Ⅳ（作業Ⅲ）	79人	軽小型車	6台
技能Ⅳ（自動車運転Ⅱ）	18人	連絡車（ふれあい号）	2台
技能Ⅴ（自動車整備）	1人	指導車	3台
再任用	8人	広報車（みえーる君）	1台
再雇用	4人	計	30台
計	120人		
計画処理量（日量）		70.3t	

## 第2節 し尿処理

### 第1 活動方針

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

### 第2 活動内容

#### 1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難所付近の耐震化したマンホールを活用するため、各避難所にマンホール直結型トイレを整備する。
- (4) 公園などのオープンスペースを活用して、災害時に使用できるマンホール直結型の仮設トイレなどの充実を図る。
- (5) 避難者50人当たりにより1基の災害用トイレを確保する。
- (6) 各避難所に備蓄している簡易トイレ、組立式トイレ、自動ラップ式トイレを活用する。  
また、公園や新規に開設する施設等のオープンスペースを利用して、マンホール直結型トイレの整備を促進する。
- (7) 発災後3日目までは、し尿処理収集車によるし尿の収集及び運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。  
発災後4日目以降に交通機能支障が解消された場合は、し尿処理収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて対応する。
- (8) 備蓄分のトイレが不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

#### 2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

## 第3節 がれき処理

### 第1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、「震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等」（以下「がれき」と言う。）を適正に処理する。

### 第2 活動計画

#### 1 がれき処理対策臨時組織の設置

発災後、速やかに「がれき処理対策班（仮称）」を区に設置する。

#### 2 がれき処理計画の策定

区は、発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定する。

また、所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、都に報告するとともに公表する。

#### 3 がれき処理の実施

「がれき処理マニュアル」に従って、所管の区域におけるがれきの処理を行う。

#### 4 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

がれき処理対策班は、発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業（第2編第2部第6章第2節参照）により収集した「がれき」を、「がれき」仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。

#### 5 「がれき」の撤去及び建物の解体

「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、「がれき処理対策班」において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様な事務を行う。

「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は次のとおりである。

##### (1) 受付事務

区は、発災後応急対策が落ち着いた段階で住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

##### (2) 民間業者との契約事務

申請を受付し審査を行なった結果、解体・撤去することが適当と認められたものについて、区は、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

##### (3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出した「がれき」については、区の対策班の指示する仮置場に搬入する。



## 6 「がれき」の仮置場の設置

建物の解体等により発生した、「がれき」の積替えによる輸送効率の向上と分別の徹底等を図るため、小石川運動場などを一定の収容能力を持つ施設を「がれき」の一時集積所候補地とする。

## 第4節 土石、竹木等の除去

### 第1 活動方針

災害救助法施行令第9条にいう「災害によって住民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」について実施する。

### 第2 活動計画

#### 1 除去対策

住家に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害により直接被害を受けたもの。

実施対象は半壊、床上浸水家屋のうち、障害物除去の急を要するものを選定して実施する。

#### 2 実施方法

- (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (2) 災害救助法適用後は、上記1（除去対策）に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し実施する。

## 第17章 遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

### 第1節 遺体の捜索・収容等

#### 第1 活動方針

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都及び防災関係機関との連絡を密にして、遅滞なく処理することにより、人心の安定を図る。

#### 第2 活動計画

##### 1 区

(1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、区が都、警察等の協力の下に作業員の雇上げ、機械器具の借り上げ等の方法を講じて、実施するものとする。

また、遺体の安置・保管及び火葬に付す際に必要なドライアイス・棺等の物品については、「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」に基づき、全東京葬祭業連合会及び社団法人全日冠婚葬祭互助協会に災害応急対策業務の協力依頼を行い、確保に努めるものとする。

(2) 必要帳票等の整備

遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索用関係支出証拠書類

(3) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

区は、遺体収容所の管理者等に連絡の上、作業員の雇上げ又は、警察署等防災関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

(4) 遺体の収容等

ア 遺体の収容

区は、災害発生後速やかに事前に指定した遺体収容所を開設し、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分ではないと認められる時は、都及び防災関係機関に応援を要請する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物が無い場合は、天幕、幕張り等を設備する。

イ 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受付、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び防災関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立するものとする。

(ア) 遺体の収容については、区は火葬許可証または特例許可証を発行する。

(イ) 棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付する。

第11章 要配慮者及び避難行動要配慮者に対する支援  
第12章 帰宅困難者対策  
第13章 ティア等との連携  
第14章 公共施設  
第15章 応急教育  
第16章 処理がれきみ画等  
第17章 遺体  
第18章 救済の適用  
第19章 災害指定制  
第19章 計画に

(ウ) 家族その他より遺体の引き取りを希望する者があるときは、遺体処理票によって整理の上引き渡す。

## 2 都（総務局）

区が行う遺体の捜索について、防災関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

## 3 警察

- (1) 警察活動に付随して、区の実施する遺体の捜索に協力する。
- (2) 身元不明者に対しては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存し、身元の発見に努める。

## 第2節 検視・検案等

### 第1 活動方針

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、検視・検案は原則として、同一場所で集中的に実施することとする。

また、都及び区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるよう警察等防災関係機関と連携体制を確立する。

### 第2 活動計画

#### 1 区

区は、防災関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

#### 2 都

都は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

なお、都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

#### 3 警察

- (1) 検視班を遺体収容所に派遣する。
- (2) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則に基づき、迅速に処理するとともに、その経過を明らかにする。検視場所は原則として現地とする。
- (3) 遺体の見分・検視終了後は身元確実なものについては、直ちに遺族等に引き渡し、身元不明者のものについては、区に引き継ぐことになる。

## 第3節 火葬等

### 第1 活動方針

被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない区市町村及び近隣各市の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が想定されるため、都は広域火葬実施計画に基づく広域火葬体制を整備していることを踏まえ、区は、広域火葬の円滑な実施に努める。

## 第2 広域火葬の実施

- 1 都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う態勢を確保することを目的に、都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定した。
- 2 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬態勢の円滑な実施に努める。
  - (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
  - (2) 区民に対し、都内全域が広域火葬態勢にあたることを周知し、理解と協力を求める。
  - (3) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
  - (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
  - (5) 区は、火葬を実施した場合等は、次の帳票を整備する。
    - ア 救助実施記録日計表
    - イ 埋葬台帳
    - ウ 埋葬費支出証拠書類

## 第3 身元不明遺体の取扱い等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区は都及び警察等の関係機関と適切な連携を保持する。身元不明遺体の身元確認調査については、区は警察と協力して行う。

- 1 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 火葬に付した身元不明の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に移管する。

## 第4 死亡者に関する公報

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（所轄警察署）と連携を保ち、区役所、遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等により、区民等への情報提供を行う体制を整備する。

要  
支  
援  
者  
対  
策

第11章  
避難行動  
要配慮  
困難者

第12章  
帰宅  
対策

第13章  
テ  
ィ  
ア  
等  
の  
協  
働

第14章  
設  
等  
の  
応  
急  
公  
共  
施  
策

第15章  
応  
急  
教  
育

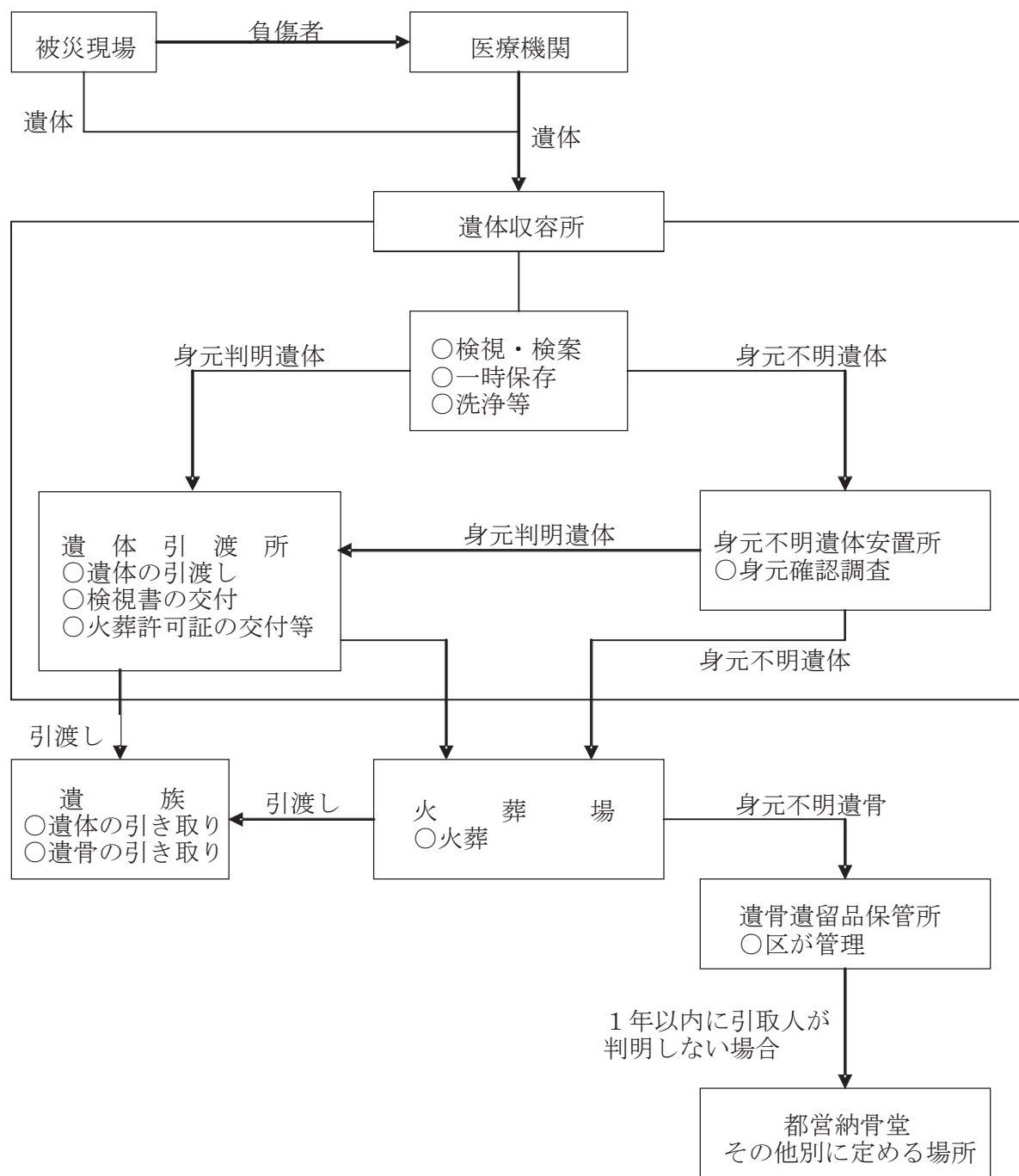
第16章  
処  
理  
計  
画  
等  
の  
取  
扱  
い

第17章  
遺  
体  
救  
助

第18章  
法  
章  
の  
適  
用  
害

第19章  
災  
害  
の  
指  
計  
画  
に  
基  
づく

第5 遺体取扱いの流れ



第11章 要  
 第12章 困  
 第13章 連  
 第14章 設  
 第15章 第  
 第16章 処  
 第17章 第  
 第18章 救  
 第19章 関

## 第18章 災害救助法の適用（区・都）

### 第1節 活動方針

災害救助法による救助は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体の協力により応急的に必要な救助を行う。

被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として実施するものであるから、大地震が発生した場合は、被害情報を収集して災害救助法が適用されるかを速やかに判断し、法の要件に該当するときは適切な措置を行う。

### 第2節 活動内容

#### 第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区における基準は、次のとおりである。

災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- 1 区の区域内の住家が滅失した世帯の数が、100世帯以上であること。
- 2 都の区域内で滅失した住家が2,500世帯以上で、かつ当区の区域内で滅失した住家が50世帯以上であるとき。
- 3 都の区域内で滅失した住家が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生し、災害を受けた者の救護が著しく困難である等、特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

#### 第2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、次のいずれかをもって住家滅失一世帯とみなす。

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1 全壊（全焼、流失）    | 1世帯 |
| 2 半壊（半焼）       | 2世帯 |
| 3 床上浸水、土砂のたい積等 | 3世帯 |

#### 第3 住家の滅失等の認定

- 1 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- 2 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊又は、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの、全壊・半壊に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のも。又は土砂、材木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

## 第4 世帯及び住家の単位

### 1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

### 2 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が、シャ断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

## 第3節 災害救助法適用手続き

1 災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置
- (6) その他必要な事項

2 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告して、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。

3 災害救助法が適用された場合は、「東京都地域防災計画」(震災編)により必要な災害報告書を作成する。

〈資料編 第21 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 P69〉

4 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第19章 激甚災害の指定に関する計画（区）

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置について定めている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定める。

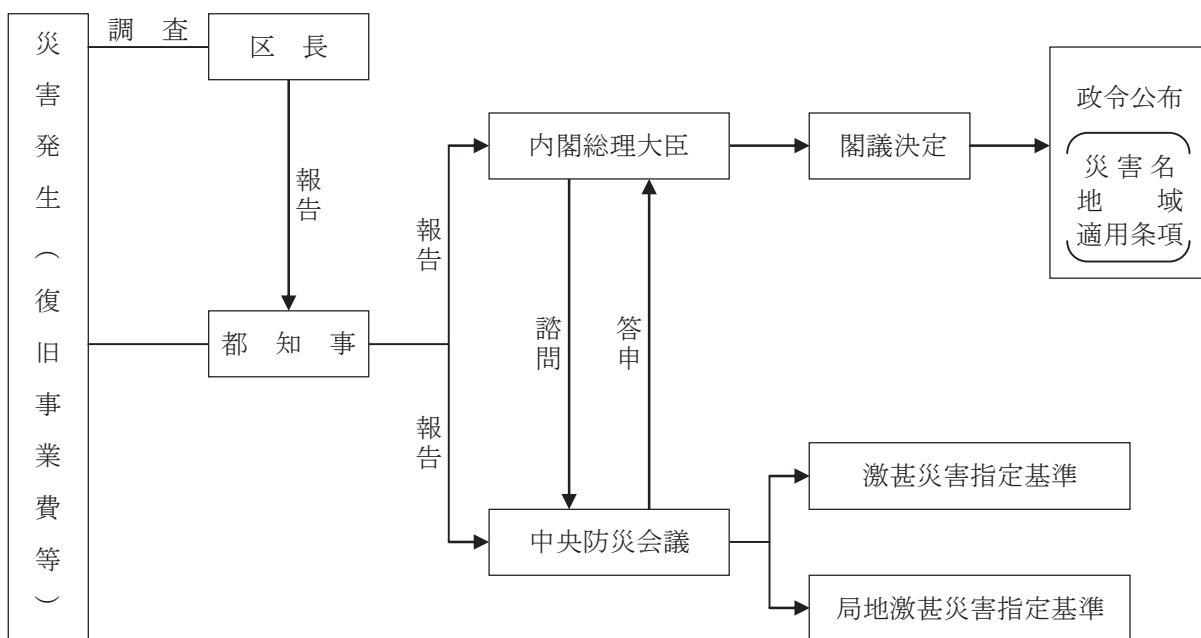
### 第1節 激甚災害指定の手続き

区長は、大規模な災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。

内閣総理大臣は、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その激甚災害に対して適用すべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。この手続を図示すると次のとおりである。



注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。



## 第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 1 区内に大規模な災害が発生した場合、区長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を行わせる。  
また、局地激甚災害の指定については、1月から12月までの間に発生した災害について、関係部課に必要な調査を翌年当初において行わせる。
- 2 区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第3節 特別財政援助の交付手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出する。

- 1 激甚災害指定基準

〈資料編 第22 激甚災害指定基準 P74〉

- 2 局地激甚災害指定基準

〈資料編 第23 局地激甚災害指定基準 P76〉

## 第2編 震災対策

### 第3部 震災復興計画

第1章 震災復興本部の設置

第2章 復興計画



## 第1章 震災復興本部の設置

### 第1節 計画方針

被災直後、災害対策本部内に、復興対策の準備に係わる「文京区震災復興本部準備室」を設置する。

また、被災直後から応急対策が一段落した段階において、復興対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策本部とは別組織となる「文京区震災復興本部」を臨時的組織として設置する。

〈資料編 第12 文京区震災復興本部の設置に関する条例 P39〉

〈資料編 第13 文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則 P40〉

### 第2節 活動内容

#### 第1 震災復興本部の設置

区長は、文京区が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（以下、「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するために必要があると認めるときは、文京区震災復興本部（以下、「復興本部」という。）を設置する。

#### 第2 本部組織

- 1 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

#### 第3 事務局

本部長は、震災復興事業を総合的に推進する必要があると認めるときは、復興本部に事務局を置くことができる。

事務局に局長を置き、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

#### 第4 廃止

区長は、震災復興事業が進捗し、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止する。

#### 第5 「災害対策本部」と「復興本部」の関係

##### 1 目的と機能

「災害対策本部」は、震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的、かつ、機動的に実施することを主な設置目的とする。

「復興本部」は、震災後の復興対策及び区民生活の再建等を組織的、かつ、計画的に実施することを主な設置目的とする。

## 2 業務区分

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものである。このため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携し、連絡しながら処理する。

### 第6 復興本部の業務内容

- 1 復興本部の設置・運営
- 2 復興総合計画の策定
- 3 検討会議の設置・運営
- 4 復興関係の予算、財政措置
- 5 復興に係わる人的資源、用地、情報管理、広報、相談、区民活動に関すること
- 6 区有施設、家屋等の被害の把握等
- 7 がれき等の処理
- 8 都市復興の計画策定、事業実施
- 9 時限的市街地の建設・運営
- 10 応急的な宅地の供給・管理
- 11 区営住宅等の供給・管理
- 12 民間住宅に対する住宅再建支援
- 13 区内産業の被害把握、再建支援
- 14 医療機関の復旧状況把握、復旧支援
- 15 被災者の健康管理、メンタルヘルスケア
- 16 被災者の生活実態調査
- 17 被災者の生活再建支援
- 18 福祉施設、在宅福祉サービスの支援
- 19 学校施設の再建、授業の再開
- 20 被災児童・生徒への支援
- 21 文化・社会教育施設等の再開、復旧支援
- 22 文化活動による心のケア

## 第2章 復興計画

阪神・淡路大震災は、高度に発展した都市が大震災に見舞われた場合に備えて、震災予防や震災後の応急対策の充実強化だけでなく、震災復興を迅速かつ円滑に推進するために、あらかじめ都市復興の方針や対応策を準備しておくことの重要性を教訓として提起したところである。

本章では、復興計画の基本的な考え方と復興計画推進のための課題について定める。

### 第1節 復興の基本的考え方

#### 第1 都市復興

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインなどの都市施設を、ほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図るなどの都市改造を実施し、被災を繰り返さない都市づくりを行うものである。

#### 第2 生活復興

被災者の生活を一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「生活の再建」を基本目標としている。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の生活に戻ることが困難な被災者には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した新しい生活のスタイルを構築することができるようにすることも、復興の重要な目標となる。

### 第2節 復興計画策定の取り組み

震災後の復興を迅速かつ円滑に推進するためには、復興の行動手順や復興計画立案の指針など復興に係わる様々な課題について、事前に検討を行う必要がある。

都は、迅速かつ計画的な復興を図るために、予め震災後の復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことが重要であるとの認識から、平成13年5月「震災復興グランドデザイン」を策定した。

また、平成15年3月には震災後の都市復興の進め方についてまとめた「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合した「震災復興マニュアル」を策定し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」に再編成した。これにより住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

さらに、東日本大震災を契機に整備された法令等の反映や各種災害の経験等を踏まえ、平成28年3月に修正を行っている。

また、文京区では「文京区震災復興マニュアル」を平成27年3月に修正し、震災復興事業における都・区の緊密な連携や適切な役割分担を定めている。

#### 第1 都市復興

大震災が発生した場合の市街地復興の枠組みを示す復興整備条例の制定に着手するとともに、文京区において被災直後から円滑に復興に取り組むための手順等について取りまとめた都市復興マニュアルを策定する。

なお、「震災復興グランドデザイン」は、都市復興マニュアルの中に地域復興計画のモデルプランとして組み込む。

## 第2 生活復興

住宅、教育、医療、保健、消費生活、産業、雇用など生活の分野に係る復興について、区民が一日も早く従前の生活を取り戻すことができるよう、「文京区震災復興マニュアル」では部門別に復興行動を定めている。今後は、社会の動向等を踏まえて、必要な計画の見直しを適宜行っていく。

## 第3編 風水害対策

### 第1部 風水害予防計画

- 第1章 風水害に強い防災まちづくり
- 第2章 公共施設及び交通施設の安全化
- 第3章 ライフライン施設の安全化
- 第4章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上
- 第5章 気象情報等の把握
- 第6章 物資の備蓄等





## 第1章 風水害に強い防災まちづくり（区・都）

### 第1節 計画方針

東京においては、近年、市街地の拡大に伴い、地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水吹き出しなどの浸水被害にたびたび見舞われている。また、河川的目標整備水準を超えるような降雨が発生した場合など、河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させる恐れもある。文京区が「風水害に強いまち」であるためには、東京都における河川改修事業、下水道整備事業等と連携を図り、雨水流出抑制施設の整備を進めることにより、総合的な治水機能を高め、都市型水害に強い都市構造を構築していくことが必要である。

更に、区民防災組織の育成、警報発表時の適切な避難誘導等、ハード・ソフトの両面にわたる総合的な風水害対策を推進する。

### 第2節 河川等の施設整備

#### 第1 計画方針

都と区は、昭和61年7月の「東京都における総合的な治水対策のあり方について（本報告）」に基づき、総合的な治水対策を実施してきた。現在、神田川では、平成22年11月に策定した「神田川流域河川整備計画」、下水道では、「経営計画2016」に基づく対策を推進している。

#### 第2 現況

##### 1 神田川の整備状況

都の中小河川改修事業として、50mm/h程度の降雨に対処できるよう、護岸の整備を基本に調節池や分水路を整備している。神田川流域では、調節池9か所と分水路4か所が完成し、現在、文京区内では船河原橋から江戸川橋の間において、護岸整備・橋梁架替工事を進めている。

また、環状七号線の地下に内径12.5mのトンネルを設置した（環状七号線地下調節池）。

この調節池は、早期に事業効果を発揮させるため、第一期、第二期に事業を分割し、整備を進めてきた。第一期（延長約2.0km、貯留量約24万 $\text{m}^3$ ）が平成9年4月、第二期（延長約2.5km、貯留約30万 $\text{m}^3$ ）が平成17年9月より取水を開始し、下流域の水害軽減に大きな効果を発揮している。

#### 【河川の現況】

河川名	整備延長	流域面積	文京区内延長	文京区内流域面積
神田川	24,600m	105,000,000 $\text{m}^2$	4,700m	10,300,000 $\text{m}^2$

## 2 下水道整備状況

都市機能を浸水被害から守るため、おおむね 50mm/hの降雨に対処するポンプ所や幹線管渠など、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により浸水被害が発生している地域において、貯留管の整備など緊急的な対応を行い、浸水被害の軽減を図っている。

## 3 雨水流出抑制施設整備

### (1) 区道の整備

雨水を地中に浸透させるため、透水性舗装、浸透ます等を設置している。

### (2) 公園等の整備

雨水を地中に浸透させるため、浸透ます、浸透トレンチや縁石の嵩上げ等、一時貯留する施設を設置している。

### (3) 大規模建築に伴う整備

一定規模以上の建築計画に際し、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、貯留・浸透施設の設置を義務化している。

### (4) 公共施設を活用した整備

平成24年6月に策定した「緊急豪雨対策」に基づく「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」により、公共施設を活用した一時貯留施設等の設置を促進している。

## 第3 事業計画

### 1 対策促進エリアの設定

都においては、「東京都豪雨対策基本方針（改定）（平成26年6月）」に基づき、浸水被害状況、降雨特性、流域特性などを踏まえ、河川・下水道の整備において、「対策強化流域」・「対策強化地区」を選定している。豪雨対策を強化する流域・地区においては、豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透施設の設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などの家づくり・まちづくり対策を重点的に促進していく。

### 2 計画

「東京都豪雨対策基本方針（改定）（平成26年6月）」において、文京区では「対策強化流域」として神田川流域、「対策強化地区」として千石、大塚、千駄木の3地区が選定されている。この流域・地区では、河川整備事業、下水道整備事業、流域対策、家づくり対策により、おおむね30年後までに最大で75mm/hまでは浸水被害を防止する。また、75mm/hを超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目標としている。

## 第3節 土砂災害に関する対策

### 第1 計画方針

集中豪雨や台風などの大雨による、急傾斜地の崩壊等による土砂災害の被害を未然に防止するため、危険箇所の整備を図る。また、土砂災害に対する警戒避難態勢を整備する。

## 第2 現況

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の指導を行っている。

都は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果に基づき、平成29年3月に区内15か所に土砂災害警戒区域を、そのうち11か所に土砂災害特別警戒区域を指定した。

また、傾斜度30度以上かつ高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地崩壊危険箇所とし、都が調査を実施している。

平成30年10月1日現在、区内の急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面12か所、人工斜面36か所の計48か所である。

〈資料編 第28 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表 P104〉

〈資料編 第29 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 P105〉

## 第3 事業計画

### 1 がけ・擁壁の整備に対する指導と助成制度の活用

がけ・擁壁は、基本的には所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

今後、がけ地に建築物や擁壁等を新たに設ける工事を行う者に対しては、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導の徹底を図っていく。

また、区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、がけ整備資金助成制度（平成31年4月より助成対象、助成金額を拡充）の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進めていく。

### 2 情報収集と伝達

区は、急傾斜地（がけ・擁壁）等について、区民、警察、消防等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、急傾斜地（がけ・擁壁）等の崩壊等による被害が発生する危険があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車等を使用して区民に注意の伝達をする。

〈資料編 第62 土砂災害警戒情報伝達系統図 P172〉

### 3 水害・土砂災害実施要領の策定

土砂災害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定した。また、区民等が適切に避難行動を取れるよう、要領の内容について周知を行う。

### 4 土砂災害警戒情報の活用

東京都及び気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が、文京区に伝達された場合には、避難勧告等を発令して人的被害の防止を図る。避難勧告等の発令対象地域、伝達、避難所の開設等については、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき対応を行う。

## 5 土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定

都が実施する、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査の結果、平成29年3月に区内に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定された。このため、区では文京区土砂災害ハザードマップ、土砂災害パンフレット「土砂災害に備えて～日頃の備えと早めの避難～」を作成し、区民に土砂災害の危険性を周知し、新たに避難所を指定するなど、警戒態勢の整備を図ってきた。

今後、都の二次調査の結果に基づき、土砂災害警戒区域等の追加指定がなされた場合、区では避難所の見直し等、警戒態勢の更なる整備に取り組む。

## 6 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への支援

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等が義務化されたため、区は施設管理者等の計画作成等を支援する。

## 第4節 浸水対策

### 第1 計画方針

河川の氾濫や雨水出水（内水氾濫）、高潮などにより、地下空間など浸水の危険性のある施設について、浸水想定区域内における円滑、かつ、迅速な避難を確保するための措置を講ずる必要がある。

### 第2 事業計画

#### 1 洪水予報等の伝達

区ホームページ、SNS、防災行政無線、「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、Lアラート、CATV、「Yahoo!防災速報」等を活用して情報の伝達を行う。

〈資料編 第61 神田川洪水予報伝達系統図 P171〉

#### 2 円滑かつ迅速な避難の確保

文京区水害ハザードマップや防災パンフレットを区民に広く周知し、避難所や避難経路の確認を行うとともに、災害時に迅速に対応できる態勢を取ることができるよう啓発を行う。また、都から高潮の浸水想定区域の指定を受けた場合には、指定区域のハザードマップを策定し、周知を行う。

#### 3 水害・土砂災害実施要領の運用

水害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定し、運営する。また、区民等が適切に避難行動を取れるよう、要領の内容について周知を行う。

#### 4 地下街等又は要配慮者利用施設への対応

浸水想定区域内に地下街又は要配慮者利用施設その他特に防災上配慮する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地をあらかじめ把握し洪水予報等の情報伝達体制を構築する。

また、浸水想定区域内の地下街等の管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難し、当該施設への浸水の防止を図るために、避難確保・浸水防止計画を策定する。計画の策定後、当該施設の管理者は、区に報告し公表するとともに、計画の定めるところにより、自衛水防組織を設置し、避難確保・浸水防止に係る訓練を実施する。

〈資料編 第45 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 P125〉

〈資料編 第46 浸水想定区域内の地下街等 P125〉

## 5 地下空間管理者による情報判断

地下を利用している施設の管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下利用施設の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、地下を利用している施設の管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

## 6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への支援

水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等が義務化されたため、区は施設管理者等の計画作成等を支援する。

## 第5節 窓ガラス等の落下防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章（42ページ）】参照

## 第6節 屋外広告物等に対する規制

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章（44ページ）】参照

## 第2章 公共施設及び交通施設の安全化

(区・都・首都高速道路・都交通局・東京地下鉄)

### 第1節 計画方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (32ページ)】参照

### 第2節 道路の整備

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (32ページ)】参照

### 第3節 橋梁の整備

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (33ページ)】参照

### 第4節 首都高速道路

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (34ページ)】参照

### 第5節 都営地下鉄

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (35ページ)】参照

### 第6節 東京地下鉄

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (36ページ)】参照

## 第3章 ライフライン施設の安全化

(東京電力パワーグリッド・東京ガス・都水道局・都下水道局・東日本電信電話)

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (58ページ)】参照

### 第2節 電気施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (58ページ)】参照

### 第3節 ガス施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (59ページ)】参照

### 第4節 上水道施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (60ページ)】参照

### 第5節 下水道施設

#### 第1 計画方針

区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨などの災害に備えた取り組みを行い、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

#### 第2 事業概要

##### 1 施設整備

下水道幹線やポンプ所など基幹施設を計画的に整備し、雨水を排除する能力を向上させることで浸水被害を軽減するため、「経営計画2016」を策定し、特に浸水の危険性の高い地区を対策地区として重点化し対策を進めている。

##### 2 気象情報の把握と情報提供

- (1) 降雨情報システム(東京アメッシュ)により、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に降雨情報を的確に把握して、施設の適時適切な運転管理を行っている。
- (2) 降雨情報システムによる情報は、都民の防災活動を支援するためホームページにリアルタイムで掲載している。

##### 3 防災意識の啓発

防災関係機関と連携を図り、イベント等による浸水対策リーフレットの配付、模型による雨水桝の機能確保、地下室浸水体験模型による避難体験、土のう積等による水防訓練の実演等により区民自身が行う浸水に対する備えを周知して防災意識を啓発する。

### 第6節 通信施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (63ページ)】参照



## 第4章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（64ページ）】参照

### 第2節 区民の防災意識の啓発

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（64ページ）】参照

### 第3節 事業所の防災意識の啓発

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（67ページ）】参照

### 第4節 区民防災組織等の育成強化

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（68ページ）】参照

### 第5節 事業所における防災体制の育成強化

#### 第1 計画方針

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、災害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災行動力の向上に寄与する。

#### 第2 事業計画

##### 1 事業所における防災行動力の育成、強化

区は、風水害時において、事業所が自らの組織力を活用した活動ができるように、平常時から防災に関する情報提供を行うとともに、自発的な防災訓練の実施等を指導・支援し、防災行動力の育成・強化を図る。

### 第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（71ページ）】参照

### 第7節 水防訓練の実施

#### 第1 計画方針

水防法及び東京都地域防災計画等に基づき、河川の溢水、堤防の決壊による氾濫等に的確に対処するため、水防工法の習熟等を目的とした訓練を、区、消防等が連携して実施する。

#### 第2 現況

##### 1 訓練の実施時期

原則として、年1回以上、台風上陸時期の前に行う。

## 2 参加機関

区、消防署（小石川、本郷）、消防団（小石川、本郷）、その他

## 3 訓練項目

- (1) 部隊編成訓練
- (2) 文京区災害対策本部運営訓練
- (3) 情報通信訓練
- (4) 水防工法訓練
- (5) 救助・救急訓練
- (6) その他水災時の活動に必要な訓練

## 第3 事業計画

- 1 水防活動を円滑に実施できるよう、水防工法の習熟度を向上させるための訓練を行う。
- 2 防災関係機関が連携した訓練の充実を図る。

# 第8節 水害ハザードマップ

## 第1 計画方針

都市型水害に対処し、被害を最小限にとどめるには、これまでの治水事業の着実な推進や組織的な水防活動に加え、区民一人ひとりが水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を整えておく必要がある。そのためには、水害防止に関わる様々な情報を、あらかじめ住民に周知しておくことが重要である。

## 第2 現況

近年、台風や集中豪雨の被害が拡大し、大雨特別警戒や記録的短時間大雨情報が発令されるなど、水害による被害が甚大化している。平成27年5月には水防法が改正され、浸水想定で用いる雨量を「想定し得る最大規模の降雨」に改め、都は平成30年3月に浸水想定区域図等の見直しなどを行った。

区は、平成30年8月に「文京区水害ハザードマップ」を改定するとともに、「神田川洪水ハザードマップ」を作成した。

今後は、「水害ハザードマップ」等を活用し、危険性の認識や、出水時の迅速な避難行動に資するため、一層の周知と水防意識の啓発に取り組む。

なお、都は「想定し得る最大規模の高潮」による氾濫が発生した場合に生じる浸水想定区域を示した図（高潮浸水想定区域図）を作成した。今後、区は都の高潮特別警戒水位の決定を踏まえ、気象情報等の伝達方法や避難所等を記載した「高潮ハザードマップ」を作成し、区民周知を行う。

## 第3 事業計画

- 1 区報、CATV、防災パンフレット等を利用した周知
- 2 区ホームページでの公表

- 3 避難所運営訓練や出前講座等での周知
- 4 浸水想定区域（高潮）の指定時におけるハザードマップの作成・周知  
〈資料編 第31 文京区水害ハザードマップ P107〉  
〈資料編 第32 神田川洪水ハザードマップ P109〉  
〈資料編 第33 神田川洪水ハザードマップ【浸水継続時間】 P111〉

## 第9節 土砂災害ハザードマップ

### 第1 計画方針

本区の特徴の1つとして坂と崖の多い起伏に富んだまちの形成が挙げられる。このような地域特徴を持つ本区では、台風や大雨の場合に大量の水分が地中にしみ込み、土砂災害の1つである「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」が発生する恐れがある。

土砂災害は、突発的に大きな破壊力を持って発生することが多く、発生場所や発生時刻を正確に予測することが難しい災害である。このため、土砂災害警戒区域等に居住する区民には、日頃から土砂災害の特色や危険性の認識を図り、災害の恐れがある場合の避難行動など、避難警戒態勢を十分に周知していく必要がある。

### 第2 現況

近年、台風や長時間にわたる大雨に伴う土砂災害による被害規模が拡大している。特に、平成29年7月の九州北部豪雨や平成30年7月の西日本豪雨では、河川の氾濫とともに、多くの地域で土砂災害による甚大な被害が発生している。土砂災害は発生の予測が難しく、被害が拡大する傾向にある。このため、危険箇所や避難所を記載するハザードマップの必要性は高い。このため、「文京区土砂災害ハザードマップ」を整備の上、区民に広く公表し、危険性の認識や、避難情報の発令時などにおいて避難行動に資するため、一層の周知と土砂災害への意識啓発を図る。

### 第3 事業計画

- 1 区報、CATV、防災パンフレット等を利用した周知
- 2 区ホームページでの公表
- 3 避難所運営訓練や出前講座等での周知  
〈資料編 第34 文京区土砂災害ハザードマップ P113〉

## 第5章 気象情報等の把握（区）

### 第1節 基本方針

文京区及び周辺の降雨量、気象警報、竜巻等の激しい突風の発生するおそれのある時の情報等の各種気象情報を把握し、的確な災害対策態勢を編成するように努める。

### 第2節 気象情報の収集

#### 第1 計画方針

区は、防災センターに整備してある情報関連機器等を有効に活用し、気象情報を収集、分析し、的確な災害対策が実施できるように努める。

#### 第2 現況

##### 1 現況の把握

区では、水防対策として、水防災監視システムの運用による水位・雨量等の情報、気象庁及び民間気象情報会社から気象予測等の情報を収集している。

##### 2 降雨量の把握

区内に設置した5か所の雨量計の観測データ、新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の雨量計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

##### 3 神田川の水位の把握

- (1) 区内の神田川の護岸に設置した2か所の水位計の観測データ及び新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の水位計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。
- (2) 区内の神田川護岸（隆慶橋）に設置した河川監視カメラの映像を、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

##### 4 神田川付近のサイレンの吹鳴

華水橋及び隆慶橋付近に設置した水位計が、異常水位となった時はサイレンが吹鳴する。

###### (1) サイレン吹鳴水位とサイレン設置場所

水位計設置場所	護岸天端下距離		サイレン設置場所
	警戒	危険	
華水橋(水道2-9)	約2.4m	約1.2m	青柳保育園仮園舎敷地、関口一丁目児童遊園、古川橋付近
隆慶橋(後楽2-7)	約2.62m	約1.73m	小桜橋付近、白鳥橋付近、隆慶橋付近

###### (2) サイレン吹鳴時間

- 警戒 10秒吹鳴、5秒休み、10秒吹鳴の動作を3分間継続する。  
危険 20秒吹鳴、10秒休み、20秒吹鳴の動作を5分間継続する。

## 5 気象警報の把握

大雨警報、洪水警報等が発表された場合は、都は、その内容を防災センターに連絡することとなっている。また、勤務時間外は、防災宿直が連絡を受けた後、防災関係者に連絡する。

〈資料編 第60 気象情報伝達系統図 P170〉

## 6 気象警報等の発表基準

〈資料編 第79 気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表 P327〉

## 7 特別警報の運用

気象庁は平成25年8月30日から特別警報の運用を開始し、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、特別警報を発表し最大限の警戒を呼びかける。区は、特別警報が発表された場合、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に基づき応急対策を実施する。

### 第3 事業計画

水防対策業務は、区民の財産と生命を守るため、常に正しい情報が把握できる状態を保つ必要がある。従って、水防災監視システムについては、定期的な更新及び適切な運用・管理に努める。

#### 1 システム更新

区では、平成19年度に水位計・雨量計等観測設備の更新及び河川監視カメラの新設を行っている。常に正しい情報を把握するため、今後とも、システム更新後5年を目途に、再更新について検討する。

#### 2 システム運用

近年、大都市を中心に突発的な集中豪雨が多発している。いつ起こるか分からない集中豪雨等に対応するため、雨量計、水位計、河川監視カメラ等の観測設備、防災センター内の中央処理装置、監視用パソコン等の設備を良好な状態に保ち、常に正確な情報の収集・提供に努める。

### 第3節 気象情報の伝達

#### 第1 計画方針

防災センターで把握した気象情報を災害対策活動等に活用する。

〈資料編 第80 気象警報・通報指示系統図 P328〉

#### 第2 現況

##### 1 防災関係機関との連絡

把握した気象情報を、必要と認められる防災関係機関等に伝達する。

また、一般電話及び携帯電話による連絡が困難な場合は、整備してある防災行政無線や無線FAX等を使用している。

##### 2 休日、夜間の連絡体制

民間気象情報会社から「区内又は神田川上流区域の降雨予報に異常があるとき」又は、「気象注意報・警報発表」などの連絡があった場合は、可能な限り1の体制と同様の体制をとっている。

### 3 ケーブルテレビへの河川情報送信システムの導入

大雨等の警報発令時にケーブルテレビ画面の本編を縮小させ、L字に空いたスペース上に文字等の情報を表示し、区民に対し水害に対する注意を喚起している。

《表示内容》	(1) 文京区内の大雨あるいは洪水警報 (2) 区内4か所の神田川水位の状況
--------	---

### 4 防災気象情報発信サイト(ホームページ)による防災気象情報の提供

文京区内の気象予測、警報等の発表状況、台風情報等を、ホームページにより公開している。また、モバイル向けページも運用しており、携帯電話にて情報収集を行うことができる。

更に、区では、水位・雨量・河川監視カメラ映像など、新たな水防災監視システムで収集した情報について、ホームページで提供している。

## 第3 事業計画

### 1 「文の京」安心・防災メールの活用

気象情報、地震情報、災害情報等を登録者の携帯電話やスマートフォン等のメールアドレスに配信する「文の京」安心・防災メールの活用促進を図る。

### 2 インターネット等を活用した情報伝達

情報伝達の多様化を図るため、ホームページやSNSを活用して気象情報等を発信する。

### 3 情報利用方法の研修

水防災監視システム等で把握した情報を総合的に判断し、適切な対策が取れるように、関係部署の職員に対し、システムの取り扱い方法を研修していく。

## 第6章 物資の備蓄等（区）

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（76ページ）】参照

### 第2節 飲料水、生活用水の確保

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（76ページ）】参照

### 第3節 食糧の確保

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（78ページ）】参照

### 第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（79ページ）】参照

### 第5節 区の水防応急対策用物資の備蓄

#### 第1 計画方針

水防管理者は、その管内における水防を十分に果たせるよう、水防用具、資器材及び設備を準備し、実態に応じて機能的な配分ができるよう備蓄する。

#### 第2 現況

##### 1 水防倉庫及び備蓄資材

〈資料編 第54 水防用備蓄資器材一覧表 P163〉

##### 2 水害対策用土のう堆積数及び場所

〈資料編 第55 水害対策用土のう堆積場所一覧表 P164〉

#### 第3 事業計画

水防用資器材及び水害対策用土のうについては、常に必要数を確保し、緊急の場合に対処できるよう整備点検に努める。

## 第3編 風水害対策

### 第2部 風水害応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 避難計画
- 第7章 救援及び救護に関する計画
- 第8章 応急生活確保に関する計画
- 第9章 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 第10章 ボランティア等との連携・協働
- 第11章 公共施設等の応急対策
- 第12章 応急教育
- 第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第14章 遺体の取り扱い
- 第15章 災害救助法の適用
- 第16章 激甚災害の指定に関する計画







## 第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

### 第1 活動方針

豪雨、洪水等により、区の地域に水害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため、文京区臨時水害対策本部要領に基づき、文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）を設置する。

### 第2 活動内容

#### 1 臨時水対本部の設置

- (1) 危機管理室長は、臨時水対本部を設置する必要があると認めたときは、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長と協議の上、臨時水対本部を設置しなければならない。
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害の発生の恐れがあるとき、又は、水害の発生があったときは、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長は、文京区臨時水害対策本部の設置を危機管理室長に要請することができる。

〈資料編 第9 文京区臨時水害対策本部要領 P28〉

#### 2 臨時水対本部の設置の通知

臨時水対本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

#### 3 臨時水対本部の掲示

臨時水対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室内に「文京区臨時水害対策本部」を掲示する。

#### 4 臨時水対本部の組織

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。なお、土砂災害の恐れのある場合は、福祉部、子ども家庭部、都市計画部及び教育推進部を加える。

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、福祉部、子ども家庭部、都市計画部、土木部、施設管理部及び教育推進部の職員で、部長及び課長があらかじめ指名した者をもって編成する。

#### 5 臨時水対本部の廃止

- (1) 臨時水対本部が、被害の状況等を勘案の上、臨時水対本部の配備を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

## 第4節 災害対策本部員の配置及び服務

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（87ページ）】参照

## 第5節 動員態勢の強化

### 第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

#### 1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（89ページ）】参照

#### 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（89ページ）】参照

### 第2 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために既存の職員用住宅等を設置している。

## 第6節 監視及び警戒

### 第1 活動方針

台風や集中豪雨等により水害及び土砂災害の発生する恐れのある場合、災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応態勢は、降雨量や神田川水位の変化等の気象情報を的確に収集し、状況の把握に努める。

### 第2 活動態勢

#### 1 監視

災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応態勢が設置されたときは、防災センターの情報機器等で区内及び上流区の降雨量及び神田川の水位を監視し、随時、防災関係機関に状況を連絡する。

#### 2 警戒

神田川の護岸、急傾斜地崩壊危険箇所の状況等を把握するため、職員を現地に派遣するとともに、区内の巡回を行い、災害対策本部等と連絡をとりながら警戒を行う。

#### 3 情報収集

水害又は土砂災害の発生する恐れのある場合、水防災監視システム、気象庁、民間気象会社等の情報を活用し、下記情報の収集を行い、災害対策本部等に報告する。

また、荒川の氾濫については、国土交通省荒川下流河川事務所や気象庁からの気象情報や水位情報を収集するとともに、ホットライン等により状況の把握に努める。

- (1) 気象・雨量・神田川水位情報・荒川水位情報
- (2) 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報
- (3) 大雨特別警報
- (4) 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- (5) 記録的短時間大雨情報
- (6) 神田川氾濫危険情報
- (7) 荒川氾濫発生情報
- (8) 土砂災害警戒情報
- (9) 現地確認情報
- (10) 近隣区等における災害発生情報

#### 4 タイムラインの活用

水害及び土砂災害の応急対策は、台風を想定したタイムライン（行動の手順）を作成し、これに基づき実施する。なお、タイムラインの活用にあたっては、台風の進路、規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど臨機応変な対応を行う。

また、荒川外水氾濫については、荒川下流タイムライン（国土交通省荒川下流河川事務所）を運用し、水害被害の軽減に努めている。

### 第7節 区の水防活動

- 1 河川や区内の監視、警戒により、異常又は水防上危険であると認められる箇所（河川等）があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。
- 2 事態に即応した水防活動が行えるよう備蓄資器材等の調達及び配置を行う。
- 3 水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 4 神田川が溢水の恐れがある場合は、橋梁に設置してある防水扉等を閉鎖する。その際、交通管理者及び隣接区への連絡調整を行う。また、緊急時には、消防署へ協力要請するとともに、居住者等で協力体制が整った場合は、業務を任せることができる。
- 5 洪水による著しい危険が切迫しているときは、区は必要と認める区域の居住者に対し避難のための退去又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。
- 6 水防のため、必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し警察官の出動を求める。
- 7 河川施設の決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、区は直ちに都水防本部及び国土交通省関東地方整備局関係工事事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡を取る。
- 8 区長は、水防活動終了後3日以内に、水防各箇所毎に水防実施状況報告をとりまとめて都知事に報告する。

〈資料編 第30 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所 P106〉

〈資料編 第82 水防活動報告書様式 P335〉

### 第8節 消防機関の応急対策の活動

#### 第1 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫、暴風雨、豪雨等により大規模な水害の発生の危険があるとき、又は発生したときは、区の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水害の軽減に努める。

#### 第2 活動態勢

##### 1 水防態勢

消防署長は、気象情報その他により水災の発生する恐れのあるときは、平常時の勤務体制において水防態勢を発令して防災関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

## 2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 た る 処 置
水防第1非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防部隊の編成</li> <li>2 救命ボートの運用準備</li> <li>3 水防資器材の点検整備</li> <li>4 防災関係機関との連絡、情報の収集</li> <li>5 庁舎施設の防護</li> <li>6 河川、水防施設、その他水災発生危険箇所の把握及び広報</li> <li>7 団員の出動態勢の確立</li> </ol>
水防第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面本部及び署隊本部機能の強化</li> <li>2 水防小隊及び監視警戒隊の編成</li> <li>3 防災関係機関等への職員派遣</li> <li>4 監視警戒及び必要な広報の実施</li> <li>5 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員</li> </ol>
水防第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化</li> <li>2 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員</li> <li>3 水防部隊及び広報監視警戒の増強</li> <li>4 監視警戒及び広報の強化</li> <li>5 防災関係機関等への職員の派遣の強化</li> <li>6 水防活動、被害状況の把握</li> </ol>
水防第4非常配備態勢	<p>前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長期の水防作業を行うために、交替制の確立並びに資器材、燃料、食料の準備</li> <li>2 全水防小隊及び監視警戒隊の編成</li> <li>3 応援態勢、又は応援受入態勢の確立</li> <li>4 当番の職員並びに勤務時間外の全職員及び全消防団員の動員</li> </ol>

## 3 活動内容

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤して水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し、必要な措置を求める。

- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

## 第9節 防災会議の招集

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（89ページ）】参照

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 要配慮者  
及び避難者  
支援対策

## 第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（90ページ）】参照

### 第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

#### 第1 計画方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（90ページ）】参照

#### 第2 現況

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（90ページ）】参照

#### 第3 事業計画

##### 1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、防災センターとする。

##### 2 災害情報システムの整備と活用

- (1) 防災センター  
防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し、共有する。収集した被害状況について、ホームページ等を活用して情報提供する。
- (2) 避難所(区立小・中学校等)  
避難所では、避難してきた区民等の名簿(避難者名簿)を作成する。  
また、食糧等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線等を利用し、各避難所から区災害対策本部、又は臨時水害対策本部に対して行う。

##### 3 通信機器の習熟

- (1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成し、関係職員による運用方法を研修している。
- (2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成した。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。
- (3) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やNTT等と協議していくものとする。
- (4) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。



#### 4 東京都災害情報システム（DIS）の活用

区は、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を東京都災害情報システム（DIS）端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に東京都災害情報システム（DIS）で受信している。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

#### 5 東京都とのホットラインの運用

都は、災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合において、通常の通信連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。

#### 6 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メールや、SNSの活用促進を図る。

#### 7 情報伝達手段の活用

区民等に、気象・雨量情報等の災害に関する情報や避難勧告等の避難に関する情報を確実に伝達するため、様々な情報伝達手段を組み合わせ活用する。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報等	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール CATV
避難準備・高齢者等避難開始	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」
避難勧告及び避難指示 (神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報を含む。)	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」 直接的な声かけ（防災関係機関等） 庁有車

### 第3節 消防署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 (94ページ)】参照

### 第4節 警察署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 (95ページ)】参照

第1章  
対策の活動態勢  
応急

第2章  
連絡体制の整備  
情報

第3章  
防災関係機関等との相互協力

第4章  
広報・広聴計画  
災害

第5章  
交通規制  
警備

第6章  
避難計画

第7章  
救援に関する計画  
救援及び

第8章  
確保に関する計画  
応急生活

第9章  
要  
支  
援  
者  
対  
策  
及  
び  
避  
難  
者  
難  
行  
者  
に  
対  
し  
の  
要  
配  
慮  
者  
の  
行  
動

## 第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

### 第1節 防災関係機関との協力

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（96ページ）】参照

### 第2節 自衛隊への災害派遣要請

#### 第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（99ページ）】参照

#### 第2 災害派遣要請の手続き等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（99ページ）】参照

#### 5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避 難 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

## 第3節 民間団体等との協力

### 第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めていく。

### 第2 活動内容

#### 1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めていく。

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

#### 2 公共的な団体及び自発的な防災組織との協力

区は、災害時における応急活動を迅速、かつ、適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、住民の共助の精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報、その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報・広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被害状況の調査に協力すること。
- (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

#### 3 安全な避難方法の確保

都市型水害による急激な増水に備え、地域住民等の高層ビルへの一時的な避難について、ビル所有者等に受入れの周知を図っていく。

## 第4章 災害広報・広聴計画（区・消防署）

### 第1節 区の広報・広聴

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第4章（103ページ）】参照

### 第2節 消防署の広報・広聴

#### 第1 広報活動

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。

- 1 気象、水象の状況
- 2 水災及び土砂災害に関する情報
- 3 被災者への安否情報
- 4 水防活動状況

#### 第2 広報手段

消防車の巡回やホームページ等により、適時的確な広報活動を実施する。

#### 第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、出張所等のうち、必要な場所に消防相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

---

第3部 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第5章 警備・交通規制

## 第5章 警備・交通規制（警察署）

### 第1節 警備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（106ページ）】参照

### 第2節 交通規制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（106ページ）】参照

## 第6章 避難計画（区・警察署・消防署）

### 第1節 避難態勢

#### 第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第8章（120ページ）】参照

#### <避難所（神田川外水氾濫）>

施設名	所在地
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
第三中学校	春日一丁目9番31号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号

#### <避難所（荒川外水氾濫）>

施設名	所在地
湯島小学校	湯島二丁目28番14号

#### <避難所（内水氾濫）>

施設名	所在地
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号
青柳小学校	大塚五丁目40番18号
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
第三中学校	春日一丁目9番31号
第六中学校	向丘一丁目2番2号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号

#### <避難所（土砂災害）>

施設名	所在地
青柳小学校	大塚五丁目40番18号
目白台交流館（目白台総合センター内）	目白台三丁目18番7号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
文林中学校	千駄木五丁目25番10号
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号
第六中学校	向丘一丁目2番2号
本郷台中学校	本郷二丁目38番23号
湯島小学校	湯島二丁目28番14号

※ 避難所の開設については、被災状況や浸水予想等を踏まえ、指定された避難所以外の避難所を開設することがある。また、神田川の氾濫等により指定された避難所への避難が難しい場合は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、近隣区の避難所へ避難するよう区民等に伝達する。

## 第2 活動内容

### 1 避難行動

水害時及び土砂災害時における避難行動は、立ち退き避難（避難所や安全な場所へ移動する行動）に加え、「近隣の安全な場所への避難」（※<sup>1</sup>）や「屋内安全確保」（※<sup>2</sup>）も避難行動とする。

※<sup>1</sup> 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※<sup>2</sup> 建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動

### 2 避難の勧告及び指示

#### (1) 事前避難

##### ア 区

災害時において、事前避難が必要な地域・場所を定め、その地域の区民等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を周知し、積極的に自主避難するよう啓発する。また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。

##### イ 警察署

災害が発生する恐れがある場合には、区と協力のもと早期に避難の指示、指導を行い、避難行動要支援者を指定した施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難させる。

#### (2) 勧告又は指示の発令

##### ア 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と連絡の上、避難対象地域及び避難先を定めて、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令する。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。

区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は撤去を命ずる。

##### イ 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区が「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をすることができる。この場合には、警察官は直ちにその旨を区に通報する。

### 3 避難誘導

「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」が発令された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導する。

また、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を行う時間がない場合は、地域の実情や災害時の状況に応じた避難方法をあらかじめ想定しておく。

(1) 防災関係機関の分担

ア 区

(ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の出遣等を行い、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。

(イ) 保育園（等）は、建物に損傷のおそれがある等災害の状況に応じ、園長以下各担任保育士等を中心として、園児を安全に避難誘導するよう努める。

(ウ) 児童館・育成室は、災害の状況に応じ、職員を中心として、来館児を安全に避難誘導するよう努める。

イ 区教育委員会

学校（園）は、災害の状況に応じ、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。

ウ 警察署

(ア) 避難の勧告又は指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、区民等を避難誘導する。なお、病人、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、優先して避難させる。

(イ) 誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等を行い、事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明器具を活用するなど、安全に配慮する。

(ウ) 風水害等の規模や態様により、できる限り部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーと連携を図り、必要な避難措置を講じる。

エ 消防署

(ア) 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、道路・橋梁等の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

(イ) 避難が開始された場合、避難経路等の安全確保に努める。

## 第2節 避難勧告等の発令・伝達

### 第1 活動方針

水害及び土砂災害から区民の身体及び財産を守り、区における被害を最小限にとどめるため、区民等に対して的確に警戒避難を行えるよう、避難勧告等の発令及び伝達について定める。なお、具体的な避難勧告等の発令及び伝達については、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に記載し、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や「土砂災害警戒避難ガイドライン」に改定があった場合は、必要に応じて修正する。

### 第2 活動内容

#### 1 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等は、災害種別ごとに発令基準を設け、避難行動が必要な地域を示して発令する。

(2) 避難を行う場合は、立ち退き避難を行うことを基本とする。なお、災害が発生又は災害の発生が切迫し屋外で移動することが危険な場合は、屋内安全確保（屋内に留まる安全確保）を指示する。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 要配慮者  
及び避難者  
の避難行動  
支援策



- (3) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難にかかる移動時間等を考慮して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。
- (4) 避難勧告等は、避難所の開設の有無に係らず躊躇なく発令する。
- (5) 避難勧告等の発令の判断に際し、東京都等の防災関係機関に助言を求めることができる。

## 2 避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、災害種別ごとに気象情報等に基づく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令基準を設け、発令基準を満たした場合に発令判断を行う。

- (1) 神田川外水氾濫  
気象情報や神田川水位計の情報等に基づき基準を設定する。
- (2) 荒川外水氾濫  
気象情報や荒川水位計の情報等に基づき基準を設定する。
- (3) 内水氾濫  
気象情報や区内雨量計の情報等に基づき基準を設定する。
- (4) 土砂災害  
土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等に基づき基準を設定する。

## 3 避難勧告等の発令対象地域

災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

- (1) 神田川外水氾濫  
文京区水害ハザードマップの神田川外水氾濫区域に該当する地域を対象に発令する。
- (2) 荒川外水氾濫  
気象情報や荒川水位計の情報等に基づき基準を設置する。
- (3) 内水氾濫  
内水地域における想定浸水深が2 m以上にランクされている地域を対象に発令する。  
なお、想定浸水深が2 m未満の地域については、区民や防災関係機関等から提供される現地情報等を踏まえ、必要に応じて発令対象地域を追加する。
- (4) 土砂災害  
急傾斜地崩壊危険箇所を対象に発令する。なお、都が土砂災害防止法に基づき実施している土砂災害警戒区域等の基礎調査の結果等を踏まえ、発令対象地域の見直しを行う。

## 4 避難勧告等の伝達

- (1) 避難勧告等の伝達手段  
避難勧告等を区民等に確実に伝達するため、発令の時間帯や職員の参集状況等を考慮の上、以下の伝達手段を用いて避難を呼びかける。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報等	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール CATV
避難準備・高齢者等避難開始	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報commons） CATV 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」
避難勧告及び避難指示 (神田川氾濫危険情報・土砂災害警戒情報を含む。)	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報commons） CATV 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」 直接的な声かけ（防災関係機関等） 庁有車

(2) 避難勧告等の伝達内容

伝達文は、簡潔かつ緊迫感のある内容で伝達する。

5 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、大雨警報（浸水害・土砂災害）、神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。また、解除の判断に際しては、東京都等の防災関係機関に助言を求めることができる。

6 区民等に求める行動

避難勧告等により立ち退き避難が必要な区民等に次の行動を求める。

なお、指定避難所への立ち退き避難が、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所への避難」(※<sup>1</sup>)や「屋内安全確保」(※<sup>2</sup>)を行うよう周知をする。

※<sup>1</sup> 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※<sup>2</sup> 建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動

避難勧告等	立ち退き避難が必要な区民等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した避難所等へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や神田川外水氾濫・内水氾濫による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、避難所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。</li> <li>内水氾濫による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>

## 7 要配慮者の支援

### (1) 要配慮者利用施設の避難支援

神田川外水氾濫区域・荒川外水氾濫区域及び急傾斜地崩壊危険箇所に含まれる要配慮者利用施設、神田川外水氾濫区域に含まれる地下街及び地下施設を把握し、避難勧告等を発令した場合は、電話により避難勧告等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。要配慮者利用施設と連絡が取れない場合は、区職員等による直接的な声かけを行う。

### (2) 在宅の要配慮者への避難支援

避難勧告等の発令対象地域のうち自力で避難することが困難な在宅の要配慮者について、民生委員・児童委員や防災関係機関等と連携を図り、避難勧告等の内容を伝達し安全かつ迅速に避難できるよう支援を行う。

## 8 雨水出水（内水）及び高潮の浸水想定区域の指定

水防法改正（平成27年5月）に伴い、東京都から雨水出水（内水）及び高潮の浸水想定区域の指定があった場合は、水位周知情報の伝達方法や避難に関する事項等について定め、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に記載の上、周知を図る。

## 第2 水防災監視システムの活用

区は、区内に5か所設置している雨量計及び神田川流域に2か所設置している水位計等を活用し、ホームページやケーブルテレビ等を通じて水位情報等を広く区民に周知する。

第1章 応急  
第2章 情報  
第3章 防災関係機  
第4章 災害  
第5章 警備  
第6章 避難計画  
第7章 救援及び  
第8章 応急生活  
第9章 要配慮者

### 第3 避難勧告等の判断・伝達に対するデータ、情報整理

区は、都から災害に関する情報提供、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析などの技術的な支援を受け、避難勧告等の発令基準に関するデータ・情報整理を行う。

都から区に提供されるデータ、情報は次のとおりである。

#### 1 堤防の決壊や越水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 河川の特徴
- (3) 施設の整備状況

#### 2 内水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 内水氾濫の特徴

#### 3 土砂災害に関する情報

- (1) 土砂災害警戒情報

#### 4 洪水予報河川に関する情報

- (1) 神田川洪水予報

### 第3節 避難所の開設・運営等

#### 第1 活動方針

風水害による家屋の倒壊、流出などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に収容する必要があると認めたときは、避難所を開設し、応急的な食料等の配布などの保護を行う。

避難所は、災害種別ごとに区立小・中学校等を指定するとともに、避難所機能の強化を図っていくものとする。また、被災状況等必要に応じて、その他の公共施設や協定を定めた施設を開設する。

#### 第2 活動内容

##### 1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。
  - イ 避難所の収容基準  
3.3㎡当たり 2人
- (2) 避難所毎の割当  
避難勧告等の発令対象地域ごとに避難所の割当は行わない。

##### 2 避難所の開設

- (1) 避難所の開設の決定は、臨時水対本部等が行う。避難所の開設は、臨時水対本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。
- (2) 避難所の開設が決定した場合、臨時水対本部等は施設管理者等（副校長等）に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 要配慮者  
避難者に対する  
要配慮者  
策動

- (3) 避難所の開設は、原則として、臨時水対本部が判断し、避難準備・高齢者等避難開始の発令までに開始し終える。
- (4) あらかじめ定められた区職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整える。
- (5) 区は発災に備えて、避難所運営協議会及び避難所開設班に指定されている職員に避難所となる学校の開門方法等を周知するものとする。
- (6) 区は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受入体制（避難スペース等）を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。
- (7) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）により都へ報告する。
- (8) 参集した区職員から避難所状況報告を受けた臨時水対本部等は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。
- (9) 区は、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を支援するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

### 3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

### 4 避難所の運営

- (1) 避難所の運営は、区職員を中心に運営し、可能な範囲で学校長・学校教職員の協力を得る。
- (2) 区職員は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインに基づき避難所の運営を行う。
- (3) 区職員は、体育館や多目的スペース等に避難者数に応じた避難スペースを設置し、備蓄倉庫から必要な物資を供出する。また、要配慮者に対して、要配慮者用に備蓄している食糧や生活用品を供出するなど可能な限り配慮に努める。
- (4) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

〈資料編 第73 避難所運営本部組織図 P316〉

## 第7章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

### 第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（135ページ）】参照

### 第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（136ページ）】参照

### 第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（138ページ）】参照

### 第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（139ページ）】参照

### 第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（140ページ）】参照

### 第6節 保健（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（144ページ）】参照

### 第7節 防疫（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（145ページ）】参照

### 第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（146ページ）】参照

第1章 応急  
活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 避難計画  
避難計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 要配慮者  
及び避難者  
の避難行動  
支援策

## 第8章 応急生活確保に関する計画（区・都）

### 第1節 建物の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（148ページ）】参照

### 第2節 被災宅地の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（151ページ）】参照

### 第3節 罹災証明書発行要領

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（153ページ）】参照

### 第4節 義援金品の配分等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（154ページ）】参照

### 第5節 災害弔慰金の支給等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（156ページ）】参照

### 第6節 生活確保のための緊急措置

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（158ページ）】参照

### 第7節 融資・融資あっ旋計画

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（160ページ）】参照

## 第9章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

(区・都福祉保健局・警察署・消防署)

### 第1節 避難行動要支援者の安全確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第11章 (163ページ)】参照

#### 第3 事業計画

#### 13 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

##### (1) 避難勧告等の発令・伝達

区は、災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難することができるよう、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に基づき、適時適切に避難勧告等を発令する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者の避難にかかる移動時間等を考慮して発令する。

##### (2) 多様な情報伝達手段の活用

要配慮者に、災害に関する情報や避難勧告等の避難に関する情報を確実に伝達するため、防災行政無線や文の京安心・防災メールによる情報伝達に加え、緊急速報メール(エリアメール)、Lアラート、インターネット(SNSを含む)、CATV、「Yahoo!防災速報」など多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し情報伝達を行う。

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第10章 ボランティア等との連携・協働

## 第10章 ボランティア等との連携・協働(区・都・消防署)

### 第1節 ボランティア・NPO

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章 (178ページ)】参照

### 第2節 労働力の確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章 (180ページ)】参照

第9章  
要配慮者  
及び避難  
行動要  
支援者  
対策

第10章  
ボランティア  
等との  
連携・  
協働

第11章  
公共施  
設等の  
応急対  
策

第12章  
応急教  
育

第13章  
ごみ・  
し尿  
がれき  
等処理  
計画

第14章  
遺体  
取り  
扱い

第15章  
災害  
救助  
法の  
適用

第16章  
激甚災  
害の  
指定  
に関  
する  
計画



## 第11章 公共施設等の応急対策（防災関係機関）

### 第1節 区施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（182ページ）】参照

### 第2節 電気施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（182ページ）】参照

### 第3節 ガス施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（183ページ）】参照

### 第4節 上水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（183ページ）】参照

### 第5節 下水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（185ページ）】参照

### 第6節 都営地下鉄

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（186ページ）】参照

### 第7節 東京地下鉄

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（187ページ）】参照

### 第8節 首都高速道路

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（188ページ）】参照

### 第9節 通信施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（188ページ）】参照

### 第10節 日本郵便株式会社施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（190ページ）】参照

## 第12章 応急教育（区・都教育委員会）

### 第1節 応急教育方法

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第15章（192ページ）】参照

### 第2節 学用品の調達及び支給

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（194ページ）】参照

第10章  
ボランティア  
等との連携・協働

第11章  
公共施設  
等の応急対策

第12章  
応急教育

第13章  
ごみ・し尿  
・がれき等処理計画

第14章  
遺体  
の取り扱い

第15章  
災害  
救助法の適用

第16章  
激甚災害の  
指定に関する計画

## 第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

### 第1節 ごみ処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（195ページ）】参照

### 第2節 し尿処理

#### 第1 活動方針

ライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

#### 第2 活動内容

##### 1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難者50人当たり1基の災害用トイレを確保する。

##### 2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

### 第3節 がれき処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（197ページ）】参照

### 第4節 土石、竹木等の除去

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（198ページ）】参照

## 第14章 遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

### 第1節 遺体の搜索・収容等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（199ページ）】参照

### 第2節 検視・検案等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（200ページ）】参照

---

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第15章 災害救助法の適用

## 第15章 災害救助法の適用（区・都）

### 第1節 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（203ページ）】参照

### 第2節 活動内容

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（203ページ）】参照

### 第3節 災害救助法適用手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（204ページ）】参照

---

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第16章 激甚災害の指定に関する計画

## 第16章 激甚災害の指定に関する計画（区）

### 第1節 激甚災害指定の手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（205ページ）】参照

### 第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（206ページ）】参照

### 第3節 特別財政援助の交付手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（206ページ）】参照

## 付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方

第2章 事前の備え

第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時  
から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第4章 警戒宣言時の対応措置

第5章 区民のとりべき措置



## 第1章 対策の考え方

### 第1節 策定の趣旨及び経緯

昭和53年4月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生じる恐れがある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

さらに、東海地震の新たな震源域による大きな地震動、津波の生じる地域等の見直しを行い、平成14年4月23日中央防災会議により、新たな強化地域に2都県96市町村が追加決定され、4月24日告示された。

一方、文京区は、東海地震が発生した場合、震度5強程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、大規模地震対策特別措置法に基づく、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的には、かなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、首都として政治、経済、文化等の中心であり、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、文京区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、文京区地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

### 第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 第1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための措置、②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 第2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、「東海地震注意情報」発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 第3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、区地域防災計画の「震災予防計画」及び「震災応急・復旧対策計画」で対処する。
- 第4 区は強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては行政指導及び協力要請で対応する。
- 第5 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に際しても、十分配慮するものとする。
  - 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとる。

2 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。

3 都及び防災関係機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

〈資料編 第24 文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱 P77〉

### 第3節 前提条件

本計画に当たっては、次に掲げる前提条件をおいた。

第1 東海地震が発生した場合、中央防災会議に設置された「東海地震に関する専門調査会」が発表した震度分布予想によると、区の予想震度は、おおむね震度5強程度である。

第2 震度5強の地域における被害状況等の程度は、気象庁震度階級関連解説表のとおりである。

第3 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として、最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、防災関係機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

〈資料編 第78 気象庁震度階級関連解説表 P323〉

### 第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、具体化に至らない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、区の実情を加味し、より充実した計画に改めていくものとする。



## 第2章 事前の備え

本章では、特に定める項目以外については、第2編 震災対策の第1部 震災予防計画並びに第2部 震災応急・復旧対策計画を準用する。

### 第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区地域防災計画震災対策の震災予防計画に基づき実施しているが、特に予知情報の発表による社会的混乱の防止という見地から、①東海地震にかかわる注意情報及び予知情報並びに警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するために整備すべき事業をとりあげるものとする。

#### 第1 社会的混乱を防止するために整備する事業

##### 1 情報連絡体制の整備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 情報連絡体制の整備(90ページ)】を準用する。

#### 第2 被害の発生を最小限にとどめるために整備する事業

##### 1 ブロック塀等の倒壊防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修(45ページ)】を準用する。

##### 2 落下物の防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第4節 窓ガラス等の落下防止(42ページ)、第6節 屋外広告物等に対する規制(44ページ)】を準用する。

##### 3 がけ・擁壁等対策

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修(45ページ)】を準用する。

##### 4 通信施設対策

判定会招集の報道に伴い、区民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合において、NTT東日本は、防災関係の重要な通信を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 著しく、かかりにくくなった場合は、一般電話の利用を制限する。
- (2) 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は優先する。
- (3) 防災関係機関等の非常・緊急電報及び非常・緊急通話は、最優先に確保する。

##### 5 公共施設対策

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進(38ページ)】を準用する。

## 第2節 広報及び教育

地震予知が行われる可能性のある東海地震に適切に対応するためには、区民の意識と活動のあり方が最大の課題となる。区民が東海地震に対する正確な知識に基づき、的確な行動がとれるように、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発、指導する。

### 第1 広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会混乱の防止と災害発生に伴う被害の軽減を図る。

#### 1 広報の基本的な流れ

広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から災害発生まで、④注意情報が解除された時の4つに区分し、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに、民心安定のための広報活動を中心に広報する。

#### 2 広報の内容

- (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (2) 東海地震に関する観測情報、注意情報について
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、地震発生までの情報提供や防災措置・各種規制の内容
- (4) 区の予想震度及び被害程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項
- (6) 民心安定のため警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (7) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなったと認めた場合の準備体制の解除の発表

#### 【主な例】

- 1 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止の措置
  - ①列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
  - ②警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
  - ③その他防災上必要な事項
- 2 道路交通の混乱防止のための広報
  - ①警戒宣言時の交通規制の内容
  - ②自動車利用自粛の呼びかけ
  - ③その他防災上必要な事項
- 3 電話のふくそうによる混乱防止のための広報
  - ①警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
  - ②回線のふくそうと規制の内容
- 4 買い急ぎによる混乱防止のための広報
  - ①生活関連物資取扱店の営業
  - ②生活物資の流通状況と買い急ぎ控えの広報
- 5 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
  - ①金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- 6 その他の広報
  - ①電気・ガス等の使用上の注意

### 3 広報の手段

- (1) 印刷物による広報  
区報をはじめ各防災関係機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- (2) 映画・スライド、イベント等による広報  
「東海地震対策」に関する映画やスライド等を作成するほか、防災イベントや講演会の開催等を通じ、防災意識の普及を図る。
- (3) ホームページ等による広報  
ホームページやケーブルテレビを通じ、防災知識の周知を図る。
- (4) テレビ・ラジオによる広報
  - ア 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成する等、防災知識の向上に努める。
  - イ 各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

## 第2 教育指導

### 1 幼児・児童・生徒等に対する教育

区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校等においては、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者への連絡の徹底を図る。

- (1) 教育指導事項
  - ア 地震に関する基本的事項
  - イ 教職員の分担業務
  - ウ 警戒宣言時の臨時休校措置
  - エ 幼児・児童・生徒等の下校時等の安全措置
  - オ 学校（園）に残留する幼児・児童・生徒等の保護方法
  - カ その他の防災措置
- (2) 教育指導方法
  - ア 幼児・児童・生徒等に対しては、都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」、「地震と安全」、「3. 11を忘れない」を使用し、防災教育を行う。
  - イ 保護者に対しては、PTA総会・保護者会等の活動を通じて周知徹底を図る。
  - ウ 職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
  - エ 学校（園）としての防災訓練を通しての啓発指導や地域の防災活動の紹介、地域と連携した訓練の実施等により、啓発を行う。

## 第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きいため、消防計画の作成等の指導を行う。

### 第1 対象事業所

- 1 消防法第8条及び東京都火災予防条例第55条の3により、消防計画等を作成することとされている事業所
- 2 東京都震災対策条例第10条により事業所防災計画を作成することとされている事業所
- 3 危険物施設のうち、消防法により予防規定を作成することとされている事業所

## 第2 指導内容

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておくよう指導する。

### 1 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

### 2 情報の収集伝達

- (1) テレビ・ラジオ等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信手段の確保
- (4) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員に対する安全の確保

### 3 安全面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- (2) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

### 4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

### 5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

## 第4節 防災訓練

区及び防災関係機関は、警戒宣言時における防災活動の円滑を期すため、情報伝達体制に重点を置いた訓練を実施する。

### 第1 文京区総合防災訓練

区は、原則として8月の最終日曜日に防災関係機関及び区民と協力して、文京区総合防災訓練を実施しているが、この訓練は発災時及び判定会招集時、警戒宣言が発せられた場合の措置を含めた訓練であり、今後も実施するものとする。

#### 1 参加機関

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 区      | (4) 区民     |
| (2) 防災関係機関 | (5) 事業所    |
| (3) 区民防災組織 | (6) ボランティア |

#### 2 訓練項目

- (1) 非常参集訓練
- (2) 災害対策本部準備及び運営訓練
- (3) 警戒宣言時の伝達、広報、通信訓練

(4) 現地訓練

**第2 警備、交通規制訓練（警察署）**

警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関及び区民の協力を得て総合的訓練を行う。

**1 参加機関**

- (1) 区及び防災関係機関
- (2) 区民及び事業所

**2 訓練項目**

- (1) 部隊の招集、編成訓練
- (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）
- (3) 情報収集伝達訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 部隊配備運用訓練
- (6) 装備資器材操作訓練

**3 実施回数及び場所**

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

**第3 消防訓練（消防署）**

警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。

**1 参加機関等**

- (1) 消防団
- (2) 区民及び事業所
- (3) 防災関係機関
- (4) 東京消防庁災害時支援ボランティア

**2 訓練内容**

- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動措置訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災署隊本部等運営訓練
- (7) 部隊編成及び部隊運用訓練
- (8) 消防団及び防災関係機関との連携訓練
- (9) 区民及び事業所と連携した訓練
- (10) 区民及び防災関係機関の総合訓練
- (11) 協定締結等の民間団体との連携訓練
- (12) 各種計画、協定等の検証

**3 実施回数及び場所**

必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

#### 第4 交通機関防災訓練（都営地下鉄・東京地下鉄）

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を実施する。

- 1 非常招集訓練
- 2 情報収集訓練
- 3 旅客誘導案内訓練
- 4 担当業務に必要な訓練

また、区、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能を習得する。

#### 第5 東日本電信電話防災訓練

地震発生後の措置とともに、警戒宣言発令下等における措置について防災訓練を実施する。

- 1 警戒宣言等の伝達
- 2 非常招集
- 3 警戒宣言時の地震予防対策
- 4 大規模地震発生時の災害対応策
- 5 避難及び救護
- 6 その他必要とするもの
- 7 区等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し協力する。

#### 第6 東京電力パワーグリッド防災訓練

防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資器材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を実施する。

また、区が主催する地震防災訓練には積極的に参加する。

#### 第7 東京ガス防災訓練

各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

#### 第8 水道局防災訓練

訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び監理団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。

##### （1）総合訓練

ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練

##### （2）個別訓練

ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他

#### 第9 下水道局防災訓練

地震防災訓練を以下の内容で実施する。

- 1 職員の参集及び任務分担の確立情報連絡訓練
- 2 施設の諸設備の操作と点検及び応急措置
- 3 受注者との連携等

## 第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、観測データの変化により、段階的に気象庁から発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施しなければならない措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する必要がある。

### 第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

#### 第1 情報内容及び配備態勢

気象庁から、東海地震に関連する調査情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢をとる。

情報の種類	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性については直ちに評価できない場合に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合、東海地震と前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	連絡要員を確保する態勢

#### 第2 観測情報の伝達

東海地震に関連する調査情報の伝達経路及び伝達方法は、東海地震に関連する情報連絡系統図のとおりとする。また、防災関係機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めおくものとする。

### 第2節 東海地震注意情報発表時の対応

#### 第1 情報内容及び配備態勢

気象庁から、東海地震注意情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

また、注意情報は、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報の種類	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。 また、判定会の開催についても、本情報の中で発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

## 第2 伝達体制

東海地震注意情報が発表された場合、防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

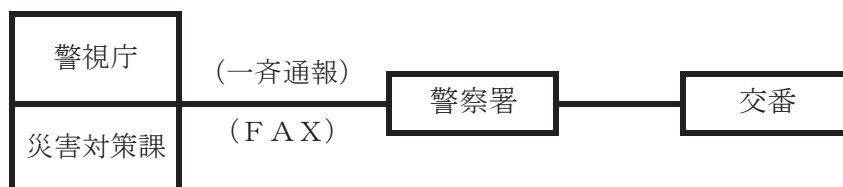
### 1 区

- (1) 総務部防災課は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、無線・有線を活用し区各部・教育委員会、防災関係機関に伝達する。
- (2) 区各部長は、伝達を受けたときは、部内各課、所管施設に伝達する。
- (3) 子ども家庭部は、伝達を受けたときは、区立保育園、児童館及び育成室に伝達する。
- (4) 教育委員会は、伝達を受けたときは、区立の各学校（園）長及び所管施設に伝達する。

### 2 警察署

- (1) 伝達方法・経路

警視庁から一斉通報、FAXにより警察署に伝達される。



- (2) 伝達事項

東海地震注意情報が発表されたこと。

### 3 消防署

- (1) 伝達方法・経路

活動準備態勢に入る必要があるため、東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちに一斉通報、消防無線その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。



- (2) 伝達事項

震災警戒第2態勢が発令されたこと。

### 4 その他防災関係機関

東海地震注意情報を受けた時は、直ちに関係部署及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。



### 第3 活動態勢

東海地震注意情報を受けた場合は、区及び防災関係機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

#### 1 区

##### (1) 災害対策本部の設置準備

区は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

なお、休日、夜間等の勤務時間外において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令があったとき、区の初動態勢は文京区臨時災害対策本部要領で対応するものとする。

##### (2) 職員態勢

職員態勢は、文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱による。

##### (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、総務部防災課が各部課、防災関係機関の協力を得て次の所掌事務を行う。

- ア 東海地震注意情報連絡報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ 社会的混乱防止のための広報
- ウ 都及び防災関係機関との連絡

#### 2 警察署

(1) 東海地震注意情報連絡報が発表された場合は、警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

(2) 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は東海地震注意情報の発表を知ったときは、速やかに自所属に参集する。

#### 3 消防署

東海地震注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して、次の対応を行う。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 防災関係機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張り員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

#### 4 都営地下鉄

東海地震注意情報を災害対策本部等から受けた場合、直ちに局内部課及び各事務所の長に伝達し、伝達の対象となる職員に対して周知を図る。

なお、退庁後及び休日等の勤務時間外においては、電話、電報、伝令等の方法をもって連絡する。

## 5 東京地下鉄

東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。

## 6 東日本電信電話

東海地震注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。

- (1) 通話量等通信疎通状況の監視
- (2) 電力機器等通信設備の運転状況の監視
- (3) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置の準備

## 7 東京電力パワーグリッド

東海地震注意情報が発せられた場合は、次に掲げる予防措置を講ずる。

- (1) 非常災害対策要員は、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集する。
- (2) 電力施設等の特別巡視・点検並びに機器調整等を実施する。
- (3) 保安通信設備の活用を図り、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には公衆通信、鉄道、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
- (4) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

## 8 水道局

東海地震予知情報が発表された場合、直ちに給水対策本部の設置準備に入り、警戒宣言発令と同時に本部を設置する。職員の活動態勢は、東海地震に係る情報が発表された場合、当局は、都総務局総合防災部から連絡を受け、次の態勢により活動に従事する。

なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は、情報の種別の応じて所属に参集し活動に従事する。

- (1) 東海地震観測情報  
平常時の態勢を維持しながら、情報の監視を行い、情報の内容に応じて必要な態勢を確保する。
- (2) 東海地震注意情報  
第1非常配備要員により、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。
- (3) 東海地震予知情報  
第1非常配備要員及び第2非常配備要員により、直ちに本部の設置準備に入り、警戒宣言発令と同時に給水対策本部を設置する。本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

## 9 首都高速道路

東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。また、地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施する。

### 第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であることから、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかけるものとなる。

この段階での各現場で混乱発生のおそれや予測される場合は、各防災関係機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、都総務局、警視庁、東京消防庁等へ依頼し、必要な情報等を区民に広報し、適切な対応をとるように呼びかける。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、区においても迅速に同様の内容を区民に伝達する。

#### 第1 放送機関の態勢

東海地震注意情報を受けた時点から職員の緊急動員を行い、速やかに非常配備に移行できる準備態勢をとる。

#### 第2 放送内容

テレビ、ラジオの平常番組を中断し、地震関係の放送を開始する。その主な内容は次のとおりである。

- 1 判定会の機能の解説
- 2 強化地域、観測データの解説
- 3 混乱防止呼びかけ
- 4 家庭、職場での心得及び防災知識の紹介

### 第4節 混乱防止措置

東海地震注意情報により種々の混乱の発生のおそれのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための対応措置、防災関係機関は次のとおりである。

#### 第1 区

##### 1 対応措置の内容

- (1) 都から混乱防止に必要な情報を入手する。
- (2) 混乱発生が予想される地区、発生した地区に広報する。
- (3) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。
- (4) その他の必要事項

#### 第2 警察署

##### 1 駅等の警備

- (1) 東海地震注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅、混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
- (2) 鉄道機関
  - ア 都営地下鉄三田線各駅
  - イ 都営地下鉄大江戸線各駅
  - ウ メトロ（東京地下鉄）千代田線各駅
  - エ メトロ（東京地下鉄）丸ノ内線各駅

- オ メトロ（東京地下鉄）有楽町線各駅
- カ メトロ（東京地下鉄）南北線各駅

### 第3 都営地下鉄

混乱による二次災害の防止及び輸送に対する安全の確保を図るため、関係個所と密接な連絡を行い、利用客の動向を把握し、次により混乱防止措置を行う。

#### 1 交通局災害対策本部及び電車部で行う措置

- (1) 迅速かつ的確な情報提供
- (2) 各駅の混雑、規制状況等の把握
- (3) 列車の運転状況等の把握
- (4) 職員の配置状況の把握及び調整
- (5) 他機関（警察等）との情報交換及び連絡調整
- (6) 混雑の状況に応じた運行量の調整及び運行中止の決定
- (7) 対策課を通じ利用者への協力要請
- (8) その他必要な措置

#### 2 駅で行う措置

- (1) 管理所警戒本部の設置
- (2) 規制措置の実施（出入口、改札等の入場制限）
- (3) 旅客の誘導案内
- (4) 警備、警戒要領（混乱時の警察官と係員の緊密な連携）
- (5) 報告及び応援要請
- (6) 負傷者の救護
- (7) 広報活動
- (8) 連絡駅及び合築ビルとの協力体制

#### 3 乗務員による措置

- (1) 情報の提供
- (2) 状況の報告と協力方の要請

### 第4 東京地下鉄

職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。

### 第5 東日本電信電話

東海地震注意情報の発表に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本とし、次により措置する。

- 1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。
- 2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関、公衆電話等からの通話は確保する。
- 3 防災関係機関等の非常、緊急電報及び非常、緊急通話は最優先に確保する。

## 第4章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに強化地域に係る都知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

これを受けた都知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生を防止するため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

### 第1節 活動態勢

#### 第1 区

##### 1 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

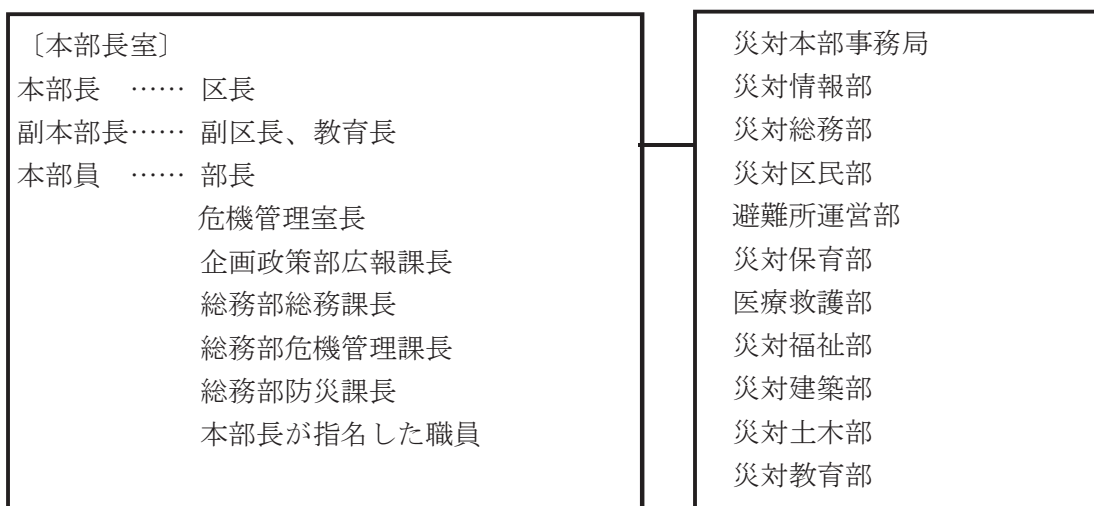
##### 2 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、文京シビックセンター防災センターとする。

##### 3 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、文京区災害対策本部条例及び同施行規則によるが、その概要は次のとおりである。

#### 【文京区災害対策本部の組織】



#### 4 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に関する連絡調整
- (5) 区民への情報提供

## 5 配備態勢

警戒宣言発令時における本部職員の配備態勢は、文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱によるものとする。

### 第2 警察署

- 1 現場警備本部を次の警察署内に設置する。  
富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署
- 2 職員の動員  
警戒宣言発令時には、全職員を動員し防災対策を講じる。
- 3 相互協力

### 第3 消防署、消防団

- 1 次の消防署に設置してある署隊本部の機能を強化する。  
小石川消防署、本郷消防署
- 2 職団員の配備  
警戒宣言発令時には、全消防職員、全消防団員を配備し、震災に対処する態勢を確保する。
- 3 相互協力  
区及び防災関係機関等に職員を派遣し、相互に情報交換等協力態勢を確立する。

### 第4 都営地下鉄

警戒宣言時における職員の配備態勢（電車部）は原則として第2非常配備態勢とし、本局に交通局災害対策本部を設置し、発災に備えて次の措置を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 旅客に対する協力要請と混乱防止
- 3 職員の確保
- 4 あらかじめ指定した箇所の特別巡回の実施
- 5 必要により作業の中止及び施設物の補修措置
- 6 防災、緊急用品、設備機器等の点検整備
- 7 その他の必要事項

### 第5 首都高速道路

警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材の確保等の必要な措置を講じて災害発生に備える。

### 第6 東日本電信電話

#### 1 東京東支店地震災害警戒本部設置

警戒宣言の発令に伴い、東京東支店に地震災害警戒本部を設置し地震災害の未然防止、防災関係機関等の重要通信の確保及び災害が発生した場合の被害の軽減策など、地震防災応急対策を実施する。

## 2 職員の動員数

- (1) 東海地震注意情報発表時  
可能な限り平常業務を継続することを基本に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。
- (2) 警戒宣言時  
応急対策業務実施のため、平常業務のうち顧客サービスに直接関係しないもの及び屋外における工事を中断することを原則に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。

## 第7 水道局

警戒宣言が発令された場合、都総務局は、直ちに防災行政無線、有線電話及びその他の手段により、その旨を都各局等に伝達する。総務局からの警戒宣言の通報を受けた場合は、給水対策本部を設置する。本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

### 1 平常給水の維持

- (1) 浄水場（所）、給水所等は、必要な配水圧力を確保する。
- (2) 地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保する。

### 2 保安点検措置

- (1) 貯水及び取水施設の保安点検
- (2) 浄水場（所）、給水所等の保安点検
- (3) 送・配水管等の漏水に対する措置
- (4) 応急給水槽の保安点検
- (5) 当局の工事現場の保安点検措置
- (6) 他企業の工事現場内の当局施設の保安要請

### 3 応急給水活動の準備

- (1) 応急給水用資器材の点検及び準備
- (2) 関係会社の輸送用車両の手配及び受け入れ

## 第8 東京電力パワーグリッド

警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定められた非常災害対策要員は、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集し、非常災害対策本（支）部を設置する。

## 第9 東京ガス

### 1 ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い、巡視点検及び検査を行う。

### 2 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中又は作業中のガス工作物については、状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

### 3 対策要員の確保

- (1) 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は、あらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。

### 4 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

## 第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、防災関係機関が、警戒宣言・地震予知情報を、迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

### 第1 警戒宣言等の伝達

#### 1 伝達系統

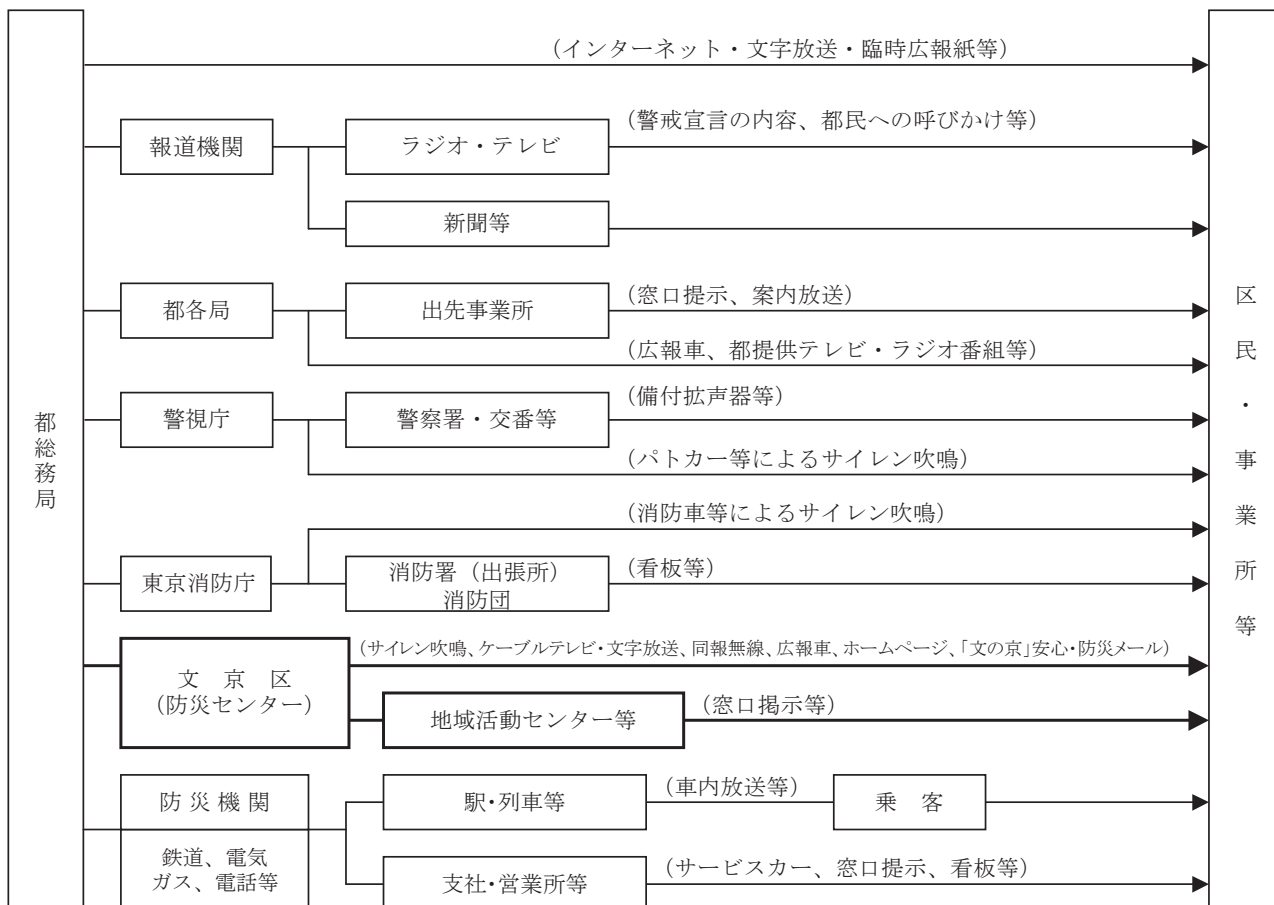
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

- (1) 防災関係機関の情報伝達系統は東海地震に関連する情報連絡系統を準用する。
- (2) 区民に対する警戒宣言の伝達及び手段は次のとおりである。

#### 2 伝達態勢（区）

- (1) 区は、都から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部課、区立施設及び防災関係機関に対し、庁内放送、優先電話、地域系防災行政無線等にて伝達する。
- (2) 区民に対しては、防災行政無線によるほか、警察署・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）、広報車等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。



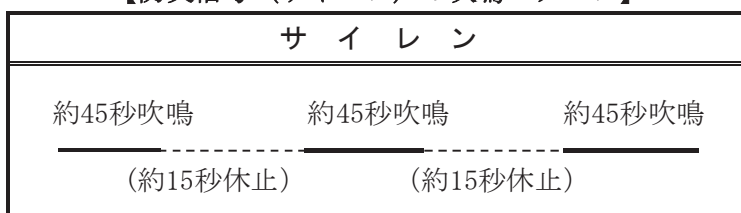


### 3 伝達事項（区及び警察署・消防署）

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 文京区の予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

#### 【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】



## 第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での混雑、電話の異常ふくそう等の混乱が予想される。これらに対処するため、テレビ・ラジオ等による広報が行われるが、区及び防災関係機関においても所掌に応じた広報を実施する。

### 1 区

- (1) 広報項目
  - ア 警戒宣言の内容

- イ 区民がとるべき措置
- ウ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

## (2) 広報の方法

広報は防災行政無線、ホームページ、「文の京」安心・防災メール、ケーブルテレビ、広報車を活用するほか、区庁舎、区施設の玄関等に立看板等を掲げて行う。

〈資料編 第58 広報文例 P167〉

## 2 警察署

- (1) 帰宅ラッシュに伴う、駅等の混乱防止のための広報
- (2) 道路交通の混乱防止のための広報

- ア 自動車利用の自粛
- イ 交通規制の実施要領
- ウ 道路の渋滞状況

(3) 警察署においては、広報車等を利用して警戒宣言とその内容の周知徹底を図る。

## 3 消防署

現場対応広報活動を実施する。  
広報内容は、第2章第2節第1の2に準ずる。

## 4 都営地下鉄

駅長（指揮者）又は列車乗務員は地震が発生した場合に地下という不安感から生じる混乱を予想し、積極的に駅放送、車内放送等により旅客及び乗客の動揺防止に努め、二次災害の発生を防ぐ体制を整えるとともに列車の運行状況を周知する。

## 5 東日本電信電話

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて以下の情報提供を必要に応じて行う。
  - ア 通信のそ通状況並びに利用宣言等の措置状況
  - イ 電話工事並びに故障修理等の実施状況
  - ウ 営業業務等の業務実施状況
  - エ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
  - オ その他必要とする事項
- (2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、的確・迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

## 6 水道局

警戒宣言発令中の広報については、水道施設の稼働状況や住民への協力要請など給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。

## 第3節 消防・危険物対策

### 第1 消防対策

#### 1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、主に次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成

- (3) 防災関係機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張り員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

## 2 情報連絡体制の確立

- (1) 地震予知情報等の伝達方法
  - ア 消防機関への伝達経路  
第3章第2節第2. 3. (1) に準じて伝達する。
  - イ 区民への伝達経路  
第4章 第2節に準じて伝達する。  
伝達内容は第5章第1節による。
- (2) 対応状況等情報の収集、伝達  
警戒派遣所派遣隊、高所見張り員、移動防災指導班等から各種情報を収集する一方、区、警察への派遣職員を通じ、情報の交換を行う。

(3) 区民（事業所を含む）に対する呼びかけ

区民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ、インターネット、防災メール並びに警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、バケツ、消火用水の確保
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確認 2 ブロック塀、門塀、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続停止及び退社	1 劇場及び超高層ビル等不特定多数の者を収容する施設に対する営業の中止又は自粛 2 飲食店及び炉を使用する工場等多量の火気を使用する事業所に対する営業（操業）の中止又は自粛 3 大型店舗、スーパーマーケット等に対する生活必需物資の継続販売及び病院、銀行等都民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所に対する可能な限りの営業等の維持 4 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危険防止	商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置
その他、消防計画等に定める事項の徹底		

第2 危険物対策

警戒宣言発令時の要請事項

1 石油類等危険物の取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 操業の制限又は停止</li> <li>2 流出拡散防止等資器材の点検、配置</li> <li>3 緊急しゃ断装置等の点検、確認</li> <li>4 火気使用の制限</li> <li>5 消防用設備等の点検、確認</li> </ol>

機 関	内 容
警察署 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱及び運搬の抑制</li> <li>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</li> </ol>
下水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられた場合は直ちに関連の作業を中止し、下記の措置を講ずるとともに、火気厳禁等の指令及び保管庫周辺への付近住民等の立ち入りを厳禁する。</li> <li>2 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを締める（除く、自家用発電機設備）。</li> <li>3 タンクローリーが貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する。</li> </ol>

## 2 危険物輸送

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害予防の観点から、次の応急措置を検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出荷、受け入れの停止又は制限</li> <li>2 輸送途中車両における措置の徹底</li> </ol>

## 3 化学薬品等取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> <li>3 化学薬品等取り扱いの中止又は制限</li> <li>4 火気使用の中止又は制限</li> <li>5 消防用設備等の点検確認</li> </ol>

### 第3 劇場、高層ビル等対策

劇場、超高層ビル等不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の対応措置について検討・実施するよう指導する。

#### 1 劇場、映画館等

機関	対 応 措 置
消防署	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難設備の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

#### 2 高層ビル

機関	対 応 措 置
消防署	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難設備の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達、及び時間差を設けての誘導 7 エレベータ（地震時管制運転装置を除く）の運転中止及び避難時の階段利用

## 第4節 警備・交通対策

### 第1 警備対策

- 1 警備部隊の編成
- 2 警備部隊の配備  
混乱の恐れのある駅、交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。
- 3 治安維持活動  
日常業務の処理のほか、次の点に重点をおき、区民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。
  - (1) 区内の実態把握に努める。
  - (2) 正確な情報収集及び伝達を図り、区民の不安要素を解消する。
  - (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

## 第2 交通対策

### 1 交通対策の基本

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

- (1) 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- (2) 神奈川県及び山梨県方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- (3) 神奈川県及び山梨県方向から流入する車両の走行は、できる限り制限する。
- (4) 強化地域の車両の通行は、できる限り制限する。

### 2 運転者のとるべき措置

運転者のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

- (1) 走行中の車両
  - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。
  - イ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取し、その状況に応じて行動すること。
  - ウ 目的地に到達後は、車両を使用しないこと。
  - エ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行すること。
  - オ 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
  - カ 現場の警察官の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の車両
  - ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しないこと。
  - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに道路外に移動すること。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止めること。この場合において、エンジンキーは付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。また、貴重品を車内に残さないこと。
  - ウ 車両による避難の禁止  
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 警戒宣言時の交通規制
  - ア 警戒宣言が発せられたときは、次のような規制を行う
    - (ア) 都県境
      - ① 神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両の通行については原則として制限を行い、都内に流入する車両の通行については混乱が生じない限り制限は行わない。
      - ② 埼玉県又は千葉県との都県境においては、都内に流入する車両の通行についてはできる限り抑制し、流出する車両の通行については制限を行わない。
    - (イ) 環状7号線内側区域の道路  
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。
    - (ウ) 緊急交通路の指定  
国道4号、国道17号、国道20号、国道1号、国道15号、中原街道、目黒通り、国道254号、国道122号、国道6号、国道14号、蔵前橋通り及び国道16号の13路線を、必要に応じて緊急交通路に指定し、車両の通行を制限する。

(エ) 首都高速道路等  
状況により車両の流入を制限する。

(オ) 強化地域  
強化地域においては、津波により被害が発生するおそれのある道路は、車両の通行を制限する。

イ 交通規制の見直し  
状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

(4) 交通規制の方法等  
警察署長は、速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置するとともに、必要により交通検問所を設置して次の任務を行うものとする。

ア 交通整備及び誘導

イ 交通規制の実施

ウ 交通情報の収集

エ 運転者に対する交通情報の提供

オ 運転者のとるべき措置の指導

カ その他交通対策上必要と認められる措置

(5) 緊急通行車両等の確認事務  
警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

### 第3 道路管理者のとるべき措置

#### 1 区土木部

(1) 危険箇所の点検  
緊急道路障害物除去路線を重点に、その他の崩壊の恐れのある擁壁、階段道路及び橋梁について緊急点検を実施し、保安態勢を確認して応急資器材の点検整備を行う。

(2) 工事中の道路についての安全対策  
道路管理者施行の道路工事については、急施の小規模の維持補修工事を除いて中止する。工事箇所については、可能な限り仮復旧及び埋戻しの応急措置をし、原則的には一般の交通に開放する。

道路占用工事（上下水道、電気、電話、ガス等）の箇所については、緊急の安全対策工事（ガス漏れ、漏水等）を除いて中止させ、仮復旧して一般の交通に開放し、通行の確保を図る。

#### 2 都建設局第六建設事務所

(1) 避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に地震発災時に交通の障害となる恐れがある道路の損傷等について点検を実施する。

(2) 工事中の道路については原則として工事を中止し、安全対策を実施する。

#### 3 首都高速道路株式会社

警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。

(1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。



- (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。
- (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。
- (4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

## 第5節 公共輸送対策

### 第1 都営地下鉄

#### 1 警戒宣言が発令された当日

警戒宣言が発令されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延については、運転整理により対応するため一部列車の間引きを余儀なくされるので、輸送力は平常より減少する。

#### 2 翌日以降

各線（浅草、三田、新宿、大江戸）別に、地震ダイヤにより減速運転を行う。

なお、地震ダイヤでは、一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常時より減少する。

#### 3 列車の運転中止

混乱防止に努めても、なお、旅客の協力が得られない駅等で混乱が発生した場合は、人命の安全確保の見地からやむを得ず運転を中止することがある。

### 第2 警察署

あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

### 第3 消防署

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱による被害が発生することが予想されるとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられることから、平常時から各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。

## 第6節 学校（園）・福祉施設等

### 第1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

区から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けた学校（園）では、直ちに職員会議を開いて、全教職員にこの旨伝達するとともに、各学校（園）の防災計画に基づく行動を起こす。

#### 1 在校時

- (1) 警戒宣言が発せられたら直ちに授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校の措置をとる。
- (2) 幼児・児童・生徒は、保護者又はあらかじめ届け出てある代理人（以下「保護者」という）に引き渡して帰宅させる。

- (3) 幼児・児童・生徒の保護者への引き渡しについては、その方法等をあらかじめ保護者等に周知しておくとともに、引取者と帰宅先を確認して引き渡すようにする。  
引き渡すまでは、学校（園）で保護する。

## 2 校外指導時

- (1) 宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・冬季施設・修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その他の対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- (2) 遠足、社会科見学等の場合は、その地の地元官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが、危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。
- (3) 電話のふくそうにより、学校や教育委員会と連絡がとれないことも予測されるが、極力連絡するように努力する。

## 3 学校（園）におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、また区から供給が受けられるように手配しておく。
- (3) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のために必要な人員については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。
- (4) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のためにとった措置等について、できるだけ早く教育委員会へ報告するようにする。

## 4 警戒宣言解除の連絡等

- (1) 警戒宣言解除の情報は、区の災害対策本部の防災行政無線によって一斉に通知するほか、ラジオ・テレビの報道によって行うものとする。
- (2) 解除後の授業再開の日時は、別に教育委員会から通知するところによる。

## 5 判定会招集時の幼児・児童・生徒に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が区の防災行政無線やラジオ・テレビ等により報道された後、判定会の結論がでるまでの間に授業を学級指導に切りかえる。そして、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項宣言解除後又は地震後の授業の再開等について説明し、幼児・児童・生徒の安全を図る指導にあたりとともに、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定められた計画に従って引き渡し・帰宅させるよう準備を整える。

## 6 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童・生徒の保護者が引き取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、判定会招集時は平常事業は中止し学級指導に切りかえ、児童・生徒に地震に対する対応について認識を与え帰宅の準備に入る。

その間、保護者に連絡をとり、引き取りに来校するよう通知する。

従って、そのような事態が起きても対応できるように、学校（園）は平素から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。

判定会招集の報道を得た家庭は、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておく。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校した場合、校長の責任において臨機の措置をとる。

## 第2 学校開放

### 1 事業実施前の場合の対応

学校長及び指導員に事業の中止について直ちに連絡するほか、区民に対する周知を図るため、中止の表示を行うほか、団体利用申込者に対してはできる限りの周知を図る。

### 2 事業実施中の場合の対応

直ちに事業中止の事情について説明を行い、正確な情報を伝達して速やかに帰宅させる措置をとる。

- (1) 団体利用の場合においては、責任者に引率させて帰宅させるが、帰路途中においても同じ方向の者はできる限り複数で帰宅させる。
- (2) 個人利用の場合、直ちに帰宅させるが、同じ方向の者は一緒に帰宅させるようにする。この場合、保護者及び同伴者のいない幼児・低学年児童がいる場合は、自宅の方向別に班編成をして、高学年の児童・生徒等に引率させるようにする。
- (3) (2)の方法によっても直ちに帰宅することが出来ない幼児等がいる場合は、保護者を確認し連絡して引き渡す。直ちに引き渡しの出来ない場合は、引き渡し完了するまでの間、安全に保護する措置をとる。
- (4) 身体障害者が利用している場合の対応については、幼児・児童の場合と同様とする。

## 第3 保育園

### 1 伝達方法

判定会が招集された旨を継送電話連絡網で通報し、全園職員は全員待機、夜間休日等勤務時間外の連絡方法も同様とする。

### 2 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された時は、子ども家庭部長より各園に通知し、園長は緊急連絡網にて保護者に連絡（混乱する場合もあるので文言を整理しておく）する。

なお、電話連絡が不能になる場合を考慮し、毎回の園だよりの中で、警戒宣言が発令された際には、連絡の有無にかかわらず、園児とともに速やかに帰宅するようPRする。

### 3 食糧備蓄

非常用保存食のほかに、普段提供するおやつをローリングストック法<sup>\*</sup>に準じた方法により、購入・保存しておく。

<sup>\*</sup>ローリングストック法：普段食べる米やレトルト食品などを多めに買って置き、消費したらその分を補充することで常に一定量の食糧を備蓄する方法

### 4 再開方法

警戒宣言解除の時間にもよるが翌日より再開

## 第4 児童館・育成室

### 1 伝達方法

児童青少年課は、判定会が招集された旨、FAX電話を利用した継走電話連絡網により各児童館、育成室に通報する。（一般電話は、保護者などの緊急応対用に空けておく。）

各児童館、育成室では直ちに全職員へ伝達し、全員待機する。夜間、休日等の勤務時間外は、緊急電話連絡網により連絡を行い、指示があるまで待機する。

来館（室）児童に対しては、地震に対する注意、安全指導を行う。

職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに区の防災行政無線、サイレン等に十分注意する。

### 2 緊急体制への移行

判定会が招集された時点で、行事等全ての事業を中止し、来館（室）児童の把握を行い、保護者同伴の児童は速やかに帰宅させる。職員は、館（室）内の安全点検、避難路の確保を行うと同時に、児童に帰宅の準備をさせ全員を安全な場所に誘導する。

児童の引き取り確認名簿を備え、非常時持ち出し袋の用意と水の汲み置きを行う。また、指示により、施設の入口に区からの広報内容を掲示する。

警戒宣言が発令された時点で、児童が来館（室）していない場合は、施設を閉鎖して、その旨を児童青少年課長に報告し、職員は指示があるまで待機する。

館（室）外保育中に警戒宣言発令等の情報を知った場合、引率職員は地元官公署等からの確な情報収集を行うとともに、速やかに児童館（育成室）又は児童青少年課と連絡を取り、児童の安全確保を図りながら帰館（室）する。

### 3 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された場合は、部長より各館（室）へ通知するが、テレビ、ラジオ報道等により、先に情報を知った時点で対応を開始する。

発令時に在館（室）するすべての児童を保護者に引き渡せるよう手立てを講じる。

育成室では、児童台帳、出席簿及びあらかじめ保護者より提出されている警戒宣言発令時における送迎時間等の調査表を用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。児童館でも、登録簿、登録カードを用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。混乱が予想されるので、保護者への引き渡しに関する文言をあらかじめ整理しておく。

保護者が引き取りに来たときは、児童の引き取り確認名簿へ記入させ、確実に引渡しを行う。

なお、電話連絡が不能になる場合も考慮して、育成室では、防災のしおりの配布や警戒宣言発令時における送迎時間等調査表の提出のほか、育成室だよりなどで、警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず、速やかに児童を引き取るよう保護者への周知を徹底する。児童館でも、定期的に児童館だよりのなかで同様の周知に努める。

各館（室）職員は、全児童の引き渡しが完了したら館（室）を閉鎖し、入口にその旨を掲示するとともに、児童青少年課長へ報告する。

### 4 再開方法

警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、異常が無ければ、解除の時間にもよるが翌日より再開する。

## 第5 文京福祉センター江戸川橋及び湯島

### 1 利用者について

警戒宣言が発せられた後、利用者に対して直ちに帰宅させる。

また、交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、センターにて適宜措置する。

### 2 施設について

施設においては、センター利用者が退館した後、直ちに建物内外を点検し、火気の使用を停止し、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止・消火器及び備品の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

職員は、消防計画等による役割分担に従い対応する。

## 第6 福祉作業所・本郷福祉センター

- 1 警戒宣言発令同時に作業や活動を中止させる。
- 2 原則として速やかに帰宅させるものとし、遠隔利用者については、利用交通機関の運行状況等を把握し、適切な指示を与え、帰宅させるものとする。
- 3 交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡の上、作業所にて適宜措置する。
- 4 全員帰宅後、直ちに閉所措置をとる。
- 5 警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、利用を再開する。

## 第7 勤労福祉会館

### 1 防災体制の確立

自衛消防隊の編成をとるとともに、あらかじめ定められている役割分担に基づく隊員の配備及び適宜対応措置をとる。

### 2 情報の収集、伝達等

- (1) ラジオ等による正確な情報の把握
- (2) 利用者及び従事者等に対する迅速正確な情報の伝達
- (3) 施設内における混乱の防止
- (4) 利用者及び従事者等に対する安全の確保

### 3 施設利用の停止及び退館等

- (1) 原則、利用者は直ちに退館させる。
- (2) 施設利用を停止し、警戒宣言が解除するまでは、臨時休館の措置をとる。

### 4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物・薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

### 5 危険防止

- (1) 設備器具等の転倒・落下防止措置

## 第8 アカデミー施設

### 1 施設等の対応

会館利用者及び講習・講座等の参加者に対し、館内放送等により中止に至る状況を説明し、正確な情報を伝達して安全に帰宅させる。

- (1) 団体利用の場合は責任者と十分な協議の上、同じ方向の場合は可能な限り複数で帰宅するよう指導する。
- (2) 個人利用者については、直ちに帰宅させるが、児童・生徒がいる場合は極力成人と一緒に帰宅するよう指導し、成人に協力要請を行う。
- (3) 会館利用者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備えて転倒、落下の恐れのある備品等について防止策を講ずるとともに、保安上必要な電気以外は電源を切り、火気の扱いについては特に注意する。
- (4) 臨時休館の場合は出入口に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の会館利用申込者（団体代表者）並びに講習、講座等参加申込者に対し可能な限り連絡する。
- (5) 閉館時（夜間・休館日）の場合は、館長はあらかじめ指定した職員に連絡し、災害発生時に備えて随時出勤できるよう態勢をとる。このため、平常時においても全職員に対して対応策を周知する。

### 2 措置の報告

前記1による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

## 第9 ふるさと歴史館

- 1 一般観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

### (1) 観覧者への対応

ふるさと歴史館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者についてはできる限り集団で、安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者がいるときは、保護者を確認し、連絡の上引き渡すよう対応する。

### (2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が発せられた場合は状況に応じて収蔵庫に収納する。

### (3) 施設管理

観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電気以外は電源を切る。転倒、落下の恐れのある物については除去する等の措置をするほか、ケース等のガラスの飛散防止の措置をとる。また、火気の扱いについては、特に注意する。

(4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

## 第10 森鷗外記念館

1 観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

(1) 観覧者への対応

森鷗外記念館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者については、できる限り集団で安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者があるときは、保護者を確認し、連絡の上引き渡すよう対応する。

(2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が発せられた場合は、状況に応じて収蔵庫に収納する。

(3) 施設管理

観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電機以外は電源を切る。転倒、落下の恐れのある物については、除去する等の措置をするほか、ケース等のガラス飛散防止措置をとる。また、火気の扱いについては、特に注意する。

(4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

## 第11 体育施設

- 警戒宣言が発せられたときは、全ての事業を中止し閉館する。
  - 付き添いのある幼児・児童及び心身障害者については即時帰宅させる。付き添いのない者についてはできる限り保護者に連絡し、保護者に引き渡す。付き添いのない者で単身帰宅を申し出た者は、利用者の中の近隣者に同行させて帰宅の措置をとる。
  - 発災に備え施設内の備品等の転倒、落下防止、薬品類による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。
  - 屋外運動場については区民の避難場所になるので、備品類を定められた場所に格納しておく。
- 閉館時（夜間・休館日等）の場合の対応  
施設長は職員に対し状況を伝達し、災害発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。
- 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにスポーツ振興課長に報告する。

## 第12 図書館

### 1 各図書館への周知及び対応

- 真砂中央図書館は、判定会が招集された旨、電話やメールを利用して各図書館に連絡し、利用者に周知するよう指示する。各図書館の職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに、利用者に逐次周知する。
- 警戒宣言が発せられたときは、真砂中央図書館は、その旨を上記方法で各図書館に伝え、閉館の措置をとり、利用者に周知するよう指示する。

### 2 利用者への対応

- 利用者に対し、館内放送等により逐次正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図る。
- 館周辺の交通事情を調査すると同時に、鉄道、バス等の交通機関の状況についても把握し周知する。
- 警戒宣言が発せられたときは、中学生以上の利用者は退館させる。この際全員が一時に退館することのないよう指導する。また、混乱が発生しないよう利用者に対する「呼びかけ」を十分行う。利用者の協力が必要な場合は協力を求める。
- 小学生以下の利用者については、できる限り保護者に連絡をとり、保護者に引き渡す等の方法をとる。
- 心身障害者が保護者同伴のときは他の者に優先して退館させるものとし、保護者同伴でない者については、保護者に連絡をとり引き渡す。
- 前記（4）、（5）のとき、保護者に引き渡すことのできない場合は、保護者に連絡がとれ、引き渡し完了するまで、館にとどめておくこととし、必要に応じて給食等の措置をとる。

### 3 館内施設の準備

- 備品の転倒防止等必要な措置をとる。
- 重油等危険物の安全管理に十分注意し、発災の際、重油類等の流出による火災が発生することがないようにする。
- 給食を行うこともあるので、態勢を整える。



- (4) 水・薬品の管理を行うこと。
- (5) 電動ドアは手動式に切りかえておくこと。
- (6) 窓ガラス等施設破損による被害がでないよう十分施設の点検を行い、簡単な補修工事を行うこと。

### 第13 教育センター

センター利用者、事業参加者に対し状況を説明し、直ちに事業を中止するとともに休館措置をとる。また、できるだけ正確な情報を提供して、安全に帰宅するよう促す。若しくは、一時待機を指示する。

なお、警戒宣言に伴い避難勧告等が発令された場合は、避難所開設に向けた対応措置を行う。

#### 1 利用者への対応

利用者、事業参加者に対しては、帰宅の準備をさせ、全員を安全な場所に誘導する。幼児・児童・生徒の保護者への引き渡しについては、その方法等をあらかじめ保護者等に周知しておくとともに、引取者と帰宅先を確認して引き渡すようにする。交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡の上、センターにて適宜措置する。団体利用の場合は、責任者と十分協議した上で、上記に準じた取扱いをする。以上の措置を完了するまでは、施設内で安全に保護する。

#### 2 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の確認、在籍職員の確認等を行う。職員は、消防計画等による役割分担に従い対応する。

#### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の利用者等に対し可能な限り連絡をする。

### 第14 子育てひろば及び親子ひろば

#### 1 利用者への対応

子育てひろば及び親子ひろば利用者に対し、直ちに休館措置をとることについての状況等正確な情報を伝達して安全に帰宅するよう指導する。

#### 2 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

#### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、子育てひろば及び親子ひろば利用者等に対し可能な限り連絡をする。

## 第15 一時保育所（キッズルーム）及び病児・病後児保育施設

### 1 利用者への対応

各施設に電話で通知し、施設責任者は保護者の緊急連絡先へ連絡し、児童の引き渡しを行う。直ちに引き渡しが出来ない場合は、引き渡し完了するまでの間、安全に保護する措置をとる。

### 2 施設管理

災害に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、備蓄物資・職員体制の確認、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

### 3 臨時休室措置の周知

出入口等に臨時休室の表示を行うほか、キッズルーム及び病児・病後児保育の予約者等に対し連絡をする。

## 第16 青少年プラザ

利用者に対し状況を説明し、直ちに事業を中止するとともに休館措置をとる。また、できるだけ正確な情報を提供して、安全に帰宅するよう促す。若しくは、一時待機を指示する。

## 第17 男女平等センター

### 1 利用者への対応

施設利用者に対し、館内放送等により直ちに休館措置をとることについての状況を説明し、正確な情報を伝達して利用者の混乱防止を図り、安全に帰宅するよう促す。

### 2 施設管理

施設利用者が退館した後、発災に備え、施設内外の点検を行い、備品等の転倒・落下防止、消火器の確認等、被害軽減の措置をとる。また、保安上必要な電気以外は電源を切り、火災の発生には特に注意する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行い、同日及び直近の日時の利用予定者に対し、可能な限り連絡する。

## 第18 区民センター

### 1 利用者への対応

施設利用者に対し、館内放送等により直ちに休館措置をとることについての状況を説明し、正確な情報を伝達して利用者の混乱防止を図り、安全に帰宅するよう促す。

### 2 施設管理

施設利用者が退館した後、発災に備え、施設内外の点検を行い、備品等の転倒・落下防止、消火器の確認等、被害軽減の措置をとる。また、保安上必要な電気以外は電源を切り、火災の発生には特に注意する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行い、同日及び直近の日時の利用予定者に対し、可能な限り連絡する。

## 第19 地域活動センター・区民会館・交流館

### 1 利用者への対応

施設利用者に対し、館内放送等により直ちに休館措置をとることについての状況を説明し、正確な情報を伝達して利用者の混乱防止を図り、安全に帰宅するよう促す。

### 2 施設管理

施設利用者が退館した後、発災に備え、施設内外の点検を行い、備品等の転倒・落下防止、消火器の確認等、被害軽減の措置をとる。また、保安上必要な電気以外は電源を切り、火災の発生には特に注意する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行い、同日及び直近の日時の利用予定者に対し、可能な限り連絡する。

## 第7節 電話・電報対策

### 第1 広報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、一般の利用者に対し、次の事項についてテレビ・ラジオ及び地域の広報活動を通じて広報する。

#### 1 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段

(自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む)

#### 2 電報の受付及び配達状況

(遅延承知のものに限り取り扱うこと等利用制限の周知も含む)

#### 3 支店等営業窓口における業務実施状況

#### 4 利用者に対し協力を要請する事項

業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること、及び災害用特設公衆電話の利用あるいは通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等

#### 5 街頭公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知

## 第8節 電気・ガス・上下水道対策

### 第1 電気

#### 1 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても電力の供給を継続する。

#### 2 人員、資器材の点検確保

##### (1) 要員の確保

非常災害対策組織の構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは速やかに事業所へ参集する。

##### (2) 資器材の確保

警戒宣言が発せられたときは、必要な資材・工具・車両・無線等を確保整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

### 3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する各号の予防措置を講ずる。

#### (1) 特別巡視及び特別点検

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視・特別点検及び配電設備等を実施する。

#### (2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、またNTT東日本・鉄道・警察・消防及び防災関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

#### (3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を講ずる。

## 第2 ガス

### 1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造・供給は継続する。

### 2 人員の確保と資器材点検

(1) 勤務時間内においては、地震防災応急対策に必要な要員を確保し、休日及び時間外においてもあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

#### (2) 資器材の点検確保

通常保管されている支社倉庫・管材倉庫・その他から復旧工事に必要な資器材の数量の点検、整備を行う。

### 3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容

#### (1) 広報の内容

- ア 警戒宣言・地震予知情報の伝達
- イ 引き続きガスを供給していること
- ウ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法
- エ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法
- オ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等

#### (2) 広報の方法

- ア 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
- イ テレビ・ラジオ及び防災関係機関に対し広報を行うよう協力を求める。

### 4 施設等の保安措置

(1) 緊急しゃ断装置・分散設備・用水設備・保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確保を行う。

(2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

(3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

### 第3 上水道

警戒宣言発令中の広報は、区民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発生に備えるよう、次の内容の広報を行う。

- 1 当座の飲料水の汲み置き要請
- 2 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 3 地震発生後の広報等の実施方法
- 4 地震発生後における区民への注意事項

### 第4 下水道

#### 1 危険物に対する保安措置

危険物のある水再生センター、ポンプ所においては、三交替勤務態勢により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2次非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

#### 2 施設等の保安措置

(1) 施設の被害を最小限度にとどめ、汚水・雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すため、下記施設について巡視点検の強化及び整備を行う。

- ア 管渠施設
- イ ポンプ施設

(2) 工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

### 第9節 生活物資対策

区は、食料及び生活必需品の安定供給を確保するため次の措置を行う。

#### 第1 営業の要請等

食料及び生活必需品を取り扱う百貨店・スーパーマーケット・小売店等に対し、出来るだけ営業を継続し、売りおしみ・価格操作等を行わないよう要請する。

#### 第2 連絡態勢

商店街連合会、産業連合会に対し、警戒宣言が発せられた場合の連絡網として組織の中に非常災害時継送表を作成するよう要請する。

### 第10節 金融対策

区は、警戒宣言発令時においては、金融機関及び郵便局は出来るだけ窓口業務を確保するよう協力依頼し、区民に対しては、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、無線放送等により呼びかけを行い、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員・職員の安全を十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客にそなえて店頭その旨を掲示する。

## 第1 文京区指定金融機関区役所内派出所における対応措置

文京区指定金融機関区役所内派出所の業務の円滑な遂行を確保し、次の各号に掲げる措置をとらせる。

- 1 原則として平常通りの業務を行う。
- 2 緊急の場合に備え、災害見舞金・救援物資の調達等の支出を遅滞なく遂行できるよう必要な資金と体制を確保する。
- 3 派出所窓口の区民に対して、警戒宣言が発せられたことを直ちに周知するとともに、その旨を店頭に掲示する。

## 第2 区税等の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、区税の申告や納税、国民健康保険、国民年金の各届出書の提出や保険料の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令中において、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、区税、保険料の減免及び納付期限の延長等に適切な措置を講ずる。
- 3 臨戸調査等により税務課職員が区内地域に外出中、警戒宣言が発令された場合は直ちに帰庁する。

## 第3 福祉資金貸付金の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、貸付金返済等の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令後引き続き、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、貸付金の償還免除及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

## 第11節 避難対策

特に危険が予測される指定地域については、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

- 1 危険が予測される地域
- 2 がけ地等で危険が予測される地域については、土砂災害警戒情報が発令されたとき、避難勧告を発令する。
- 3 避難勧告は区長が行う。
- 4 避難所（原則として区立小中学校等）開設に伴う対応措置  
警察署は原則として危険地域から避難所までの避難に当たり、避難所においては区職員等に引き継ぐものとする。

## 第12節 救援・救護対策

### 第1 給水態勢

#### 1 応急態勢の確立

発災後に備え、中央支所においては本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資器材等の点検整備を行う。

## 第2 物資等の配付態勢

### 1 配付態勢

区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送配付態勢をとる。

### 2 運搬計画

備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、東京都トラック協会文京支部に待機の態勢を要請する。

## 第3 医療救護態勢

### 1 医療班の編成準備

- (1) 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道接骨師会に医療救護班の編成準備要請
- (2) 救護班携行器材の点検準備

### 2 助産救護体制の確保

- (1) 医師、看護師等の確保
- (2) 医療資器材の点検、補充
- (3) 助産収容態勢の整備
- (4) 小石川・文京区医師会に対する受け入れ態勢確保の要請

## 第5章 区民のとりべき措置

文京区は「東海地震」が発生した場合、震度5強になると予想されている。

震度5強の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。

区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱及び被害は大幅に減少させることができる。

本章においては、区民、区民防災組織及び事業所が、平常時、判定会招集時及び警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

### 第1節 区民のとりべき措置

#### 第1 平常時

- 1 日頃から出火の防止に努める。
  - (1) 東海地震に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
  - (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
  - (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
  - (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
  - (5) 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食糧の3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
  - (6) 家庭で対応処置を話し合っておく。
    - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
    - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
  - (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、区民防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
  - (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

#### 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
- 2 家庭で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。



### 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
  - (1) 区の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - (2) 区、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。
  - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
  - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
  - (2) 火気器具周辺の整理整頓を確認する。
  - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難する時は、ガスメーターコック及び元栓を閉じる）
  - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
  - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
  - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止をはかる。
  - (1) 窓ガラスに荷物用テープを貼る。
  - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるように取りまとめておく。（非常持ち出し品の準備）
- 9 火に強くなるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
  - (1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
  - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
  - (3) 走行中の自家用車は目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 12 幼児、児童の行動に注意する。
  - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
  - (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りに行く。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベータの使用はさける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

## 第2節 区民防災組織のとりべき措置

### 第1 平常時

- 1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民に周知しておく。
- 2 情報収集・伝達態勢を確立する。
  - (1) 区及び防災関係機関から知らされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する態勢を確立する。
  - (2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備、保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

### 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 区民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

### 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- 2 区民防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 区民に区民のとりべき措置（前節参照）を呼びかける。
- 4 可搬式動力ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や病人の安全に配慮する。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

## 第3節 事業所のとりべき措置

### 第1 平常時

- 1 事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む）に基づいて措置し、注意情報発表時以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。
- 2 従業員に対する防災教育の実施
- 3 自衛消防訓練の実施
- 4 情報の収集・伝達態勢の確立
- 5 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 6 水・食糧・医薬品その他必需品の備蓄

## 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。  
この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

## 第3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等警戒態勢を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。  
百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。  
この場合、要配慮者の安全確保に留意する。
- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。  
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ、必要な安全措置を講じる。  
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な設備及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、都・区・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 11 建築工事、隧道工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して安全を確認の上で時差退社させるものとする。  
ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

文京区地域防災計画 本編（平成30年度修正）

平成31年3月発行

編集発行 文京区防災会議

事務局 文京区危機管理室防災課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

☎（5803）1179（ダイヤルイン）

有償配布価格 1,130円

印刷番号 G0118029